

海外教育旅行リスクマネジメントにおける 配慮的リスクの重要性

放送大学大学院文化科学研究科文化科学専攻

博士後期課程生活健康科学プログラム

2020 年度入学

古川 彰洋

2023 年 3 月授与

目次

序章 研究の目的と方法	6
第1節 研究の目的	6
第2節 研究の方法と全体構成	6
第2章 海外教育旅行のリスクマネジメントの意義 と関連法制度	14
第1節 海外教育旅行リスクマネジメントの意義	14
第2節 日本の安全配慮義務に関する法制度	16
第1項 憲法	16
第2項 旅行業法	17
第3項 教育法	19
第4項 安全配慮義務	21
第3節 英米豪の安全配慮義務に関する法制度	22
第1項 Duty of Care (DOC)	22
第2項 DOCに関する英国の法制度	23
第3項 DOCに関する米国の法制度	24
第4項 DOCに関する豪州の法制度	25
第3章 先行研究分析と仮説	29
第1節 予備調査	29
第2節 先行研究調査	31
第3節 仮説	49
第1項 リスクへのアプローチの類型	49
第2項 仮説の定立	51

第4章	判例による仮説検証	57
第1節	安全配慮義務に関する日本の判例	57
第1項	旅行業者	58
第2項	教育	60
第3項	教育旅行	62
第4項	日本の判例による仮説検証	65
第2節	DOCに関する英米豪の判例	66
第1項	英国の判例	66
第2項	米国の判例	72
第3項	豪州の判例	79
第4項	英米豪の判例による仮説検証	84
第5章	契約による仮説検証	87
第1節	海外教育旅行契約	87
第1項	海外教育旅行の契約形態	87
第2項	プログラム実施条件による安全配慮義務	89
第3項	学校と旅行業者間の契約形態におけるリスク	90
第4項	海外の学校・研修機関の選定リスク	91
第2節	旅行契約に基づく仮説検証	92
第6章	インタビュー調査による仮説検証	97
第1節	大学	97
第2節	中高校	101
第3節	その他	103
第7章	考察	108

第1節	仮説検証の関係と総合評価	108
第2節	配慮的リスクと配慮的アプローチ	110
第3節	海外教育旅行のリスクマネジメントシステム	114
第1項	大学	115
第2項	中高校	115
第8章	研究の課題と限界	118
第1節	課題	118
第2節	限界	121
第3節	社会実装	122
終章	結語	127
付論	調査概要	136
第1節	アンケート調査	136
第1項	大学	136
第2項	旅行業者	149
第3項	その他	153
	中高校	153
第2節	インタビュー調査	156
第1項	大学	157
第2項	中高校	178
第3項	その他	185
	参考文献一覧	203
	資料編	209

既発表論文一覽	211
謝辞	212

序章 研究の目的と方法

2003 年度以降 COVID-19 流行前の 2019 年にかけて、日本人が留学や教育目的で海外に訪問・滞在する事例が増加し、増加に伴って日本人が滞在中に事故・事件に巻き込まれるケースもあとを絶たない。とりわけ海外教育旅行に参加する中学生・高校生・大学生といった若年者は、経験も浅く心身も脆弱であることから、危険に晒される可能性も高い。

他方で、わが国におけるグローバル人材の育成のためには、若年者が海外教育旅行を通じて早期に国際社会に触れる機会を得ることは極めて重要であることから、海外教育旅行におけるリスクマネジメントを徹底させ、安心して若年者が海外に訪問・滞在できる環境を整えることが何よりも肝要と考える。

したがって、本研究では、海外教育旅行に焦点をあて、そのリスクマネジメントのあり方について考察を行うものである。

本章では、本研究の目的、方法及び論文の構成、本研究の特色と独創性について述べる。

第 1 節 研究の目的

本研究は、以下の 2 つを目的とする。一つ目は、海外教育旅行に参加する学生・生徒等若年者は、未だ心身共に脆弱であり、慣れない異国の地において危険に晒される可能性が高いことから、海外教育旅行に伴うリスクとリスクマネジメントについて考察し、新たな「配慮的リスク」の重要性を明らかにすることである。二つ目は、わが国のグローバル人材の育成のためには、若年者が海外教育旅行を通じて早期に国際社会に触れる機会を得ることは教育の観点から極めて重要であることから、海外教育旅行におけるリスクマネジメントを徹底させ、若年者が安全に海外に訪問・滞在できる環境整備に貢献することである。

リスクは、目的に対する不確かさの影響¹⁾であり、リスクマネジメントは、リスクについて関係する組織を指揮統制するための調整された活動²⁾である、とリスクマネジメント理論において定義される。本研究において、海外教育旅行のリスクは、海外教育旅行の教育目的の達成に対する不確かさの影響とし、学生・生徒の安全及び生命や健康・資産ならびにその環境に望ましくない結果をもたらす可能性とし、望ましい結果をもたらすリスクも含むものとする。但し、旅行マネジメント上のリスク、例えば、交通機関の取消や旅行業者の手配ミスは含まない。また、海外教育旅行のリスクマネジメントは、海外教育旅行のリスクに関わる日本の学校、学生・生徒、海外の学校、旅行業者等海外教育旅行に関係するステークホルダ（利害関係者）によるマネジメントプロセスであり、リスクの評価と処理を講じるための調整された自主的・計画的・内発的活動である。リスクマネジメントプロセスは、リスクマネジメントの具体的な活動過程であり、リスクの分析（リスクの同定及びリスクの定性的・定量的な見積もり）、評価、リスク処理手段の選択、リスク処理の実行、リスクマネジメントの再評価からなる³⁾。リスク処理には、リスクの事前的管理と事後的管理があり、事前的管理（リスクコントロール）としてリスクの回避、防止、軽減、分散、事後的管理としての保有、移転がある⁴⁾。

また、海外教育旅行とは、学校あるいは団体が教育を目的として実施する海外旅行（旅行業法が規定する運送または宿泊の手配が伴うもので期間は問わない）であり、留学、語学研修、語学以外の研修、スポーツ交流、文化交流、ボランティア、インターンシップ等を目的とし、海外修学旅行を含むものとする。本研究で対象とする学校は、学校教育法が規定する日本の大学（一部の専門学校）及び中高校とする。海外教育の目的は、学生・生徒が主体的学習によりグローバルに視野を広げ、国際理解や語学学習を通じて、将来の日本の発展と国際関係の発展に貢献する機会を提供することである。海外教育旅行は、旅行と

¹⁾ 野口（2018）、p39

²⁾ 野口（2018）、p41

³⁾ 奈良（2017）、p102-103

⁴⁾ 奈良（2017）、p105

教育の集合であるため、学生・生徒に対する教育の質も旅行の質もともに担保されなければならないという特徴を持つ。

海外教育旅行の歴史は、古くは海外修学旅行の歴史であり、（公財）日本修学旅行協会⁵⁾によると、1896（明治 29）年に長崎商業学校が 8 泊 9 日の上海方面に行ったケースが最初である。その後、北東アジアへの修学旅行が隆盛となり、第二次世界大戦による中断を経て、戦後 1972（昭和 47）年 5 月には宮崎第一高が、同年 10 月には近江兄弟社高が、韓国へ修学旅行を実施した。1983（昭和 58）年に日本航空と日本アジア航空が、台湾・韓国・中国への修学旅行団体に対して「修学旅行特別運賃制度」を発足させたこと、さらには 1988（昭和 63）年に文部省（現文部科学省）が海外修学旅行を実質的に公認したことから、増加に拍車がかかった。近年では、海外修学旅行中の行動についても班別での公共交通利用等自由度が増しており、学生がより開かれた海外の社会を見ることができるようになっている。

海外修学旅行に加えて、国や自治体による教育のグローバル化の推進に伴い、留学や語学研修、スポーツ交流や文化交流等、語学以外の目的の海外教育旅行も増加している。日本人留学生の数は、独立行政法人日本学生支援機構の調査⁶⁾によれば、2003 年度の 15,564 人から、2009 年度には、「協定なし」（在籍校把握分）⁷⁾の日本人留学生数も含め 36,302 人になり、2018 年度には 115,146 人と過去最多を記録した。新型コロナウイルス感染症（以降、COVID-19）が流行する 2019 年度は、一時的に 107,346 人へと微減したものの、協定校留学等はここ 10 年間で 3 倍に増えている。

一方で、海外で日本人が事故事件に巻き込まれるケースも多く報告されている。外務省の 2019 年の海外邦人援護統計⁸⁾によると、総援護件数は 20,295 件、総援護人数は 21,725 人となっている。傷病による援護は 706 件で全体の 3.5%

⁵⁾ 公益財団法人日本修学旅行協会、2021、教育旅行年報データブック 2021、p46-55

⁶⁾ 独立行政法人日本学生支援機構日本人学生留学状況調査
https://www.studyinjapan.go.jp/ja/_mt/2022/03/date2020n.pdf （2022 年 5 月 25 日閲覧）

⁷⁾ 前掲書、p3

⁸⁾ 外務省 2019 年（平成 31 年/令和元年）海外邦人援護統計
https://www.anzen.mofa.go.jp/anzen_info/pdf/2019.pdf （2022 年 5 月 25 日閲覧）

しかなく、精神病 168 人、自殺・同未遂 50 人と、精神疾患に関する援護が多いことが分かる。また年齢別のデータを見ると、事故災害被害は 29 歳以下が 31 人で 50 歳以上が 64 人であり、犯罪加害は 29 歳以下が 83 人で 50 歳以上は 112 人、犯罪被害は 29 歳以下が 1,071 人で 50 歳以上が 990 人、傷病は 29 歳以下が 51 人で 50 歳以上が 470 人となっており、20 歳代以下の若者の犯罪被害が相対的に多く、海外で犯罪者に狙われていることが窺われる。

海外修学旅行に関する代表的事故の一つは、1988（昭和 63）年の高知学芸高校の海外修学旅行中に発生した上海列車事故である。生徒を乗せた列車が他の列車に衝突し、生徒 27 人及び教員 1 人が死亡する痛ましい事故であった。3 人の生徒の両親が、学校に対して、修学旅行の企画・実施に際し、説明義務違反、安全実施義務違反、損害拡大防止義務違反を含む安全義務に違反し違法行為を行い原告らの損害を発生ないし拡大させたとして訴えを起こした。1994 年高知地方裁判所は、学校の過失を認めなかったが、この事件と裁判は、その後の教育旅行関係者に安全を認識させる嚆矢となった。

こうした悲惨な事故が増加するに伴い、教育旅行に関連する法制度やルールの整備が進み、リスクマネジメントやその手法も大きく進化を遂げてきたと言える。しかしながら依然として、海外教育旅行に伴う事故や事件は生じており、特に、身体的・物理的な被害のみならず、学生・生徒が精神的な被害を蒙るケースが少なくないことは懸念すべき事実である。

学生・生徒は、主として 10 歳代から 20 歳代の若者であり、心身が脆弱でリスクに対する適応力は十分に備わっていない。多くの学生・生徒にとって海外での滞在経験は初めてとなることから、国内に比べてより多くのリスクに晒されやすい。精神的なダメージも受けやすい。さらに、海外教育旅行には、学生・生徒に加えて、送り出す側の学校や団体、保護者、旅行業者等に加え、海外渡航先の学校や団体、ホームステイ先等、関係するステークホルダ⁹⁾も多岐にわたることから、リスクマネジメントは容易ではない。また、海外教育旅行

⁹⁾ 野口（2018）は、「ある決定事項若しくは活動に影響を与え得るか、その影響を受け得るかまたはその影響を受けると認識している、個人または組織」と定義する（p42）。

は、教育と旅行という 2 つの側面を有することから、教育効果の実現と安全の担保を両立させる必要もある。このように、海外教育旅行の持つ特殊性と複雑性により、リスク対応はより複雑なものとなる。したがって、できる限り学生・生徒が事故事件に巻き込まれる可能性を減らし、万が一発生した場合においても学生・生徒の被害を最小化し、海外教育旅行の教育目的を成就させることが、何よりも重要であると考えられるものである。

こうした観点にたち、学生・生徒の生命・身体のためには、海外教育旅行特有のリスクに対してどのように対応すればよいのか、これまでどのようなリスクマネジメントが実施されてきたのか、なぜそれでも事故事件が少なくならないのか、どのようなアプローチがより有効に機能するのか、を明らかにする。

第 2 節 研究の方法と全体構成

本研究の方法は次の通りである。まず、予備調査を通じて海外教育旅行の安全に関する問題点を明らかにし、問題提起を行う。次に、その問題提起に基づいて先行研究調査を分析・整理し、海外教育旅行リスクへのアプローチの類型に分類する。その上で、リサーチクエスチョンを設定し、その因果関係に着目して仮説を定立する。その仮説について、日本及び英米豪 3 カ国の判例調査、海外教育旅行契約の調査、及び日本の学校、旅行業者、海外の学校、グローバル教育企業等に対するインタビュー調査により、検証を行う。

なお、本研究の目的とする海外教育旅行の安全に関わる概念として、安全確保、安全保護、安全保持、安全配慮、安全注意等、多数の概念が存在するが、この中から安全配慮を中心に据える。なぜならば、安全についてその範囲をより広く深く示すのは安全配慮であり、また他の安全確保、安全保護、安全保持、安全注意と共存しうる概念でもありと考えられるからである。

次に、海外教育旅行の現場となる海外において、日本の安全配慮義務に相当し、本研究の中心に据える概念としては、“Duty of Care”（以降、「DOC」と

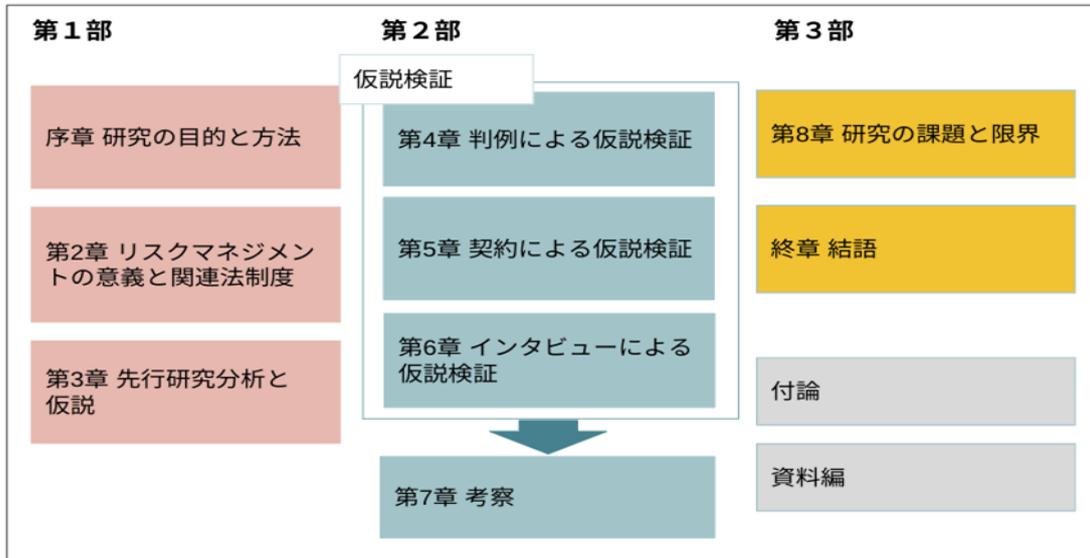
する)を使用する。日本人の留学生が多い英語圏の3ヵ国である英米豪を中心に、安全配慮義務と同一の意味で使用される概念を調べた結果¹⁰⁾、“Duty of Safety”よりも“Duty of Care”の方が頻繁に見られ、実際の関係資料においても多く使用されていたことによる。また、2021年公表されたISO31030でも定義として認められる。

論文の構成は、大きく三部からなる(図表1-1)。第一部は序章、第2章、第3章から成り立ち、序章は、本研究の目的、方法と全体構成、第2章は、リスクマネジメントの意義と関連法制度、第3章は先行研究分析と仮説である。第二部は、第一部を受けた仮説検証であり、第4章から第6章までとなる。第4章では、日本の安全配慮義務に関する判例を分析しその分析による仮説検証、及び英米豪3ヵ国のDOCに関する判例を国ごとにまとめて分析し、その上で仮説検証する。第5章では、海外教育旅行の契約調査から仮説検証を行う。第6章は、インタビュー調査による仮説検証である。日本の学校(大学及び中高校)、旅行業者、海外の学校やグローバル教育企業等、海外教育旅行に関わるステークホルダに対して実施した調査に基づく。第7章では、それまでの仮説検証結果を受け、それぞれの検証結果の関係分析及び総合評価を行う。第三部は、第8章以降終章までとなる。第8章では、研究の限界と課題を論じ、終章において、総合的なまとめを行い、本研究で明らかにした配慮的リスクと配慮的アプローチがなぜ海外教育旅行の安全確保において重要なのか、について述べる。なお、アンケート調査及びインタビュー調査の詳細は、最後付論にまとめた。

本研究は、海外教育及び海外旅行(移動)を含む海外教育旅行に参加する学生・生徒の安全のため、リスクマネジメント理論からのアプローチによる研究である。海外教育旅行の増加に伴い学生・生徒の安全リスクが増大・多様化する中で、海外教育旅行のより安全なマネジメントが求められることから、新た

¹⁰⁾ 文部科学省本人の海外留学者数
https://www.mext.go.jp/content/20220330_mxt_gakushi02-1412692-01.pdf (2022年5月25日閲覧)

図表 1-1 章立て



なリスクの概念と理論を提示するものである。本研究の特色と独創性は、大きく以下の2点にあると考える。即ち、

- (1) 海外教育旅行のリスクとして、リスクマネジメント理論に基づく「技術的なリスク」に加えて、新たな「配慮的リスク」の概念を定立すること。
- (2) 前出の配慮を基礎にしたリスクへの対応により、海外教育旅行に参加する学生・生徒のリスクを回避あるいは軽減、あるいはその影響を最小化することに繋がる配慮を基礎とした「配慮的アプローチ」の概念及び基本的手法を提示すること。

である。

詳細は、第3章第3節の仮説において述べる。

引用文献・参考文献

- (1) 國井和郎、1984、第三者惹起事故と安全配慮義務、判例タイムズ 35(20)
- (2) 國井和郎、1999、外国を旅行目的地とする主催旅行の実施中に発生したバ

ス転落事故と旅行業者の損害賠償責任、判例タイムズ 41 (26)

- (3) 奈良由美子、2017、生活リスクマネジメント、放送大学教育振興会
- (4) 野口和彦、リスクマネジメント規格活用検討会編著、2018、ISO31000 : リ
スクマネジメント解説と適用ガイド、日本規格協会
- (5) 高橋眞、1992、安全配慮義務の研究、成文堂

第 2 章 海外教育旅行のリスク マネジメントの意義と関連法制度

本章では、海外教育旅行のリスクマネジメントについて研究する意義を明確化し、第 4 章で検証する日本及び英米豪 3 ヶ国の判例の拠り所となる海外教育旅行のリスクマネジメントに関連する日本及び英米豪 3 ヶ国の法制度の概要と歴史的背景について考察する。

第 1 節 海外教育旅行リスクマネジメントの意義

海外教育旅行におけるリスクマネジメントの意義を考察するにあたり、ISO（国際標準化機構）の動向が参考になることから、COVID-19 感染流行中の 2021 年に公表された ISO31030 について概観したい。この規格¹¹⁾は、既に公表されていた ISO31000（リスクマネジメント規格）の派生として、旅行のみを対象としたリスクマネジメント規格で、ステークホルダーに旅行のリスクの好ましい影響（機会）と好ましくない影響（リスク）を考慮することを求めている。ISO31030 は、旅行に関するリスクマネジメントが有効に働くシステムとして構築され、主に、企業の出張者や駐在員を対象にしたシステムであることから、

¹¹⁾ ISO31030 Travel Risk Management - Guidance for Organizations。目的は、旅行のリスクを効果的に管理するため適切なリソースを提供することである。組織とステークホルダに対する便益は、法的または財務的リスクの軽減、組織の評判と信頼性の向上、出張等に関する健康・安全・セキュリティに対する従業員の信頼向上、組織のレジリエンスへの貢献、顧客からのサプライチェーンのセキュリティや安全対策に対する期待、持続可能な開発目標の達成である。範囲は、組織の出張者等に対し、リスク管理方法のガイダンス及び開発、実装、評価、レビューのポリシー、プログラム開発、脅威と危険の特定、機会と強み、リスク評価、予防及び緩和戦略についてのアプローチを提供することである。リスクは、目的に対する不確かさの影響であり、その効果は予測からの逸脱であり、プラスのこともマイナスのことも両者を含むこともある。機会と脅威の双方に対処、創造、結果をもたらす。

従業員に出張や駐在を命じる法人にとって重要な基準となる。もちろん、旅行者自身も自己によるリスクマネジメントを遂行することが必要である。22 の用語の定義¹²⁾の中に Duty of Care があり、「旅行者を危険及び脅威から保護するための組織の道德責任または法的要件」と定義されている。企業等組織は、世界のさまざまな地域で広範囲にビジネス展開をしているため、DOC を果たす必要が出てくる。海外教育旅行においても、学生・生徒は、海外で学習・移動・生活をするため、ISO31030 におけるリスクの外的・内的要因に直面することになる。特に、海外教育旅行に関しては、交通と宿泊に関するリスクが存在するが、交通には、学校のスクールバス利用やホストファミリーの自家用車利用が含まれ、交通手段の安全管理及び保険加入が重要となる。宿泊については、ホテルではなく学生寮やホームステイを利用することが多いため、火災・安全・セキュリティの告知、設備のみならず人的セキュリティ及び安全対策が合法かつ適切に有資格者により管理されていること、国の法規制に適合していること、十分に訓練されたスタッフにより維持管理されていること、等の確認が重要になる。

このように、リスクマネジメントの中で敢えて旅行リスクマネジメントが抽出されて規格化されたことは意義深い。旅行にかかるリスクマネジメントが近年重要性を増していることの証左といえよう。

とりわけ、海外における教育目的の旅行は、関係するステークホルダが多くリスクは多様で複雑となるうえ、対象が学生・生徒であることから自身によるリスク対応が困難である等、リスクマネジメントの重要性は非常に高いと考える。本論文が研究対象とする海外教育旅行におけるリスクマネジメントは、下記の4点から有意義であると考えられる。

- (1) 旅行者である学生・生徒が若年のため、リスクに対する備えも対処も不十分であることから、周りのステークホルダによる学生・生徒に対するリス

¹²⁾ コンピテンス、危機、危機マネジメントチーム、DOC、ハザード、インシデント、インシデントマネジメントチーム、自由時間、組織、管理下でない時間、プロバイダー、リスク、リスク評価、リスク処理、ステークホルダ、学生、脅威、旅行、旅行リスク、旅行リスクマネジメント、旅行者、勤務者の 22 の定義である。

クマネジメントが重要である。

- (2) 日本では政府によるグローバル教育の推進により海外教育旅行の増加が COVID-19 の終息後も引き続き見込まれ、世界的にもグローバル教育の推進による相互理解が求められていることから、グローバルな海外教育旅行の増加が見込まれる。
- (3) COVID-19 感染拡大により高度で厳しい安全衛生に関わるリスクマネジメントによって、日本人の学生・生徒の安全健康を確保することが求められる。
- (4) 海外教育旅行の受入れ国及び地域の人々の安全を確保するため、受入れ側の安全衛生に関わるリスクマネジメントが必要になる。

第2節 日本の安全配慮義務に関する法制度

本節では、海外教育旅行のリスクマネジメントに関連するわが国の憲法並びに教育と旅行に関する法律における安全配慮義務に関する法制度の概要と歴史的背景を分析し、第4章で検証する対象の判例の法的背景を整理・考察しておく。

第1項 憲法

国民の教育権は、憲法第26条で規定されているが、その教育権の社会権的側面として、国は、教育制度を維持し、教育条件を整備する義務を負う。この要請を受けて、教育基本法及び学校教育法等が定められ、小・中学校の義務教育を中心とする教育制度が設けられている¹³⁾。兼子は、国の任務は、プール等を含む学校施設や通学路の安全整備、環境汚染等環境の改善であり、課題は、課外クラブ等教育活動条件の悪さ、人身事故を招いている体罰、学校給食条件の不備等の条件整備等であるとし、教育行政にその積極的な働きが要求されるの

¹³⁾ 芦部 (2019)、p283-284

は予算の裏付けをもってする外的事項の条件整備であり、内的事項である教育活動は、教育の自主性を尊重しつつその真の専門性向上を助力するという控え目な態度が要求される¹⁴⁾とする。海外教育旅行においても、協定留学、修学旅行、語学研修等が学校の正式なカリキュラムに包含されて実施される場合、日本の学校は、海外の学校や教育機関で行われる教育の内的、外的事項について、安全を考慮しなければならない。

安全配慮義務は、他の義務と同様に、他の権利と衝突するという問題がある。例えば、旅行業者による安全配慮義務から派生する現地の安全についての説明義務の程度と旅行者の知る権利の衝突がある。具体的には、学校がリスク情報をどこまで学生・生徒に提供する必要があるのか、過去の事故事件のことをどこまで伝えるべきか、という点についても、学生・生徒の知る権利とのバランスを考慮することが求められる。

また、海外教育旅行のリスクマネジメントにおいては、移動の自由と学生・生徒の安全とのバランスを考慮する必要もある。例えば、学校が、学生に対して安全配慮義務を重視し外国からの帰国を強制すると、学生の教育を受ける権利や経済的自由権と抵触する可能性がある。SARS¹⁵⁾が流行した際、ある大学で教育を受ける権利と安全配慮義務の抵触があったことについては事例として後述する（第6章第1節）。

第2項 旅行業法

旅行業法は行政法規であり旅行業者を規制するものであって、第三者に対する安全配慮義務とは直接関係はないが、民事的な信義則に基づく安全配慮義務も、行政が旅行業者を通じて求める旅行の安全も、いずれも旅行の安全即ち旅行者の安全を求めるものであり、相互補完的に機能するという立場で旅行業法を論ずる。海外教育旅行は旅行であるので、旅行業を規制する旅行業法が適用される。

¹⁴⁾ 堀尾・兼子（1977）、p242-264

¹⁵⁾ 重症急性呼吸器症候群（SARS: severe acute respiratory syndrome）

現在の旅行業法は、戦後数回の改定を経て現在の内容になっているが、そこには時代背景と政策の意図がある。1952（昭和 27）年、旅行あっせん業法が旅行業法の前身として、外国人旅行客を迎える旅行業者の取締法規として、悪質斡旋業者取締のために制定された。当時の日本政府は外客誘致を政策として進めており、近年の外国人観光客誘致と同じである。

1971 年、旅行あつ旋業法は旅行業法と改められ、旅行業者取締法規から消費者保護法規へ転換する。戦後日本経済の復活と消費者運動が高まったことによるもので、この時、旅行業の登録種別を一般旅行業、国内旅行業、旅行業代理業の 3 種としたうえで、国家資格としての旅行業取扱主任者制度が設けられた。旅行業務に関する取引公正の維持、旅行の安全の確保、旅行者の利便の増進を営業所単位で管理・監督させるために、営業所毎に旅行業取扱主任者を最低 1 人以上選任することが義務付けられた。

1982（昭和 57）年旅行業法が改定され、標準旅行業約款が規定され、翌 1983 年（昭和 58）特別補償制度が導入された。特別補償制度は、旅行業者に過失がなくても、死亡・怪我の際に旅行者に見舞金や補償金を支払う無過失責任補償制度であり、日本の旅行業法に特有の補償として、本制度により一定の範囲で旅行者の安全が担保され消費者保護が図られることになった。

2004 年（平成 16）年の旅行業法改定では、法人向けの企画手配旅行契約に代わり受注型企画旅行が設けられ、旅行業者は一般消費者向けの募集型企画旅行（旧主催旅行）と同様、新たに旅程管理義務を負うこととなった。旅程管理は、旅行中の旅程を管理することにより、旅行の円滑な実施を図る債務である。企画旅行において、旅程管理、特別補償、旅程保証の 3 点セットが消費者保護として機能することとなる。さらに、安全保護措置の新設により、旅行業者の旅行者に対する保護措置の義務と権限、その保護措置に要した費用の旅行者負担が定められ、旅行業者の安全保護義務が強化された。

廣岡は「旅行者が企画旅行を利用するメリットとしては、「安全・安心」と「相対的に安価な旅行の提供」があげられるが、これらはトレードオフの関係にある。すべての企画旅行にこれらが求められることは、旅行者が前者のニー

ズを求める場合は満たされるが、後者を求める場合は相反することになる」とする¹⁶⁾。旅行業界は保険加入や自家保険によりリスク軽減を図っているが、経費増加になり旅行代金に跳ね返ることになった。旅行業務取扱管理者は10項目¹⁷⁾について管理監督責任が発生し、旅行目的地の伝染病等の流行状況及び予防法等衛生情報とその取得方法について取引条件の説明・契約書面等交付事項として規定する。

2018（平成30）年の旅行業法改定では規制緩和と規制強化が同時に行われた。上記のうち規制強化としては、旅行の安全と取引の公正確保を目的とし、2016（平成28）年発生した軽井沢スキーバス事故を受けて、総合的な安全対策として今まで旅行業登録のない国内・訪日旅行の旅行手配事業者（ランドオペレーター）を対象にした登録制度が初めて導入された。

以上見てきたように、観光庁は、旧運輸省（現国土交通省）時代から現在に至るまで一貫性を持って消費者保護を進めてきている。旅行業に関する事故事件が発生し、その結果として刑事または民事裁判が提起され、それに応じて観光庁が旅行業法制度を改定し、金銭的補償と人的措置による規制を中心に対応してきたのである。

第3項 教育法

海外教育旅行のもう一つの要素である教育に関する教育法は、教育基本法、学校教育法、学校安全衛生法等であり、学校を取り巻く数多くの法制度に基づき、学生・生徒・児童・園児または幼児が安全に教育を受けることが求められる。1947（昭和22）年、教育基本法が施行され、1958（昭和33）年、学校保健法が施行され、「学校における保健管理に関し必要な事項を定め、児童、学生・生徒及び幼児ならびに職員の健康の保持増進を図り、もって学校教育の円滑な実施とその成果の確保に資すること」が同法の目的とされた

¹⁶⁾ 廣岡裕一、2012、観光事業発展のための観光関連法制の研究、観光科学、第4号 p65-68

¹⁷⁾ ①旅行者に対して取引条件を説明すること②旅行者に対して適切な書面を交付すること③適切な広告を実施すること④旅行に関する苦情を処理すること⑤料金の揭示⑥旅行に関する計画の作成⑦旅行業約款の揭示及び据え置き⑧旅程管理措置⑨契約内容に関する明確な記録又な関係書類の保管等⑩必要な事項として観光庁長官が定める事項、である。

(但し、保健管理のみで安全管理についての記載はなかった)。

1950年代前半から後半にかけて、修学旅行中の小・中学生 100 人を含む乗客 168 人が死亡した紫雲丸汽船第三宇高丸衝突事件¹⁸⁾等、学校の課外活動中に多数の死傷者を出す集団的重大事故や死亡事故が相次いで発生した。これを受けて、学校の管理下の災害に対する給付や学校の安全に関する事業を国が実施すべきであるとの要請により、1959 (昭和 34) 年日本学校安全会法が制定され、1960 (昭和 35) 年に日本学校安全会が設立されて、災害共済給付事業が開始された。

しかし、1970 年代になっても学校の施設や環境の悪さに起因して事故事件が発生し、小中高校での死亡事故も 1960 年代から引き続き毎年約 200 件も発生した。¹⁹⁾ その後も学校の安全を脅かす事故事件が続いたことから、2009 年学校保健法が学校保健安全法に改称・改定され、その第 26 条 1 項に学校安全に関する学校の設置者の責務が規定されることになった。安全の推進に関する計画の策定・実施が義務付けられ、学校の課外活動である遠足や修学旅行においても、学校は安全に実施されるよう義務を果たさなければならなくなった。また、国家賠償法第 1 条第 1 項により、国公立学校の教職員が「公権力の行使」に当たって、安全配慮義務違反に問われた場合、国または地方公共団体が賠償することになるが、公立中学校水泳授業飛び込み事故において、「公権力の行使には公立学校における教員の教育活動も含まれる」とする初めての判決²⁰⁾ (最高裁昭和 62 年 2 月 6 日判決、判時 1232 号 100 頁、判タ 638 号 137 頁) が下され、安全配慮義務が学校における教員の教育活動にも適用されることとなった。教育における安全配慮義務の要求の高まりに対応して、法律が後追いで整備されてきたのである。

¹⁸⁾ 国土交通省海難審判所 https://www.mlit.go.jp/jmat/monoshiri/judai/30s/30s_siun_3ukoui.htm (2022 年 5 月 25 日閲覧)

¹⁹⁾ 堀尾・兼子 (1977)、p242-264

²⁰⁾ https://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail?id=70469 (2022 年 1 月 30 日閲覧)

第4項 安全配慮義務

安全配慮義務が、法制度においてどのように歴史的に位置付けられ、学生・生徒の安全が図られてきたのかを概観しておく。

安全配慮義務を日本で公式に認めたのは最高裁である。自衛隊での死亡事故による判決（昭和50年2月25日第三小法廷判決民集29巻2号143頁）により、「ある法律関係に基づいて特別な社会的接触の関係に入った当事者間において、当該法律関係の付随義務として当事者の一方または双方が相手方に対して信義則上負う義務として一般的に認められるべきもの」とされた。その後も最高裁において安全配慮義務に関わる判決が3件、1979（昭和54）年、1980（昭和55）年、1984（昭和59）年と続き、下級審でも増加した。民法上規定された契約責任と不法行為責任に加えて、新しい信義則上の付随義務（民法第1条第2項）違反による責任ということができる。教育において、対象が学生・生徒であるがゆえに、学校は何よりも学生・生徒が安全に教育を受けることができる環境を提供することを求められる。1970年代からプールやクラブ活動等での事故が発生し²¹⁾、通学中の交通事故も、通学路の安全確保がなされてきたにもかかわらず続けて発生した。給食等の食事のアレルギー対応も重要な課題である。実際に、いつの時代においても、生命、身体、健康のリスクは生じるものであり、その時代の状況と要請に応じて、学生・生徒の生命権、身体権、健康権を守っていくことが不可欠になる。

旅行においては、旅行業法第1条が旅行の安全確保を謳い、標準旅行業約款第3条が契約上の債務を規定しているが、これより広く、旅行業者には旅行契約の付随義務としての安全配慮義務がある、²²⁾とされる。従って、旅行業者は、サービス提供事業者が営業許可等法的要件を満たすこと、サービス提供事業者を事前に調査してその旅行業者の基準をクリアした事業者を選定することが、手配債務に付随する安全配慮義務に基づき求められる。また、この安全確保債

²¹⁾ 堀尾、兼子（1977）、p242-264

²²⁾ 三浦（2007）は、「判例上、旅行業者には主催旅行（現、募集型企画旅行）契約の付随義務として、安全確保債務があるとされている。これは旅行業者に限らず、一定の関係のある者の間に信義則上安全配慮義務があるとされた数多くの判例の、旅行業者と旅行者との関係への適用である。」と指摘する。p55

務は、信義則に基づく安全配慮義務を旅行業者と旅行者に適用しているため、単なる企画旅行の手配における選定責任のみならず、旅行の最初の企画段階で安全な国・地域、目的地を選んで行程を作成すること、仕入れ段階で安全なホテルや運送機関を仕入れること、旅行の募集前には事前に下見をすること、募集段階で現地の安全情報（感染症等健康に関わる情報も含む）を確認して募集することを旅行業者に求め、募集型企画旅行、いわゆるパックスツアーの催行の実施を決める際や旅行実施中も、同様の安全確保債務を求めることになる。即ち、安全配慮義務は、旅行業者の企画旅行の企画から実施まで全ステージに影響を及ぼすことができる義務ということが出来る。以上から、安全配慮義務は、教育においても旅行においても学生・生徒の安全に広範に作用する可能性があることから、安全配慮義務を海外教育旅行の安全を研究する中心概念として据えることとする。

第3節 英米豪の安全配慮義務に関する法制度

第1項 Duty of Care (DOC)

英米豪3カ国において、日本の安全配慮義務と同じ概念と考えられるDOCを中心概念とすることは前述したとおりである。海外教育旅行では、学生・生徒の安全が重要であることから、訪問先である海外相手国サイドの安全管理について日本の学校及び学生・生徒、その他のステークホルダが理解し、適切に対処することが重要になる。日本の安全配慮義務と同一の義務であれば問題ないが、同一でない場合は訪問国の安全に関する義務内容を把握したうえで、日本の学校が中心となりステークホルダが協力して対応しなければならない。

英米豪3カ国の法制度の歴史と判例を文献調査すると、安全配慮義務を包含する注意義務と考えられるDOCが多数の判例や文献で認められ、学校や教育の安全に関する義務を規定していた。以上から、英米豪3カ国では、日本語の安

全配慮義務に相当する概念として DOC が通用すると考えられる。

第 2 項 DOC に関する英国の法制度

まず、英国の法制度を概観する。英国では、法源は、憲法的法律と判例法（コモンロー）、慣習ないし慣習法であって、これらによって憲法的内容が定められているため、先進国で唯一成文憲法がない。1688 年に「権利章典」により、法の支配と国民主権が同時に確立した²³⁾。1870 年教育法が制定されたが、その後教育の安全に特化した法律の設定は見あたらない。また、1974 年労働安全健康法（Health and Safety at Work etc. Act 1974）が制定され、雇用主による勤務中の教職員に対する安全及び健康に対する責任が明記された。2018 年に教育省は、校外活動に関する健康及び安全に関するガイダンス（Guidance Health and Safety on Educational Visits）を公表し、校外活動のリスク評価、保護者からの同意書、委託先の利用、海外アドベンチャー旅行、緊急事態対応等について、学校が注意しなければならないポイントを明示した。

英国の法制度は、判例法に基づくため、DOC に関する法律が、大陸法の精神を取り入れた日本のように多く制定されることがない。従って、英国では、公正、正義、道義に反しない基本精神に基づき、判例を昇華させるとともに、各学校の学生・生徒との契約、諸規則を細かくガイドラインとしてルール化していると考えられる。学校は、こうしたガイドラインに沿って、学生・生徒に対して DOC を果たしリスク回避を図っていると想定される。

英国では、1979 年 OECD 「航空主催旅行に関する情報及び旅行者の保護に関する OECD 理事会の勧告」に従い、1992 年 ATOL（航空旅行）パック旅行規則が導入された。当時 EU の一員であった英国は、パック旅行主催者またはパック旅行販売者が債務履行責任を負うが、損害の原因が第三者である場合や、予見できず回避できない事由の場合は免責とするものである。1982 年、

²³⁾ 芦部（1992）、p33-35

「Section 13 of the Supply of Goods and Services Act」²⁴⁾により、サービス提供事業者の安全配慮義務が規定され、サービス提供契約においてサービス提供事業者が合理的な注意とスキルを持ってサービスを履行することが求められ、製造業、サービス業に限らず安全配慮義務が生じることとなった。2004年、EC航空機利用に関する補償規則ができ、2015年のATOL改定によりパック旅行及びその手配に関する指令第15条第4項²⁵⁾において、旅行業者による補償責任は制限するものの、故意過失がある場合には制限しないことが規定されたことから、旅行業者はサービス提供事業者のサービスを含む旅行サービス全体に責任を負うことになった（EUのATOLに同じ）。また、オンラインパッケージ手配についてもその適用範囲とし²⁶⁾、OTA（オンライン旅行業者）や検索連動の提供事業者を取込んで、伝統的旅行業者と同様にDOCに関する義務を課した。英国はこれまでEUの規則に従ってきたが、2020年EU離脱により少しずつ独自に規則の見直しを始め、2022年5月末、旅行パック旅行規則が微修正され、事業者でない個人が主催するツアーの参加者に対する補償はなくなった。

実際には、英国では、長い裁判の歴史があるため判例の積み重ねによる判例法によって紛争解決が図られている。

第3項 DOCに関する米国の法制度

次に、米国の憲法、教育および旅行の法制度におけるDOCについて考察する。

1776年ヴァージニアの権利章典及び独立宣言、1791年合衆国憲法権利章典によって権力分立原理が実定化された（芦部（1992）29頁）。米国の教育制度は高度に分権化されていて、それぞれの管轄範囲内で独自の教育政策を立案し実行する権限を持っている。これに基づき、公立学校の設立と運営に関する総合的権限は州に委ねられており、全米一律の学校制度は存在しない。また、カリ

²⁴⁾ 英国法務省 <https://www.legislation.gov.uk/ukpga/1982/29/section/13>（2022年6月20日閲覧）

²⁵⁾ 英国法務省 <https://www.legislation.gov.uk/uksi/1992/3288/regulation/15/made>（2022年6月20日閲覧）

²⁶⁾ 英国法務省 <https://www.legislation.gov.uk/uksi/2018/634/contents>（2022年6月20日閲覧）

キュラムを定めたり、あるいはそれ以外の多くの側面で教育管理を行うための全米一律の法的枠組も存在しない。連邦政府は教育面で重要な役割を果たしているが、いずれの教育段階においても、学校の設立や認可はもとより教育機関の管理を行うことはない。しかし、1990年連邦政府により、「犯罪意識とキャンパス安全法」が学校の安全に特化して制定され、1998年「キャンパス安全政策とキャンパス犯罪統計法（Clery Act）」に改定され、大学の犯罪情報の公開が義務付けられた。各大学がキャンパス別、犯罪別のデータを公開し、誰もがそのデータを閲覧できるのは、この法制度による。米国において大学生の安全に関わる事故事件が多数発生したことから、その防止を目的としたものと考えられる。

旅行のDOCに関する法制度は、政府が1961年、国際旅行法（International Travel Act of 1961）を制定、米国の旅行サービスの確立による経済の強化を目的とする。また、同年制定された別名の旅行法（Travel Act、18 U.S.C. § 1952）は、旅行を通じた違法行為を対象とし、特定の犯罪行為を防ぐ目的で、米国の郵便物の使用、州間の高速道路の利用及び国外旅行を禁じる。特定の犯罪行為とは、違法行為による収益の分配、ギャンブル、密造酒、麻薬取引、売春等の違法行為、恐喝、賄賂、放火やマネーロンダリング等起訴可能な行為、違法行為を助長する暴力行為である。旅行業や旅行者に直接関係する法律ではなく、具体的内容は各州ごとに決められる。

米国の国レベルでの教育及び旅行のDOCに関する法制度はほとんどなく、各州ごとの法制度及び判例の積み重ねによる判例法によって紛争解決が図られていると想定される。

第4項 DOCに関する豪州の法制度

最後に、豪州のDOCに関する法制度を概観する。豪州の憲法は、1901年英国植民地時代に制定されているが、米国と同様に成文、硬性、連邦的な内容となっている。但し、豪州は、米国とは異なり大統領制ではなく議院内閣制であり、

君主制であって共和制ではない（芦部信喜 1992、43 頁）。教育法制度は、1997 年外国人留学生に特化した「外国人留学生教育サービス法 1997 (Education Services for Overseas Students (Registration Charges) Act 1997 (ESOS) 」により、政府登録の教育サービス機関（CRICOS (Commonwealth Register of Institutions and Courses for Overseas Students)) に対し登録料を課し、2000 年「外国人留学生教育サービス法 (Education Services for Overseas Students Act 2000 (ESOS) 」により外国人留学生の誘致のための法制度の枠組みを整備した。外国人留学生に特化したこのような法律は他国ではほとんど見られず、独自のポリシーを持っており、金銭面のリスクが生じた場合留学生に補償する等、良質な留学生プログラムを提供するための施策となっている。その結果、2002 年海外からの留学生数は 161,487 人だったが、2019 年には 515,082 人と 3 倍強になっている。日本人留学生数は、2002 年 11,471 人が 2012 年 7,072 人に逆に減少し、その後日本の海外留学促進策により増えたものの 2019 年で 10,589 人であり、留学生全体に占めるシェアは 7%から 2%に減少した。

その後 2007 年、外国人向け教育サービス機関に対する外国人留学生向け教育サービス機関規則 2007 (National Code of Practice for Registration Authorities and Providers of Education and Training to Overseas Students 2007 (以降、国家規則という)) により、教育サービス機関の登録要件やコンプライアンスが強化され、海外からの留学生向けに教育研修を提供する学校等教育サービス機関の規制が導入された。国家規則を遵守しなければ、教育研修機関は登録を抹消される。国家規則は、返金条項を含む書面による合意、上訴及び苦情処理の強化等についてで、留学生にとって利点がある。教育サービス機関にとっても、延期、キャンセル等取決めにより自律性の向上のメリットがある一方、自身の代理人の活動を管理する明確な要件の設定や学生の紛争解決を支援する控訴・苦情処理の強化を求められることになった。なお、中国政府から自国の留学生の安全トラブルについて豪政府が抗議を受けたことは、第 3 章第 2 節の先行研究で紹介するが、この後も豪政府は法制度・規則の改正により、

外国人留学生の保護を図るとともに、自国の教育サービス提供事業者の支援を行う。

2012年、外国人留学生教育支援法（ESOS2012）が改定され、2018年には国家規則2007が国家規則2018に改定された。国家規則2018は、具体的な留学生向けの教育サービスを規定しており、国・州の役割と責任、教育サービス機関の責任と具体的な手続きを定め、留学生を消費者として保護することを目的とする。全15章のうち2章が学生・生徒の安全に関する内容である。特に、18歳以下の子どもに対する宿泊、サポート、生活福祉に関する教育サービス機関の責任が明記されている。子どもは、豪州の内務省が評価したオーストラリア人の保護者が面倒を見ること、見ることが出来ない場合は教育サービス機関が面倒を見ること、スタッフもホストファミリーも犯罪歴が無いこと等、細かく規定される。18歳以下の子どもは、DOCに基づいて法的規制が適用され保護されるが、18歳を過ぎると法的規制がないのは、ある程度のリスクを許容することは大学生自身の成長にとって必要だからである。後述する判例（第3章第2節）で18歳以下の子どもに対するケースがほとんどであるのは、このためだと考えられる。

以上から、豪州は2000年前後から海外留学生受入れのため独自の法制度を整備しはじめ、継続的に修正を加え海外留学生に対するサービスを向上させ、豪州留学のブランド化を図りながら、経済的メリット及び文化交流による便益を享受する施策を講じている。

旅行法制度は、1973年、ニューサウスウェールズ州で独自に旅行業登録制度が開始され、その後、同制度はノーザンテリトリーを除く全州で制定された。1996年、旅行業基金法制定により旅行業基金制度が創設され、2004年に豪州旅行法が制定された。しかし、2014年に上記の旅行業登録制度、2015年に上記の旅行業基金制度はいずれも廃止され、旅行業に特化した法制度はなくなった。旅行業は、一般のビジネス規制や消費者保護に関する連邦政府、州・準州の法制度に従い自由な競争環境に置かれ、旅行業法関連制度が国及び州・準州で廃止されたことに伴い、包括的な連邦政府の消費者保護法により消費者保護が図

られている。

ここまで、訪問する相手国の英米豪 3 カ国において、日本の安全配慮義務と同じ概念と考えられる Duty of Care (DOC) を中心概念として、日本と同様に教育、旅行における安全に関する法制度の概要と歴史的背景を分析した。同じ英語圏であってもそれぞれに特長ある法制度があることが分かった。第 4 章では、本章で考察した日本及び英米豪の法的背景を考慮しながら、判例による検証を行う。

引用文献・参考文献

- (1) 芦部信喜、1992、憲法学 I - 憲法総論、有斐閣
- (2) 芦部信喜、2019、憲法、第七版、岩波書店
- (3) 廣岡裕一、2012、観光事業発展のための観光関連法制の研究、観光科学、第 4 号 p65-68
- (4) 堀尾輝久・兼子仁、1977、教育と人権、岩波書店
- (5) 三浦雅生、1996、新・旅行業法解説、トラベルジャーナル
- (6) 三浦雅生、2007、改正・標準旅行業約款解説、自由国民社
- (7) 三浦雅生、2018、改正・標準旅行業約款解説、自由国民社

第3章 先行研究分析と仮説

第1節 予備調査

本節では、海外教育旅行のリスク及びリスクマネジメントに関する先行研究を調査するが、最初に予備調査として実施した以下の4つの調査に基づき海外教育旅行のリスクの問題点を洗い出すこととする。4つの調査とは、①海外教育旅行を経験したことのある、または現在経験中の学生に対するアンケート調査、②日本の大学、旅行業者、その他に対するアンケート調査、③留学団体向けインタビュー調査²⁷⁾、④旅行業者向けヒアリング・アンケート調査²⁸⁾である。

①のアンケート調査は、2020年初頭COVID-19が流行し始めた時期にちょうど海外留学または海外研修中であった中高校生及び大学生他13人を対象に実施した（同年6月24日から同年8月17日）ものである。COVID-19の流行拡大により予定より早く帰国したのか、どんなトラブルや困ったことが滞在中及び帰国後あったか等、基本情報を含め18項目につき質問した。現地の知人・友人・学校関係者との電話・メール等のコミュニケーションや現地で最初にサポートを提供する人（本人の状況・目的によって、留学エージェントや大学の先輩等）を事前に見つけておくことの重要性が指摘された。また、海外の学校のケアや海外の留学団体のサポートに課題があり、留学団体に問い合わせても全く情報をもらえなかった高校生や、現地の大学から帰国するかどうか自己判断しろと言われて困った大学生もいた。学生・生徒にとって危機が起こった際の情報共有及び海外の学校による学生・生徒に対するケア・サポートに課題があることが認められた。

²⁷⁾ 付論第2節第3項③留学団体を参照。

²⁸⁾ 古川彰洋・山田高人・岩切鉄兵・入澤孝之、2021、中高校の主催する海外教育旅行の安全配慮義務と健康リスクに係る研究、日本渡航医学会誌15巻2号p57-62、。調査対象は13人（営業経験5年以上）、調査期間は2020年1月6日～25日、質問項目は3つで、海外教育旅行に参加する生徒の健康管理、担当者としての対応状況、苦勞する内容についてである。（詳細は付論第1節第2項参照。）

②の日本の大学、旅行業者、その他に対するアンケート調査では、大学は、旅行業者、海外の学校による安全な海外教育旅行のための行動をほぼ期待通りと評価する。大学が旅行業者、海外の学校に対して求めるものは、迅速性、判断力・行動力、支援・協力、信頼性、関係性の順である。しかしながら、学生に対して期待通りとする大学が半数以下であり、学生の海外教育旅行リスクマネジメントに課題があると認識している。従って、大学による学生へのアプローチが重要であることが分かった。また、日本の中高校は、安全な海外教育旅行を実現するため、ステークホルダに対して、判断力・行動力、信頼・信用、支援・協力が必要としており、旅行業者は、学校及び学生・生徒のため、安全配慮義務により海外教育旅行のリスクマネジメントを遂行していることが認められた。

また、③のインタビュー調査により、対象となる留学団体では、現地ボランティアが、担当する中高校生の留學生活の状況にかかわらず、必ず月に一回は留学生にコンタクトし留學の状況を確認することが全世界でルール化され、子どものケアが徹底されていることが分かった。これは、子どものホームステイや学校生活が外見上うまくいっているように見えたとしても、急にホストファミリーから追い出されたりする等、問題が起こりうるからとのことである。何もなくてもケアしコミュニケーションを図る配慮が認められた。

また、④の旅行業者へのヒアリング・アンケート調査から、旅行業者は、中高校生の健康リスクはインフルエンザを始め多くあり、特に複雑化するアレルギー対応において関係先へ個人情報を提供するため、学校と生徒の間に入り個人情報保護に留意しながら日本出発から現地滞在中の食事のアレルギー対応をし生徒のケアやサポートをしているものの、時間と労力がかかりすぎており、人的ミスによる個人情報漏洩の可能性や労働安全上の課題があることが分かった。

以上の予備調査から、海外教育旅行に伴うリスクに関して、主要ステークホルダのうち、日本の学校及び海外の学校が、学生・生徒との間でリスク情報の提供・共有及びコミュニケーションに課題があること、日本の学校、海外の学

校、旅行業者は、配慮の内容や方法に課題があることが認められた。海外教育旅行には安全上のリスクがつきものであり、学生・生徒をはじめステークホルダーが問題解決に向けて努力しているが、その現状を改善するため以下問題提起する。

- (1) 日本の大学及び中高校、旅行業者、英米豪3カ国の学校は、どのように学生・生徒とリスクコミュニケーション²⁹⁾をとって海外教育旅行のリスクに対応しているのか。
- (2) 日本の大学及び中高校、旅行業者、英米豪3カ国の学校は、海外教育旅行のリスクについて、誰がいつどのように学生・生徒に対しケア、サポート、配慮をしているのか。

第2節 先行研究調査

前節で示した2つの問題提起について、先行研究で明らかになっているのかどうか、明らかになっている場合、どこまでどのような点が明らかになっているかについて、リスクマネジメント理論に基づき先行研究の特色について整理・分析する。

まず、国内論文はCiNii³⁰⁾によって、「海外教育旅行」、「海外修学旅行」、「留学」、「海外研修旅行」という海外教育旅行に関わる用語と、「リスク」、「危機」、「安全」というリスクマネジメントに関わる用語を掛け合わせて論文を検索した。その結果、留学に関する論文は極めて多く、その他の

²⁹⁾ 奈良 (2017) は「あるリスクについて直接間接に関係する人々が、リスクの存在や形態、深刻さ、受け入れ可能性について情報や意見を交換する相互作用プロセス」と定義する。p101

³⁰⁾ 国立情報学研究所(NII)が運営する論文、図書・雑誌や博士論文等の学術情報が検索できるデータベースサービス

海外教育旅行、海外修学旅行、海外研修旅行に関する論文は少なかった。その中からタイトルに「海外教育旅行」、「海外修学旅行」、「留学」、「海外研修旅行」、そしてリスク用語として、「リスク」、「危機」、「安全」が含まれ、海外教育旅行のリスクについて重点的に研究されている16の論文について分析した。そのうち、本研究と直接関係ない論文を除く11の論文について分析した。国内の論文は、日本人の海外教育旅行のリスクマネジメントに関する論文よりも、日本へ来る外国人留学生のリスクマネジメントに関する論文が多い。海外から外国人留学生の受入れが増加しているとともに、トラブルが多くなっているためと考えられる。個々の論文について調査分析した結果、4つの類型に大きく分類できることが分かった。

まず、正宗は、首都圏に居住している一般の外国人48人に対するインタビュー調査により、東日本大震災の1ヵ月後、2ヵ月後の48人の情報収集行動やコミュニケーション行動の実態を明らかにし、緊急時に大学が取るべき対策や事前の指導方法を考察した³¹⁾。外国人が期待する震災対策として、言語を問わず正確で迅速な被害情報・避難指示を一番に挙げ³²⁾、また、携帯電話の発信制限や災害伝言板についてすべての回答者が認知しておらず、外国人や留学生に対し十分な周知が必要³³⁾とする。

阿波村は、国立大学法人81大学の各校の受入れ留学生に対する東日本大震災時の対応状況に関する質問・回答事項について、2011年度留学生センター長・国際担当者会議で照合された初動態勢、担当部署、安否確認、多言語対応等を分析した³⁴⁾。教訓として一つ目は、危機に遭遇した場合の初動体制の問題点、具体的には対策本部の設置基準、陣容、指揮命令系統、いわゆるガバナンスの問題があること、二つ目は、危機管理体制で必要とされるインフラの稼働可能性、即ち想定外の事象にそのインフラが耐えうるかどうかという点、三つ

³¹⁾ 正宗鈴香、2013、東日本大震災における外国人・留学生の情報収集活動とコミュニケーション行動：対面インタビューから見てきた大学における危機管理対策、麗沢大学紀要97、同p64

³²⁾ 前掲書p80

³³⁾ 前掲書p72

³⁴⁾ 阿波村稔、2012、留学生交流と大学の危機管理:3.11大震災における国立大学の対応と今後の課題、新潟大学国際センター紀要(8)、p93-100

目は、全学の留学生の危機管理を司どる部署（学務部門あるいは国際部門）の役割について時系列で課題があること、を指摘する。誰のための危機管理か、大学は災害時に誰に対して責任を負うのか、大学の意識について考察した³⁵⁾。国立大学法人は、形式的な危機管理マニュアル、危機管理室等の組織はあるものの、災害が発生した場合、特に留学生向けの対応について国際部門の役割分担が明確にされていない現状がある³⁶⁾。規範・ルールは基本として重要であり、大学は、自己責任の原則に基づいて学生と組織を守らなければならない³⁷⁾と危機管理の重要性を指摘する。

次に、平田³⁸⁾は、大学の「Study Abroad」委員として対応した「Study Abroad」科目について、出発前オリエンテーションから海外研修中に直面した問題を取りあげ、現在実施している研修のアプローチに新たな視点を加えた。中期留学プログラム（40日から55日間）に参加する大学生の事前研修、留学中及び留学後の対応を2年間観察した。「Study Abroad」委員、上級生ボランティア、そして旅行会社による現地の情報提供があり、国際交流センター主催で民間企業が提供する危機管理セミナーの参加も課せられる。危機管理のオリエンテーションでは、パーティーや人の集まる場所では飲み物はみずから買い、手を離さないこと、一度開封した痕跡のあるものは飲まないことを指導する。しかし、どのような危険につながるかという点の明言は避ける。性交渉における「コンセント（同意）」について北米では20歳前後の学生であればだれでも知っているリスクマネジメントのスキルであるが、それも教えない。また、帰国後、学生が事実について語らない傾向が確認され、それはあたかも美しくなくてはならない留学体験の汚点から目をそらすような行動と解釈する。

以上、3者の研究から、留学に関する危機管理に関しては、リスクマネジメント理論に基づいて、リスク情報を正確に提供し、安否確認のシステムも導入

³⁵⁾ 前掲書 p93

³⁶⁾ 前掲書 p97

³⁷⁾ 前掲書 p98

³⁸⁾ 平田亜紀、2020、海外留学に係る研修内容に関する考察：事前研修、危機管理、支援の実践現場から、愛知淑徳大学論集(4), p46-49

しながら、危機管理、リスクマネジメントをしていることが分かった。しかしながら、大学側がリスクの事実を学生に提供しなかったり、逆に学生側も事実を提供しないことがあることから、技術的なリスクマネジメントは行われているものの、実質的なリスク回避、軽減にはなっていない可能性が示唆された。

次に、松井は、大学の自分の授業「学校安全」を受ける中国人留学生と日本人学生に大学の安全について自由感想文を書かせて、それぞれの考え方を理解することで、今後外国人学生の増加に対応して、危機管理指導の在り方を探る³⁹⁾。中国人学生は、道徳的な感情だけで命や危機管理について語ることはなく、知識や技能等の基盤が重要である。中国人と日本人の危機管理についての意識や方法の相違が認識でき⁴⁰⁾、大学教員にとって文化・社会の相違とその理解がリスクマネジメント教育において重要であると指摘する。豪政府はこの事件の前後から、外国人留学生の対する法制度・規則の改正により中国人に限らず外国人留学生の安全を含む保護を図っているのは前述した（第2章第3節第4項）。

また、岡は、自身が勤務する大学の留学生相談室で留学生から相談を受けた事例について、教職員向け研修で相談事例の紹介を行い、留学生のリスクに対応することを促した。海外教育旅行を担当する教職員にとって事例紹介の有効性が確認され、留学生相談室の存在意義が認められる結果となり、留学相談室の活動の啓蒙になった。留学生の相談内容は、アカハラ、セクハラ、いじめ、つきまとい、近隣の悪徳歯医者、研究によるプレッシャー等である⁴¹⁾。留学生自身に起因しないトラブルや大学側の原因によるトラブルが多く発生しているため、教職員は、留学生の文化と日本文化に相違があることを理解した上で、コミュニケーションを取ることが重要であると指摘する。

正宗の研究以降、岡までの5つの先行研究は、海外教育旅行に関わるステークホルダが基本に忠実にリスクマネジメントプロセスを遂行するリスクを対象

³⁹⁾ 松井典夫、2019、教職志望学生が危機管理意識の国際的な相違を認識することの有効性に関する考察：「学校安全」における留学生と日本人学生の学びの比較から、奈良学園大学紀要10、p113

⁴⁰⁾ 前掲書 p 115

⁴¹⁾ 岡益巳、2014、留学生の危機対応をテーマとした教職員向け研修のあり方：岡山大学における実践を基に、広島大学国際センター紀要(4)、p28-42

として研究している。このような技術や知識によってリスクを回避あるいは軽減することが可能なリスクを「技術的リスク」と命名し、このリスクへの対応を「技術的アプローチ」と定義する。「技術的リスク」への対応は、リスクマネジメント理論に基づきルールを定め、それに則してリスクに対処し、海外教育旅行のリスクを回避・軽減するものである。

また、平田と松井の研究は、学生及び教職員の教育へのアプローチに関するもので、教職員に起因するリスクが多く発生しているため、事例に基づき教職員に注意を喚起している。学校においてリスクが学生、教職員を問わず生じており、そのリスクに対処するため学生及び教職員に対し教育することでリスクマネジメントを徹底し、大学及び学生、教職員のリスクを軽減させる「教育的アプローチ」と命名する。

次に、瀬口らは、交通事故により大怪我をし、その後死亡したイスラム教国の留学生の家族に対して、自身が教育的援助者として中心的に対応したことにつき危機管理モデルから検証した。その留学生の新妻や両親には過酷な事実を伝えないというのが留学生の出身国の習慣であるとされたが、大学は事実を家族に知らせたほうがよいと判断し同国人の留学生らと話し合い、留学生らは総合的に判断し納得し、その留学生の家族に連絡することになった。その際、瀬口自身は、家族への思いやり・配慮から同国人学生たちのアドバイスに従い対応し、その時同国人学生の立場、同国の文化への配慮の重要性を深く感じた⁴²⁾。通訳を担当した学生は、日本人のコミュニケーションのプロセスを理解していたが、文化的差異の問題だけではない言葉の意味にズレが生じたため、他の留学生に真意が伝わらなくなった⁴³⁾ところ、同国人医師が通訳を通さず医師の言葉による留学生への説明は非常に説得力を発揮した⁴⁴⁾。ソーシャルサポートのない、または少ない留学生に対して人道的な立場から行動と支援の必要があり、大学とボランティアグループとの関係の中で「連携と協働」、「協働か

⁴²⁾ 瀬口郁子・河合成雄、2003、留学生の危機的状況における教育的援助者の視点—交通事故事例からの一考察、神戸大学留学生センター紀要 (9)、p86-87

⁴³⁾ 前掲書 p88

⁴⁴⁾ 前掲書 p89-90

ら信頼」、「信頼の構築」が図られながら、学内資源・学外資源・後方資源の3者による「連携と協働」がうまく機能した⁴⁵⁾。また、異文化理解の視点では、相手文化を尊重し相手の気持ちに気長に寄り沿う形で留学生の感情のサポートを行い、それが残された家族への心のケアにもつながった。異国での学生の死という家族の代償はあまりに大きかったが、関係者が最善を尽くすことで文化の差異が埋まり、互いの信頼関係へと発展した⁴⁶⁾。

大学は、対策委員会の設置による危機管理対応体制を構築し、教職員らが相手国の文化を尊重しながら当該留学生の容態について仲間の留学生や家族に情報提供しながら、ここで示した技術的アプローチにより対応しようとした。しかし、言葉の意味のズレが生じ病状に関する理解が不足したため、両国のコミュニケーションプロセスの相違を理解しつつ、大学及び留学生らが留学生の家族への配慮をもって対応したところ、文化の差異から生じるズレが埋まり信頼関係に発展した事例である。死を待つしかないという事実を伝えるのか伝えないのかということ、相手国の文化に配慮した対応が必要なこと、伝えるにしても配慮のあるリスクコミュニケーションが重要であること、が認められる。技術的リスクに追加して配慮をもって対応したことで信頼関係に結びついた。当初、両国間のコミュニケーションプロセスに違いがあったが、同国医師の言葉により大学側と留学生側間の相互のインフォーマルなリスクコミュニケーションが機能したことによる成果だと考えられる。

西浦は、甲南大学学生相談室の担当として、COVID-19 感染拡大下で留学生対応について考察を行った。他大学では相談室を閉鎖または対面での面接をほとんど中止したにもかかわらず、西浦は、対面での面接を続け COVID-19 の流行のため従来とは異なる形で留学生へ心理・社会支援をした⁴⁷⁾。学生相談室をずっと開室しつづけたことの意義は大きく、留学生にとってもカウンセラーは精神的・物理的な大きな支えとなり、西浦と学生相談室に感謝を述べる学生が多数

⁴⁵⁾ 前掲書 p81-82

⁴⁶⁾ 前掲書 p92-93

⁴⁷⁾ 西浦太郎、2021、危機状況・パンデミック下での留学生とのカウンセリング・コミュニケーションに関する一考察—新型コロナウイルス (COVID-19) 感染症が留学生の相談体制に与えた影響とその対策から一、甲南大学学生相談室紀要(28), p49

いた。開室にあたり大学を含めた周囲の理解や信頼も不可欠であり、日頃から周囲との信頼関係があったことが役立った。また、相談室の実績が問われた⁴⁸⁾。危機管理状況下では、留学生の内面だけではなく、外的な現実面へのサポートや支援・ケアが重要であり、しっかりと留学生を支えることにより、学生との間に以前よりも深い信頼関係が生じ、本人に変化が生じる場合がある⁴⁹⁾。対面での面接では、相手の様子を見ながら直接、口頭で説明し、懸念事項と一緒に検討することができることが大きい。学生の発するさまざまな有形・無形のメッセージを受けることができるからである。留学生に対するサポート・支援・ケアがリアルにかつ母国への帰国前まで行われ、自分が日本で大切に扱われた体験と日本への好印象を抱く機会を提供した。またカウンセリングでのリスクコミュニケーションの方法や手段を見直し工夫した。大学による教員以外のスタッフによる学生への配慮とフォーマル・インフォーマルの両特性を持ったリスクコミュニケーションの重要性を示すものと考えられる。

この2つの事例は、海外教育を受ける学生の家族や周りの学生に対して、その国の言葉や文化、生活習慣等に配慮しなければ軽減あるいは除去できないリスクが存在し、日本の大学および関係者がきめ細やかなリスクコミュニケーションにより相手に配慮しながらリスク対応できたことが認められた。本人だけではなく、学内はもちろん、学外、後方資源まで投入して対応したことがリスク軽減につながったと言える。海外教育旅行は、海外の文化や生活習慣が異なるため、その時々状況に応じて柔軟に対応する配慮がないとリスクの軽減が難しいと推察できる。ここで、このように配慮によって軽減することができるリスクを「配慮的リスク」と命名し、配慮をもってリスクに対応するアプローチを「配慮的アプローチ」と定義する。詳細については後述する。

次に、前田らは、日本で若年重症心不全を発症したミャンマー人留学生に対し、家族危機モデルにより、患者ならびに家族の意思を反映した看護・チーム医療の評価、家族支援（意思決定支援）の課題を明らかにした。家族への情報

⁴⁸⁾ 前掲書 p54

⁴⁹⁾ 前掲書 p55

提供、意思決定支援により、看護介入を行い、母親との信頼関係構築に努めた。難しい通訳をすることになる通訳者へ感謝を伝え、看護師を含む関係者が母親へ関わっていくことで母親はコミュニケーションを取るようになった⁵⁰⁾。当事者だけではないステークホルダによる信頼関係構築が重要であり、母親との信頼関係が構築でき、主治医とも連携がとれ、統一した医療の提供ができた。信頼関係が構築されたうえでのケアは、家族危機モデルの現存資源に当たる⁵¹⁾。当事者である家族とステークホルダとの間の誠意と敬意のある信頼関係と連携により、リスクコミュニケーションが図られ、外国人留学生の患者の重大な病気のケアができたものと考えられる。技術的リスクに対するリスクマネジメントによる規範的な対応と考えられ、家族とのリスクコミュニケーションによる配慮的リスクへの対応も認められた。

また、刈間は、日米の大学における安全衛生管理と安全衛生教育の相違について明らかにした。米国で研究に従事する日本人研究者及び留学生はどのように相違を感じているのかを知るために、米国内の12大学にいる化学系及びバイオ系の日本人研究者・留学生のうち米国滞在期間が10年未満の52人に対し調査票を用いたインタビュー調査を行った⁵²⁾。米国の研究室では、研究者や学生が自主的に課題を指摘しあい、安全を確保しようとする雰囲気がある。また、安全に関して監督するだけでなく、実験がやりやすいように助言（アドバイス）も与えてくれる。これによって安全文化が醸成されていくものになる。また、米国の研究室は、州や郡、関係機関による視察が頻繁にあり、安全規制に対する公権力の強さを感じるとともに、それが安全衛生管理に積極的に取り組まなければならない動機になっている⁵³⁾。以上から、米国の大学では、規範・ルールによる安全への動機づけによる技術的なリスクマネジメント、安全管理が図られるとともに、学生が自主的にお互いに危険につき指摘しあうインフォ

⁵⁰⁾ 前田友佳、2018、若年重症心不全を来した外国人留学生と家族への看護介入を振り返って～家族危機モデルを使用した考察～、福岡赤十字看護研究会集録 56(32), p9-11

⁵¹⁾ 前掲書 p11

⁵²⁾ 刈間理介、2012、在米日本人研究者・留学生を対象とした日米の大学の安全衛生管理と安全衛生教育の相違に関するインタビュー調査、環境と安全 3(2)、p105

⁵³⁾ 前掲書 p115-117

フォーマルなコミュニケーションと共に配慮のある関係も認められた。

この 2 つの先行研究は、技術的アプローチを基本としながら、配慮的アプローチの特徴であるインフォーマルなリスクコミュニケーションが一部認められるので、技術的アプローチに配慮的アプローチが加えられたものと言える。

次に、古川は、安全配慮義務に基づく危機管理の重要性を指摘する。中高校が主催する海外教育旅行の安全配慮義務に関わって、旅行業者が健康に関わる対応で苦慮していることを学校及び旅行業者社員へのアンケート・ヒアリングにより明らかにする。旅行業が安全配慮義務を果たしていくために、旅行業としての規範性が必要であり、そのために現行の旅行業法の改定が必要になるとする。そうすれば、旅行業者の危機管理の知見が学校の安全管理につながり、関係者が事故・事件を予見し、大きな事故・事件に巻き込まれないようにできる⁵⁴⁾。国際交流担当の教職員は危機意識を持っているため、旅行業者には、その危機意識を払しょくし、安全配慮義務を達成する具体的な課題解決手段の提供が求められる⁵⁵⁾。例えば、生徒のアレルギー対応では、該当する生徒の個人情報である食事のアレルギー情報が正確かつ効率的に宿泊施設や食事個所等海外の関係先に伝えられ、生徒の希望する食事が確実に手配できることが重要である。学校及び教職員の安全配慮義務・安全対策が重要であり、旅行業者の安全意識にも課題がある⁵⁶⁾。参加する学生・生徒は、安全に関して一定の責任を果たすことが海外教育旅行の発展に重要である⁵⁷⁾とする。

同様に、池野は、大学の派遣留学における安全配慮義務を指摘し、海外留学生安全対策協議会のサービスを利用した日本の大学の日本人留学生のトラブルや相談事例を分析した⁵⁸⁾。日本の JICA（独立行政法人国際協力機構）が考える安全対策は、脅威情報の収集、分析、共有、関係者の行動規範、危機管理意識

⁵⁴⁾ 古川彰洋・山田高人・岩切鉄兵・入澤孝之、2021、中高校の主催する海外教育旅行の安全配慮義務と健康リスクに係る研究、日本渡航医学会誌 Vol. 15, No. 2、p57

⁵⁵⁾ 前掲書 p54

⁵⁶⁾ 前掲書 p51

⁵⁷⁾ 前掲書 p58

⁵⁸⁾ 池野健一、2019、大学の派遣留学における安全配慮義務に関する考察、日本国際観光学会論文集 26(0), p137-142

の向上等⁵⁹⁾である。協議会に相談のあった実際のトラブル事例として、医療、窃盗、ホームステイ先・寮での問題、障害被害、ストーカー相談等のデータが紹介されている⁶⁰⁾。学外の間やネットワークの助けが必要と思われるとし、大学と旅行業者間に何らかの連絡網や、協議する場を設ける等、包括的な安全対策の確立を提言する⁶¹⁾。

この他、旅行業者の安全配慮義務にフォーカスした論文がいくつか認められた。鈴木は、旅行業法に安全確保義務も安全配慮義務も記載がないことを引用したうえで、旅行業者の方針、責任所在、責任部署・担当者の不明確さと、会社、組織、人それぞれのレベルでの課題を指摘している。旅行業者による危機管理体制の構築、外務省の海外安全情報（当時は海外危険情報）の積極的な開示等、旅行業者と消費者の軸での改善策及び旅行業者の社会的責任を提言した⁶²⁾。

また、山田は、1937年から2013年までの旅行事故に関する判例11件を分析した。旅行業者の「安全確保義務」概念の意義を明らかにし、この義務は信義則上の義務である以上、その実質的根拠が問われるが、この義務を「危険責任」原理によって基礎づける。訴訟において義務の内容を特定し、かつ義務違反に該当する事実を主張・立証する責任は旅行者側にあり、それ自体は抽象的な概念であるため、旅行者側がその具体的な内容の提示を行う。募集型企画旅行の事故をめぐる裁判例を分析し、旅行行程の設定、サービス提供者の選定、情報提供、旅程管理という4つの場面における過失の認定基準を抽出し、過失認定に消極的な裁判所の傾向と安全確保義務の運用に関わる問題点を指摘している。安全確保義務の抽象性、現状のもとでの旅行業者の責任の厳格化、を厳しく指摘し、旅行業者の安全確保義務は十分でないと論じる。製造物責任法と違い、過失が規範的要件でないことが課題であり、旅行業者は、主催旅行（現企画旅行）が備えるべき安全性の諸基準を総括する機能を持つ安全確保義務及

⁵⁹⁾ 前掲書 p139

⁶⁰⁾ 前掲書 p140

⁶¹⁾ 前掲書 p141

⁶²⁾ 鈴木勝、2001、国際トラベルビジネスにおける危機管理、大阪明浄大学紀要第1号、p61-70

び事後の安全性のみならずより積極的に安全性を確保する役割を担うべきであると指摘する⁶³⁾。

中里は、企画旅行の請負性について、手配旅行との関係により一定程度認められるが、現行の旅行業法や約款の規定から考えた場合、第一次的に旅行業者が請負人に類似した責任を負っているとするのは妥当でなく、無名契約たる旅行契約のどの場面において請負性が認められるのかを明らかにした⁶⁴⁾。裁判例により、旅行業者に旅程管理に関する一定程度の責任が認められ、企画旅行の企画性の中に請負人に類似した責任が予定されているとみられるとする。この見解に異論はないが、この請負制の考え方が敷衍されると、旅行業者は第一次的にサービス提供者（バス会社やホテル等）と同一の責任を持たされ、旅行業者に相当な費用負担が必要になると考える。

古川から中里までの 5 つの先行研究は、安全配慮義務について焦点をあてており、安全配慮義務による安全の適用範囲の拡大が認められる。これらを、他者への義務として法制度により規定される信義則に基づく安全配慮義務によりリスクへの対応を図る「安全配慮義務アプローチ」と呼ぶことにする。

次に、海外の論文を分析した。Web of Science⁶⁵⁾により、英米豪 3 カ国に限定せず検索し、教育旅行、海外教育旅行に当たる用語、Educational Tour/Travel/Trip、International School Trip、Study Abroad、International Study Tour/Travel/Trip、International Students を対象とし、リスク用語として Risk、それに加えて安全に関わる Safety、Duty of Care を、全文及びタイトルでそれぞれ掛け合わせて論文を調べた。海外教育旅行のリスクについて重点的に研究されている 12 論文について分析し、本研究と直接関係のない 2 論文を除き 10 論文を抽出した。その他 3 論文を追加し合わせて 13 論文のうち、米国のものは 7 件で、すべてが米国人の留学生関連であり、対象リスクは、旅行健康リスク 2 件、性行動リスク 2 件、全般的な留学リスク、行

⁶³⁾ 山田希、2014、旅行中の事故と旅行業者の安全確保義務—「危険責任」原理に基づく責任の正当化と用上の諸問題、名古屋大学法政論集 254、p695-722

⁶⁴⁾ 中里真、2010、旅行契約における旅行業者の責任に関する一試論、秋田法学 51 号、p61-84

⁶⁵⁾ クラリベイト（旧トムソン・ロイター）が提供する世界最大級のオンライン学術データベース

動保健上の健康リスク、安全衛生リスクがそれぞれ1件ずつである。米国の研究者の論文には、自身の大学を含む大学生の留学リスク、大学のDOCに関するものが多い。また、全13論文のうち4件は、自国民以外の他国の学生の海外教育旅行のリスクマネジメントに関するものであり、海外からの学生の誘致に積極的な豪州が2件、日本、韓国がそれぞれ1件である。これらの国では、米国とは異なり、研究者が海外からの留学生のリスクマネジメントに関心を持っていることがわかる。全13論文について、国内論文のリスクへの4つのアプローチの類型を基準にしながら、同様に類型化する。

まず、Kirstenらは、豪州へ来る外国人留学生のビーチ（海、湖沼、河川）での事故が多く、そのリスクを軽減するため、留学生に知識を与える教育の効果を実証的に示した。豪州の約11,000のビーチのうちライフセーバーがいるビーチは約4%で、またいたとしてもライフセーバーがいない時期や時間があり、リスクの高いシナリオになりえる。外国人留学生は、遊泳ができる場所が赤と黄色のフラッグのついたポールの間であることを知らず、離岸流やサメ・クラゲ等豪州特有のビーチの危険についても知らない。もちろん、地元自治体は、看板やパンフレット等の方法による周知はしているが、その限界を示唆する。豪州の大学にとって海外からの留学生の安全・健康は重要な関心事である。海外からの留学生に対してビーチの安全情報を提供することが重要であり、そのためには入国前に航空機内でビデオ視聴、入国直後にパンフレット提供が有効とする。⁶⁶⁾ リスクマネジメント理論に基づく情報の提供・共有、コミュニケーションに言及するが、技術的リスクへの対応で留まっていると考えられる。

Yamakawaらは、短期留学プログラムに参加する日本人大学生の健康マネジメントに重要な3項目としての、情報収集、ワクチン接種、メディカルキット準備について、実施率を調査した。それぞれ17.5%、8.0%、68.9%であったが、性別、留学先への旅行経験、親が医療従事者であること及び病気の有無が、健康

⁶⁶⁾ Clifford M. Kirsten, Brander W. Robert, Trimble S. & Houser C., 2018, Beach safety knowledge of visiting international study abroad to Australia, *Tourism Management* 69, p487-497,

マネジメント行動と有意に関係することが示唆された。大学の学生に対する介入により、学生が健康に関する情報を得て行動につながる健康リスクマネジメントが重要である⁶⁷⁾とする。

Hartjes⁶⁸⁾らは、米国人留学生の旅行の健康リスクの認知と予防行動についてWEB調査で明らかにした。学生は、海外研修に初めて出かけると3大リスクの胃腸炎、性感染症、メンタルヘルスを経験するが、その経験によりリスク認知が変わり、次には事前準備をしたり海外で支援を受けるように自分で注意するようになる。大学生の旅行前、旅行中、旅行後の3段階のプロセスでのリスク認知と行動について調査し、体験学習により構造化された情報は、行動に作用し、脳の認知及び感情領域での相互作用により自分のものになる。予防できる自己効力感、即ち行動に自信ができると、リスクに対する予防行動のエンゲージメント（深い関わり合いや思い入れ）になる⁶⁹⁾。また、渡航医学の知識と予防行動との間にギャップがあり、そのギャップが危険な結果をもたらす可能性がある。それは、リスク認知が低く旅行ガイドブックを信頼し自己効力感が増している時であり、渡航医学教育の大きな課題とする。学生による自己管理モデルは、過去の海外旅行経験が、認知及び感情による健康観表現に影響する⁷⁰⁾。学生は、健康リスクの情報提供により知識を得ると、リスクマネジメント行動につながるとする。

当該論文は、理論を実践で活かす方法が示唆されていなかったが、別の論文⁷¹⁾は、大学生のマラリアのリスク軽減を図るコンピュータゲームの開発により実践に活かそうとする。学生のゲーム参加前のマラリアの知識とリスク認知レベルは最低であったが、ゲーム参加後は過去の旅行経験によらず、学生の知識と

⁶⁷⁾ Yamakawa Michiyo, Tanaka Yuko & Sasai Megumi, 2019, Health risk management behaviors and related factors among Japanese university students participating in short-term study abroad programs, *Journal of Infection and Chemotherapy* Vol.25 Issue 11, p866-872,

⁶⁸⁾ Hartjes B. Laurie, Baumann C. Linda & Henriques B. Jeffery, 2009, Travel health risk perceptions and prevention behaviors of US study abroad students, *Journal of Travel Medicine*, Volume 16, Issue 5, p338-343

⁶⁹⁾ *Ibid.*, p339

⁷⁰⁾ *Ibid.*, p342

⁷¹⁾ Hartjes B. Laurie & Baumann C. Linda, 2012, Evaluation of a Web-Based Malaria Risk Reduction Game for Study Abroad Students, p403-415

認知は顕著に上がった。本論文は、認知及び感情の表現が人の健康の脅威に影響を与える SRM と呼ばれる情報処理モデルを採用した。健康への脅威は、外部及び具体的・知覚的経験に基づく情報源によるが、一般的に健康の脅威に対する感受性及びその重大性、行動の便益と悪影響を考慮する動機が、人のリスク行動を規定する。一般的に、感情に訴える情報が信念と行動の変化を引き出すことがある。また、学習者は、SRM モデルにより認知行動により最も明白な情報を選択し論理的な枠組みを組織化できると、新しい情報が記憶に統合され、正確な知識と意識が、学生のリスク軽減の行動を意識づける原動力になる。WEB 学習を補助する学習後のフィードバック戦略のデザインにより健康教育の専門家が作成したゲームは、学生のリスク認知と学習を促すことから優れているとする。両論文において、知識と教育が行動を促し、経験があらたな知識と教育、そして新たな行動に繋がり、学生による学習の動機づけとして、ゲームが有効であるとする。以上から、学生のリスク認知によりリスク行動が誘導され、理論的かつ技術的にリスクマネジメントが遂行されるアプローチが認められた。

Gómez は、東日本大震災時の東北大学の留学生の反応を、主に 2011 年 8 月に実施したアンケートと学生やその他のステークホルダへのフォローアップインタビューで調査した。留学生にとって、災害危機発生時の情報収集及び災害準備の課題があり、留学生は危機発生時に家族等からの二次情報を信頼し、情報の迅速性、信頼できる情報源、そして情報に課題であった⁷²⁾と指摘する。また、大学が危機時に備えて留学生のリスクマネジメントに責任を持つこと、地震直後の留学生の研究を後押しすること、また留学生が地域の人と関係性や留学生同士の絆を持っていること、が重要とする。具体的に取り組むべき方策は今後の検討課題と考えている。

Barr は、ある米国の大学の専門職員が、学部学生の短期留学が増加し自由行動中のリスクが増大するため、学生の短期留学を支援し学生の体験を実りある

⁷²⁾ Gómez A. Oscar, 2013, Lessons from international students' reaction to the 2011 Great East Japan Earthquake: The case of the school of engineering at Tohoku University International Journal of Disaster Risk Science 4(3), p146-147

ものにしなから、同時にリスクがないようにすることを理論として提示し、教員と職員の協力の重要性を示した。その理論とは、海外留学担当の職員と学生との継続的なコミュニケーション、相互関係、相互理解であり、これらが効果的かつ効果的に学生のリスクマネジメントの課題に作用する⁷³⁾。職職員の協力による技術的リスクマネジメントは実践されており、詳細は分からないものの配慮的リスクへの対応も推定される。

最初の Kirsten らの論文から Barr までの 4 つの論文は、リスクマネジメントの基本に基づく技術的アプローチと認められる。また、最後の 2 論文は教育的アプローチとしても認められ、最後の Barr の論文は、配慮的アプローチとしての性格を帯びる。

次に、Marcantonio らによると、留学中の学生にとって、飲酒、危険な性活動、性的暴行のリスクが高く、留学プログラムの予防についての情報が不足し、リスク行動に影響を及ぼしている。また、学校の規模や立地によってリスク教育の内容が異なることを明らかにしている⁷⁴⁾。また、別の研究⁷⁵⁾では、ある米国の公立大学の留学経験のある学生の性行動に関するリスク行動の因子を研究した。学生の感情及び認知、性行動の習慣や意思、飲酒、主観的社会規範等の因子が、リスクのある性行動をもたらす。学生は、過去の経験によって、リスクのある性行動や一般的なリスク認知・行動が変わるので、より個人に特化したアプローチが重要であるとする。大学は、留学生に事前にリスク教育をしているが、性行動に関する議論はしない。今後、性行動等の留学のハイリスクは、ハイリスクグループの属性により特定し、個別のテイラーメイドのアプローチによるリスク対策が有効であると示唆する。以上から、対象のリスクとそのハイリスク対象群毎の個別のきめ細かいリスク教育が実施されれば、学生

⁷³⁾ Barr Feldman Terri, 、2013, Utilizing student affairs professionals to enhance student and faculty experiences and mitigate risk in short-term, faculty-led study abroad programs, Journal of International Education in Business Vol.6 Issue 2, p136-147

⁷⁴⁾ Marcantonio Tiffany, Angelone D J, Swirsky Jill & Joppa Meredith, 2018, An analysis of the sexual health and safety information study abroad directors present their students prior to departure, Journal of American College Health 68(1), p1-5

⁷⁵⁾ Marcantonio Tiffany, Angelone D J & Sledjeski Eve, Using a pattern-centered approach to assess sexual risk-taking in study abroad students, 2016, Journal of American College Health, 64 (3) 、p1-27

が留学中の性的暴行や飲酒等のリスクに対し、技術的なリスクマネジメントで対処することが可能になると考えられる。この2つの論文は、学生のリスク行動をもたらす情報とリスク行動を評価するものであり、リスクマネジメントプロセス全体の一部であるので技術的アプローチとみなされる。

次に、学生に対するケア（世話）が不足していることを指摘する論文が二つあり、技術的アプローチに加えて配慮的アプローチを示唆するものである。一つ目は、Kimbleらが、大学は、海外研修（Study Abroad）の経験が、学生の自己成長、社会性やグローバル感覚の醸成といった便益をもたらすことを認識しているが、そのマイナスのリスクをほとんど無視してきたと指摘する⁷⁶⁾。海外研修先の国・地域の規範と学生の規範に決定的なズレがあるため、女子学生にとって望まない性行動のリスクが生じている。その国・地域に固有の慣習や文化によるリスクについて、女子大学生に認識させることが重要とする。米国の女子留学生は、性的被害を受けても海外研修先の警察等に駆け込むのをためらい、ケア（世話）がないままにいるのは、国内とは異なり英語が通じない海外で言葉のバリアを感じているためである。また、海外の医療システムが不十分で社会的支援が少なく、学生の留学生活上のストレスが高い⁷⁷⁾。大学が研修国の文化と言葉のズレについて認識し対応することは、日本人学生にとっても重要であり、大学のインタビュー調査（第6章第1節、付論第2節）でも指摘された。

二つ目は、Forbesによる研究で、2008年豪政府が中国政府から中国人留学生に対する安全及び安心のケア（世話）が不十分なため、留学生が自宅での盗難、窃盗、強盗の被害が続発したことによる抗議を受けたことが契機になった。中国人留学生の安全が大きな争点となり、実際の状況を確認するため、北京の中国人の親子にインタビューし、留学に関する安全意識を調査した。中国人の親は、子どもが中国の一流大学に行けないため海外でのキャリアを選ぶ。

⁷⁶⁾ Matthew Kimble, Flack Bill & Burbidge Emily, 2013, Study abroad increases risk for sexual assault in female undergraduates: A preliminary report. Psychological Trauma: Theory, Research, Practice, and Policy, American Psychological Association, Vol. 5, No. 5, p426

⁷⁷⁾ *Ibid.*, p429

その時、安全が重要な留学先を決めるポイントであり、親は留学先の政府が子どもの安全に責任を持つものと考えている⁷⁸⁾。親は、子どもが留学先で安全に生活できるよう、ケア（世話）が重要であると考えていることが分かった。これは子どもを留学させる保護者にとって世界共通と考える。

なお、豪州政府はこの前から既に外国人留学生の受入れについて法制度を策定し、中国人に限らず外国人留学生の保護を図るとともに、自国の海外教育サービス産業の育成とサービスの質の向上によってブランド化を図っていることは前述したとおりである（第2章第3節第4項）。

リスクに対する教育や介入の必要性を研究した論文が二つある。一つは Pedersen らが、留学に行くつもりの人、行くつもりのない人、行ったことのある人の3タイプに分けて、年齢、性別、人種と飲酒状況との関係性を明らかにしたものである。海外教育旅行のリスクの内容は国により異なるが、米国人にとって飲酒が大きなリスクであり、留学前の介入が必要であるとする⁷⁹⁾。もう一つは、Ryoo らが、韓国ソウルと大田（テジョン）の2大学の173人の海外からの留学生を対象に実施した調査で、まだ心身の脆弱な留学生の安全に対する認識を同定し、安全教育に活かすものである。安全認識が高ければ高いほど、安全教育に対する要求は高くなるとし、リスク教育の重要性を指摘する⁸⁰⁾。これらはリスク教育や介入によって学生のリスク行動の変化をもたらそうとするもので、前述した教育的アプローチといえる。

次に Lowe は、教員及び学校または教育委員会による生徒の怪我に対する補償について、DOC と不法行為上の注意義務に分けて、豪州の歴史をまとめた。生徒の安全についての責任は、教員と生徒の関係に基づくが、その関係があるかどうかは関係者の考えではなく、その時の状況によって決められる。最近の裁

⁷⁸⁾ Forbes-Mewett Helen, 2010, International student security: A view from Beijing
International Studies in Sociology of Education Vol.20, No.4 p355-373

⁷⁹⁾ Pedersen R. Eric, LaBrie W. Joseph, Hummer F. Justin, Larimer E. Mary & Lee M. Christine, 2010, Heavier drinking American college students may self-select into study abroad programs: An examination of sex and ethnic differences within a high-risk group, Addictive Behaviors Volume 35, Issue 9, p844-847

⁸⁰⁾ Ryoo Seungbum & Chongsoo Cheung, 2021, International students' perceptions of safety level and safety education needs in Korea, International Journal of Disaster Risk Reduction Volume 55

判では、学校または教育委員会に使用者責任があることが認められたが、過失責任としてのDOCと不法行為上の注意義務の基準の相違が認められた。DOCは、1932年ドナフェの裁判⁸¹⁾によって、何らかの関係性があればそれによって損害賠償を求めることができるようになったことに端を発する。1969年の裁判によれば、DOCの原則は、教員と生徒の関係があること、学校は、生徒、教員、第三者の行動を管理することである。学校の授業の時間外であっても教員と生徒に関係があるかどうか、DOC違反の要件になる。DOCの訴因は、子どもの年齢によって変わり、年上の学生・生徒には適用されない場合がある。一方、不法行為上の注意義務を遵守しているかの訴因は、法で要求される善管注意義務を守っているかによる。教員の伝統的な注意基準として19世紀には父親のように注意することであったが、近年は、自宅では許されても学校では許されない注意義務が増えより高度な注意義務が教員に求められる。従って、教員は、生徒の年齢や性格等によって個別の案件ごとに十分に生徒に配慮しながら、学校のルールや基準に基づき対応する。1970年と1982年の判例では、授業時間外であっても不法行為上の注意義務が求められ、体育館のマット、準備指示、踏み台等について、学校が合理的注意義務を履行しなかったとされた。使用者責任は、1910年の判例では認められていなかったが、1964年教育委員会による教員に対する使用者責任が認められ、その後徐々に使用者責任が広まっていく。義務教育では、国、州の使用者責任が認められることで、教員の過失による生徒の怪我に対する補償がなされている⁸²⁾。

Clausらは、米国人学生の海外教育の機会が増えてきているため、米国の大学にとって海外教育におけるDOCが重要になっていると指摘する。学生と駐在員に対して緊急支援サービスを提供するグローバル企業が、実際に緊急支援を求められた実績を比較したところ、学生は駐在員よりも行動障害に関する問題が多いことがわかった。したがって、大学は、学生に対して「伝え予防する」

⁸¹⁾ Donoghue v Stevenson, <http://www.bailii.org/uk/cases/UKHL/1932/100.html> (2022年10月16日閲覧)

⁸²⁾ Lowe Graeme, 1983, The Liability of Teachers and School Authorities for Injuries Suffered by Students, The University of Queensland Law Journal Vol. 13, No. 1 p28-43

ことから、「評価、支援、防御」へとレベルアップすることが DOC 上必要であるとしている⁸³⁾。学生の行動障害は、個人的な理由によるほか、大学の組織的、文化的側面とも関係があるとされているので、大学は組織として大学生の健康に責任を負う。他方、大学生にも自己責任があり、自身も旅行前から行動障害にならないように備えるべきである⁸⁴⁾。企業は、従業員が出張する際に規範と手続きを課しているが、大学が学生の海外教育旅行の際に課す条件に比べると厳しい⁸⁵⁾。大学が、行動障害等メンタルの問題について学生を支援すべきであるのは、その支援が学生の健康に役立つからである。大学も、企業が従業員に対して果たす DOC と同等のレベルの DOC を果たすことが要請されている⁸⁶⁾。

以上から、これらの研究は、DOC に着目したリスクを対象とした研究であり、日本の安全配慮義務アプローチと同意で DOC リスクアプローチとし、国内と合わせて「安全配慮義務 (DOC) アプローチ」と統合して呼ぶ。その定義は、他者への義務として法制度により規定される信義則に基づく安全配慮義務あるいは海外の法制度により規定される DOC により、海外教育旅行の安全を図るものである。

第3節 仮説

第1項 リスクへのアプローチの類型

国内外の先行研究調査により分析を行った結果、海外教育旅行のリスクへのアプローチを大きく4つに類型化することができた。日本と英米豪という国の違いがあるにもかかわらず、4つのリスクへのアプローチに類型化できた理由として、日本の安全配慮義務と英米豪における DOC がほぼ同一の概念としてリスクマネジメントに作用していることが想定される。

⁸³⁾ Claus Lisbeth & Nixon Ashley, 2015, Behavioral health morbidity for those studying or working internationally, *Journal of Global Mobility, The Home of Expatriate Management Research* 3(4), p418

⁸⁴⁾ *Ibid.*, p419

⁸⁵⁾ *Ibid.*, p430

⁸⁶⁾ *Ibid.*, p431

海外教育旅行のリスクへのアプローチの4つの類型の一つ目は、「技術的アプローチ」である。前述したとおり、技術的リスクとは、技術や知識によってリスクを回避あるいは軽減することが可能なリスクである。技術的リスクは、基本的なリスクマネジメント理論に忠実な対応が図られ、これを技術的アプローチと呼ぶ。海外教育旅行の各ステークホルダは、海外教育旅行の技術的リスクに対して、リスクマネジメント理論に基づき、リスクの評価、リスク処理手段の選択、リスク処理の実行、リスクマネジメントの再評価、といったリスクマネジメントプロセスを踏む。

二つ目は、「配慮的アプローチ」である。配慮的リスクとは、コミュニケーション、サポート、ケアの欠如から、心理的・社会的・身体的・経済的に好ましくない被害が発生あるいは増幅するリスクであり、思いやりや協力、信頼といった配慮があることによってリスクの回避・軽減を図ることが可能なリスクである。また、コミュニケーション、サポート、ケアがあることで、心理的・社会的・身体的・経済的に好ましい結果が発生する場合もあり、プラスのリスクとしても作用する。これを新たな「配慮的リスク」と定義し、提示する。配慮的リスクは、動的で移りやすく、ステークホルダが細やかな配慮を施し、その場で臨機応変に対応しないと軽減ができないリスクであり、こうしたリスクマネジメントのアプローチを配慮的アプローチと名付ける。

三つ目は、法制度に基づく「安全配慮義務（DOC）アプローチ」である。日本では安全配慮義務、海外ではDOCが法制度により海外教育旅行のステークホルダの義務となっている。教育においても旅行においても安全配慮義務が生じる。海外教育旅行において、他者の安全確保について義務として作用し、リスク対応が図られることになる。なお、旅行業法は旅行業者に対する行政法規であるため、旅行業者に旅行業上安全配慮義務は生じない。旅行業法では安全確保義務に対応し自身のサービス提供に関する責任はあるが、安全配慮義務は規定されていない。例外として、旅行業者による円滑な旅行手配に関わる手配債務に付随する安全配慮義務として、サービス提供事業者の選定責任が生じる。

四つ目として、「教育的アプローチ」が認められた。海外教育旅行のリスク

が顕在化しないよう、学生・生徒に対する教育や介入によりリスク軽減・回避につなげることである。これは、海外教育旅行に限られたことではないが、海外教育旅行に伴うリスクについて学ぶことを通じ、リスクに適切に対応しうる力を備えることを目的とする。

これら 4 つの基本的な海外教育旅行のリスクへのアプローチについて、相互の関係を整理しておく。フォーマルなアプローチとして、技術的アプローチと安全配慮義務（DOC）アプローチがある。技術的アプローチではリスクマネジメント理論に基づき基本的な技術的リスクへ対応し、安全配慮義務（DOC）アプローチは、法制度における安全配慮義務（DOC）に基づいて規範的にリスクをマネジメントするものである。技術的アプローチでも安全配慮義務（DOC）アプローチでも対応できないリスクに対応するアプローチがインフォーマルな配慮的アプローチである。安全配慮義務（DOC）アプローチは、技術的アプローチと配慮的アプローチの間の橋渡し役として、海外教育旅行のリスクの回避あるいは軽減につなげる。教育的アプローチは、他の 3 つのアプローチを補強し増幅し、リスクの回避あるいは軽減が図られる。

第 2 項 仮説の定立

前節において、技術的アプローチ、配慮的アプローチ、安全配慮義務（DOC）リスクアプローチ、教育的アプローチという 4 つのアプローチ類型の分類を行った。ここで、リサーチクエスチョンを 2 つ設定する。一つは、海外教育旅行に伴うリスクについては、法制度やルールの整備が進み、リスクマネジメントのあり方も高度化が図られてきたにもかかわらず、海外教育旅行における痛ましい学生・生徒の事故事件は、何故、無くならないのか。もう一つは、海外教育旅行の特有なリスクへの対応には、安全配慮義務（DOC）リスクアプローチや技術的アプローチ、教育的アプローチ、配慮的アプローチも踏まえ、何が鍵となる有効なアプローチなのか、である。

この問いに答えるにあたり、海外教育旅行におけるリスクマネジメントのあり方として、配慮的アプローチに着目したい。既存のリスクマネジメント理論

に基づく技術的リスクへの対応に加えて、配慮的リスクという潜在性の高いリスクを認識し、安全配慮義務といった法制度上の義務を超えて、相手に対する配慮や信頼関係に基づき、学生・生徒のリスクを回避あるいは軽減するマネジメント手法である。既存の技術的アプローチ及び安全配慮義務（DOC）アプローチのみではリスク軽減効果が限定的であると考え理由は、①海外教育旅行が旅行と教育の両方の要素を含むことから、教育的効果と安全確保というバランスのあり方等等リスクマネジメントがより複雑となること、②海外教育旅行には、内外の多くのステークホルダが存在するため、調整やコンセンサス確保が難しいこと、③リスクの潜在性が高く予見が難しいことから、その場の状況次第で発生するリスクに対し、タイムリーかつ臨機応変に対応せざるを得ないこと、そして何よりも④中高大学生が当事者であり、身体的な面のみならず精神的にも脆弱であり、ダメージを受けやすいこと、等である。

そこで、安全に関する法制度やルールといった、あらかじめ想定が比較的容易なリスクをベースとしたリスクマネジメント理論による対応に加えて、関係するステークホルダーによる「配慮」を通じて学生・生徒との関係性や信頼関係をあらかじめ築き、潜在的なリスクにも対応できるアプローチが、学生・生徒のリスクを回避あるいは軽減するうえでの重要な鍵になると考えるのである。こうした考えにたち、以下の2つの仮説を定立する。

仮説（1）：

日本の大学及び中高校、旅行業者、英米豪3カ国の学校は、海外教育旅行の技術的リスクに対し、リスクマネジメント理論に基づく対応を行っており、それによりリスクを回避あるいは軽減することができる。

仮説（2）：

日本の大学及び中高校、旅行業者、英米豪3カ国の学校が、配慮的リスクに対するリスクマネジメントを行うと、海外教育旅行の特有のリスクに対してより有効に機能し、学生・生徒のリスクのさらなる回避あるいは軽減につながりうる。

この2つの仮説について次章以降において検証を行っていく。

引用文献・参考文献

- (1) 阿波村稔、2012、3.11 大震災における国立大学の対応と今後の課題「留学生交流と大学の危機管理」、新潟大学国際センター紀要(8)、p93-100
- (2) Barr Feldman Terri、2013、Utilizing student affairs professionals to enhance student and faculty experiences and mitigate risk in short-term, faculty-led study abroad programs、Journal of International Education in Business Vol.6 Issue2、p136-147
- (3) Forbes-Mewett Helen、2010、International student security: A view from Beijing、International Studies in Sociology of Education vol.20, no. 4、p355-373
- (4) 古川彰洋、2018、学校法人が実施する中長期留学や海外研修旅行の海外受注型企画旅行契約における旅行業法上の安全配慮義務の課題について、日本国際観光学会論文集 25(0)、p51-59
- (5) Gómez A. Oscar、2013、Lessons from international students' reaction to the 2011 Great East Japan Earthquake: The case of the school of engineering at Tohoku University、International Journal of Disaster Risk Science 4(3)、p137-149
- (6) Hartjes B. Laurie、Baumann C. Linda & Henriques B. Jeffrey、2009、Travel health risk perceptions and prevention behaviors of US study abroad students、Journal of Travel Medicine, Volume 16, Issue 5、p338-343
- (7) Hartjes Laurie & Baumann C. Linda、2012、Evaluation of a Web-Based Malaria Risk Reduction Game for Study Abroad Students、Journal of American College Health 60(5):、p403-414
- (8) 平田亜紀、2020、海外留学に係る研修内容に関する考察：事前研修、危機

- 管理、支援の実践現場から、愛知淑徳大学論集(4)、p43-50
- (9) 池野健一、2019、大学の派遣留学における安全配慮義務に関する考察、日本国際観光学会論文集 26(0)、p 137-142
- (10) Kimble Matthew Flack Jr., William F. & Burbridge Emily、2012、Study abroad increases risk for sexual assault in female undergraduates、Psychological Trauma, Theory, Research, Practice, and Policy、American Psychological Association、Vol.5, No.5、p 426-430P
- (11) Clifford M.Kirsten、Brander W. Robert、Trimble S. & Houser C.、2018、Beach safety knowledge of visiting international study abroad to Australia、Tourism Management 69、p487-497
- (12) 刈間理介、東京大学環境安全研究センター、2012、在米日本人研究者・留学生を対象とした日米の大学の安全衛生管理と安全衛生教育の相違に関するインタビュー調査、環境と安全 3(2)、p105-120
- (13) Marcantonio Tiffany、Sledjeski Angelone、Swirsky Jill & Joppa Meredith、2016、Using a pattern-centered approach to assess sexual risk-taking in study abroad students、Journal of American College Health、Volume 64 Issue 3、p165-173
- (14) Marcantonio Tiffany、D. J. & Angelone D. J.、2018、An analysis of the sexual health and safety information study abroad directors present their students prior to departure、Journal of American College Health 68(1)、p1-5
- (15) 前田友佳、2018、若年重症心不全を来した外国人留学生と家族への看護介入を振り返って、福岡赤十字看護研究会集 56(32)、p9-14
- (16) 正宗鈴香、2013、東日本大震災における外国人・留学生の情報収集活動とコミュニケーション行動：対面インタビューから見てきた大学における危機管理対策、麗沢大学紀要 97、p63-86
- (17) 松井典夫、2019、教職志望学生が危機管理意識の国際的な相違を認識す

ることの有効性に関する考察、奈良学園大学紀要、p. 113-122

- (18) 奈良由美子、2017、生活リスクマネジメント、放送大学教育振興会
- (19) 一般社団法人日本経済団体連合会、2012、ミドルマネジャーをめぐる現状課題と求められる対応、
https://www.keidanren.or.jp/policy/2012/032_honbun.pdf (2022年7月9日閲覧)、p6
- (20) 西浦太郎、2021、危機状況・パンデミック下での留学生とのカウンセリング・コミュニケーションに関する一考察、甲南大学学生相談室紀要(28)、p49-61
- (21) 岡益巳、2014、留学生の危機対応をテーマとした教職員向け研修のあり方、広島大学国際センター紀要(4)、p28-42
- (22) Pedersen R. Eric、LaBrie W. Joseph、Hummer F. Justin、Larimer E. Mary & Lee M. Christine、2010、Heavier drinking American college students may self-select into study abroad programs: An examination of sex and ethnic differences within a high-risk group、Addictive Behaviors vol. 35, Issue9, p844-847
- (23) Quigley Lawrence Robert、2015、Behavioral health morbidity for those studying or working internationally、Journal of Global Mobility、The Home of Expatriate Management Research 3(4)、p418-435
- (24) Ryoo Seungbum & Cheung Chongsoo、2021、International students' perceptions of safety level and safety education needs in Korea、International Journal of Disaster Risk Reduction Vol. 55
- (25) 芝野淳一、2013、セカンドチャンスとしての海外留学? : 教育達成のためのトランスナショナルな移動とそのリスク、大阪大学教育学年報 18、p81-96
- (26) 瀬口郁子・河合成雄、2003、留学生の危機的状況における教育的援助者の視点-交通事故事例からの一考察、神戸大学留学生センター紀要(9)、p81-98

- (27) Yamakawa Michiyo, Tanaka Yuko & Sasai Megumi, 2019, Health risk management behaviors and related factors among Japanese university students participating in short-term study abroad programs, *Journal of Infection and Chemotherapy*, Vol. 25, Issue 11, p866-872

第4章 判例による仮説検証

ここから第二部に入り、第一部において先行研究に基づき提示した仮説を検証してゆく。検証は、3つの方法を用いて進める。1つ目は、判例に基づく検証である。当事者国である日本における判例に加えて、訪問先主要国として英米豪3カ国における判例を分析する。2つ目が、海外教育旅行の契約の分析を通じた検証である。3つ目は、アンケート調査による検証である。

これら3つの異なる方法による検証結果をもとに関係分析及び総合評価を行い、配慮的アプローチの重要性を導き出す。

第1節 安全配慮義務に関する日本の判例

第2章第2節で日本の安全配慮義務に関する法制度の歴史や背景を概観し、安全配慮義務が海外教育旅行のステークホルダの安全に係る義務を規定することを明らかにした。まずは、安全配慮義務に関する日本の判例を調査分析し、前章で定立した仮説を検証する。

最初に、対象となる判例を抽出する⁸⁷⁾。最高裁の判例は「安全配慮義務」で67件（下級審も含めると2,460件）、「教育」と合わせると11件（同1,141件）、「修学旅行」と合わせると11件（同367件）、「学校」と合わせると6件（同852件）あり、同様に「旅行」と合わせると1件（同223件）であった。教育に比較すると旅行は絶対数が少なかったため、さらに「損害賠償」を加えて1件（同211件）、さらに「怪我」を加えて1件（同30件）が抽出できた。そのうち、最高裁判所の判例はすべて、下級審の判例は修学旅行の39件、旅行/怪我の30件、その他、裁判所検索⁸⁸⁾や引用判例を調査し、最終的に海外教育

⁸⁷⁾ 第一法規法情報総合データベース D1-Law.com により 2021 年 1 月 8 日、同月 18 日検索を行う。

⁸⁸⁾ 裁判所検索 https://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/search1 (2022 年 1 月 30 日閲覧)

旅行のリスクマネジメントあるいは安全配慮義務と最も密接に関係すると考えられる 11 件の判例を特定し分析を行った。判決年代別では、1990 年代以前 3 件、1990 年代 2 件、2000 年以降 6 件、裁判所別では、最高裁 3 件、下級審 8 件、原告別では、遺族 7 件、家族 4 件、本人 3 件、自治体 1 件、被告別では、自治体 5 件、学校 3 件、協議会等団体 2 件、生徒 2 件、原因別では、死亡 7 件、水の事故 3 件、怪我 3 件であった。安全配慮義務については、「安全配慮義務を果たしていない」が 3 件、「安全配慮義務は存在しない」が 2 件、「安全配慮義務を果たしている」が 1 件であり、判示が分かれていることが分かった。11 件の判例を旅行業者、教育、教育旅行に分けて、仮説を検証する。

第 1 項 旅行業者

11 件の判例のうち、旅行業者について安全配慮義務が争われた判例は 1 件であるが、後述するその他下級審の判例を含めて、旅行業者の安全配慮義務を認めるケースは無かった。まず、2005 年被告オリオンツアーに対するダイビングツアーの主催旅行契約上の安全配慮義務違反を理由とする債務不履行に基づく損害賠償請求事件である（大阪地方裁判所平成 17 年 6 月 8 日判決、TKC 法律情報データベース文献番号 28101266）。旅行業者としてスキューバダイビングライセンス取得ツアーを主催し、死亡事故が発生したが、大阪地方裁判所は、「実際に各種旅行サービスを提供するのは、旅行業者とは別の営業主である旅行サービス提供機関であるから、施設の整備・点検、個々のインストラクターの技量・経験の程度、非常事態の際の対応や安全教育等、旅行サービスを提供するに際して、旅行者の安全を確保するための具体的措置をとることは、第一次的には当該旅行サービス提供機関が負うべき義務である。そして、旅行業者が安全配慮義務違反を問われるのは、旅行業者が旅行サービス提供機関の選定に際して、当該旅行サービス提供機関を選択するのが旅行者の安全確保の見地から明らかに危険であることが認識できたにもかかわらず、これを漫然と選定して、その危険が当該旅行者に発生した場合等に限られると解すべきである」と判示して、旅行業者の責任を否定した。

さらに、この他の旅行業者の判例についても分析した。2005 年旅行業者の主権旅行でプーケット島に宿泊した旅行者が、ホテル前のビーチで溺死した事故では、相続人は旅行業者が安全な措置を取るべき注意義務、危険の防止を除去する手段を講じて身を守る方法等の情報提供を怠ったとして旅行業者を訴えたが、旅行業者として、リーフレットでの注意、当日チェックイン時も注意していたことから、注意義務違反はないとされ、また、旅行業者が旅行目的地のすべての海水浴場の地形や潮流の条件等を調査するのは、莫大な時間がかかるとして、請求は棄却された⁸⁹⁾。旅行業者に安全配慮義務はないとされたが、旅行業法上の手配債務に基づく安全配慮義務として、情報収集及び提供義務のリスクマネジメントは遂行しなければならないことが考えられる。

また、2006 年南部アフリカへの主権旅行中のマラリア罹患死亡事故では、旅行業者が旅行先の感染症に関する情報提供義務があるにもかかわらずしなかったため、マラリアで死亡したとして、死亡者の相続人が旅行業者の不法行為責任を訴求した⁹⁰⁾。裁判自体は、マラリア罹患の危険性はその可能性が極めて低く、旅行一般の危険と比べてことさら危険性があるとはいえず、予見可能性も無いため不合理とは言えないとして、請求は棄却された。しかし、この事故を受けて 2004 年旅行業法が改定され、安全・衛生に関する情報の説明、書面での交付が旅行業者に義務付けられ、パンフレットに厚労省のホームページの URL の記載が始まった。国は、事故事件が発生すると規制強化を行い、旅行業者にとって過剰な負担になることがある。

また、トルコの観光地のコンヤ近郊で 2006 年 10 月バスがスリップして横転し、日本人 1 人が死亡、23 人が負傷した観光バス事故が発生し、負傷した女性が、ツアーを企画した旅行業者エイチ・アイ・エス (HIS) に約 1,700 万円の損害賠償を求めた訴訟では、裁判所は、2013 年「HIS が安全確保義務に反したとは認められない」として同社の責任を否定し、請求を棄却した (東京地方裁判所平成 25 年 4 月 22 日判決、第一法規法情報総合データベース D1-Law.com 判例

⁸⁹⁾ 東京地方裁判所平成 17 年 6 月 10 日判決、TKC 法律情報データベース文献番号 28131245

⁹⁰⁾ 東京地方裁判所平成 18 年 11 月 29 日判決、判例タイムズ 1253 号 187 頁

ID29026039)。事故原因はバス運転手の不注意と認定し、HIS のツアー内容を検討した結果、類似ツアーが他社でも長年行われ、バスにも不具合が認められないこと等から、HIS に過失はなかったと判示したもので、旅行業者にはランドオペレーターの選定及び監督責任が生じ、旅行者に対する安全配慮義務及びサービス提供機関の選定責任があるが、それらの義務は果たされていたとされたものである。

以上の通り、旅行業者は、安全配慮義務について、旅行業法制度等や業界団体のルールや規範に基づき、基本的にはリスクマネジメントで対応しているところ、旅行業者は、マニュアル・ガイドライン等定形的な情報に基づくリスクマネジメントの遂行により対処することで適切であると判示されている。しかしながら、このように旅行業者が適切なリスクマネジメント理論やアプローチにもとづいて対応を行ったにもかかわらず、リスクが顕在化し、痛ましい事故が発生している。全ての判例で、仮説（1）における技術的リスクに対するリスクマネジメントは適切になされたことが認められているが、結果としては事故が起こっている。このことから、より高度なリスクへの対応がステークホルダーに求められていると考える。

第2項 教育

次に、教育に関する安全配慮義務についての判例を検証する。11 件の国内判例のうち、教育旅行を含まない教育だけの判例は 4 件あり、そのうち最高裁の判決が 2 件ある。中学校の課外クラブ活動中の柔道部員の急性硬膜下血腫障害事故（最高裁平成 9 年 9 月 4 日判決、TKC 法律情報データベース文献番号 28021755）と高校の課外サッカー部のサッカー競技大会での落雷事故（最高裁平成 18 年 3 月 13 日判決、TKC 法律情報データベース文献番号 28110723）である。同じ課外クラブ活動中の事故であるが、前者は教員の安全配慮義務違反は認められず、後者では認められた。その違いは、前者では教員が生徒の練習方法を工夫して習熟度別に練習をしていたことから、教員の選手に対する配慮があった結果の事故であったのに対し、後者は教員が落雷事故発生の危険を具体

的に予見していたとすれば具体的な措置を取ることができ落雷事故の発生を回避することができた事故であったことにある。その他、下級審の 2 件のうち一つは、県立高校の野球部所属の生徒が練習中に熱中症に罹患して死亡した事故（高松高裁平成 27 年 5 月 29 日判決、判例時報 2267 号 38 頁）である。生徒が倒れ込んだ時に応急措置を取るべきところ、熱中症のための冷却処置を取らず、背中をさすったり麦茶を飲ませる等の外れな行動をとったことから、注意義務違反があるとされた。教職員が時間的精神的に余裕をもって子どもの様子を注意深く見守りを行う等の環境整備の不足が原因と考えられ、当該教員あるいは他の教員が配慮的リスクとして認識し、適切な対応をしていれば、最悪の事態が避けられた可能性があると考えられる。

もう一件は、私立高校の校外学習死亡事故（神戸地方裁判所平成 4 年 3 月 23 日判決・判例タイムズ 801 号 208 頁）である。生徒の自主性を尊重して計画された班別自主登山である本件の性格に鑑み、学校側が生徒の行動に警戒の目を光らせて監視することは、自主的団体行動を通じて自律的な責任観念を養わせようとした行事の本来的目的から大きく乖離することになる上、教育上の配慮からしてもむしろ不適當というべきであるとして、学校側の注意義務は問われなかった。その背景には、当該高校においては、生徒の自主性が最大限に尊重され、教員と生徒との間の信頼関係が良好に保たれてきているところ、その関係を維持・発展させることは教育の場においては極めて重要なことというべきであるから、教諭がその信頼関係を重視して生徒らのコース変更に敢えて口出ししなかったことにも十分な合理性が認められるという考えがある。教員と生徒との信頼関係、生徒の計画と学校のチェックに基づいた技術的リスクに対処する合理的なリスクマネジメントを履行したものであり、加えて配慮的リスクへの対応が一定程度あったと想定できる。しかし、生徒や回りのステークホルダーによる配慮的リスクへの対応がより強く働けば、最悪の事態は避けられた可能性があり、国内教育旅行の事例ではあるものの、海外教育旅行へ敷衍できると考える。

以上より、教育現場においては、近年、多くの判例によって安全配慮義務違

反が学校に認められていることがわかる。国や自治体を含む学校の設置者の使用者としての責任までが最高裁で認められることにより、より高度で広範囲の安全を対象とする安全配慮義務が学校及び旅行業者等ステークホルダに求められている。仮説（1）の技術的リスクは、学校及び教員に認められており、リスクマネジメントによる学生・生徒の安全を確保しようとしているが、多く裁判になっていることから、技術的リスクに対するリスクマネジメントだけでは学生・生徒の事故事件に対応できないことが明らかになった。また、旅行業者は、安全法制度に基づく安全配慮義務を果たしているものの事故が起こっている。従って、安全配慮義務を課しても、法制度では防げないリスクがありこれらは技術的アプローチの限界を示している。

第3項 教育旅行

冒頭で抽出した11件の国内判例のうち教育旅行が半分以上の6件を占め、修学旅行を含む教育旅行において安全確保等安全に関わる裁判が多く、その6件のうち4件が国内教育旅行である。そのうちの一件が、広島高裁で争われた呉市立中学校修学旅行傷害事件（広島高裁昭和63年12月7日判決、TKC法律情報データベース文献番号27804465）である。呉市立中学校の生徒が修学旅行に参加し、宿泊先の雲仙のホテルで就寝していたところ、生徒7人が乱入、そのうちの一人の生徒が投げつけた雪駄が暗い部屋で就寝していた被害者生徒の右眼部に当たり右眼網膜萎縮の傷害を負ったため、被害者の両親が中学校の設置者の呉市及び加害者の両親を地裁に訴えた。高裁判決では、公立中学校の教諭は、修学旅行のような集団教育の行事に引率参加する場合は生徒が開放的な気持ちから規律を乱し事故を起こしがちな状態にあるから、事故防止のため十分な配慮をすべき義務を負い、学校設置者及び学校による学校管理下にある教育での安全確保及び管理義務違反は規律違反であるとされ、教員が、就寝後の部屋からの出入りを確認しながらもなんら生徒に問いただすこともなく巡視強化の措置も講じなかったものと認定され、安全確保及び管理義務違反と事故との因果関係も認められた。生徒の安全を守ることについて教員間でリスク意識が

共有されておらず、何が生徒の安全に必要なのか、基本的な技術的リスクに対するリスクマネジメントに課題があったものとする。

その他、横浜市立工業高校修学旅行溺死事故（横浜地裁平成 23 年 5 月 23 日判決、TKC 法律情報データベース文献番号 25471155）は、修学旅行中に沖縄県波照間島でリーフカレントによって流される水難事故で生徒 2 人が死亡したため、生徒の遺族が原告となり横浜市が被告となった裁判である。海で生徒が泳ぐ予定はなく、生徒が勝手に泳いだにもかかわらず、横浜地方裁判所は教員の事前調査義務及び注意義務に違反する過失を認めた。事故現場が本来の集合場所と 200m 程度で見渡すことが可能な位置関係にあったことから、本来の活動場所から外れて危険な場所に行く危険性もあるため、その注意喚起義務を果たしていないとし、引率教員は、市販の旅行雑誌や旅行業者の営業担当者からの情報提供を受けただけでは、調査を尽くしたということではできないとされ、引率教員の事前調査不足（危険場所の予見、過去の訪問の有無、現地の状況、修学旅行の目的・計画及び行動予定、生徒の年齢等）及びリスクマネジメントを遂行しなかった学校の責任があるとされた。

この判決は、学校に対し注意義務の中身として学校が主体となって訪問箇所のみならず関連する箇所を事前にかつ詳細に調査する高度なリスクマネジメントを求めたもので、この内容は学校にとって技術的リスクの範ちゅうである。学校として事前に調査すればするほど教員に対する負担を大きくし経済的にも時間的にもコストが増大するため、事前調査の効率や効果も考慮すべきだと考える。国内の案件はすべて、設置者の自治体及び学校、その教職員の責任が認められていて、国内教育旅行において安全配慮義務が自治体、学校、教職員に作用しているが、作用していてもリスクマネジメントが機能しないケースがある。学校及び旅行業者は、安全配慮義務により学生・生徒の海外教育旅行の安全のために対応するが、それだけでは事故事件は防げないものと考えられる。

海外教育旅行については 2 件あり、その一つ目は、2000 年、ボストン研修旅行骨折事故（東京地方裁判所平成 12 年 1 月 28 日判決、TKC 法律情報データベース文献番号 28051868）である。本研修に参加した原告の大学生は、被告の語

学研修斡旋会社の親会社のボストン校で研修中、学校が指定した宿泊施設の寮で、就寝中にベットから転落し、下顎骨骨折等の負傷をした。子会社の語学研修斡旋会社を訴えたところ、賠償が認められた。本契約は、単に被告が学校を紹介するだけにとどまらず、研修期間中、研修生が安全に研修できるよう、その生命、身体の安全に配慮し、もって不慮の事故を防止すべき義務を負っていたと解するのが相当であるとされたものである。原告はベッドが 1.7mの高さにあるのにもかかわらず、階段がないどころか落下物防止用の手すりもなかったため落下したものであるが、被告は、学生と免責特約を締結し不可抗力による免責条項により責任を取る必要がなく、寮を選択したのが原告であったので落下は原告自身の責任であると主張し、裁判所は、研修生が安全に研修できるよう学生の生命、身体の安全に配慮し、もって不慮の事故を防止すべき義務を負うのは被告であると判示した。米国の現地の寮の技術的リスクへの対応不足が原因であり、現地のリスクマネジメントの問題であると考えられる。一方、学生も、海外の学校に対しリスク軽減の要求をするよう自発的な行動をすべきであり、学生であっても一定の自己責任が求められると考える。

二つ目は、ユタ州ホームステイ中の死亡事故（名古屋地方裁判所 2020 年 2 月 27 日判決、TKC 法律情報データベース文献番号 25565327）である。ホームステイ先が本来やってはいけないとされていた危険な行動（危険な場所でのハイキング）を実施したため、参加生徒及び同行したホストファザーの 2 人が滑落により死亡した。死亡した生徒の父母が独立行政法人日本スポーツ振興センターに対し災害共済給付金の支払を求めたところ、「学校の管理下」で生じた災害であれば災害共済給付金が支払われるが、行動自体が学校の管理下ではないことにより、給付金の支払いの必要はないとして請求を棄却した。生徒とホストファミリーと相互依存関係によるリスク軽減が期待されたが、機能しなかった事例である。なお、ホストファザーが好意で連れて行ったものと考えられるボランティアでの活動について、裁判所は恣意的行動と断定したが、裁判所はこれを証拠をもって判示する必要があると考える。いずれにしろ、ホストファザーがリスクマネジメント理論に基づき技術的リスクに対応していれば、リスク

を回避あるいは軽減することができたものと考えられる。

第4項 日本の判例による仮説検証

日本の11件の判例と追加した判例分析による仮説検証を総合的に行う。まず日本の中高校は技術的リスクに対して、リスクマネジメントによって対応しているものの事故が起こっている。日本の中高校は、技術的リスクを対象に、日本の法制度や文部科学省のガイドラインに従い、基本的なリスクマネジメントを履行している。同様に、日本の旅行業者は、第3項教育旅行のうち、海外教育旅行で述べたユタホームステイ事故においても、ホームステイ先に対して、スカイダイビング、ボートでの川下り等の過激なスポーツを行うことを禁止する指示書を交付していることから、技術的リスクにリスクマネジメントで対応していることが認められた。一方、日本の大学及び英米豪3カ国の学校については、対象となる判例が見当たらず確認できなかった。日本の大学については、国内教育旅行の事故事件は発生していることから、海外で同様に事故事件も発生していると推定できるものの、海外では裁判が起こしにくい等の理由で判例の対象になっていないためと推定される。

仮説(2)について、日本の中高校、旅行業者は、海外教育旅行の配慮的リスクが認められれば、リスクコミュニケーションによって対応しているかどうかは、検証できなかった。英米豪3カ国の学校については、配慮的リスクは、第3項教育旅行のうち、海外教育旅行で述べたボストン研修旅行骨折事故の判例で、元々その存在について認識がないことが認められ、従ってリスクコミュニケーションも存在しないことが認められ、仮説(2)の反証となった。なお、米国では、学生自身が海外の学校に対し積極的に安全リスクの改善を求めないと、何も言わなかったことで問題がないとされ、自己責任で片づけられてしまう可能性があることが認められた。自分から相手に情報発信を行うことが、学生の技術的リスクへの対応として必要であることが認められた。

以上から、仮説(1)の技術的リスクは、日本の学校、旅行業者、海外の学校について、その存在が認められており、安全配慮義務(DOC)や安全保管債務等

に基づく法制度、ルール、規範によりリスクマネジメントが遂行されていることが認められた。また、中高校では場合によって、配慮的リスクに対応した学校及び教員が認められ、完全な生徒の安全は確保できないものの、一定のリスク軽減がなされていた。この場合、教員と学生・生徒の間に、第 2 項教育のうち、下級審の判例で述べた私立高校の校外学習死亡事故で判示されたような、相互に信頼があることが分かった。海外教育旅行の直接の事例ではないが、海外教育旅行のリスクマネジメントにも共通する内容と考えられる。

次節では英米豪 3 カ国の判例により仮説を検証する。

第 2 節 DOC に関する英米豪の判例

判例検索については、国会図書館が契約するデータベース Lexis 及び TKC 判例データベースで調べ、キーワードは DOC、Educational Tour (Travel/ Trip)、Study Abroad、School Trip 等とした。DOC 単独では 10,000 件以上検索されたので、その他のキーワードと合わせて検索した(2021 年 1 月 16 日閲覧)。その中から本論文に直接関係する 32 件の判例を抽出して内容を分析し、最終的に本論文の海外教育旅行のリスクマネジメントまたは DOC に最も密接に関係すると考えられる判例 13 件を抽出し分析した。また、この 13 件の判例を詳細に分析する中で、併せて DOC に関連して参照すべき判例が英米豪 3 カ国で 58 件(多い順に米国 35 件、英国 12 件、豪州 11 件)あったので、対象判例が少ない豪州、英国では追加で対象とした。

第 1 項 英国の判例

英国の判例は、前述した 13 判例のうち 3 つあったが、英国は長い裁判の歴史を持つことから、3 判例の他にも DOC につき先例となる 6 つの判例が認められた。はじめに、この 6 つの判例を分析検証する。まず、DOC の分水嶺となった、今から約 90 年前の著名な判例⁹¹⁾である。カフェで友人にジンジャービールを奢

⁹¹⁾ Donoghue v. Stevenson [1932] A.C. 562

ってもらい、それをグラスについでいたところ、カタツムリの残骸が浮き上がり、ジンジャービールを奢ってもらったドナヒュー夫人がそのショックで重度の胃腸炎を引き起こした。夫人はカフェの主人とは契約関係がなく、契約責任を訴えることができなかつたため、ジンジャービールメーカーを DOC で訴えることにした。第二審で被告が勝訴したところ、原告が当時の貴族院に上訴し、メーカーと消費者との間に契約関係がないのにメーカーに DOC を負わせるかどうか争点となった。当時、過失責任の原則は対象が非常に狭く、契約関係なしに DOC は生じなかつた。契約関係なしに例外として DOC が発生するのは、メーカーがその商品に欠陥があり危険であることを消費者に隠していた場合、あるいはその商品自体が危険であるのに消費者に対して注意喚起を怠った場合に限られていた。このいわゆるドナヒュー裁判では、ビールの製造者は、消費者との間に契約関係はないが、消費者に対し DOC の義務があるとするのが合理的かつ公平であるとされた。

ドナヒュー裁判は不法行為法に対して大きな影響を与え、契約法とは別に不法行為法を確立する契機となった。損害の予見可能性に加え注意義務を生じさせるために必要な要因は、当事者間に法律によって特徴付けられる「隣人の原則」である。この原則が適用されるためには、一方の当事者の利益のため、他方の当事者に特定の範囲の義務を課すことが、公正、正義、道理に叶うと裁判所が判断することが必要である。即ち、新しい不法行為の DOC の要件は、予見可能性、近接性、及び公平性である。DOC の原則は契約関係なしに過失責任を問うことであり、隣人の原則が DOC の課題を解決し、その後何年もかけて裁判により洗練されていく⁹²⁾。隣人を害してはならないのは当然の原理であるが、行動の自由とのバランスもとられなければならない。契約関係なしに過失責任を問う原則は、今から 90 年前の英国のこの判決が嚆矢となったのである。

次の 3 判例は教育関係であり、まず一つ目は DOC の義務が生じる関係を規定する委任不可能な DOC に関する判例である。学校の水泳教室で 10 歳の女子児童

⁹²⁾ Contact Law Teacher、
<https://www.lawteacher.net/free-law-essays/tort-law/neighbour-principle.php> (2022 年 5 月 14 日閲覧)

が溺れて重度の低酸素障害になり、12年後父親らが学校設置者である自治体の教育委員会等5者に対してDOC違反で訴えた⁹³⁾。2013年、最高裁は、学校は水泳教室の運営をせずインストラクターもライフガードも選定していないが、学校として委任できないDOCがあり、学校は、水泳教室の運営者及びそのライフガードの代位責任（使用者責任）があるものとした。教育委員会や学校に対して他に委任できない義務を課すことは、公正、正義、道理に反するものとは考えられず、学校は、児童に水泳を指導、管理監督、注意するDOCがある。他方、学校が適切な事業者の水泳教室運営業務を委託できないことになると、水泳施設を持っていない学校がレッスンを提供できないことになり保護者から批判を受けることになる。教員等の特定の専門知識を持っている者に対し、法は「合理的な専門家」よりも高い基準の配慮義務を期待する場合がある。リスクに脆弱な子どもたちの世話、監督、または管理を行う場合、一定の状況において第三者に委任できない義務が生じる。委任できないDOCはこの裁判で初めて判示されたもので、通常の過失原則の例外として新しい範ちゅうとなった。DOCは、DOCを果たすだけでなく、DOCが果たされていることを確保する義務であり、学校が水泳教室を第三者に委託し、児童が怪我をして保護者が学校を訴えた場合、学校はDOCの義務は第三者へ委任できないため、学校が第三者の過失に責任を負うことになる⁹⁴⁾。多種多様なステークホルダが関係する海外教育旅行においても、委任できないDOCと代位責任（使用者責任）があるとされる重要な判示である。学校はプール教室の運営について第三者に委託し、第三者である受託者がリスクマネジメントを遂行しているが、学校には委任できないDOCである。この事件は、安全配慮義務（DOC）説そのものと認められ、仮説（1）の技術的リスクに対応することが出来なかった事例と考えられる。

二つ目は、XYZ大学の男子大学生が、ABC大学へ交換留学に行き、そこでABC大学の女子学生に性的暴行を働き、男子大学生がXYZ大学を退学処分になったことでXYZ大学を訴えた事件である⁹⁵⁾。XYZ大学では、処分を受けた本人が懲戒

⁹³⁾ Woodland v Essex County Council [2013] UKSC 66

⁹⁴⁾ <https://www.lotc.org.uk/plan-deliver-lotc/your-legal-responsibilities/> (2022年5月14日閲覧)

⁹⁵⁾ ABC v The University of XYZ

委員会に出席する規則があったが、男子大学生は、入学後にできた規則であること等を理由に出席せず退学処分になった。裁判所は、契約全体を見て客観的な意味を確認すること、権力に差がある場合は強い当事者の権力が乱用されないようにすること、庶民の感覚で法的に正しい過程に基づき判断をすること、の必要性を述べ、再度懲戒委員会を開くことを求めた。弱い庶民の視点が重要視されており、大学は、危機管理規定、マニュアルに基づいてリスクマネジメントプロセスを踏むことが最低限必要であるが、それ自体が遂行されず、ましてや大学と男子大学生との間でのコミュニケーションもなかったものと考えられる。基本的な技術的リスクの範ちゅうの事例であり、XYZ 大学にも男子大学生にも技術的リスクの対応がなく、仮説（1）は確認できなかった。

三つ目は、女子児童が、過去に遡って小学校時代のいじめによる精神的被害について小学校を管理する自治体の教育委員会を訴えた事件⁹⁶⁾である。この事件では、いじめの場所が学校外のスクールバスや自宅であり、学校内でないいじめについては注意義務ではなく、被告は児童の安全確保のため合理的な手続きを取っていたとして、請求は棄却された。教員の過失による DOC 違反は学校の代位責任になると考えられるが、学校の児童に対する義務は保護者のそれと同程度であり、児童の健康を守るために積極的な行動を取らなければならないものの、教育における DOC は不合理に高い基準を課すものではなくバランスが求められる。原告は上訴したが、同様の趣旨で棄却された。教育における DOC は、義務として児童の安全のために合理的な手段を取ることであり、DOC の義務違反によりどんな被害が起こるのかを考えて対処することと考えられる。従って、技術的リスクへの対応は認められなかった。仮説（2）の配慮的リスクに対するマネジメントにより、児童のリスク回避あるいは軽減につながったかもしれない。

以上の教育に関する 3 つの DOC の判例から、DOC 違反の要件は、そのリスクの程度や被害がどの程度予見可能であったのか、実際に効果のある対処可能性があったのかであり、リスクマネジメントの基本と同じである。DOC は予見可能

⁹⁶⁾ Bradford-Smart v West Sussex County Council

性と対処可能性によって存在が判断されるものであり、日本の安全配慮義務と同様であることから、この二つがほぼ同一の概念であると認められた。

最後の 2 つは旅行業に関わる判例であり、四つ目は、スリランカのホテルに宿泊したイギリス人夫婦の夫人が、ホテルの電気担当の従業員からフロントへの近道を教えると言われて、近道を案内されたところ暴行された事件である。夫婦は、英国のパッケージツアーを主催した旅行業者を善管注意義務 (All due care) 違反で訴えた⁹⁷⁾ ところ、ホテルのサービス提供について旅行業者の一次的責任はあるものの、注意義務を尽くして未然防止策を取っており、電気担当の従業員の案内はホテルのサービス提供にあたらぬと判断され、旅行業者の責任が否定された。旅行業者は DOC の義務があるが、技術的リスクに対するリスクマネジメント手法により対応していることが認められた。日本の旅行業者もホテル等サービス提供事業者を選定する際には、従業員のトラブルが無い等の注意が求められる。

五つ目は、ギリシャのコス島のホテルに宿泊した女性が、部屋のパティオのガラスで怪我をし、ガラスや枠がギリシャの安全基準に合致していても英国のそれに合致していないとして、英国の旅行業者を DOC 違反で訴えた事件である⁹⁸⁾。旅行業者の DOC の義務は、ホテルが現地の法律を遵守しているかまでであって、女性の居住する英国の法律に適合するところまでの義務はないとして訴えは退けられた。本件では、旅行業者は、サービス提供事業者が現地の法律を遵守しており、技術的リスクに対する対応をしていることが確認できた。

以降が、抽出した 13 の海外判例のうちの英国の教育に関わる 3 件の判例である。

1 件目は、17 歳の生徒がシニア生徒 (15 歳から 17 歳) 向けスキーツアーに参加したかったが参加者が集まらなかったため、学校が当該生徒を管理監督する義務はないことを条件に特別の参加許可を得て、ジュニア向け (12 歳から 14

⁹⁷⁾ X v Kuoni Travel Ltd, LexisNexis [2019] UKSC 37

⁹⁸⁾ WILSON v BEST TRAVEL LTD, [1993]1 ALL ER 353

[https://www.travellawquarterly.co.uk/wp-](https://www.travellawquarterly.co.uk/wp-content/uploads/resources/Wilson_v_Best_Travel_Ltd.pdf)

[content/uploads/resources/Wilson_v_Best_Travel_Ltd.pdf](https://www.travellawquarterly.co.uk/wp-content/uploads/resources/Wilson_v_Best_Travel_Ltd.pdf) (2022 年 10 月 16 日閲覧)

歳) ツアーに参加し、怪我をしてひざ下麻痺の障害を負ったため、学校、教員を DOC 違反で訴えた事件⁹⁹⁾である。裁判所は、学校の教員は十分に DOC を果たしていたものの、本人がコースからそれたことを知りながら注意をする等対処を怠ったとして学校の責任を認めたが、生徒もコース外にそれる行動を取ったとして、50%の過失相殺を認めた。学校が特別な許可を与えたためにリスクが生じたケースであり、学校は管理監督しなくてもよいと保護者から了解を取りながらも訴えられることが分かる。どんなケースでも参加者の年齢や経験等、条件に関するリスク評価をして条件を設定する必要がある。学校による学生・生徒の年齢や経験等の考慮不足は学校の DOC 違反であり、一方高校生の生徒にも自己責任が認められた。当高校生は、特別に許可を受けたことに感謝することもなく、ゲレンデ外のコースを滑る等ルールも規範も守らず、さらにその上学校及び教員を訴えたものであり、配慮がない行動と考える。学校側がこの種のリスクに備えるためには、ルール・規範を遵守しなければ即帰宅させる等の措置をあらかじめ保護者及び本人に通知することでリスク回避を図るといった技術的リスクマネジメントにより対応する必要がある。

2 件目は、海外教育旅行中の性的暴行事件であり児童虐待事件である。特別養護学校の男子児童がスペインへの海外教育旅行中、同室だった副校長から性的乱暴を受けた¹⁰⁰⁾。原告は学校を管轄する教育委員会を訴え、一審では、副校長が通常よりも高い DOC を負っており、それは責任ある親の義務と同じであるとし、原告が勝訴した。被告が上訴したところ、控訴審では、副校長による性的暴行について、教育委員会には代位責任はないとされた。このリスクへの対処は、明らかにならないリスクのため難しいと思われるが、周囲の教員に配慮リスクがあれば、リスク軽減の可能性があったと考えられる。3 件目も性的暴行事件で、15 歳から 17 歳の女子生徒 2 人が学校の海外研修旅行中にベリーズの農家民宿でそのオーナーから性的暴行を受け¹⁰¹⁾、学校と研修を手配した研修

⁹⁹⁾ Chittock v Woodbridge School, LexisNexis [2001] All ER (D) 342(Jul)

¹⁰⁰⁾ ST v North Yorkshire County Council, [1998] EWCA Civ 1208

¹⁰¹⁾ XVW and YZA v Gravesend Grammar School for Girls and Adventure Lifesigns PLC [2012] EWHC 575 (QB)

専門エージェントを注意義務違反があったとして訴えた事件である。この事件では、学校も研修専門エージェントも DOC の義務があることは認めたが、裁判所は、DOC の範囲の本件への適用は容易でなく、予見可能性と発生蓋然性の確率によること、また DOC を課するためには公正で合理的でなければならないことを挙げた上で、DOC の違反があったかを検討し、レイプしたオーナーが当日一緒に泊まることに反対しなかった点で女子生徒の監視が不十分であった点はあるが、事前のリスクチェックは履行されていたこと、責任感も経験もある 3 人の大人により管理されていたこと、事前チェックは合理的かつきちんとしていたこと、ツアーリーダーもリスクを予見することはできなかったと考えられること等から、学校及びエージェントは注意義務を履行していたとして訴えは棄却された。狡猾で悪意に満ちた犯罪者から被害者を守る DOC について、学校及びエージェントに違反はないとしたものである。以上から、事前にリスクを予測し対処の方策を考えておき、実際に現場でその対処を実行しながら臨機応変に対応できれば、DOC 違反に問われることはないものと考えられる。本件のリスクへの対処は、犯人が狡猾であり難しいと思われるが、ツアーリーダーによる配慮リスクがあれば、リスク軽減の可能性があったのではないかと考えられる。

第 2 項 米国の判例

米国の判例は対象 13 件のうち半分強の 7 件を占め、DOC に関する裁判が多く、1920 年の判例まで遡ることができた。

1 件目は、15 歳の生徒が所属する教会主催の食肉工場見学ツアーに参加したところ、熱湯の入った穴に落ちて火傷を負った事故で、本人及び後見人が工場所有者を訴えた事件である¹⁰²⁾。見学ツアーは工場所有者が教会の依頼を受けて許可したものであり、被招待者ではなく被許可者であるので、通常の注意義務 (Duty to Exercise Ordinary Care) を果たせば十分であるとして原告の訴えを退けた。Duty to Exercise Ordinary Care の範囲で許容されるのは、自らが許

¹⁰²⁾ Roe v. Louis Independent Packing Co., LexisNexis 1920 Mo. App. LEXIS 155

可する場合であって、お客様を招待する場合や有償である場合は、それを越える安全配慮義務が発生する。工場のオーナーは、この見学ツアーを無料で提供し、また宣伝でやっているわけでもなかったことから特別な注意義務はないとされた。被招待者か被許可者によって両者に対する注意義務の程度が変わるのは、議論の余地はあるが、工場のオーナーの善意または奉仕について情状酌量された判示となっている。人の善意または奉仕で過失があった場合、一定程度その善意または奉仕が考慮され、技術的リスクのレベルが減じられ、その結果、DOC の作用が弱くなるものと考えられる。

2 件目は、課外授業の裁判の 2 件の 1 つで、学校の日帰り野外実習でヘイライド（干し草馬車）に乗っていたところ目に怪我をした幼稚園児がその他とともに、幼稚園及び幼稚園を管理するニューヨーク市を訴えた事件である¹⁰³⁾。第一審のニューヨーク高等裁判所で、被告の幼稚園は、自身が主張したことに対する原告の反論を破棄する簡易判決を求めたが、却下された。被告がそれを不服として上訴したところ、控訴審では法律上学校に簡易判決の権利があるとされ、学校の管理監督責任がないと認められた。ヘイライドには十分な数の管理者を置いていたこと（40 人の幼稚園児に 12 人の管理者）、十二分な管理をしていたこと、以前から同じようにピクニックでヘイライドを実施していたが事故もなくこの年齢の子どもにとってヘイライドが危険であるとは認識していなかったことが被告から主張されて認められ、他方原告は審理されるべき事実について何も立証してないといわれた。同じことを毎年していると慣れから事故の予見ができず、運転手の管理等が甘くなることがあり、事故を防ぐのが難しい。保護者あるいは誠意ある人が子どもに対して行うように、配慮的リスクを意識することができれば、リスク対応が難しい場合においても事故を防ぐことができるものと考えられる。

3 件目は、高校主催の「職業体験デー」の課外授業で、友人の家に行き水力薪割り機を使って薪割りをしたところ、使用法を誤り指の第一関節を 3 本なくす怪我を負ったとして、生徒が、教育委員会に対し生徒の保護義務違反を理由

¹⁰³⁾ David v. City. of N.Y., LexisNexis 2007 N.Y. App. Div. LEXIS 5615

として訴えた事件である。第一審では、裁判所は学校に違反はないとの簡易判決を下したところ、生徒が上訴した¹⁰⁴。学校を管轄する教育委員会の注意義務が問題となり教育委員会の責任が認められた。任意参加であり親から参加についてあらゆる責任を免除する同意書を収受していたが、これは疑念があるとされた。過失による不法行為責任を求める条件は、①被告の原告に対する注意義務、②注意義務違反③損害、④違反と損害の間の因果関係である。学校と生徒の関係及びリスクの一般的性質が学校の法的義務の範ちゅうを決め、教育委員会の責任は怪我の主原因になっている場合にのみ生じる。母が署名した免責事項に関する同意書によって、第一審は被告の責任を簡易判決で免責と認めたものと想定されるが、高校生が生涯にわたって指 3 本の第一関節無しで過ごすことから被告の責任と判断されることになったと思われる。友人の親が自分の家でボランティア体験を提供したが、学校がその安全チェックを正確・忠実にやっていたこと、学校が体験内容についてフォームを送っていたが回収時期が決まっていなかったことは学校の注意義務の懈怠であり、それを許容した教育委員会及び受け入れボランティア家族の技術的リスクに対する意識が低かったと考えられる。教育の一環で職業体験を実施しているのであるからステークホルダの教育上の安全リスクの認識が必要であったが、対応できていなかったものと考えられる。今回の事件は教育委員会の使用者責任、注意義務及び管理監督義務についての事件であったが、教育委員会は、基本的な技術的リスクに対するリスクマネジメントが不足しており、加えて配慮的リスクに対する意識もなかった。また、学校も、体験学習先のボランティアに対する配慮及びその体験学習自体の安全面の考慮が不足していたものと考えられる。

4 件目は、18 歳の高校生が高校のクラスの日帰り卒業旅行で近くの湖に行つて泳いだところ溺死した事件である。第一審で親は、学校長、付き添いの教員及びコーチを訴えたが、指示評決¹⁰⁵により、彼らは生徒の安全を守る義務は果たしていたとしていずれも棄却された。また、教員とコーチ（ドライバー兼ラ

¹⁰⁴) Travis v. Bohannon, LexisNexis 2005 Wash. App. LEXIS 1558

¹⁰⁵) 提出された証拠から勝敗が明らかなきは、裁判官は陪審員に対して評決を指示することができる制度。裁判官が陪審員の不合理な評決を防止するための制度の一つ。

ライフガード) に対する刑事の陪審裁判も無罪とされ、遺族がこれを不服として控訴したが棄却された。高校の校長は教育委員会に対し日帰り遠足及び水泳は規則で禁止されていないことを確かめ、湖で遊泳ができる時期かどうかは分からなかったがライフガードを付けることを条件として課したところ、生徒は体育のコーチをライフガードとして選んだ。当日、湖はオープンしていなかったためライフガードはおらず、「自分の責任で泳ぐこと」と表示されていた。数人が水に入って泳ぎ出し、その後呼ばれた 3 人のうち一人が洋服を着たまま入水したところ溺死したという事実経過であった。学校の責任が否定されたのは、学校が水泳の危険を生徒に情報提供していたこと、18 歳であり既に大人の生徒自身の判断で泳いだことによる。学校の基本的な技術的リスクに対するマネジメントが認められる。

ここでは、教員が、学校の DOC と生徒の自己管理のバランスを考慮することが重要と考える。日本でも 2022 年から成人年齢が 18 歳になったため、米国の学生・生徒ほどのレベルではないが、海外では学生は大人としての自己管理が求められるので、日本の学校にはこれに応じた適切な対処が求められていると言える。

5 件目は、女子高校生がタンザニアに教育旅行中、宿泊したリゾートホテルのプールで溺死し、母親がツアーの主催者に対し、管理上の過失で簡易判決を求めた事件である¹⁰⁶⁾。免責書面へのサインをしたのは子ども（未成年者）であってその法的効果は否定されたが、簡易判決は却下された。その後、控訴され審理が再開されたので今後の展開は分からない。主催者である企画会社の創設者で部長が、生徒の教員でもあり、その教員に DOC がどの範囲まで義務としてあるのかが問われた。現地タンザニアの旅行業者またはリゾートホテルに対し米国で勝訴しても実際にどれだけ賠償を得られるのかわからず、今後の展開は予想できない。

なお、法的な契約責任者でない子どもに旅行業者の免責事項が記載された契約書面にサインをさせても全面免責にはならないとされたことに注意する必要

¹⁰⁶⁾ Lee v. Kids N Culture, LexisNexis 2019 N.Y. Misc. LEXIS 13718

がある。リゾートホテルのプール管理者、現地の旅行業者及び従業員、企画会社及び従業員のどのような意識や行動により、女子高校生がタンザニアのプールで溺死したのか今後明らかになっていくと思われ、今後の教訓になる。海外のリゾートのプールで高校生が泳ぐことの危険性についてどれほどの管理監督が必要なのか、それが必要な場合誰の責任なのかが明らかになることが望まれる。

6 件目は、高額な賠償を求められた高校の中国への教育旅行の判例である。高校1年生が中国に海外教育旅行に行ったところ、ダニ媒介性脳炎(TBE)に罹患し重い後遺症が残った。これは、生徒及びその保護者への事前の説明や、旅行中の案内において学校が注意を怠ったことによるものであり、学校にその責任があるとして本人及び両親が訴えた¹⁰⁷⁾。この事件は、天津の郊外の Mt. Pan に登った高校1年生が、復路、他の生徒はケーブルカーで戻るところ、教員の許可を得て他の生徒2, 3人と歩いて下山し、途中道から外れて道に迷い、虫にさされながらようやく下山したが、帰国後 TBE を発症したものである。米国コネチカット州地方裁判所は、TBE が発生している地域を訪問する際には、虫に刺されないようにすることが必要であり、学校に注意義務違反があったとして、陪審裁判による非経済的損害額を含む4, 150万ドル(約56億円)の支払いを学校に命じた。その後、控訴巡回裁判所、そしてコネチカット州最高裁判所に上訴され、学校の注意義務違反が認められ、賠償額も減額されることなく上記損害の支払いが命じられた。判決は以下の学校の責任を認めた。

- ① 海外教育旅行の野外活動中に起こる現地特有の病気に関する注意義務の不足。
- ② 病気に対する予防策(衣服、虫よけスプレー、ワクチン)の不足。
- ③ 医療スタッフを同行させなかったこと。
- ④ 緊急医療体制の不整備。
- ⑤ この地域の旅行には TBE ワクチン接種が有効であることを保護者にアドバイスしなかったこと。

¹⁰⁷⁾ Munn v. THE Hotchkiss Sch, LexisNexis 326 Conn. 540

なお、持ち物リストに虫よけスプレーや衣服の記載はあったが、「その他」の項目であり、雨具や楽器と同様に扱われていて、十分な注意喚起がされていなかった。また、担当の教職員は、CDC（米国疾病予防管理センター）のHPにTBEのことが書いてあり、これを読んでいたにもかかわらず、生徒、保護者に知らせなかった。現地においてもMt. Panに登山する前に、教職員は生徒に対し、服装、虫よけスプレー等についてなんら注意を与えなかったため、生徒はTシャツにタンクトップ、短パンで出かけていた。但し、これだけで学校のDOC違反が認められたのではなく、以下の要因がDOCの認定に当たって考慮された。

- ① 参加者による期待度。
- ② 法制度によりその行動が求められていること（本件はコネチカット州法が基本）。
- ③ 裁判の増加を防ぐこと。
- ④ 他の法域の決定。

不法行為による責任を一方にのみ負わせる法制度はないが、唯一の例外として合衆国修正憲法で規定されているのは、学校と生徒の関係であって、学校は、親や保護者としての役割を期待されるため、学校は生徒を守る義務がある。学校のDOCは、場所と時間によって規定され、生徒が学校内にいるか、または学校の管理下にいる場合に認められるもので、不審者、生徒同士、学校の教職員による暴力、性被害も含まれるので、守らなければならない潜在的危害の範囲は広い。他方、生徒の年齢や状況によりDOCの程度は変化する。本件では、基本的な技術的リスクに対するマネジメントが争点になったが、引率教員や同校生徒、その他のステークホルダーに配慮的リスクの認識があれば、リスクが軽減できた可能性はあったものと考えられる。

最後の7件目は、米国コーネル大学が支援するコスタリカ探検旅行に参加した学生がシュノーケリングで死亡した事故である。遺族が大学とツアーリーダーならび旅行業者を訴えたところ、誰の責任も認められなかった¹⁰⁸⁾。シュノー

¹⁰⁸⁾ Mayer v. Cornell University, LexisNexis 1997 U.S. LEXIS 669

ケリングは当初からの予定にはなく、現地で参加者の意思により自由行動中に実施されたため大学の管理下になかったこと、大学が第三者の行為まで管理する立場になかったことから、大学に DOC がないと判示された。また、ツアーリーダーも参加者に対して安全に十分注意してシュノーケリングを選択することを強調していたことから注意義務違反はないとされた。本件では、大学のリスクマネジメント上の課題になる点として以下が認められた。

- ①リスク予防策（例えば泳ぎが上手な生徒と下手な生徒を組む）を取る。
- ②旅行はいつもリスクを含むものであってそのうちのいくつかは除去も軽減もできないが、海外旅行の楽しみを促進できる限り問題はないとする。
- ③大学生にも旅行者としての DOC があるとする（例えば、スキーヤーが他のスキーヤーに対し怪我をさせないようにルールを守ること）。

海外教育旅行で重要なことは、教育の効果を考慮し、誰がどこまで責任を持つのかを事前に関係者が共有することであり、問題があれば事前に解決することである。そして現場では学生を含むステークホルダ全員が技術的なリスクを意識し、リスクマネジメントを遂行する。過度なリスクの除去は、教育の学びとしての効果や旅行の楽しみを奪うことになる可能性がある。この裁判で判事らは、予防のための経済的コストと便益のバランスを考慮することが重要であるが、次いで重要なのはリスク除去により余りにも活動が制限されてしまい、自主独立、体験学習、精神的成長等の海外教育旅行における教育的効果が低減する懸念を指摘した。曰く、①教育は必然的にリスクを含むものであり、特に海外ではなおさらである、②これらのリスクに学生を晒すのも教育のプロセスであるから、米国人向けのプログラムをあまりに安全にするべきではない、③人生はディズニーの映画とは異なる現実であり、このような規範を義務として学校に課すことは、学生の人生において賢い選択ではない、④このような管理監督が好ましくないのは子どもたちの自助、自立を妨げるからであり、実現可能性がない、として学生の自身によるリスクマネジメント、DOC の意識と行動、大学の管理下でない時間や場所における学生の注意行動の重要性を指摘したのである。大学及び大学が任命したツアーリーダーの DOC 違反は認められな

かったので、技術的リスクに対するマネジメントはできていたことになる。ステークホルダによる配慮的リスクへの認知と適切な対応があれば、リスクは軽減できたかもしれない。

上記の事例から分かるように、米国の学校は、日頃から訴訟のリスクに晒されているため、学校として海外教育旅行のリスクを十分認識し技術的リスクに対しリスクマネジメントを遂行している。それにもかかわらずリスクが顕在化している。従って、仮説（1）については、米国の学校は、技術的リスクに対してリスクマネジメントによって対応していると確認できたが、仮説（2）の配慮的リスクは、存在が認められなかった。

具体的には、前述の「職業体験デー」の裁判から象徴的に認められるように、学校と学校を管理する教育委員会には潜在的危険に関する実際的な知識があまりなく、またそれを調べる義務はなかったと主張するほどである。即ち、高校においてさえ潜在的リスクに対応することが社会的に前提とされておらず、学生・生徒による自己管理が求められている。

一方、海外教育旅行の参加者は、一定のリスクに許容範囲をもって対応しており、自身でリスクを起こさない自己管理機能があることが認められた。

他方、日本の学校や学生・生徒は、米国と異なり、一定のリスクを許容することや自己管理することに慣れていないため、配慮的リスクへの対応が必要になると考えられる。

第3項 豪州の判例

次に、前述した13判例のうち豪州は3件であるが、関係する判例を1つ追加し、4つの判例について仮説を検証する。

まず、1件目は、現地旅行業者の主催する14人の豪州中部旅行5日間に参加したスイス人が、エラリークreek自然公園にある人気のビッグホール（アリスプリングス近くの大淡水湖）で飛び込みのために待機中、吊り下げてあったロープで湖に飛び込もうとした別の参加者から接触され誤ってビッグホールに落ち、その水面下にあった岩礁に頭から激突して死亡した事件である。遺族

6人が公園所有者、旅行業者、公園管理会社の3者をDOC違反で訴えたところ、第一審では、公園所有者の責任は棄却されたが、旅行業者及び公園管理会社について、ウォーターホールでの吊り下げロープによる飛び込みに危険があると認識していたにもかかわらず注意も禁止もしなかったとして両者のDOC違反が認められた¹⁰⁹⁾。しかし、他方、死亡者は他の参加者が吊り下げロープを使用するのを積極的に助けていたとして、50%の過失相殺により、186,136スイスフラン（日本円で2,600万円相当）の賠償が命じられた。控訴審でも同様の判決であった。

本件で、死亡者は、吊り下げられたロープの危険性を認知したうえで湖の飛び込みを選択していたため、死亡者が直面したリスクは不合理なリスクではない。DOCの要件は予見可能性と対処可能性であり、旅行業者のツアーガイドは、ウォーキングツアーの前に危険な行為について注意するように参加者に案内していたが、さらに踏み込んで、吊り下げロープについても使用しないあるいは注意すべきであること、立っただけではいけない場所についても注意喚起すべきであったとして、DOC違反との判示がなされた。また、公園管理会社は、吊り下げロープを禁止すること及び注意を促す看板を常時出さなかったことで、DOC違反と判示された。豪州でのDOCは、リスクの大きさとそのリスクを除去することによる不便さを天秤にかけることではなく、また完全に被害をなくすことでもなく、合理的配慮をすることである、なぜなら人生にはリスクが伏在するからである。もちろん、子どもは高度なレベルのDOCの義務によって守られるべきとするのは豪州でも日本でも同じである。本件では、個人が注意義務も果たすべきだとして過失相殺が認められている。日本では事業者の責任だけが認められるケースが多いと考えられる。元々リスクがある飛び込みであるが、今回リスクマネジメント上不足していたと考えられる点は、旅行業者が飛び込みに安全な待機場所を確認しなかったこと、ガイドが参加者へ注意喚起すること、公園管理者の安全施策と安全管理（吊り下げロープ利用の禁止及び監視をすること）であり、技術的リスクアプローチによって対応可能であっ

¹⁰⁹⁾ Preti v Conservation Land Corp. Lexis BC200703153

た。

次は、ある小学校が 11 歳から 12 歳の児童を対象にスキー教室に泊りがけで行ったところ、現地のスキーリゾート会社主催の初心者向けスキーレッスンに参加した児童が、ゲレンデにあったモーグル用台の先の穴に落ちて大怪我をした事件である¹¹⁰⁾。怪我をした被害者は、後遺症が残り仕事を辞めることになったことから、事故から 5 年後に学校（校長及び教員、第一被告）については使用者責任で、スキーリゾート会社（管理者及びインストラクター、第二被告）については過失責任で訴えた。学校については、第三者に代位できない義務があるとして責任が認められ、スキーリゾート会社については上記の穴をチェックしなかった過失責任が認められた。

本件は学校にとっていくつかの重要な問題を提起している。学校は、委任できない注意義務があるため、別の組織に委託をしても児童が負傷すると、学校が責任を負うリスクがあること、裁判所は、学校が児童に対する義務に違反していない場合は、委任した団体に対して学校の代わりに児童に補償するよう命じることができる点である。本件では、校長は同行する教員に対して、①スキーの危険性を事前に伝えること、②インストラクターの指示に従うこと、③自分の実力に応じて常に注意しながらスキーをすること、につき生徒に注意喚起を徹底するように伝えており、それを受けて教員は、往路のバスの中で生徒に注意喚起を徹底した。この教員は当該スキー教室が 6 回目となる経験豊かな指導者であり、旅行業者に対しスキーリゾート会社のスキー教室を含む手配を依頼した。学校は、スキー教室の 2 ヶ月前にはスキーリゾート会社に対しリスクマネジメント評価シートの作成を依頼し、校長及び教員はそれに基づいて学校のリスク評価を実施した。しかし、裁判所はこれはリスクが起これないようにするものでなく、危機が起こってからの危機管理対応と評価した。児童は、旅行業者から、往路のバス車内でスキー教室で注意深く滑るように言われていた。スキーリゾート会社は、安全コンプライアンスマネジャーがリゾートの安

¹¹⁰⁾ Harris v Trustees of the Roman Catholic Church for the Archdiocese of Sydney & Anor [2011] NSWDC 172 (10 November 2011)

全について全責任を負っており、ゲレンデの安全はエリアマネージャーがチェックしているところ、当日もいつものように前日からのスノーマシーンによる降雪の状況や危険な場所をパトロールしてチェックしたと主張したが、記録を取っていなかったのが本当にその日チェックを実施したかどうかは証明できなかった。著名なノルディックスキーヤーの証言によれば、スキー教室を実施する際ゲレンデを事前にチェックする義務はインストラクターにあり、朝一番にスキー教室を実施する場合は自分自身で下見ができないのでスキー場による下見調査を依頼するとのことであった。また、初心者に対しては、ターンの仕方を最初に教える等児童のレベルに応じて異なる指導をすべきであり、インストラクターの指導内容も問題となった。

判決では、学校の教育活動の範ちゅう外にスキーリゾートの活動があるとし、スキー教室の実施に関しては学校の代位責任は生じないとされた。しかし、学校による過失行為は、学校からスキーリゾート会社に委任された任務の範ちゅう外に偶然に起こったものではなく、安全な講習と安全な場所を提供できなかったことによるものであった。他方、スキーリゾート会社については、穴の周りに柵を張り巡らしたり穴を雪で埋めたり穴から離れたところで講習をする等、合理的対処を取ることができたはずであるが、対処がされなかったために生徒が怪我をしたものである。学校及びスキーリゾート会社に対し総額 31 万ドルの損害賠償金の支払いが命じられたが、交差請求によりすべてスキーリゾート会社の責任とされ、学校側の損害賠償金はスキーリゾート会社側が支払うことと判示された。

スキーリゾート会社の基本的な技術的リスクに対処するリスクマネジメント（記録保存も含む）が不足していると考えられる。また、同行した教員が基本的ルールに基づいてリスクマネジメントを遂行したが、リスクマネジメント評価シートによるチェックと生徒への注意喚起のみだったために事故が生じたケースである。これを防ぐためには、スキーリゾート会社が毎日義務的な基本作業を履行すること、教員が生徒が滑る前にゲレンデの状況を確認しながらスキー教室を行う等の技術的リスクへの対応が必要だったと考えられる。その際に

は、被害者はまだ小学生であったため、教員と生徒の間のきめ細かいリスクコミュニケーションも必要になると考える。

3 件目は、豪州の高校へ留学中の 17 歳の日本人女子生徒が、ホームステイ先のパーティー中にオーストラリア人にレイプされたとして、オーストラリア人の被告人に陪審裁判で懲役 2 年半、執行猶予付きの判決が言い渡された事件である。判決に不服であった被告人が上訴し、その後差し戻しとなった¹¹¹。この事件は、日本人の他に中国人 1 人、韓国人 2 人がホームステイをしていて、ホームステイ先のオーナーの中国人学生が飛行機内で知りあったオーストラリア人をパーティーに呼び、同人がその後原告の日本人女性の部屋に入りレイプしたものである。日本人女子高校生自身の性行動に対するリスク認知とリスクマネジメントが不足しており、パーティー中に部屋の鍵を開けたまま部屋で寝ていたところレイプされたものである。その時リスク回避をするために他人の助けを求めずそのまま状況を変えなかったことに技術的リスクに対する対応上の課題があると考ええる。

追加したもう一つの判例は最高裁まで上訴されたものである。州立高校で旗揚げ用のポールに綱が南京錠で繋がっていなかったために、頭に大怪我をした 15 歳の高校生が、連邦政府、建築事務所、施行業者の 3 者を訴えた¹¹² 事件である。第一審は首都圏裁判所、第二審は連邦裁判所である。第一審では、原告は、学校の設置者の連邦政府及び連邦政府との契約に基づき州により運営される学校の生徒に対する DOC 違反、建築事務所及び施工業者の過失責任を主張したところ、全面敗訴した。第二審（施行業者に対しては控訴しなかった）では、原告は、連邦政府が安全な場所の確保及び施設管理について責任があると主張したところ、DOC 違反が認められた。他方、建築事務所の責任は認められなかった。そこで連邦政府は最高裁へ上訴し、校長、教頭を含む教員に過失があったのかどうか、連邦政府に過失責任があったのかどうか、寄与過失があったのかどうか、の 3 点が争点になった。まず、教員は生徒に対して DOC がある

¹¹¹) R v Sheppard, Lexis BC201009399

¹¹²) The Commonwealth v Introvigne, HCA 40; (1982) 150 CLR 258 (3 August 1982)

が、今回その違反をした証拠はないとされた。他方、連邦政府は、教員が始業前に十分な管理監督をしていなかったこと、綱をポールにきちんと固定していなかったこと、ポール使用禁止の規則を作っていなかったことで教員に過失責任があり、連邦政府は、教員を直接雇っているかどうかにかかわらず、教員の故意過失に対して責任を負うとした。この判決で、学校は誰に対しても委任できない DOC があることが初めて判示され、学校の DOC に基づく管理体制、教員の注意義務、学校の使用者責任が認められた。寄与過失については、被告あるいはその他の生徒の行動によって引き起こされたものではないので、認められなかった。

以上、豪州の判例の分析をしたが、4 件中 3 件が 18 歳以下の裁判で、そのため第 2 章第 3 節第 4 項で前述したように、豪州では海外からの 18 歳以下の留学生を保護するための法整備を進めている。一方、18 歳を過ぎ大学生になると自由度が高くなり、自身の安全配慮義務が課され自己責任を問われるようになるため、日本人学生も留意する必要がある。

さて、仮説を検証すると、仮説 (1) の技術的リスクに対するマネジメントは、豪州の学校及び現地の旅行業者においては、技術的リスクに対してリスクマネジメントによって対応していることが判例によって確認できた。他方、スキーリゾート会社や公園管理者については、対応できていない点があった。中高生は、技術的リスクそのものを認知していないことからリスクマネジメントを遂行していないことが明らかになった。仮説 (2) については、豪州の学校、現地の旅行業者、学生・生徒のいずれにおいても、配慮的リスクの認識は確認できなかった。

第 4 項 英米豪の判例による仮説検証

これまで英米豪各国の判例により仮説の検証を行ってきたが、ここで 3 カ国
国の検証結果を総合的に評価する。英米豪 3 カ国の法制度及び 13 件の判例と追加した判例を分析し、ステークホルダ毎に仮説を検証する。

まず、学校については、英米豪 3 カ国すべてにおいて、仮説 (1) の技術的リ

スクに対してリスクマネジメントによって対応していることが確認できた。但し、実際にはリスクマネジメントが機能していないケースも散見され、それは3ヵ国全てにおいて見られたので、基本に忠実なマネジメントの徹底が求められる。仮説(2)については、英米豪とも配慮的リスクは確認できなかった。

旅行業者については、仮説(1)の技術的リスクに対するリスクマネジメントについては、豪州及び英国で認められる一方、米国では認められなかった。その理由としては、米国においてDOC自体は認められるものの、旅行業者あるいは旅行業を規制する法制度が英豪とは異なり、詳細に規定していないためと推測される。仮説(2)の配慮的リスクに対するリスクマネジメントは認められなかった。

次章では、日本の学校と海外の学校及び旅行業者との海外教育旅行契約上の安全配慮義務及びDOCについて考察し、海外教育旅行契約について仮説検証を行う。

引用文献・参考文献

- (1) Claus Lisbeth、2009、Duty of Care of Employers for Protecting International Assignees, their Dependents and International Business Travelers、International SOS
- (2) Claus Lisbeth、2011、Duty of Care and Travel Risk Management, Benchmarking Study、International SOS
- (3) 芦部信喜、2019、憲法第七版、岩波書店
- (4) 芦部信喜、1987、憲法判例を読む、岩波書店
- (5) 古川彰洋、2015、マレーシアとフィリピンの医療ツーリズムと日本人長期滞在者向けサービスの一考察、日本渡航医学会誌、8巻1号 p31-33
- (6) 堀尾輝久・兼子仁、1977、教育と人権、岩波書店
- (7) 兼子仁編、1992、教育判例百選、有斐閣
- (8) 三浦雅生、2007、改正・標準旅行業約款解説、自由国民社

- (9) 三浦雅生、2001、三浦雅生の判例散歩&こんな時どうする！苦情対応 110
番、トラベルジャーナル
- (10) 露木美幸、2012、事業の発展に伴う責任法の変容：安全配慮義務理論の有
用性に関する一考察、博士論文
- (11) 寺前秀一、2007、観光政策学、イプシロン出版企画

第5章 契約による仮説検証

前章では、第3章において定立した2つの仮説について、判例により検証を行ってきた。本章では、契約により、仮説を検証してゆく。日本の学校、旅行者及び留学や海外研修専門の企画・斡旋業者（以下、留学企画・斡旋業者）が海外教育旅行を実施するにあたって、参加者及び海外の学校との契約において、どのようにして参加者の安全を図っているのかあるいは図っていないのか、安全配慮義務・DOCの観点から契約を分析し、仮説を検証するものである。なぜなら、海外教育旅行には、海外の学校やホームステイ先等海外に多くステークホルダがいるため、文化・社会の背景の異なるステークホルダとの交渉の結果としての契約が、当事者間のコミットメントの現れとしても、重要であるからである。まず、契約形態によるリスクの構造を分析する。

第1節 海外教育旅行契約

第1項 海外教育旅行の契約形態

海外教育旅行の契約の基本となるのは、日本の学校が旅行者と締結する旅行契約と、日本の学校または旅行者が海外の学校と締結する海外教育に関わる契約である。中高校は、学校と旅行者間の契約だけである場合が多く、その契約は殆どが受注型企画旅行契約である。受注型企画旅行契約では、旅行者の一切の代理権を持つ学校が旅行者と契約することで、双方の業務の効率化と旅行者の責任の強化が図られている。

一方、日本の大学は、短期研修を除く留学及び中長期研修については直接プログラムを手配することが多く、そこでは大学と海外の学校との直接契約が基本となり、航空券とバス手配等の旅行部分が旅行者との旅行契約になることが多い。旅行者との契約は、前述の受注型企画旅行または準委任契約の手配旅行になるが、大学生が大学の主催ではない中長期留学、海外研修、ホームス

テイ等に個人で旅行業者または留学企画・斡旋業者に申込み、個人の責任で契約する場合があります、その場合は学生と旅行業者間では募集型企画旅行契約が締結される。

そこで、旅行業者や留学企画・斡旋業者が、留学・語学研修旅行における安全リスクにどのように対応しているかを調査した¹¹³⁾。ネット検索でヒットした上位10社のうち、旅行業者は3社で、残りの7社は留学企画・斡旋業者であった。旅行業者は募集型企画旅行契約、または留学や語学研修プログラムを除く受注型企画旅行契約または手配旅行契約を締結し、対応する旅行業約款及び旅行条件書を掲載する。旅行業者は往復航空券を含むフルパッケージ型の募集型企画旅行として契約することが多く、代金は高くなるものの旅行業法に定められた旅程管理、旅程保証、特別補償及びサプライヤーの選定責任等の債務と責任を旅行業者は負う。旅行業者は、北米や英国等比較的安全なリスクの低い先進国を訪問先としていることが多い。また、現地プログラムを旅行契約から外し、往復航空券だけを受注型企画旅行契約、あるいは手配旅行契約にし、旅行業としての前述した債務と責任を軽減する工夫をすることもある。

一方、留学企画・斡旋業者は、留学エージェントとして「語学留学プログラム約款」、「海外留学プログラム約款」、「プログラム参加条件書」等、業者により様々の呼び方の約款及び条件書を提示している。これは留学等プログラムについて統一した消費者向け約款がないため、個々に対応をしているものと考えられる。中には「現地での授業や宿舍手配等のサービスは海外の受入機関がそれぞれの責任において独自に運営するものですので、参加者は受入機関の規則に従い自らの責任で行動して下さい。また現地で発生した問題は帰国後ではなくその場で受入機関の担当者や責任者を通じて解決するようにして下さい。」等、自己責任を回避、あるいは海外の受入機関に責任をすべて委ねる契約となっているものもあった。また、取消料も申込から数日のうちに発生するものが多く、現地のプログラムの料金は「往復航空券+語学研修費用+滞在費」とそれぞれ分けて掲示し、募集型企画旅行や受注型企画旅行にはせずに、単な

¹¹³⁾ 「海外留学プラン」でヒットした上位10社のホームページによる（2017年11月19日閲覧）

るパーツの組合せとして手配し、安全配慮義務の軽減を図っていた。

以上から、旅行業者は、旅行業法に則して安全配慮義務を果たすことが求められるため、旅行サービスの範囲を狭める工夫をする一方、留学研修企画・斡旋業者は、旅行業者ではないので全体を旅行契約にはせず、安全配慮義務は自身のリスクとして受容するか、または提携先の海外の学校または参加者に移転させることでリスク軽減を図っていることが分かった。

第2項 プログラム実施条件による安全配慮義務

学校が主催または関与する海外教育旅行は、学校がプログラムに関与するため、学校に教育上の安全配慮義務が発生する。参加者に対する一次的な安全配慮義務は、学校の単位として認められているかどうか及び学校が費用負担するかどうかを基準にして、分類することができる（図表 4-1）。学校の単位として認められ、かつ学校が全額費用負担をする場合、学校の安全配慮義務は最大になり、費用負担が一部になるとそれに対応して学校の義務は減じられる。学校は直接関与しないが、学校の名前だけを貸す場合においては、学校に一定の安全配慮義務が生じる可能性もある。

旅行業者の安全配慮義務は、学校の安全配慮義務に対応してその程度は増減すると考えられ、募集型企画旅行の場合は旅行業者が企画・実施するため安全配慮義務は最大になる。また、学校あるいは旅行業者が留学企画・斡旋業者を委託先として利用する場合、留学企画・斡旋業者は参加者に対して直接の安全配慮義務を負わないと考えられる。しかしながら、留学企画・斡旋業者を委託先として選定した学校あるいは旅行業者には、その選定責任が発生するため、委託先の留学企画・斡旋業者に対し自らの安全配慮義務と同等の義務を契約で求めることになる。財務的に脆弱な委託先の場合は、学生・生徒の事故事件を補償する損害賠償保険や自動車特別賠償保険等、現地で最低限求められる保険加入を条件として契約する。

参加する学生は、日本の学校及び旅行業者の安全配慮義務によって守られて

いるのであまり問題はないと考えられるが、自身の過失による補償は自身の傷害保険加入によりリスクを軽減するほか、自身で直接留学や海外研修を申し込んだ場合は自身による安全確保が必要になる。

図表 4-1 プログラム実施条件による安全配慮義務

主 体 プログラムの実施条件	学校	旅行者	留学企画・斡旋業者 (学校あるいは旅行者の提携先)	参加者本人
	学校の単位となり、学校が費用を全額負担する場合	◎	○受注型企画旅行 ○受注型企画旅行(事業者を相手方とするBtoB約款に基く場合) ×手配旅行	×
学校の単位となり、学校が費用を一部負担する場合	○	◎受注型企画旅行 ×手配旅行	×	×受注型企画旅行 △手配旅行
学校の単位とならず、学校が費用を負担しないものの、学校の名前が掲載される等、学校が関係することが推計される場合	△	◎募集型企画旅行 ○受注型企画旅行 ×手配旅行	×	△受注型企画旅行 ○手配旅行

* 古川 (2018) p55 を改変 安全配慮義務が大◎ あり○ 一定程度あり△ ×なし

第3項 学校と旅行者間の契約形態におけるリスク

次に、学校と旅行者間の契約形態による学校、旅行者、学生・生徒のリスク構造を分類する(図表 4-2)。一般的に学校が、留学、海外研修を実施し、旅行者を利用する場合、2つの契約形態が考えられる。一つ目は、学校自身が海外の提携先の留学企画・斡旋業者と中長期留学や海外研修プログラムについて契約し、移動部分(海外航空券及び現地空港・提携先間の交通)の手配については、旅行者と受注型企画旅行または手配旅行契約を締結する場合である。二つ目は、提携先のプログラムも旅行部分(海外航空券及び現地空港・提携先間の交通)も包括的に受注型企画旅行として旅行者と契約する場合である。前者は、移動と移動以外の部分の責任範囲が分かれているので責任が明確であるが、参加者から見るとシームレスなサービスを受けられず、また何か危険が生じた場合に、旅行者と学校のどちらの責任なのか判断しにくい可能性

がある。また、この場合、学校が学生・生徒に対して一次的に安全配慮義務を負うことになり、全てを旅行契約にするよりもその分だけ旅行業者の安全配慮義務は減じることになる。後者は、参加者にとってわかりやすいが、旅行業者はプログラムも含めてすべての責任を取るようになるため、安全配慮義務が増加する。そこで旅行業者は、プログラムの内容を吟味しその責任を旅行業法に則して負担できるかどうかの調査、分析、判断が必要になる。また、学校や教員が企画・手配したプログラムを含む場合は、そのプログラムに関するリスクも旅行業者は抱えることになる。

図表 4-2 学校/旅行業者の旅行契約形態におけるリスク

主 体 契 約 形 態	学 校	旅 行 業 者	参 加 者 本 人
	手配旅行契約	×	×
受注型企画旅行	×	○	×
受注型企画旅行（事業者を相手方とするBtoB約款に基づく）	×	○	×
募集型企画旅行	×	◎	×
業務委託契約（予約・手配代行、海外のサプライヤーとの交渉等）	◎	×	△
なし	◎	×	△

*古川（2018）p56 を改変 リスクあり○ 一定程度あり△ なし×

第 4 項 海外の学校・研修機関の選定リスク

海外教育旅行には、日本の旅行業法上規定がない留学、研修、ホームステイ、体験等のプログラムが含まれる他、現地の学校主催のツアーやホストファミリーによる送迎やエクスカージョン、ホームステイや寮等旅行者が通常泊まらない宿泊施設等、のサービス内容が含まれる。その安全を旅行業者は保証できないケースが多いにもかかわらず、学校の指示によって留学・研修先を手配することもある。事故・事件が発生した場合、学校と旅行業者のどちらが海外の学校や研修機関を選定したのか、責任の所在が重要になる。また、現地の留学企画・斡旋業者を通して手配する場合は、その留学企画・斡旋業者の選定責

任を学校または旅行業者が問われる。従って、選定する当事者は、選定基準を設け契約形態を考慮し、自身でリスクを取るのか取らないのかを判断し、留学企画・斡旋業者または海外の学校を選定することになる（図 4-3）。当然自身が選定すれば、選定責任が生じるので、選定出来る裁量と安全リスクのバランスを考慮しなければならない。

旅行業者は、出来るだけ多くのサービスを提供するとその分利益につながるため、学校との間で現地のプログラムを含む旅行契約にすることが多い。しかしながら、プログラムを含むとその安全リスクが増大するので、旅行以外は業務委託契約を締結して、旅行契約から除いて旅行業法上の責任を回避することも可能である。学校は、旅行業者への依頼を少なくすれば、旅行単価を抑えることができる一方、選定責任が生じ教職員の業務量が増大する。従って、海外のサプライヤーのサービスの質や安全性を考慮し、学校、旅行業者、留学企画・斡旋業者の3者が学生・生徒の安全のためにどんな契約形態がよいか検討し、最終的には学校が判断することになる。

図表 4-3 海外の学校・研修機関の選定者と条件によるリスク

選定者 条件（契約形態）	学校	旅行業者	参加者本人
学校が直接選定（業務提携契約、業務委託契約）	◎	×	×
旅行業者が直接選定（業務委託契約、販売代理店契約、売買契約）	×	◎	×
学校が選定・提携した留学・海外研修の企画・斡旋業者（提携先の判断で、学校は選定しない）	○	×	×
旅行業者が選定・提携した留学・海外研修の企画・斡旋業者（提携先の判断で、旅行業者は選定しない）	×	○	×

*古川（2018）p56 を改変 リスク◎重大 ○あり ×なし

第2節 旅行契約に基づく仮説検証

本節では、海外教育旅行契約における技術的リスクと配慮的リスクについて

て、その対応につき分析し、その後仮説の検証をする。

まずは、学校の技術的リスクについてである。学校が実施する海外教育旅行は教育活動であるため、学校は、在学契約に則してプログラムが安全に履行されるように、人的措置を含む安全配慮義務を履行しなければならない。また、履行補助者としてその計画段階から関係する教職員の活動も、実際に現地に同行する教職員の現地での教育活動も、履行補助者の活動である。学校として安全配慮義務を果たしても教職員の安全配慮義務違反があれば、教員自身の責任であっても学校として現場の教職員の「人的環境」を措置せずにいた場合は、学校の過失による安全配慮義務の債務不履行と民法 715 条による使用者責任を問われる。もちろん、教職員自身に重大な過失や故意があれば、当人も学校の安全配慮義務違反に問われることになる。海外教育旅行は、通常の旅行で手配するホテルやバス会社とは違い、海外の学校や留学企画・斡旋業者、ホストファミリーやボランティア等が手配することが多く、ステークホルダが多種多様である。海外の学校はもちろん、財政的な余力に乏しい留学企画・斡旋業者やホストファミリーの安全管理の状況を確認し、不足や不安があれば契約上追加で安全配慮義務を具体的に果たすべく対処方法を考えていかなければならない。

一方、契約書は紙に書いた基本的な最低限の約束である。契約書に記載されたことが履行されても海外教育旅行のリスクがなくなることはないのが実態である。どうしたらリスクが回避できるのかであるかである。技術的リスクへの対応に加えて、配慮的リスクに対する対応を行うと、海外教育旅行の特有なリスクから学生・生徒が回避あるいは軽減できることにつながる。実際契約書の書面によって検証できることではないが、契約における交渉において双方で何を目的としてどんな成果を上げたいのか意思疎通による合意が重要であると考えられる。

海外の学校との契約書は、日本の学校や旅行業者が日本側から提示する場合、日本的で曖昧かつ抽象的な条文「トラブルが発生したときは誠意も持って対応する」や「善良かつ忠実に業務を遂行する」等が認められる。このまま英

訳されているケースがある一方、海外の学校から送られてくる契約書は、DOCに追加して「自らの職業として合理性をもって業務を遂行する」等により、業界水準あるいはそれ以上の安全配慮義務を履行するよう、微に入り細を穿つように日本側の義務を具体的かつ詳細に多数明示しながら海外の学校の責任をつ窮する。一方、自身の責任は凡そ回避する内容が見られる。ここで怯むことなく、できないことはできないと伝えて相手にやってほしいことはやってもらうように交渉することが不可欠になる。

以上、海外教育旅行の契約を技術的リスクと配慮的リスクの観点から分析してきたが、海外教育旅行契約においては、安全配慮義務がある法律関係に基づく信義則によることから、契約という法律関係が前提であるので検証可能であり、それはリスクマネジメントによる対応になる一方、実際の海外教育旅行特有のリスクの中の配慮的リスクに対応できるかが重要であると考えられる。

引用文献・参考文献

- (1) 古川彰洋、2018、学校法人が実施する中長期留学や海外研修旅行の海外受注型企画旅行契約における旅行業法上の安全配慮義務の課題について、日本国際観光学会論文集 Vol. 25(0)、p51-59、日本国際観光学会
- (2) 廣岡裕一、2003、旅行あつ旋業法の制定と旅行業法への改定、政策科学 11-1、p107-118、立命館大学
- (3) 廣岡裕一、2005、旅行業法の変遷—旅行業法に改題後の 1982 年と 1995 年の改定—、政策科学 13-1、p107-118、立命館大学
- (4) 廣岡裕一、2005、洗練された「旅行」取引のための立法政策、政策科学 12-2、p58-68、立命館大学
- (5) 廣岡裕一、2009、マラリアの危険性を告知する義務及びツアー後の注意喚起義務を怠ったことに対する旅行者に対する損害賠償請求事件、和歌山大学観光学紀要、p47-52、和歌山大学
- (6) 廣岡裕一、2013、旅行業法と旅行業約款、消費者保護とその限界、国民生活 p1-6、国民生活センター

- (7) 堀竹学、2010、企画旅行契約の法的性質、北東アジア研究第 18/19 合併号、p33 - 44、島根県立大学北東アジア地域研究センター
- (8) 堀竹学、2016、海外旅行中の事故と旅行代理店の安全配慮義務違反[東京地裁平成 26. 10. 3 判決]、現代消費者法 (32)、p105-112、民事法研究会
- (9) 香取幸一、2012、旅行業法と規制緩和に関する一考察、玉川大学経営学部紀要第 19、p1~15、玉川大学経営学部
- (10) 升田純、2005、損害賠償請求事件判例解説、Lexis 判例速報 Vol. 1、p55-57、Lexis
- (11) 三浦雅生、2006、改正・旅行業法解説、自由国民社
- (12) 三浦雅生、2007、改正・標準旅行業約款解説、自由国民社
- (13) 三浦雅生、2013、安全確保義務について、JATA Communications、p10、日本旅行業協会
- (14) 三浦雅生、2018、改正・標準旅行業約款解説、自由国民社
- (15) 溝手康史、2007、登山の法律学、東京新聞出版局
- (16) 森住正明、2009、旅行契約の特殊性と旅行業法に関する一考察、東京交通短期大学研究紀要第 15 号、p51-69、東京交通短期大学
- (17) 日本旅行業協会 (JATA) 2013 年資料
<http://www.mlit.go.jp/common/001138435.pdf>
- (18) 野村尚司、2016、EU における旅行業法制の変化と関連市場への影響に関する考察、日本国際観光学会論文集第 23 号、p109-115、日本国際観光学会
- (19) 鈴木勝、2001、国際トラベルビジネスにおける危機管理、大阪明浄大学紀要第 1 号、p61-70、大阪明浄大学
- (20) 高橋眞、1992、安全配慮義務の研究、成文堂
- (21) 高橋弘、2016、EU と日本における主催旅行契約 (募集型企画旅行) の近況、広島法学 30 巻 1 号 p1-52、広島大学
- (22) 高橋眞、2009、学校事故と安全配慮義務—安全配慮義務の構造に関する準備的考察、大阪市立大学法学会 55 巻 3-4 号、p. 1-11、大阪市立大学法学会

- (23) 寺前秀一、2014、東京オリンピックを迎える学生・社会人のための観光・人流概論、p121、システムオリジン
- (24) 寺前秀一、2007、観光政策学、p206、イプシロン出版企画
- (25) 山口和男、1989、安全配慮義務違反に基づく損害賠償請求権の消滅時効
現代民事裁判の課題 7、新日本法規出版、p225-236
- (26) 山田希、2014、旅行中の事故と旅行業者の安全確保義務―「危険責任」
原理に基づく責任の正当化と適用上の諸問題、名古屋大学法政論集 254、
p695-722

第6章 インタビュー調査による 仮説検証

本章では、海外教育旅行に携わる日本の学校、旅行業者、グローバル教育企業、留学団体、海外の学校、その他に対し、インタビュー調査を実施し、海外教育旅行の現場で安全配慮義務やDOCがどのように履行され、学生・生徒の安全が確保されているのかを実際的に分析した。その結果に基づき、仮説を検証する。なお、インタビュー調査の詳細については、本論文の付論第2節にまとめたので参照されたい。

第1節 大学

インタビュー調査から、すべての大学において、実際のリスクマネジメントについてのルール・手続きが定められ、危機管理マニュアルや手引き等の資料が、個々の学部の教員によって作成されていた。一方、全学としての危機管理マニュアルも存在するが、全大学でほとんど認識されていなかった。必要不可欠な連絡体制や学生が連絡すべき箇所が記載された資料はインタビュー調査をしたすべての大学で用意されていた。海外教育旅行の旅行前から終了後まで、ガイダンス、オリエンテーション、説明会、面談等、大学内外のリソースを活用して、すべての大学が危機管理について様々な場を設けて情報提供をしている。学生や保護者に対し、留学や海外研修のリスクに関する情報につき積極的に提供する大学と消極的な大学の差はあったものの、大学は、大学自身のため、教職員自身のため、学生のため、保護者のため、手続きとルールを定めており、大学によっては、リスクマネジメントの4基本原則、即ちリスク回避、受容、移転、軽減に忠実に対応し、相手国の文化や各国のスタンダードを受け入れるよう学生を指導している。

教員が考える学生の海外教育旅行のリスクに対する資質は、一を聞いて十を

知ることであり、教員も、自身がリーダーとしての気遣いを備え、学生から尊敬、信頼される存在でなければならないとする。教員は、学生を注意深く見ながら、滞在地の外国語の基本的な読み書きができるように育てることを意識している。危機が発生した場合、学生が海外に滞在している場合には教職員が日本から学生を守ることはできないので、自分の身は自分で守るようにする指導する教員が見られる。危機管理は自己管理が基本であり、自らが怠慢であったり不注意であると、自ら責任を負うことになる。ほとんどの大学は、学生に対して自己責任と覚悟をもってリスクに対処するように求める。海外教育旅行に参加する前提として、教員にも学生にも相手に対する思いやり、気配りができる資質が必要である。学生が、教員からリスクマネジメントの知識、知恵を授かり、学生自身が自己管理できるようになることが重要であり、一方、大学は、学生が日常からリスクに対して準備ができるように助言し、実際の危機にあたってリスクマネジメントを臨機応変に遂行できるようにしている。

先行研究でも指摘があったが、言葉によるバリアは日本の学生にも当てはまり、相手の発言の意図が十分に理解できないために性的被害を受けたり、メンタルヘルスの問題が生じる可能性があるため、学生が、あらかじめ訪問国の規範・ルールを認識し、その国・地域の文化・社会を理解することがとりわけ重要とする。日本の大学及び教職員は、海外の学校が協定校として長期間にわたって日本の学生に対応してもらっているため、相手の対応に自分の意識とのズレがあっても遠慮してそのことを指摘しないでいる教員がいる。

COVID-19 感染流行により中止となった留学や海外研修を復活させることに対する大学の対応はさまざまであり、消極的な大学、自身で判断せず他の大学の様子見の大学、覚悟を決めて開始した積極的な大学、と大きく 3 つに分けられる。安全配慮義務については相当多くの教職員が認識しているが、実際の行動に結びついていない大学もある。

本インタビュー調査によって、大学の教育旅行リスクマネジメントの課題が大きく 3 点浮き彫りになった。一つ目は、安全に対するコミットメントがない大学が認められることである。留学や海外研修のリスクマネジメントについ

て、大学のトップマネジメントが関心を持っておらず、海外教育そのもののビジョンが存在せず、それがリスクマネジメントに対する無関心につながっている。また、教職員間に意識のズレがあり、誰が留学や海外研修のリスクマネジメントに責任を持つのか不明瞭である点も課題である。

二つ目は、安全配慮義務に関してである。大学の多くの教職員が安全配慮義務について認識しているものの、資料整備のレベルにとどまり、実際の行動に結びついてない大学が見受けられる。即ち、外形的な安全配慮義務を意識しているが、実質的な行動になっていないのである。従って、大学の安全配慮義務が実質的に機能するようにすることが喫緊の課題と言える。元々、欧米では安全配慮義務、即ち DOC が共通する概念であるため、日本人学生もリスクマネジメントの基本となる考え方を理解することが望まれる。但し、第 2 章第 2 節で述べた通り、安全配慮義務は移動の自由等他の権利と抵触する可能性があるため注意が必要である。インタビュー調査に記載したように、D 大学は、2003 年 SARS が流行した時、学生の生命を守るために海外から帰国させることを決定したにもかかわらず、大学の命令に従わない学生がいた。これは香港に留学中の学生であり、本人がどうしても帰国せず現地での学習を希望したため、教育を受ける自由及び移動の自由の保障から大学が許可したものであった。

三つ目は、海外教育旅行に関するリスク情報をオープンにしづらいという課題である。リスクの経験を共有できないため、海外教育旅行のリスクマネジメントの改善につながらない可能性がある。事例として、学生が海外での研修中に盗撮トラブルになったケースがある（付論第 2 節第 1 項）。相手の大学は、学生の個人のプライバシーの問題があり、現地の個人情報保護法に照らして開示する義務がないと主張し、日本の学校は蚊帳の外に置かれて保護者との対応に窮した。これは個人のプライバシーと日本の大学の安全配慮義務の抵触に該当し、日本の大学としての安全配慮義務を果たそうにも、生徒の状況が把握できず、適切に対処できなかった事例である。現地の学校が責任をもって対処することになったが、日本の学校の管理下にある海外研修旅行であるため、日本の学校が積極的に関与して日本人の学生の安全を守るために安全配慮義務を果

たさなければならない。

以上、本インタビュー調査から明らかになったことは、調査対象の全ての大学で仮説(1)の技術的リスクに対応して、リスクマネジメントを実行していたことである。学生・生徒の海外教育旅行の安全のため、日本の大学は、学生及び保護者に対し危機管理、情報収集・情報提供をしており、学生及び保護者の求めに応じてさらに説明を行い、海外教育旅行のリスクを伝えている。技術的リスクに対し、基本に忠実にリスクマネジメント理論に基づく対応を行っており、それが多くのリスクの回避あるいは軽減につながったと考えられる。

大学の教員は、下ではなく上を見て歩くことや暗いところは歩かない等、懇切丁寧に教えている事例がある。教員は、海外研修を自ら企画して学生を引率する際、学生がトラブルに遭わないように危機管理業者や旅行業者が注意するような一般的な注意はしない。何故なら、そのようなことはまず起こらないからであって、実際に役立つリスクマネジメントを教える。また、いざという時に教員の指示に従って学生にリスク対応してもらうためには、教員と学生との間に信頼と尊敬が必要である。教員は学生と長く生付き合いをしたいと思っているために、学生が海外でトラブルに遭わないように直接、きめ細やかな配慮を行っているのである。これは、仮説(2)の配慮的リスクに対応したリスクマネジメントのアプローチであり、海外教育旅行の特有のリスクに対してより有効に機能しており、いつでもどこでも応用可能なアプローチでもある。過去から大きなトラブルはなく、学生・生徒のリスクの回避あるいは軽減につながっている。

また、配慮しながらも少し突き放す事例もある。ある大学の海外教育センターの管理職の話である。「こう転ばないようにって過保護に先に手を差し伸べると本人はそれを気をつけなくなるので、私はどちらかというと、守らないほうがいいと思って来てたんですね。あの死んじゃったら困るけど、痛い目にあったほうがいいと思ってるんです。あの命に別状がなくて。ええなのではいあのなんか知恵は授けるけど、それさぼったら自分で。うん、そうはい、財布とか盗まれちゃうのもそうやって自分の不注意だったからっていうふうに設定し

て欲しいので。なるほど。あんまり正直、あの守っちゃいけないというか、手ぶらでは戦場に出しませんけど、武器を持たせますので、あとは自分で頑張れだと思えます。」配慮しながらも、多少のリスクを容認するアプローチもある。少しぐらいのダメージは教育として効果があるという考え方である。

また、学生の精神的ストレス対応では、教員自らが先方の教員を通じて海外に滞在中の学生と電話等で直接コミュニケーションし、日本にいる保険医とも相談しながら対処をした事例があった。時差により電話で話す時間帯が日本の夜中になるケースもあるが、教員が学生のために思いやりをもって配慮的リスクが顕在化しないようにする、まさに配慮的リスクに対してきめ細かいコミュニケーションで対処している事例である。

以上から、仮説（2）の配慮的リスクの事例は多くは認められなかったが、教職員と学生の間に関わり手に対する思いやりや尊敬をベースとした相互依存性や関係性があるからこそ、一定のリスクをあえて容認することができたり、リスクの顕在化を軽減できたと考えられる。以上から、仮説（2）については、大学においては確認できた。

第2節 中高校

中高校は、海外教育旅行自体のリスクを勘案し、保護者の意見を反映し、できるだけ安全な場所を選択し、ホームステイについてもできるだけリスクヘッジを行っている。生徒の命を24時間預る海外教育旅行であり生命の危機が生じると元も子もないため、安全第一が基本である。そのためには、中高校のトップが教員に対して教員は生徒に対して配慮し、そして教員同士が気づき合い協働することが必要とされる。また、海外の現場では、引率教員と海外の学校・関係者、旅行業者の協力体制が重要になる。

教員の中には、少しぐらいは生徒に危険があっても、リスクに学ぶことができるとする意見がある。教員は24時間いつも生徒につきっきりでいられるわけではないので、生徒に自分でできることはさせる。海外のホストファミリーや

海外の学校の先生に相談しながら、自覚を持って対処させなければならない、と言う。海外教育旅行のリスクは多岐にわたるが、生徒が相手国は日本と異なる文化、社会であることを理解することによって、自己管理により防げるリスクもある。海外教育には、現地に馴染め無い等、好ましくないマイナスのリスクがあるが、日本ではそれまで問題児であっても海外教育旅行から帰国すると見違えるようにたくましくなる生徒もいるのは、海外教育の好ましいプラスのリスクである。

中高校は、海外教育プログラムについて、旅行業者を信頼してほぼすべての手配を任せている。一番多いトラブルはホームステイであり、旅行業者は、トラブル時にはホストファミリーや現地コーディネーター等ステークホルダとコミュニケーションを取って解決を目指す。解決は容易ではない。旅行業者は中高校のことを考えて行動することが学校からの信頼に繋がるが、その信頼の中身は対応の早さとその内容、何かあった時の判断、最新の情報の定期的提供である。また、旅行業者には安全上の配慮が必要とする。例えば、海外の留学先への航空券の手配をする際、乗り継ぎがいいので夜中に寮にチェックインするような旅程を組むことがある。生徒の安全を第一に配慮したらこうはならない。旅行業者は、日本から現地の空港まで、そして現地空港から寮までの移動時間等を考えて総合的に旅程を手配する必要がある。しかし、旅行業者の営業担当者が若くて経験不足の場合、安全リスクについて十分に調べないこともあると言う。これは、学校が配慮的リスクに対応することを求めて委託している事例であり、ただ早くて安いだけの航空券を手配すればよいわけではない高次元の配慮的リスクと認められ、一部の中高校ではそれに対応してリスクの回避あるいは軽減がなされていることが認められた。

仮説(1)については、日本の中高校は、安全第一であり、旅行業者に対し技術的リスクに対するリスクマネジメントを委託するものの、基本に忠実に説明会やマニュアル作成等一年間のサイクルの中で海外教育旅行のリスクマネジメントを遂行している。それによりリスクを回避あるいは軽減することができていることが認められた。また、仮説(2)についても、日本の中高校は、配慮

的リスクに対する対応が見られた。

第3節 その他

その他、海外 A 大学、B グローバル教育企業、D 旅行業者の 3 者にインタビュー調査をした。

まず、海外の A 大学では、具体的な安全対策として、現地到着後の最初のオリエンテーションの際に、日本から来た生徒に対して、ホストファミリーが受入れる生徒のためボランティアが随分と前から準備して待っていることや、生徒の名前もずっと前から覚えていることを伝える。また、第一日目のホームステイをした翌朝に生徒がホストファミリーに連れられて大学に来るとき、言わない言葉がある。「How are you? 」である。英語がほとんどできないため英語を学びに来た子どもが、最初の晩を見知らぬ外国人の家で過ごした後である。「I' m fine.」であるわけがない。昨晚英語が話せなくて困った悪夢を子どもたちに蘇らせることになり心理的ストレスを助長する。だから、そうさせないために「Did you sleep well? 」等、誰でも肯定的に答えられることを聞くことが教職員に徹底されている。また、意識して情報を提供しないとといった配慮も見られる。例えば、ビーチが近くにあって楽しい経験ができることは、事前に生徒・学生や日本の学校には伝えない。それは現地に学生・生徒が来て実際に嬉しい驚きがあったほうが良い情報であるからである。

さらに、同大学では、安全の徹底のために、日本の学校が豪州へ海外研修へ来る直前にわざわざ日本でもオリエンテーションを行っている。ホストファミリーが渡航、来校する全員のために事前に自らボランティアで準備をしていることを意識的にしんみりと真面目に約 1 時間かけて話すのは、前述した豪州到着後と同じである。その時、ホストファミリーの名前を生徒に聞くと、まだ覚えていない生徒が約 8 割いるのに対して、「ホストファミリーはあなたの名前をすでに 10 日も前から覚えている」と伝える。こうして学生の信頼や感謝の気持ちを醸成するのである。

また、海外の他の学校や旅行業者が一般的なオリエンテーションにおいて案内するような、プールがないとか、ペットがいる、一人親である可能性がある、といった話は一切しない。むしろ、ホームステイ先にお金を払って泊まるのではなく、ホストファミリーがボランティアで泊めてくれるのだということを理解してもらおう。つまり、学生・生徒に感謝の気持ちを持ってもらい、自分がそのホストファミリーのために何ができるかを考えてもらうのである。学生・生徒がホストファミリーに対して感謝の念を抱いたり、ハッピーであると感じている場合には、クレームにはならない。海外の学校の教職員が、ホストファミリーと学生・生徒に対する配慮と信頼ある関係性を創り出すことで、学生・生徒のホームステイ中のリスクが軽減され、海外教育における教育効果を最大限享受できるようになる。

校長に伺ったエピソードを紹介する。ある大学生は、同居していたホストファミリーのおばあちゃんが COVID-19 に罹患した際、大学の寮に移ることで感染回避ができるにもかかわらず、移動をせずおばあちゃんと一緒に過ごして看護することを決意したという。「彼は日本のご父兄とも相談をした上で決定をしていましたね。いろいろな理由がありましたが、始めから言い続けていたのは『ホームステイとはそのファミリーのお客になることではなく、家族の一員になること』でした。自分のおばあちゃんだったら、どうするべきなのか、を考えた上での決定でした。大学としては、そうしてほしいと思ってもこちらからは言えない事でしたので、大変感動的でした。」当学生は、自身が COVID-19 に罹患するリスクのみならず授業欠席による学習の遅れというリスクを冒してまで、ホストファミリーを看護するという配慮と気遣いを示したのである。彼は細心の注意を払って自身の COVID-19 感染を防いだ上に、授業欠席による学習の遅れも取り戻した。さらには、学生の配慮ある行為が大学から高く評価され、大学から追加レッスンの提供まで受けることになった。

この事例は興味深い点を含んでいる。一つは、学生は、ホストファミリーを介護する傍ら、自身の感染リスクおよび学習遅延リスクを認識し、それらに対するマネジメントを自ら実施した点である。もう一つは、学生の配慮ある行為

が大学から評価され、結果的に追加授業の受講というさらなる教育機会の確保につながった点である。

さらに、本大学は、レストランの少ない地域の住民に対して大学のカフェテリアを日常的に開放しており、地元のホストファミリーと大学間に良好な関係や信頼が存在し、そのことがホームステイのトラブル解消やリスク軽減に寄与した。

次に、B グローバル教育企業は、欧州に本社があり全世界で教育サービスを提供する企業である。海外で学校を経営し、日本では留学企画斡旋業者でもある。生徒の安全を確保することに組織をあげて対応し、細かい点までケアが行き届いていて、リスクマネジメントは何よりも安全第一で実施している。安全配慮義務ということは特に意識していないが、安全は当然の事としている。リスクマネジメントの基本は学生・生徒自身による自己管理であると考えている。また、世界各国の現地に専門の教育コーディネーター（International Exchange Coordinator: IEC）を任命し、IECによって生徒に対する説明会を行っている。また、IECは、依頼先の学校や旅行業者に対して教育を良くすることにまで提言することもある。学校長が、上から目線で業者として見ている場合には、学校長と話して教育に対する態度を変えてもらい、同じ目線でこどもと接することができるようにしてもらおう。また、旅行業者のスタッフに対しても同様に、研修を提供し、日本の学校との平等な関係性を構築すべく改善を促している。同社が目指すグローバル教育を励行するためには、日本の学校や旅行業者と対等な関係が必要とされるからという。質の悪い日本の学校や旅行業者が存在し、日本特有の「失敗は許されない」文化もあり、新しいことへのチャレンジに消極的な日本のステークホルダとの間でたびたび海外教育の方針に乖離が生じたが、積極的に改善を促す努力を重ねている。教育サービスを提供するグローバル企業として、その目的やミッションが海外の学校の教職員にも浸透しており、海外教育旅行の安全第一のリスクマネジメントのアプローチも、こうした企業のビジョン、ポリシーや歴史と深くかかわっているものと考えられる。

三つ目は、旅行業者の管理職へのインタビュー調査である。対象者は、過去に大きな事故の経験を有しており、学校や社員に対して、自身の経験を踏まえて海外教育旅行のリスクを具体的かつ実践的に示し、事故を減らすことを使命として行動している。本人の過去の経験が大きくこの行動に影響を与えたものと考えられる。学校に営業に行き、海外教育旅行の目的や目標をトップに聞いても答えが帰って来ないことが多いという。海外教育旅行の意義や目的に関する考えも、危機管理やリスクマネジメントについての確固たる考えが見受けられない。これでは、海外の学校やホストファミリーに対して、生徒をどう扱ってほしいのか、どのような教育を受けさせたいのかを伝えることができない。旅行会社も、旅行の目的や教育効果をどこまで達成すべきなのか、それに付随することになるリスクマネジメントをどのように行ったらよいのか、困ってしまう。また、自身の経験を踏まえ、重要なリスク情報を学校に提供するものの、それを生徒や保護者に伝えるかどうか、どう伝えるかは学校の判断となる。学校に対し「出しゃばれない」、本当のところを伝えられない旅行業者と学校の関係は、学校を顧客として神様扱いし、旅行業者は業者であり「尊敬が全く生まれない」日本特有のクライアントとエージェントの関係として、過去からずっと続いており、旅行業者が学校と対等でない「尊敬が生まれない関係」のもとでは、十分なリスクコミュニケーションがなされず、一方的なリスク対応になっているものとする。

ここまでのインタビュー調査を検証すると、仮説(1)の技術的リスクに対して、日本の大学及び中高校、英米豪3カ国の学校、旅行業者は、それぞれ役割に応じてリスクマネジメントを履行して対応していることが確認できた。特に、海外の学校としてA大学及びBグローバル教育企業は、学生・生徒のみならず学校や旅行業者に対し、教育研修により自分たちのリスクマネジメントを含む教育方針を伝え、リスク教育機能を持ち合わせていて教育的アプローチを行っている。仮説(2)の配慮的リスクについては、海外の学校において、それによってリスクの軽減を図る配慮的リスクの存在が認められ、学生・生徒やその他のステークホルダとのリスクコミュニケーションを通じて、対応しているこ

とが確認できた一方、旅行業者は学校との間のクライアントエージェント特有の関係があり、双方向の信頼に基づくリスクコミュニケーションは確認できなかった。

次章は、本章までの仮説検証で認められた内容を俯瞰して総合考察とする。

第7章 考察

第4章から第6章にわたり質的研究として、日本及び英米豪3カ国の法制度に照らした判例、契約、インタビュー調査の3つの調査に基づき仮説の検証を行った。本章では、それらの関係分析と総合評価を行う。特に、仮説の中心的概念である配慮的リスクとその対応としての配慮的アプローチについて考察を加える。

第1節 仮説検証の関係と総合評価

まず最初に、ここまでの検証結果によって明らかになった主要ステークホルダである日本の学校、旅行者、海外の学校のリスクマネジメントの特徴をまとめる。

日本の大学は、過去の経験を生かしリスクマネジメントについて一定のノウハウを持って遂行しているが、大学生という大人の自己責任を基本にしながらも、成人年齢である18歳からいきなり自己責任を負わせるわけにはいかず、対処の仕方に苦慮している。海外教育を担当する教職員の業務負担は大きく専門性も要求されることになり、安全な海外教育旅行の実施には課題が多い。特に、私立大学は、大学によっては保護者から強いプレッシャーがあり、教職員のリスクマネジメントの意識と対応行動に影響を及ぼすことが認められ、保護者がステークホルダとして大きな存在であることが分かる。

日本の中高校は、旅行者に対し海外教育を含むほとんどの範囲を依頼するため、学校が安全管理責任の主体ではあるものの旅行者にリスクマネジメントを委任することになる。従って、受注する旅行者の責任は重く、専門性を発揮してその負託に応えることが旅行者のリスクマネジメント上重要になっている。日本の中高校の教職員には、学校のビジョンやコミットメントに従い、生徒のための安全配慮義務がインプットされ意識されている。その教職員

の意識が対応行動に作用し、さらに生徒のリスクとリスクマネジメントの意識と対応行動に作用するが、海外教育の場合には、主役が日本の学校の教員から海外の学校の教員に移ることから、海外教育の目的に合致する内容を提供できるかどうかは、一次的には海外の教員に委ねられることになる。日本の教員が引率する場合は、海外の学校及び日本の学校の教員の両者からの生徒への介入によるリスクマネジメントを遂行することで、生徒が良い学習をし、教育効果と安全担保の両方を実現させることが望ましい。

一方、海外の大学や団体は、日本の学校や旅行業者に比較すると、海外教育旅行のリスクマネジメントをより自律的内発的に、責任を一身に背負っていることが認められた。特に、未成年の子どもを対象に教育を提供するのは自身であり、他者に責任を移転ないし委任できないので、責任が重いことを教職員はじめマネジメントが良く認識しているものと考えられる。

ここで、日本と英米豪 3 カ国の判例調査の検証の関係と総合評価、そして判例、契約、インタビューの 3 つの調査検証の関係分析と総合評価を行う。

まず、日本と英米豪 3 カ国の判例調査において、仮説 (1) の技術的リスクについては、日本の中高校、旅行業者、海外の大学は、共通して基本的なリスクマネジメントを遂行している。特に、英米豪 3 カ国の学校は、多くのステークホルダとともに、技術的リスクに対してリスクマネジメントによって対応していることが確認できた。しかしながら、実際にはリスクマネジメントが機能していないケースが散見され、訴訟リスクに晒されていることが認められた。一方、日本の大学は、対象となる判例が見当たらず確認できなかった。仮説 (2) の配慮的リスクについては、日本の中高校のみ対応した判例が認められたが、その他の日本の大学、旅行業者、海外の大学は確認できなかった。日本の中高校は、技術的リスクに加えて配慮的リスクへのアプローチが確認された。

次に、判例、契約、インタビューの 3 つの調査検証において、仮説 (1) の技術的リスクに対し、日本の大学を含む日本の中高校、旅行業者、英米豪 3 カ国の学校にすべてがリスクマネジメントによって対応していることが確認でき

た。特に、英米豪 3 カ国の学校は、技術的リスクに対して、より大きな責任を持ちながら他のステークホルダーに技術的な役割を委任しながら対応する一方で、学生・生徒に自己責任を求めている。精緻な技術的リスクマネジメント理論に基づくが、リスクマネジメントが実行できず結果としてリスク対処ができていないケースが見られた。日本の学校及び旅行業者は、技術的リスクに基本的にリスクマネジメントで対応し、ステークホルダーによる対応のばらつきは少ない。仮説 (2) の配慮的リスクについては、日本の大学は、インタビュー調査によって配慮的リスクへのアプローチの存在が確認されたが、日本の中高校は、判例調査でもインタビュー調査によっても配慮的リスクへのアプローチが確認できた。これは、中高校が大学に比較し若年層の生徒が対象であることから教職員の安全に対する意識が高いためと推定される。一方、旅行業者においては確認できなかった。英米豪 3 カ国の学校では配慮的リスクが認められ、学生・生徒やステークホルダーとのリスクコミュニケーションを通じて、対応している。この配慮的リスクは、裁判では見られず、裁判や法律では認められないリスクである。しかしながら、インタビュー調査であったように、海外の学校や団体において、配慮的リスクへの対応を認識し対処している。

第 2 節 配慮的リスクと配慮的アプローチ

ここでは本研究で重要な概念として明らかにした配慮的リスク及び配慮的アプローチについて、考察する。配慮的リスクは、法制度上の義務に基づく対応は必要とされず、コミュニケーション、サポート、ケアの欠如から、心理的・社会的・身体的・経済的に好ましくない被害が発生あるいは増幅し、配慮によって軽減・除去されうるリスクである。逆に、コミュニケーション、サポート、ケア等の配慮を行うことで、心理的・社会的・身体的・経済的に好ましい結果が発生するプラスのリスクでもある。こうした配慮的リスクへの対応が配慮的アプローチである。

各調査で認められた事例・エピソードの考察を通じて、配慮する主体が自身なのか他者なのか、配慮的アプローチの結果がマイナスのリスクの軽減につながるのかプラスの影響が生じるのか、によって配慮的リスクを4つのタイプに類型化できることがわかった。まず、類型Ⅰは、自身が他者に対して配慮を行った場合、好ましくないマイナスの影響を回避もしくは軽減できるケースである。事例・エピソードとしては、①海外の学校は、学生・生徒に対して配慮ある質問を選択することで、学生・生徒のメンタルヘルスのリスクを軽減すると同時に、海外の学校自身が学生・生徒のメンタルヘルスに罹患した場合に負担する時間と経費の軽減しうること、②日本の大学が、精神的ストレスを抱える学生と、教員が自ら先方の教員を通じて電話で話したり、日本にいる学校医とも相談しながら夜中に対応するなど思いやりのある対応を行い、学生および大学にとってのリスクを軽減すること、③日本の中高校は、旅行者にただ早くて安いだけの航空券を手配するのではなく、時間、訪問地、性別等条件によってきめ細かい対応を求めること、④海外の学校が地元住民にカフェテリアを開放すると、ホストファミリーとの間で良好な関係や信頼が生まれ、ホームステイのトラブル解消やリスク軽減につながること、⑤日本の大学が海外の大学を迎えてウェルカムパーティをすることで教職員間のコミュニケーション不足による学生の危険リスクを回避できること、⑥日本の大学の教員が学生に海外教育旅行中の食事を自腹で提供することで学生とのコミュニケーション不足が減じられ、その結果、学生の海外教育旅行のリスクが回避あるいは軽減されること、が認められたケースである。

次に、類型Ⅱは、自身が他者に対して配慮を行った場合、好ましいプラスの結果に作用するケースである。事例・エピソードとしては、日本の学校の教員は、日頃指導で苦慮する生徒をメンタルヘルスのトラブルを招く可能性があるにもかかわらず、海外教育旅行に連れていき、教員が注意深り配慮をもって生徒を見守ると、生徒が、滞在先のホストファミリーからの承認、尊敬や感謝を受けて変わり、たくましくなって帰ってくると同時に、教員自身のモチベーション向上にもなる、といった、プラスの影響が認められた。他にも、学生が

COVID-19 に罹患したホストファミリーを介護したケースがある。学生は、自身で保護者と相談してホストファミリー宅に留まり介護することを決定したため、COVID-19 に罹患するリスクのみならず大学を欠席することによる教育が受けられなくなるリスクが生じた。しかしながら、当学生の通う大学から、配慮ある行動が評価され、学生は無償で追加の学習機会を得ることができたのである。自身が他者に配慮したことで、自身へのプラスの影響が確認できた事例である。

次に、類型Ⅲは、他者が配慮してくれることで、好ましくないマイナスの結果を回避・軽減できるケースである。事例・エピソードとしては、①学生が寮の部屋で盗難にあったが、相手の大学は、同様のことが再発しないように自発的に対処すること、②海外の学校が、学生・生徒がストレスや不安等精神的な問題を抱えそうになった時に、学生・生徒に対するケアを行ったり、日本の学校に相談してくれると、学生・生徒のリスクの増幅が避けられる可能性があること、③日本の学校及び旅行業者が重大事故を経験すると、その経験を自身の組織やその他のステークホルダに共有し、その結果、学生・生徒の好ましくないマイナスのリスクが減じられる可能性があることが認められた。

最後四つ目の類型Ⅳとして、他者が配慮してくれることで、好ましいプラスの結果がもたらされるケースである。事例・エピソードとしては、学生がCOVID-19 に罹患した場合にはホストファミリーや関係者に迷惑をかけることを学生に理解させ、教職員が協力して感染症に罹患しない努力を徹底し、万が一学生・生徒が罹患した場合には、マニュアル・規則通りに対応（隔離等）するだけでなく、隔離中の学生の心のケアを丁寧に行う。学生・生徒は、快復後に教育の遅れた部分を取り戻すために海外の学校の支援も受けて努力し、教育の便益を想定以上に得る可能性があることが認められた。

技術的リスクはリスクマネジメントにより明確に対処が決まっている技術的・実務的リスクと定義できるが、リスクはその性格上必ずしもその範囲が固定されているわけではなく、またその時々状況に応じて生じるため、リスクマネジメント理論に基づく知識や技術によるリスクマネジメントだけではリスク

対応が困難となることがある。インタビュー調査から明らかになったように、中高校生であっても海外教育旅行中一人で行動する場合があります、その最中のリスクに対して日本にいる時のように教員が生徒を助けることはできないことから、生徒自身でリスク対処するしかない。生徒がまさにリスクに遭遇している場合、または遭遇しそうだという場合、生徒によるリスクの発信により、そこにいる海外の学校の教職員他の受信があり、彼らの迅速かつ適切な技術的アプローチが重要である。

但し、そのリスクが潜在性が低いとその人は気づいて対処できるが、潜在性が高いとその人は気づかず対処できない。事例としては、日本の判例で取り上げた野球部員の死亡事故がある。監督が、その生徒の性格や状態から気づくことができ、配慮していれば事故は防げた可能性がある。しかしこうしたリスクに気づけなかった。配慮的リスクは、このようにその人の知識・知恵レベルによってその人がリスクに気づかないこともあり個人差がある。個人あるいは集団の配慮的リスクの認知レベルが上がれば、本人がリスクに気づかなくとも周りの人が気づかせることでリスクにアプローチすることができる。

例えば、中高校の職員は、旅行業者に対して、学生・生徒が夜中に寮にチェックインすることにならないよう、生徒の安全を第一に考慮して、旅行業者は空港から寮までの移動時間等を考えて旅程を手配する必要があると要望する。しかし、これは旅行業法が旅行業者に求める企画旅行における手配債務のレベルを超えるものと考えられる。遅い時間であっても航空機が飛んでいるのであって、そこから寮までの交通まで旅行業者が考慮して手配する安全確保債務は判例から見て求められていない。しかしながら、それでは女子学生・生徒の場合にリスクが顕在化して、レイプされて殺された事例もあるのである。それでは何をもってその遅い時間での手配を回避して別のアドバイスをすることを旅行業者に求めるのだろうか。そこではまさに本研究で提示した配慮的リスクの概念が有効であると考えられる。担当者が若くて経験がないから仕方ないでは済まされないのは、人の生命や身体への危害が想定されるからである。旅行業者の若い社員も女子学生・生徒も想像できない配慮的リスクを、周りの社員あるいは

学生の先輩あるいは留学先の学校等ステークホルダーが気づきアプローチすべきである。

また、海外の大学のインタビューでは、大学とホストファミリーとの関係性が根底に存在することで、学生とホストファミリーの間の配慮ある関係が生じ、学生が COVID-19 に罹患したホストファミリーのおばあちゃんを看病した事例があった。学生自身の COVID-19 感染リスクや授業欠席による学習遅延リスクといったマイナスのリスクの回避のみならず、教育効果の増大というプラスの作用が認められたものである。今後、こうした留学生の配慮ある行為が地元コミュニティで広まってゆけば、地元コミュニティと大学の関係性はさらに強固となり、将来的な留学生の受け入れ態勢の改善やリスクマネジメントの向上にもつながる可能性も期待できる。

海外教育旅行のリスクマネジメントの真髄と言える配慮的アプローチは、基本的な技術的アプローチに加えて実施されるべきものであり、一体的に行われるべきものである。リスクの状況認識の共有が促進されるだけでなく、協力、相互理解、信頼関係が作られることでリスクの回避または軽減につながりうる。究極の配慮的アプローチとは、海外教育旅行特有の配慮的リスクのより潜在的な領域に対応することにより、教育及び旅行の好ましいプラスの結果を学生・生徒本人が成果として得ることにある。

次節では、多種多様な海外教育旅行のリスクマネジメントシステムについて、配慮的アプローチによりどのように変化するのか考察する。

第3節 海外教育旅行のリスクマネジメントシステム

海外教育旅行システムには、多種多様なステークホルダが関与する。日本国内には、大学、中高校、旅行業者、学生・生徒の他、学校の理事長や理事、校長や教頭等のマネジメント、一般の教職員に加え、危機管理、医療アシスタンスサービス、保険、交通機関、宿泊施設等旅行に関わる関係者、自治体、関係

団体などが存在する。海外には、留学・海外研修エージェント、ホストファミリー、自治体、観光局等の関係団体等が存在する。従って、海外教育旅行のリスクマネジメントは、これらステークホルダによる全体的なシステムとして機能させることが必要になる。そのシステムにおいては、大学及び中高校、海外の学校、旅行業者、そして保険会社、危機管理会社が主体となり、中心には学生・生徒が存在する。日本の学校は法的当事者として、また旅行業者もケースによっては法的当事者になる。海外教育の主体はもっぱら海外の学校になるため、日本の学校は海外の学校と協議して、海外教育旅行リスクマネジメントシステムを機能させなければならない。

第1項 大学

大学による海外教育旅行リスクマネジメント力の総合得点化による詳細分析（付論第1節第1項を参照）とインタビュー調査の結果から、各大学の教職員はそれぞれの状況に応じて学生の安全を第一に考えてリスクマネジメントを意識、対応行動していることがわかった。しかしながら、必ずしも総合得点が低いからと言ってリスクマネジメントができていないことにはならないことも明らかになった。海外教育旅行リスクマネジメントシステムにおいては、日本の大学と海外の大学が対等な関係にあり、旅行業者、保険業者、危機管理業者の3者がそれぞれの役割に応じて日本の大学を支えていて、全5者から、学生の安全を守るという安全配慮義務あるいはDOCが作用している。こうした安全配慮義務（DOC）アプローチに加えて、さらに配慮的リスクアプローチが実施されると、大学は、学生、日本の学校、海外の学校との関係性が深まり、海外教育旅行リスクマネジメントシステムにおける協力関係が増すことになる。

第2項 中高校

中高校は、海外修学旅行あるいは海外研修旅行が多く、旅行手配、現地のプログラムやホームステイに関する手配をほとんど一括して旅行業者に依頼している。海外教育旅行のリスクマネジメントシステムの主体は、日本の学校、海

外の学校・教育サービス提供事業者、及び旅行業者であり、3者がトライアングルをなす構造になる。日本の学校は旅行業者の上に立つが、それは前述したクライアントエージェントの関係による。中高校と旅行業者が旅行契約を締結すると、海外教育旅行の安全配慮義務の一定部分が中高校から旅行業者へ委任される。旅行業者は、海外の学校や教育サービス提供事業者に対して安全配慮義務の履行を要求し、逆に海外の学校や教育サービス提供事業者は、旅行業者に対しDOCを求める。海外の旅行手配業者（ランドオペレーター）が、日本の旅行業者に対しDOCを求めることはまずないので、海外教育に限ったものと考えられる。教育行為において、学生・生徒に対する安全配慮義務あるいはDOCは、英米豪3カ国でも日本でも共通してステークホルダに作用するためと考えられる。

なお、中高校生は、若年のため大学生に比して病気怪我のリスクが高く、負傷・疾病の発生件数が多い。独立行政法人日本スポーツ振興センターの令和元（2019）年度の災害共済給付状況¹¹⁴⁾によると、障害見舞金と死亡見舞金の給付件数はそれぞれ403件、74件であり、平成30（2018）年度に比較すると、それぞれ40件、18件の増加となっている。医療費、障害見舞金及び死亡見舞金を合わせた給付金額は、約177億円である。中学と高校で全学校（幼稚園、保育園、高等専門学校を含む）の事故の約58%を占める。特に突然死は16件、全体の6割強を占める。学校での事故が多いが、海外教育旅行中の負傷・疾病も多い。

また、高校生の海外渡航中の健康リスクに関する立石らの研究調査¹¹⁵⁾によると、滞在1ヵ月間以上の場合、高い順に、日焼け・虫刺さ、下痢、風邪、となっている。滞在1ヵ月間のリスク認識が1週間のそれに比較して差が大きい順に、怪我、風邪、メンタルの不調となっていて、滞在が長いと異なる健康リスクが発生している。一方、実際に発生した健康問題は、乗り物酔い35.1%、日

¹¹⁴⁾ 日本スポーツ振興センター令和元年度災害共済給付状況
<https://www.jpnport.go.jp/anken/Portals/0/anken/kyosai/pdf/R1kyuhu.pdf>（2022年度6月19日閲覧）

¹¹⁵⁾ 立石麻梨子・三橋睦子・角間辰之・渡邊浩、2018、高校生及び大学生の海外渡航における健康リスクと準備の問題、日本渡航医学会誌12(1)、p8-12

焼け・虫刺され 27.1%、メンタルの不調 16.2%の順に多かった。また、大学生にとって実際に発生した健康問題は、乗り物酔い 28.5%で同じく一番多いが、次に便秘 24.2%であり、やはりメンタルの不調は多く 15.6%である。中高校においても大学においても、海外教育旅行における健康に関するリスクをどう軽減するかが大きな課題である。

中高校のリスクマネジメントについては、生徒、日本の中高校、海外の学校に旅行業者が加わり、保険業者とともに、生徒の安全を守る安全配慮義務が作用する。そこへ、配慮的リスクへのアプローチがあると、中高校は、生徒、日海外の学校、旅行業者との関係性が深まり、海外教育旅行リスクマネジメントシステムにおける協力関係が増すことになる。

引用文献・参考文献

- (1) 古川彰洋、2009、新型インフルエンザ対策に見た旅行会社とトラベルメディシンの課題について、日本渡航医学会誌 3 巻 1 号、p46-50
- (2) 廣岡裕一、マラリアの危険性を告知する義務及びツアー後の注意喚起義務を怠ったことに対する旅行業者に対する損害賠償請求事件、和歌山大学観光学会 2009;2;47~52
- (3) ISO、2021、ISO 31030 Travel risk management - Guidance for organizations
- (4) 野口和彦、リスクマネジメント規格活用検討会編著、2018、ISO31000：リスクマネジメント解説と適用ガイド、日本規格協会
- (5) 立石麻梨子・三橋睦子・角間辰之・渡邊浩、2018、高校生及び大学生の海外渡航における健康リスクと準備の問題、日本渡航医学会誌 12(1)、p8-12

第8章 研究の課題と限界

本章から最後の第三部になる。第一部で本研究の目的である海外教育旅行に参加する学生・生徒の安全確保のため、技術的リスクに配慮的リスクが加わった仮説を立て、第二部でその仮説の検証をしてきた。第三部では、本研究の課題と限界に続き、結語として本研究のまとめとする。

本章では、本研究において明らかになった海外教育旅行のリスクマネジメントにおける課題、本研究の限界、及び本研究で提唱した配慮的アプローチを今後どのように社会実装していくのか、について論じる。

第1節 課題

本研究により海外教育旅行のリスクマネジメントについて5点の課題が明らかになった。

第1の課題は、クライアントエージェント問題である。即ち、クライアントである学校に対して旅行業者の地位が低いことに起因して、海外教育旅行のリスクを最小化することが困難となることである。旅行会社にとって学校はお得意様であり、学校に言われることは何でも聞き学校に物申せない体質が根強くある。このことが学生・生徒の海外教育旅行の安全確保について旅行業者が主体的に関与できない結果を生んでいる。海外の大学や教育サービス機関の学生・生徒に対する効果的な関与によって学生・生徒のリスクマネジメントの意識と行動が変化するように、旅行業者のリスクマネジメントに関する主体的参画が重要と考える。また、旅行業者がリスクマネジメントとリスクコミュニケーションにより、配慮的アプローチができれば、業務の質が高まるとともに、学校に旅行業者の付加価値が認められるようになり、ものが言いやすくなるといった効果も期待できる。実際、海外のグローバル教育企業は、上から目線だった日本の中高校の校長に対して、「互いに尊重できない関係は持続的ではな

く、我々が誇りと自信をもって生徒に良いプログラムの提供するにはできない」と伝えて、対等の関係性の構築に努めている。

第 2 の課題は、学生・生徒の安全第一のために、ステークホルダが具体的にいつ何をどうすれば具体的に効果があるのか、社会実装の課題である。海外教育旅行の安全をよりもたらす社会実装の精緻化とその実装が重要であり、過去に学びながら、将来に向けて現状の技術的アプローチ中心の対応を変革していかなければならない。社会実装の具体的な方向性は第 3 節で後述する。

第 3 の課題は、学生・生徒及びその保護者が消費者としてその存在が認知されていないことである。本来、学生や保護者は自分で対価を払い日本の学校を通じて旅行業者なり海外の学校と関係しているのだから、消費者として海外教育旅行のリスクとリスクマネジメントに関係して、その安全衛生のみならず全般について改善を求めることができる。しかし、教育旅行においては、それができないケースが多い。よほどトラブルが起これば、保護者がクレームをすることはあるが、一般のパックツアーとは異なって、消費者の要望により、海外教育旅行の法制度が改定されることはほとんど認められない。ホームステイのトラブルに対する観光庁の注意喚起の通達にその影響があったと思われる程度である。その理由は 3 つ考えられ、一つ目は、海外教育旅行は教育的要素が多くを占めており、教育そのものと同様に、学校から提供されるものとの前提にたち、消費者からクレームをつけることはほとんどできず、保護者である消費者側が弱い立場であるからと考えられる。二つ目には、海外教育旅行は旅行業法上受注型企画旅行として、学校が代表として旅行業者と契約を締結するため、消費者である保護者が契約当事者であるにもかかわらず、前面に出ないためと考えられる。三つ目には、教員も保護者も、実際に学生・生徒の海外でのすべての行動を把握できず、学生・生徒も教員や保護者に全てのヒヤリハットリスクを伝えていないためとも考えられる。日本の学校及び旅行業者は、保護者も含め、じっくりと学生・生徒の状況を把握して、課題があれば、海外の学校に改善を申し入れて改善を図らなければならない。

第 4 の課題は、最適なリスクコミュニケーションのあり方である。学生・生

徒の個々の置かれた状況や性格にあったリスクコミュニケーションにより協力や相互理解ができれば、リスクは軽減できる可能性がある。より配慮してあげることや、わざと楽しみなことはあえて言わないこと等、子どもとリスクコミュニケーションを図っていることが調査で認められた。伝える側の配慮と工夫があるので、難しいが、リスクマネジメントの基本に忠実になりすぎていて情報の内容だけに着目している学校との差異が大きい。ただ、説明会やオリエンテーション、現地での説明会をするのではなく、それぞれの学生・生徒の心に刺さるコミュニケーション方法と内容を考えることが重要である。また、学生・生徒に対してその年齢等状況に応じたリスクコミュニケーションも重要である。なお、リスクコミュニケーションの言葉自体は国内外の判例で認められなかった。これは一般社会への認知度が日本ではまだ低いせいだと考えられる。配慮的リスクと一体でその必要性を喚起することが重要であると考えられる。

第5の課題は、日本の旅行業者にとって、旅行業法上の安全確保債務と民事上の安全配慮義務だけでは、海外教育旅行の安全が十分に確保できていないことがある。学生・生徒の健康を含む海外教育旅行のリスクマネジメントの対象とする範ちゅうは広く、この安全配慮義務と安全確保債務による「法（公式）のリスクマネジメントの基準（第一段階のリスクマネジメント）」を履行すること自体が相当の注意と行動を要する。しかし、海外教育旅行のリスクマネジメントはそれだけでは不十分であることが本研究によって明らかになった。第一段階の技術的リスク対応するアプローチに加えて、第二段階として配慮的リスクに対応するには、リスクコミュニケーションによる配慮的アプローチ不可欠である。しかしながら、今回調査によると旅行業者は、日本の学校及び海外の学校、学生・生徒とのコミュニケーションに課題があることが認められた。技術的アプローチに配慮的アプローチが加わり一体化して機能することで、より海外教育旅行の安全確保が可能になるものと考えられる。

第2節 限界

研究の限界としては、大きく以下の7点に集約できる。まず1番目の限界は、インタビュー調査における選定バイアスの問題である。今回のインタビュー調査は、大学及び中高校、旅行業者、海外の大学、留学団体、グローバルに事業展開する教育企業等の主要なステークホルダを対象に行ったが、インタビューの設定を自分または知人を通じて依頼したことから、選定におけるバイアスならびに回答における自分や知人に対する遠慮バイアスがある可能性がある。

2番目の限界は、学生・生徒に対する調査ができなかったため、学生・生徒自身のリスクとリスクマネジメントの意識と行動を直接把握歴できなかったことである。これは、ステークホルダへのインタビュー調査により補完し、学生・生徒と接する海外の大学及び国内外で教育機関を運営するグローバル教育企業へのインタビュー調査により学生・生徒の意識と行動の実態把握に努めた。

3番目の限界は、旅行業者へのアンケート調査が1社であることによるバイアスである。当該旅行業者は、日本において海外教育旅行の多くを取扱っているが、一定のバイアスを考慮する必要がある。また、回答者の所属が首都圏と中京圏に限られたことから、地方の旅行業者の社員の意識と行動を捉え切れていない可能性がある。

4番目の限界は、検証自体が困難であったことである。その理由は、海外教育旅行のリスクが回避できた場合はその事例が明らかにならないため、リスクについて誰がなぜどうやって回避できたのか事象の検証が難しいためである。とりわけ配慮リスクは目に見えないケースが多く、検証の難易度が高い。これは特有のリスクを持つ海外教育旅行の宿命である。

5番目の限界は、アンケート調査についてである。大学のアンケート調査はアンケート回答者数が少ないことから科学的妥当性に課題がある。また、回答者のほとんどは、筆者が知る旅行業者のセミナー参加者であり、その多くが大学の海外教育の担当者であり海外教育旅行のリスクマネジメントに元々関心があるため、一般の大学の教職員とは異なる回答した可能性が考えられる。ま

た、大学名が特定できることから、本音での回答ができないといった課題もある。中高校のアンケート調査は、対象が 1 校であり、かつ回答者数が少なく、科学的妥当性に課題がある。

6 番目の限界は、海外の学校についての実態調査が COVID-19 により予定通り期間内にできず、本研究に直接反映することができていなかったことである。

最後 7 番目の限界は、英語圏の英米豪の 3 ヶ国を対象としたことによる地域バイアスである。近年、アジアの経済の活性化に伴って、中国、韓国、マレーシア、タイ等へ海外教育旅行で訪れる学校、学生・生徒が多くなっている。中国やアジア各国は各国特有の文化、社会を持ち、欧米にはない義理や恩義等、欧米とは異なる価値観に基づいて海外教育旅行のリスクマネジメントが履行されることが推定される。

第 3 節 社会実装

本節では、第 1 節で前述した社会実装の方向性を述べる。海外教育旅行のリスクは海外で顕在化するケースが殆どであるため、ステークホルダが訪問国のリスクを知っておくことが前提になる。安全ボケとも言われる日本人が安全な日本から海外へ行くのであるから、海外のリスクを十分知り、実際にリスクマネジメントシステムを機能させることが不可欠であり、そのためには具体的な社会実装がポイントになる。ISO31030 に基づくと、その組織は、その所属する人にあつた具体的なリスクマネジメントの原則、枠組み、プロセスを具体化する必要があり、リスクマネジメント遂行上の環境要因がリスクマネジメントの目的に影響を与えるため、組織がはっきりとその環境要因を認識することが重要である。

実際に、旅行業者の安全ガイドラインを考えると、環境要因の人的要素として、旅程管理主任者（主任添乗員）が現場での中心人物である。その主任添乗員の安全ガイドラインを作成した（図表 7-1）。主任添乗員（TC）は、学生・生徒の安全を第一とし、関係する諸法令や規則に基づいて行動すること、予め予

定された旅程に基づくこと、トイレ休憩・写真撮影等を含む旅程について下調べをしておき、教職員の判断を仰ぎ、旅行当日はバスドライバーと予め予定された旅程に基づいてドライバーと合意すること、等 11 項目を定め、技術的リスクとしてチェックする。それに加えて、TC は、教職員や学生・生徒が訪問個所が危険であるということ（例えば、火山の噴火口近くでの悪ふざけ）を忘れがちになった際に、危険を察知して事前に注意を促し、その結果、学校からの信頼につながることを、TC は、教職員が学生・生徒の状況を正しく判断しているか客観的にみて、学校の判断に疑問がでたら、教職員に相談すること、学生・生徒が病気になった場合は、できるだけ教職員と一緒に子どもの快復を図り、行けなかった教育の代替ができるように配慮すること、TC は、学生・生徒一人ひ

図表 8-1 旅程管理主任者（主任添乗員）の安全ガイドライン（案）

No.	技術的アプローチ	No.	配慮的アプローチ
1	TCは学生・生徒の安全第一で、訪問国・地域の関係する諸法令や規則に基づいて行動する	1	教職員や学生・生徒が訪問個所が危険であるということ（例えば、火山の噴火口近くでの悪ふざけ）を忘れがちになった際に、TCは危険を察知して事前に注意を促す。その結果、学校からの信頼につながる
2	TCは予め予定された旅程に基づく	2	学生・生徒が怪我をし、教職員・看護師がいればよいが、不在時で救急道具がない場合に備え、TCは最低限の救急道具をいつも持ち歩き応急措置ができるようにし、いざと言う場合に対応することで学校に感謝される
3	TCは、トイレ休憩、写真撮影等を含む旅程について下調べをしておき、教職員の判断を仰ぐ。当日は、バスドライバーと予め予定された旅程に基づいて、合意する	3	TCは教職員が学生・生徒の状況を正しく判断しているか客観的にみる。学校の判断に疑問がでたら、教職員に相談する。但し、あくまでも最終判断は学校がすることを徹底する
4	TCは運行前の訪問地の天候をニュースで調べるだけでなく、旅行者が心地よく旅行できるよう、現地の宿泊施設等に直接電話で最新の天候状況を確認し、洪水や台風、路面凍結対策等リスクを最小化する	4	学生・生徒が病気になった場合は、TCはできるだけ教職員と一緒に子どもの快復を図り、行けなかった教育の代替ができるように配慮する
5	TCは空港の天候や航空機の運航状況を調べ、遅れないように日程を調整する（旅程管理主任者業務として）	5	TCは学生・生徒一人ひとりのその時々の様子を注意深く観察しながらリスク対処方法に配慮し、適切な声掛け等をし、学生・生徒から感謝される関係性を作る
6	TCは旅程通りに実施できない場合で緊急を要する場合は、ドライバーとリスクコミュニケーションをとり参加者、学校、教員、学生・生徒にとって最適な解決策を取る	6	学生・生徒が海や湖沼で泳ぐ場合、また泳がなくても近くに行く場合は、TCはその場所及び近隣の状況を詳細に調べ学生・生徒に海外で地域の人に迷惑をかけないようにさせる
7	TCは、食事に関する希望（各種アレルギー、ベジタリアン、ハラール等）に対応し、食事の提供になるべく時間差がないように配慮する	7	生徒が泳ぐ場合は、TCは教職員に対し、着替えて救命具を準備し、ライフセーバー（監視員）がいない場合は、特に注意するように促す。その結果、学校のアドバイスによる学校から旅行業者は信頼を受ける
8	TCは、ホテルのベランダの有無や窓の開閉状況など把握し、コネクティングルームもカギの状況を確認して2つの部屋の間を自由に入りさせないようにする	8	ホームステイ体験等、生徒が久しぶりに集まる場合、生徒のテンションが高くリスクが大きいため、TCは生徒に対しテンションを抑えるように注意、配慮する
9	TCはドライバーが旅程に従わず旅程通りに実施できない場合、会社の担当者と相談して、バス会社に改善を求めて対処する		
10	TCはバスが清潔に保たれるように参加者を管理する		
11	バスの故障や問題が起こった場合、TCはドライバーと協議して、安全第一で対応する。バスの修理が必要な場合は、バス会社はバスを即時に交換する		

とりのその時々様子を注意深く観察し、適切な声掛けをし学生・生徒から感謝される関係性を作ること、生徒が泳ぐ海や湖沼で泳ぐ場合、TC は、教職員に

対し、着替え救命具持参で準備し、ライフセーバー（監視員）がいない場合は特に注意するように促し、学校から旅行業者は信頼を受けること、ホームステイ体験等生徒が久しぶりに集まる場合、生徒のテンションが高くリスクが大きいため、TC は、生徒に対しテンションを抑えるように注意、配慮すること等、配慮的リスクに対応する。

ここでは主任添乗員を対象にしたガイドライン（案）を提示したが、ほかにも、運送機関、寮等の宿泊施設、ホストファミリーを対象とした安全ガイドラインを策定し、実際のリスクマネジメントを遂行し、社会実装する必要がある。事前に安全ガイドラインによりチェック項目をチェックし、PDCA サイクルを回していくことが旅行リスクマネジメントシステムの基本である。そして、それを定期的にチェックし、課題があれば改善していくことで安全ガイドラインの実効性を向上させることができる。

次に、大学が作成する危機管理指針、規定、規則、マニュアル、ガイドライン等の規定類の社会実装の課題について指摘したい。これらの規定類をどのようにして大学生のための海外教育旅行のリスクマネジメントに効果的に生かすかがポイントである。多くの大学でこれら規定類による危機管理に関わるガイドラインが公開され、精緻に作成されていることが見てとれる。しかし、本当に機能しているかどうかという若干疑問がある。例えば、ある国立大学では、安全配慮義務上の課題がある学生の死亡事故が 2 回続けて発生した。2016 年に起こった屋久島での課外授業における溺死事故、翌年 2017 年に起こった探検部の溺死事故である。課外授業では大学一年生が川で泳ぐにあたり、教員が学生にライフジャケットを用意せず安全対策が不十分であった。また、探検部のケースは、学生が、往路とは異なる川沿いの道を復路で歩いたため、途中で川を渡らざるを得なくなって川の流れに流されたものである。同大学はその後危機管理室を新たに設け、過去の事故に学び再度事故事件が起らないように体制強化しているので改善が期待できるが、危機管理規則、危機管理マニュアルを見ると課題がある。地震、災害、授業、課外授業、野外授業ごとに各々作成され、詳細な記載があるが、学生の安全が何より重要であることがマ

マニュアルからは伝わってこない。また、「望ましい」「検討する」等の曖昧な表現が認められ、担当チームで対応するとして誰が責任者なのかわからず責任の所在が不明確である。一刻一秒を争うときに一々マニュアルを見ることはできない。誰がリーダーシップをもってコントロールタワーになるのか明示され、マニュアルやガイドラインが実際の場面では生かされるように改善し、大学及び学生本人が配慮的アプローチをもってリスクマネジメントができるよう、学生の安全を第一を考えるべきである。

ここで誰のための海外教育なのかを考えると、いうまでもなく学生・生徒のためである。学生・生徒が充実して幸福に生きていくための教育のためには、その教育の内容や本質を理解することがすべてのステークホルダに不可欠である。教育の責任を一人ひとりが自覚することが学生・生徒の海外教育旅行のリスクマネジメントにとって重要であり、そのことにかかわることができることはステークホルダにとってかけがえのない経験になる。過去の危機管理の歴史に学び、再びその危機を起こさないよう協働し、実践できるのは人だけである。川喜田は、「なぜなら、達成経験こそ、その人に真の心の充実を与え、深い喜びと人間的成長を与える」¹¹⁶⁾と指摘している。海外旅行リスクマネジメントも海外教育旅行のリスクに上手に対処した成功経験と定性的な情報（その場の色や臭い、雰囲気等）の多重構造を持つシステムであり、社会実装することが重要である。海外教育旅行のリスクマネジメントにおいても、学生・生徒のやステークホルダが、渾沌¹¹⁷⁾に対峙し、判断する力をつけることが不可欠である。

最後に、医療健康問題について指摘したい。渡航医学（海外への渡航者・旅行者の健康医療問題を扱う医学）の医療関係者との対話から、旅行業者による医療健康問題への関与については以前から課題であり、今回 COVID-19 によってその課題が露呈した。今回旅行業者は、旅行中の感染症対策について渡航医学会へ依頼し、何とかその場を凌いだが、海外教育旅行中止に関する医学的根拠

¹¹⁶⁾ 川喜田二郎、1986、KJ 法-渾沌をして語らしめる、中央公論社、p69

¹¹⁷⁾ 前掲書、p578「渾沌をして語らしめて本然に至る道を歩むなら、リスクは最も少なくすむ。多少の手傷は覚悟しようではないか。」

について正確に説明できなかつた。海外教育旅行の健康リスク上の課題は子ども故に最も重要であり、以前からその場しのぎではなく、中長期的な視野で課題解決すべきものであることが明らかになっていた¹¹⁸⁾。今回、COVID-19 への対応を通じて日本旅行業協会は日本渡航医学や感染症の専門家等との関係を構築した。日本人だけではなく海外からの留学生対応にも通じる学生・生徒のグローバルな健康課題に対して、情報共有から情報発信、課題解決までの協働体制が、今後も起こるパンデミックリスクへの対応に必要である。

実際に学生・生徒にとって、海外教育旅行に行けるのは、一生に一度の貴重な経験となる可能性がある。2020年1月にCOVID-19が流行し始め、3月から海外教育旅行は完全に止まった。コロナ感染症に罹患するリスクはもちろんあるが、その年齢でしか経験できない海外教育旅行は便益が多い。日本人の学生・生徒が海外教育旅行の機会を得ることができるために、海外教育旅行に携わるステークホルダによる効果的かつ効率的な社会実装が求められる。

引用文献・参考文献

- (1) 古川彰洋、2019、日本の旅行業界向けトラベルメディスン教育の失敗についての分析と今後の展開についての示唆、日本渡航医学会誌 13 巻 1 号、p1-7

¹¹⁸⁾ 古川 (2009) は、新型インフルエンザ発生時に、旅行業界のメディアへの対応や海外の情報収集は以前課題を指摘し、医学会と旅行業界とのネットワークによる最新かつ正確な情報共有システムの構築が実際に始まることとなった。

終章 結語

本研究では、日本人の若者が海外教育旅行の経験を通じて早期に国際社会に触れる機会を得ることは極めて重要との考えに基づき、学生・生徒が安心して海外に滞在できるためには、海外教育旅行に伴う多様かつ複雑なリスクに対してどのようなマネジメントのあり方が有効なのか、について考察を重ねてきた。海外教育旅行のリスクについては、安全配慮義務に関する制度やルールの充実等多くの法制度上の整備が図られ、リスクマネジメント理論とそれに基づくステークホルダのリスク対応も大きく進化・発展をとげたにもかかわらず、学生・生徒を巻き込む事故・事件があとを絶たない。こうした状況に鑑み、海外教育旅行という特殊性・複雑性に着目し、新たな配慮的リスクという新たな概念を導入し、そのリスクマネジメント手法として配慮的アプローチが有効であることを示し、配慮リスク論として提示したものである。

各章の内容を改めて確認したい。第一部では、本研究の目的と方法を論じたうえで、先行研究の調査分析を通じて、海外教育旅行のリスクマネジメントのあり方を考察し、仮説を提唱した。第二部でその仮説を3つの方法を通じて検証を行い、最終的な分析と考察を行った。第三部では、本研究の限界と課題を明らかにし、結語として本研究のまとめとしている。

序章「本研究の目的と方法」では、本研究の目的と研究方法を明らかにした。とりわけ、海外教育旅行に参加する学生・生徒は、主として10歳代から20歳代の若者であり、心身が脆弱でリスクに対する適応力は十分に備わっていないこと、多くの学生・生徒にとって海外での滞在経験は初めてとなることから、国内に比べてより多くのリスクに晒されやすく精神的なダメージも受けやすいこと、加えて海外教育旅行には、当事者としての学生・生徒に加えて、送り出す側の学校や団体、保護者、旅行業者等に加え、海外渡航先の学校や団体、ホームステイ先等、関係するステークホルダ（利害関係者）も多岐にわたることから、リスクマネジメントが容易ではないこと、加えて海外教育旅行

は、教育と旅行という2つの側面を有することから、教育効果と安全担保という2つの目的をバランスさせるためにリスク対応はより複雑なものとなること、といった海外教育旅行の持つ特殊性と複雑性を示し、リスクへのどのようなアプローチがより有効に機能するのか、という問題意識を提示した。

方法については、予備調査により海外教育旅行の安全に関する問題点を明らかにしたうえで、先行研究調査により、これまでのリスクマネジメントの理論や手法の分析を通じて、4つのアプローチ類型に分類し、その中から、「技術的アプローチ」と新たな「配慮的アプローチ」の重要性を仮説として提示した。

第2章「海外教育旅行リスクマネジメントの意義と関連法制度」においては、海外教育旅行のリスクマネジメントを研究する意義を明らかにするとともに、学生・生徒の安全確保の必要性の高まりに応じて、関連する法制度やルールがどのように整備され、発展・進化を遂げてきたのか、とりわけ安全配慮義務ならびに Duty of Care (DOC) を中心に概観した。旅行に関するリスクの重要性が高まっている証左として、国際規格である ISO31030 について触れたうえで、それぞれ日本の法制度と、学生・生徒の訪問先となる諸外国のうち英米豪の3ヵ国について、DOCに関連する法制度を概観した。

続く第3章では、3つの予備調査から問題提起し、それを国内外の先行研究と突き合わせる調査を行う。日本の先行研究は、国や自治体、事業者視点でのリスクマネジメントが多く、特に自然災害の危機管理がメインであり、旅行者視点からの議論に欠けている点はあるが、リスクマネジメントに関する施策が網羅されていることは参考になる。また、日本へ海外から来る留学生の研究がいくつも見られ、その視点は日本人の留学生のリスクマネジメントに参考になる。一方、海外の先行研究では、自国の留学生に重大な安全リスクが生じていることから自国の学生・生徒に関する研究が多く、また性被害やドラッグ・飲酒等日本では多くないリスクの研究が認められた。これらの国内外の先行研究の分析を通じて、海外教育旅行のリスクマネジメントを、大きく4つのアプローチに類型化した。即ち、技術的アプローチ、配慮的アプローチ、安全配慮義

務（DOC）的アプローチ、教育的アプローチである。その中から、技術的アプローチと配慮的アプローチに絞り、仮説を定立した。

第4章から第6章までが当該仮説の検証である。検証の方法は3通りであり、まず日本及び英米豪3ヵ国における、海外教育旅行の安全に関する判例から検証を試みた。第4章で論じている。第5章では海外教育旅行の契約を分析し仮説の検証を行った。第6章は、大学・中高校・その他に対するインタビュー調査を通じた検証である。これらの関係を分析し、総合的に考察しまとめたのが第7章となる。

「判例による仮説検証」では、まず、日本の判例調査によって、仮説（1）の技術的リスクは、日本の学校、旅行業者、海外の学校について、その存在が認められており、安全配慮義務（DOC）や安全保管債務等に基づく法制度、ルール、規範によりリスクマネジメントが遂行されていることが確認できた。DOCがステークホルダにより、状況により、DOCの有り無し、責任の有り無しにより、判示が分かれていたため、日本の学校及び旅行業者は、国内外の両方で安全配慮義務及びDOCを果たす必要があることが分かる。また、中高校の一部では、配慮的リスクに対応した学校及び教員が認められ、完全な生徒の安全は確保できないものの、一定のリスク軽減がなされていた。

英米豪3ヵ国の判例調査による検証では、英米豪3ヵ国の学校は、仮説（1）の技術的リスクに対してリスクマネジメントによって対応していることが確認できた。仮説（2）の配慮的リスクについては、英米豪とも配慮的リスクは確認できなかった。日本の大学及び中高校については、対象となる判例がなく確認できなかった。

「海外教育旅行契約による仮説検証」では、日本の学校と旅行業者の間の旅行業法に則した旅行契約、日本の学校または旅行業者と海外の学校との間の海外教育契約の分析を通じて、安全配慮義務の視点から契約の構造と課題について考察し、その上で仮説を検証した。海外教育旅行に関する契約について着目したのは、海外の学校やホームステイ先等海外に多くステークホルダがおり、日本の学校及び旅行業者にとって双方の意思を示す契約が重要と考えたからであ

る。学校の安全配慮義務は、在学契約に付随するため学校にとって重要な法的義務である。その安全配慮義務に着目して、ステークホルダ間の契約を分析した。その結果、契約形態によるステークホルダの安全配慮義務の大きさ、海外教育旅行プログラム実施条件による安全配慮義務の差異、学校と旅行業者間の契約形態によるリスク、海外の学校・研修機関の選定リスク、が明らかになった。学校が実施する海外教育旅行は学校の教育活動であるため、そのプログラムが安全に履行されるよう学校は人的措置を含む安全配慮義務を履行しなければならない。そしてプログラムの計画段階から関係する教職員は、学校の履行補助者であり、現地に同行する教職員の現地での教育活動も履行補助者の活動である。学校は、教職員に安全配慮義務違反があれば、民法 715 条による使用者責任が問われる。もちろん、教職員自身に重大な過失や故意があれば、教職員自身が不法行為責任に問われることになる。従って、日本の学校は、海外教育旅行のステークホルダに対して安全配慮義務を求め、法的補償を意識し契約する。従って、仮説 (1) については、日本の学校及び旅行業者、英米豪の学校は、海外教育旅行契約において安全配慮義務 (DOC) の履行が不可欠であり、日本及び英米豪の法律関係に基づく契約により、日本の学校及び旅行業者、英米豪の学校は、技術的リスクに対応することが分かった。しかし、仮説 (2) は確認できなかった。

「インタビュー調査による仮説検証」では、海外教育旅行に携わる日本の学校、海外の大学、グローバル教育企業、旅行業者に対し、インタビュー調査を実施し、海外教育旅行の現場で安全配慮義務や DOC がどのように履行され、学生・生徒の安全が確保されているのかを分析した。その結果に基づき、仮説のセット (1) (2) を検証した。なお、インタビュー調査の詳細については、本論文の最後に付論としてまとめた。日本の大学及び中高校の調査では、技術的リスクに対するリスクマネジメントが遂行され、配慮的リスクについても事例で認められた。配慮的リスクについては、教員が日頃指導で苦慮する生徒が、海外教育旅行により変わりたくましくなって帰ってくることを実感して感動したというエピソードがあった。また、海外の大学、旅行業者そして生徒は、仮説

(1) の技術的リスクに対応していることが確認された。仮説 (2) の配慮的リスクについては、海外の大学、グローバル教育企業において、配慮的リスクの存在が認められ、学生・生徒やステークホルダとのきめ細かいリスクコミュニケーションを通じて、対応していることが確認できた。

第 7 章「考察」では、第 4 章から第 6 章にて行った仮説検証について関係整理と総合評価を行った。まず、日本と英米豪 3 ヶ国の判例調査において、仮説

(1) の技術的リスクについては、日本の中高校、旅行業者、海外の大学は、共通して基本的なリスクマネジメントを遂行していることが明らかになった。仮説 (2) の配慮的リスクについては、日本の中高校のみ対応した判例が認められたが、その他の日本の大学、旅行業者、海外の大学は確認できなかった。日本の中高校は、技術的リスクと配慮的リスクが加わり一体の対応が見られる。

次に、3 つの調査検証において、日本の大学、中高校、旅行業者は、技術的リスクに基本的にリスクマネジメントで対応し対応のばらつきは少ないが、海外の学校は、一定程度の遂行しかしていないことが認められた。仮説 (2) の配慮的リスクについては、日本の大学と学生及び海外の大学にその対応が認められ、日本の中高校にも認められた。しかしながら、旅行業者は認められなかった。英米豪 3 ヶ国の学校では配慮的リスクが認められ、学生・生徒やステークホルダとのリスクコミュニケーションを通じて、対応している。この配慮的リスクへの対応は、裁判では見られず、裁判や法律では認められないリスク対応である。しかしながら、インタビュー調査であったように、海外の学校や団体においては、COVID-19 に罹患してもホストファミリー宅に滞在し看護したり、何もトラブルが無くても定期的に学生・生徒にコンタクトするといった事例から、配慮的リスクへの対応が確認できた。

また、本研究で明らかにした配慮的リスクへの対応について、各調査で認められた事例・エピソードにより 4 つに類型化でき、自身が他者に対して配慮を行った場合、好ましくないマイナスの影響を回避もしくは軽減できるリスク（類型 I）と自身が他者に対して配慮を行った場合、好ましいプラスの結果に

作用するリスク（類型Ⅱ）、そして、他者が配慮してくれることで、好ましくないマイナスの結果を回避・軽減できるリスク（類型Ⅲ）と他者が配慮してくれることで、好ましいプラスの結果がもたらされるリスク（類型Ⅳ）である。

第 8 章「研究の課題と限界」では、課題は 5 つあり、そのの一つは社会実装であり、今後に向けて提言し、実際に着手している主任添乗員の安全ガイドラインの内容を紹介している。限界としては、7 つあり、アンケート調査の数が少なかつたため科学的妥当性の問題やインタビュー調査における調査対象のバイアス等を示した。また、最後に、調査結果を付論として添付している。

本研究では、なぜ海外教育旅行において技術的リスクに加え配慮的リスクへの対応が必要になるのだろうか、という点について考察を重ねた。配慮的リスクが重要である理由は、海外旅行の特殊性・複雑性により、配慮がないと生じるリスクが存在し、技術的リスクへの対応だけでは不十分であるからである。情報の提供・共有もリスクコミュニケーションもケア・サポートも海外教育旅行のリスクマネジメント上重要であるが、技術的・実務的なレベルにとどまり、それだけでは多種多様なステークホルダが関与する複雑な海外教育旅行のリスクに対応できていない場合がある。その時、海外教育旅行に関係する一人ひとりが、リスクコミュニケーションにより配慮的リスクを認識し、学生・生徒の反応を見て一様でないリスクに対応することができると、そのリスクを最小限にすることができる。学生・生徒の安全が確保されると、学生・生徒はもちろん、そのリスクに対応した他者の一人ひとりも、関係する人も皆幸せになれる。

なぜその配慮的リスクを 4 類型化したか、については、他者と自身、そして好ましくないマイナスのリスクと好ましいプラスのリスク、の 2 つの基準により類型化することで、配慮的リスクの内容をより理解しやすくするためである。他者と自身をその類型化の一つ目の規準としたが、通常リスクマネジメント論ではリスクマネジメントする側の学校や旅行業者が前面に出るが、配慮的リスクでは、リスクマネジメントされる側である相手の学生・生徒が前面に出て、そのリスクを考えるのが他者である。好ましくないマイナスのリスクだけ

ではなく、教育上の好ましいプラスのリスクを二つ目の基準としたのは、海外教育特有の要素として、プラスのリスクが存在するためである。この2つの基準により、配慮的リスクを他者が考えることで、学生・生徒との間に相互関係ができ、それが他の人にも感染するダイナミックなリスクマネジメントのプロセスが機能することで、さらに海外教育旅行のプラスのリスクが増幅することが可能である。

本研究において新たに定立した「配慮リスク論」は、配慮的アプローチにより、リスク情報の提供・共有に加え、情報の内容の正確性や発信の内容・方法まで広範囲に配慮するので、相手に真に情報が伝わる可能性が高まり、その結果学生・生徒の安全がもたらせる、という理論である。とりわけ、配慮的リスクに対して、あらかじめ関係者が学生・生徒との間で思いやりや配慮に基づく協力・協調・信頼関係が築けていれば、状況認識の共有ができ、リスクを回避あるいは軽減できる可能性が高まると考えられる。単に、リスクの情報を伝達するという一方的なものではなく、双方向かつ複数の間でのリスクコミュニケーションや相互の関係性が重要となるのである。危機管理規則やマニュアルによるリスクマネジメントといったハードのリスクマネジメントではなく、むしろソフトのリスクマネジメントに基づく理論と言ってよい。

配慮リスク論において、配慮的アプローチは、リスクマネジメントをする側、あるいはされる側のどちらが前に出るかにより、好ましいプラスのリスクも好ましくないマイナスのリスクも生じる。配慮的アプローチは、好ましい心理的・社会的・身体的・経済的成果が発生するアプローチでもある。子どもであっても自身による他者への配慮がないと自身を守れないし、周りも守ってくれない。また、配慮的リスクは、容易に顕在化しないリスクであることから、自身が経験した重大な危険の経験を活かすことで潜在的リスクを早期に察知し、リスクの顕在化による影響を最小化することが重要となる。今、危険が生じている訳ではないので関係性がないと分からないリスクである。リスクコミュニケーションが機能し意思疎通が行われることでリスクを認知できる。つまり、相互関係がないと働かない可能性が高いことから、時間をかけ、プロセス

を経て関係性を構築する必要がある。こうした相互関係が、次第に昇華して互いに感謝や尊敬を持つ関係になり、それが配慮的リスクへの認知を高めると考えられる。相互に背景や状況認識を共有できる関係性があるからこそリスクを認知できるようになるのであり、従って、関係するステークホルダが協働しないと対処できないリスクである。

配慮的アプローチは、ステークホルダ全員による配慮的リスクへの対応であり、特殊性・複雑性を有する海外教育旅行のリスクマネジメントにおいて極めて重要なアプローチであると考えられる。配慮的アプローチは、リスクマネジメントにおいて必須である技術的アプローチに加えて一体的に実践されることで、海外教育旅行のリスクの更なる軽減が期待できる。安全配慮義務（DOC）アプローチはこの二つのアプローチの橋渡し役であり、教育的アプローチは技術的アプローチ、安全配慮義務（DOC）アプローチ、配慮的アプローチを補強する。

海外教育旅行リスクマネジメントの本質は、海外教育旅行そのものの目的の達成にある。海外教育旅行は、学生・生徒のための将来への投資であり、日本のため世界のためでもある。学生・生徒が訪問する異国での経験を通じて、異文化から学び成長することが海外教育旅行の目的として重要である。しかしながら、学校によっては、海外教育旅行の明確な目的やビジョンを持ち合わせていないことがある。また、旅行業者は生徒をお客様扱いしている。これでは学校との旅行業者の間は永遠にクライアントエージェントの関係が解消されず、学校と旅行業者の間に尊敬や相互の信頼関係が生まれにくい。

本研究において、配慮的リスクへのアプローチにより海外教育旅行のリスクマネジメントをより有効に機能させ、教育効果と安全担保の両立に資することが確認できた。学生・生徒の海外教育旅行によって教育効果を最大限にするためには、学校の海外教育旅行に対するコミットメントに対応して、旅行業者が学校の負託に応えられるリスクマネジメントの専門性を持つことが求められる。旅行業者は、海外教育の持つ意義や目的を理解し、海外の学校やホストファミリー等のステークホルダと信頼関係を築くことなしに、配慮的リスクへの対応はできないと言える。

新たな配慮リスク論を用いることで、わが国の若者が安心して海外教育旅行に参加し、海外の社会に触れるという貴重な機会を大いに楽しんで、成長していってほしいと願うものである。

付論 調査概要

本論は、予備調査及び第 6 章で検証した調査の概要及び分析の詳細になる。日本の学校、旅行業者、グローバル教育企業、留学団体、そして海外の学校等に対し、アンケート調査及びインタビュー調査を実施し、海外教育旅行の現場で安全配慮義務が実際にどのように履行され、学生・生徒の安全が確保されているのかを調査分析した。まず、アンケート調査につき、大学、中高校、その他の順で紹介する。

第 1 節 アンケート調査

第 1 項 大学

(1) 調査要領

(株) JTB が実施した海外教育旅行担当者向けリスクマネジメントセミナー¹¹⁹⁾終了後、海外教育旅行のリスクマネジメントの実態を把握するためアンケート調査を実施した。本セミナー視聴者は 286 人、調査期間は 2021 年 8 月 25 日（水）～同年 8 月 31 日（火）、調査方法は本セミナー視聴者に対する QR コードによる WEB 質問紙アンケートである。回答者は 43 人、回答率は 15.0%であったが、大学及び専門学校以外に在籍するアンケート回答者が 2 人いたため、その 2 人を除き、最終的なアンケート分析対象者は 41 人、回答率は 14.3%である。

(2) 調査内容

まず、セクション 1 は、学校の基本情報として所在地、教職員数、海外教育

¹¹⁹⁾ 開催日時：2021 年 8 月 25 日、参加対象：主に大学の教職員、開催形態：オンライン、内容：COVID-19 感染対策（COVID-19 の現状、現地滞在中の感染対策）、JTB 海外支店レポートとして、ロサンゼルス・バンクーバー・ロンドン各支店による現地最新コロナ関連情報、その他渡航関連情報、留学の学生サポートサービス（現在留学中の学生対応事例、危機管理サービス等）を紹介した。

旅行の目的、派遣者数、回答者の基本属性として担当職務経験年数と職名を聞いた。セクション 2 は、海外教育旅行のリスク及びリスクマネジメントに関する意識と行動、組織の危機管理体制、ルール、リスクマネジメントの根拠をあらかじめ用意した回答から選択する。セクション 3 は、経験したリスク、COVID-19 終息後の海外教育旅行の復活に必要なこと、安心安全な海外教育旅行について、自由回答方式で把握した。詳細は以下である。

① 質問数

学校と回答者の基本情報 4 問、海外教育旅行についての基本情報（目的、派遣者数）2 問、本質問 17 問、選択肢を含めると全部で 54 問である。

② 質問項目

リスクマネジメント意識とリスクマネジメント行動のそれぞれ 6 問は、

- i. 海外教育旅行中、学生にいつでも連絡できるようにする
- ii. 学生に対し自らの安全は自分で守るように伝える
- iii. 学生が行く場所の安全について事前に下見に行って調査する
- iv. 下見の調査結果内容を学生に伝えて注意喚起する
- v. 過去の、トラブルの経験を次回以降の海外教育旅行に活用する
- vi. リスク発生時、学生やステークホルダ（関係者）といつでも迅速に連絡を取る

以上を質問項目とし、それぞれ「全く思わない、・・・かなりそう思う」5 段階から選ぶ。

組織体制 2 問は、

- i. 海外教育旅行中 24 時間 365 日危機管理対応できる体制をとっている
- ii. 海外教育旅行中 24 時間 365 日学生が学校に連絡できる緊急連絡先を設けている

以上を質問項目とし「全く当てはまらない、・・・とても当てはまる」の 5 段階から選ぶ。

リスク意識とリスク行動は、それぞれ 9 問ずつ、リスクとして意識している項目、実際に注意喚起している項目について「Yes/No」で選ぶ。

- i. 殺人
- ii. 暴行・傷害
- iii. 窃盗（車上狙い、乗物盗、住居対象侵入犯、カード犯罪）
- iv. 強盗（銃器使用、銃器以外の凶器使用、凶器を使用しないもの）
- v. 交通事故
- vi. ドラッグ
- vii. 性犯罪（強姦、強制わいせつ）、セクシャルハラスメント
- viii. 病気（メンタルヘルス、感染症を含む）
- ix. 保険（旅行保険、健康保険、留学保険等）の未加入

リスクマネジメント整備の1問は、リスクマネジメントのために整備、定期的チェックしているかどうか、「ガイドライン（方針）・規定、マニュアル、学生向けハンドブック、安否確認システム、特になし」の5項目について「Yes/No」を選ぶ。

リスクマネジメント根拠の1問は、リスクマネジメントするのはどうしてか、

- i. 学生のため
- ii. 組織のビジョン・方針だから
- iii. 組織としてコミットすべきだから
- iv. 保護者から言われるから
- v. 法律として守らなければならないから
- vi. 安全配慮義務があるから、安全を基準として何よりも重視しているから
- vii. その他

以上から選ぶ（複数可）。

リスクマネジメント実施1問は、学生に対して実際に実施しているか、

- i. （事前）学校によるセミナー・研修
- ii. （事前）学校によるガイダンス・オリエンテーション
- iii. （事前）学校以外（危機管理会社、旅行業者、医療機関等）によるセミナー研修
- iv. （事前）ハンドブック等資料の配付

- v. (事前) 面談
- vi. (現地) 面談
- vii. (現地) 日本から直接連絡
- viii. (事後) アンケート・面談

以上を質問項目とし、「全く実施していない、・・・よく実施している」の 5 段階から選ぶ。

期待通りの 3 問は、(過去を振り返って) 自校の海外教育旅行取扱業者、海外の学校・関係者及び学生に対して、海外教育旅行中に発生したリスクについて対応を求めた時、それは期待通りか問い、3 項目について「全く当てはまらない、・・・とても当てはまる」の 5 段階から選ぶ。自由回答は COVID-19 からの復活に必要なこと、安心安全な海外教育旅行について問うた。

(3) 調査結果

① 学校及び回答者の基本情報及び海外教育旅行の基本情報

学校の所在地は、三大都市圏（三大都市圏の東京都、大阪府、愛知県及びそこに近接する神奈川県、埼玉県、千葉県、京都府、兵庫県の合わせて 8 都府県）とそれ以外の道県を地方として分類したところ、三大都市圏 31 校、地方 10 校であった。学校の教職員数は、1～100 人が 7 校、101～1,000 人が 26 校、1,001 人以上が 8 校であった。回答者の海外教育旅行業務の経験年数は、1 年未満 6 校、1 年以上 5 年未満 20 校、5 年以上 10 年未満 7 校、10 年以上 20 年未満 3 校、20 年以上 5 校であった。また、回答者の組織における立場は、組織の意思決定に関わる者（経営者・理事・役員等）が 9 校、それ以外の管理職 25 校、一般職員・社員等 7 校、非常勤職員・社員等（パート・アルバイト等）及びその他はそれぞれ 0 校であった。COVID-19 感染拡大前の年間の海外教育旅行の派遣者数は、1～50 人が 12 校、51～100 人が 10 校、101 人以上が 19 校であった。今までに実施した、あるいは今後検討している海外教育旅行の目的については、41 校中留学が 38 校、語学研修が 37 校で、ほとんどの学校が留学と語学研修を実施している。その他、国際交流 27 校、異文化理解 25 校、インターンシップ 19

校と続く。ボランティア目的 10 校、修学旅行 1 校、スポーツ及びその他はそれぞれ 0 校である。目的数が 1 つか 2 つの学校が 9 校、3 つが 9 校、4 つ以上が 23 校あった。

② 基本情報の単純集計

学校の海外教育旅行リスクマネジメントを評価するため、以下の要領で前出(2)②の質問項目を得点化した。リスクマネジメントの意識と行動 12 項目、リスクマネジメント実施 8 項目、組織体制 2 項目、期待通りの 3 項目の合計 25 項目について、各項目を 5 段階の回答（例：全く思わない、・・・かなりそう思う）に応じて、1～5 ポイントとし、リスクマネジメント整備 5 項目の 5 ポイントを加えて、合計 130 ポイントとした。リスク意識とリスク行動のそれぞれ 9 項目、各 1 ポイント、合計 18 項目については、2 段階の回答（していない、している）をそれぞれ 0、1 ポイントとし、合計 18 ポイントとした。その合計得点を海外教育旅行総合リスクマネジメント得点とした（満点は 148 ポイント）。その結果、全学校の平均ポイントは 120.2、偏差値 14.3、中央値 123.0 であった。

③ 基本情報と海外教育旅行総合リスクマネジメント得点

学校及び回答者の基本情報 6 項目（所在地、教職員数、担当職務経験年数、職務、目的数、派遣者数）と海外教育旅行総合リスクマネジメント得点（以下、総合 RM 得点）との関係性は図表 9-1-1 の通りである。総合 RM 得点と学校の所在地（三大都市圏と地方）のピアソンの相関係数¹²⁰⁾は-0.453 であり、負の相関関係がある。実際の総合 RM 得点の平均点は、三大都市圏、地方でそれぞれ 123.8、108.8、中央値はそれぞれ 125.0、112.5、標準偏差はそれぞれ 12.31、15.16 である。三大都市圏の平均点が 15 ポイント高く、標準偏差は地方の方が大きくばらつきがみられた。地方の学校が三大都市圏の学校に比べて総合 RM 得点が低い理由は、地方が三大都市圏より安全であるためリスクマネジメントの必要性に迫られていないこと、他の学校と学生・生徒募集や企画内容において競争が少ないこと、リスク情報が不足していることが考えられる。

¹²⁰⁾ 2 つの確率変数の類似性の度合いを表す統計学の Pearson の係数

図表 9-1-1 基本情報 6 項目と海外教育旅行リスクマネジメント得点間の

ピアソンの相関係数

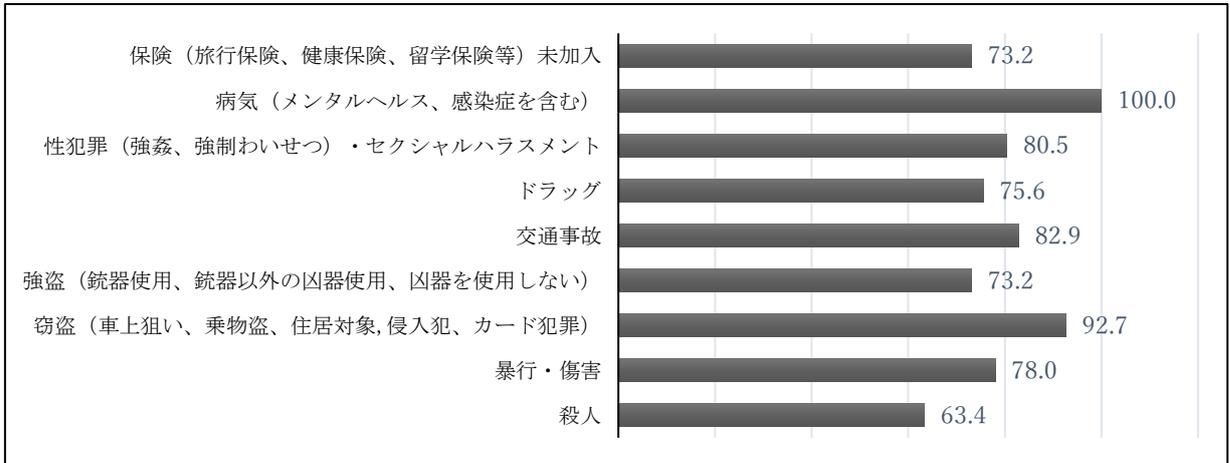
	総合 RM 得点	地方・三大都市圏	経験年数	目的	立場	教職員数	派遣者数
総合 RM 得点	1.000	—	—	—	—	—	—
地方・三大都市圏	-0.453	1.000	—	—	—	—	—
経験年数	0.258	-0.292	1.000	—	—	—	—
目的	0.071	-0.029	-0.029	1.000	—	—	—
立場	-0.194	0.136	-0.295	-0.111	1.000	—	—
教職員数	0.358	-0.243	-0.001	-0.087	0.007	1.000	—
派遣者数	0.291	-0.380	0.034	-0.084	-0.352	0.131	1.000

総合 RM 得点と教職員数の相関係数は 0.358 であり、一定程度相関関係がある。教職員の多い学校は、海外教育旅行のリスクマネジメントの専門家を配置しているまたは専門的に対応していることが考えられる。次に、海外派遣者数との相関係数は 0.291 であり、弱い相関関係がある。同様に海外教育旅行の派遣者数が増えることにより、専門家を配置しているあるいは専門的に対応していることが考えられる。

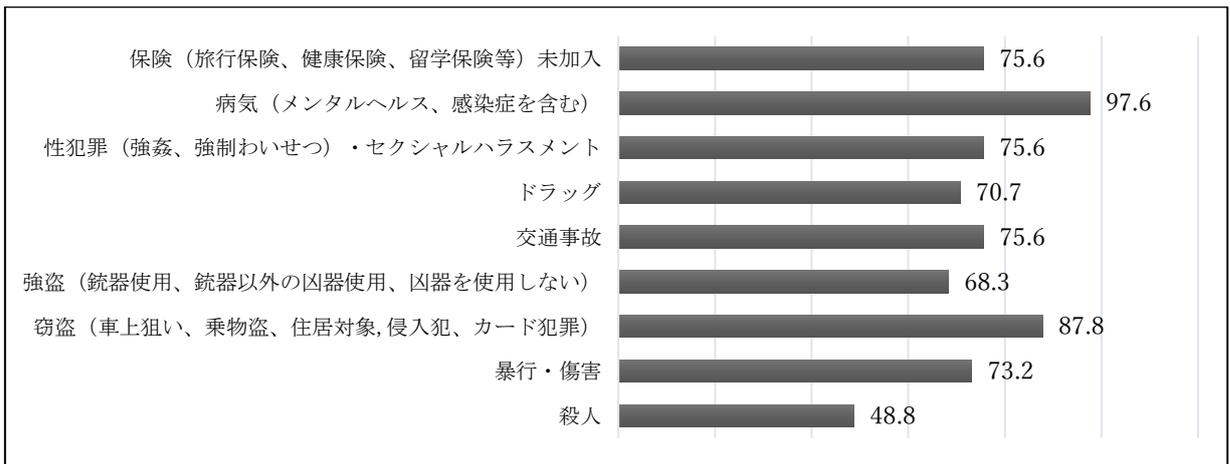
④ リスク意識と行動

学校のリスク意識とリスク行動のそれぞれ 9 項目について聞いたところ、全体に占める回答の割合は図表 9-1-2、図表 9-1-3 の通りであった。すべての学校が病気をリスクとして意識、リスク対応行動している。殺人以外のリスク意識とリスク対応行動についての項目の回答率は、ほぼ同じ数値で拮抗している。殺人に関する意識と行動の差異のみ、10 ポイントを超えて 14.6 ポイントであった。日本の学校が日本ではあまり発生しないリスクについて恐怖心を煽らないよう言及しない意図があると考えられる。また、傷害保険の未加入リスク以外すべての項目で意識が対応・行動のポイントを上回っていた。リスク意識はあるもののリスク対応・行動には至っていないのは、説明する時間がないこと、実際には声を出して注意しにくい点があることが考えられる。

図表 9-1-2 リスク意識 (%)



図表 9-1-3 リスク対応行動 (%)



⑤ リスクマネジメント意識とそれに対応する行動 (以下、行動)

海外教育旅行のリスクマネジメントの意識と行動それぞれ 6 項目について調査した。「学生にいつでも連絡できるようにしているか」について意識と行動を聞いたところ、意識において約 95%、行動において約 85%が「かなりそう思う」「ある程度そう思う」と回答した。学校は、実際のリスク発生時、いつでも迅速に学生と連絡を取るようにしている。しかしながら、意識において「かなりそう思う」が 75.6%であるのに対し、行動においては 43.9%で大幅に減少する (-31.7 ポイント)。また、行動においても「あまり思わない」が 9.8%と

意識の 4.9%に比べて倍増、「あまり当てはまらない」も 4.9%の割合で見られた。意識と行動の質に差があるのは、現実には教職員は忙しく時間がなく、マンパワーも限られており、行動に結びついていないことによるものと考えられる。

また、海外教育旅行のリスクマネジメントの意識と行動を、5段階で 1~5 ポイントとして回答者の得点の平均値を調べた。「海外教育旅行中、学生にいつでも連絡できるようにしている」は、意識/行動がそれぞれ、4.71/4.24 ポイント、「学生に対し自らの安全は自分で守るように伝えている」は、同様に 4.68/4.59 ポイント、「学生が行く場所の安全について事前に下見に行って調査している」は、同様に 3.73/3.49 ポイント、「下見の調査結果内容を学生に伝えて注意喚起する」は、同様に 4.22/3.83 ポイント、「過去のトラブルの経験を次回以降の海外教育旅行に活用している」は、同様に 4.83/4.56 ポイント、「リスク発生時、学生やステークホルダ（関係者）といつでも迅速に連絡を取るようにしている」は同様に 4.93/4.61 ポイントであった。下見の項目だけ 3 点台で数値が低いことから下見について考慮する余地があるものの、下見が実際出来ていないのは海外の学校等との関係が築かれていて必要がないこと、または現地での対応による代替が可能であることが考えられる。また、継続して海外教育旅行を実施しているため必要としないとすることも考えられるので、下見に替わる対応がされていれば、大きな問題はないと考えられる。

以上から、多くの大学の教職員が海外教育旅行のリスクマネジメントに意識を持っているものの、リスクマネジメントの実際の行動になると、若干できていないことが分かった。これは実際の教育現場において、時間とマンパワーが限られていることから、実際にはリスクマネジメントが不足しているためと考えられる。

⑥ 組織の危機管理体制

学校が 24 時間 365 日危機管理対応できる体制を取っているかについては、85%の学校が「ある程度」以上できていた。しかし、残りの 15%はできていな

い。これは、教員自身が海外教育旅行に同行している場合、現地で実際に対応していることで、必ずしも 365 日危機管理対応しているわけではないため、できていないと回答した可能性がある。この場合は、教員の管理下にあるので安全管理上問題がないと考えられる。

他方、学生が 24 時間 365 日学校に連絡できる緊急連絡体制について、83%の学校が設けている。17%の学校が完全に対応できていないことから、学生が求める時に緊急対応できていない可能性がある。しかしながら、前述したように、教職員自身が海外教育旅行に同行している場合を想定して回答した可能性もある。学校と学生間の連絡は、学校から学生への方向は良く意識されて実施されているが、学生から学校への連絡の方向には課題があることが分かる。

次に、海外教育旅行中に 24 時間 365 日危機管理体制をとっていること及び学生が学校に 24 時間 365 日連絡できる緊急連絡先を設けていることと、実際のリスクマネジメントの対処事項とのピアソン相関係数について、海外教育旅行前、中、後において調べた。対処事項のうち、事後のアンケート・面談との相関関係が最も高い。これは、事後のアンケート・面談によりその後の当該学生・生徒のフォローをすること、そして次回以降の海外教育旅行に対して経験則として活用するため、危機管理対応に積極的であることと関係性があると考えられる。また、事前の学校によるセミナー・研修、事前の学校以外（危機管理会社、旅行業者、医療機関等）によるセミナー・研修も、相関係数が高い（図表 9-1-4）。

図表 9-1-4 危機管理体制と海外教育旅行リスクマネジメント実施事項の相関係数

24時間365日の危機管理体制/実施事項	事前・学校によるセミナー・研修	事前・学校によるガイドランス・オリエンテーション	事前・学校以外によるセミナー・研修	事前・ハンドブック等資料の配付	事前面談	現地面談	現地へ日本から直接連絡	事後アンケート・面談
危機管理体制	0.979	0.893	0.967	0.880	0.382	0.185	0.803	0.993
学生から学校への緊急連絡体制	0.985	0.904	0.971	0.899	0.451	0.148	0.841	0.997

事前面談とは相関関係が一定程度あるが、現地での面談とは相関が見られず、また 24 時間 365 日危機管理体制をとること及び学生が学校に 24 時間 365 日連絡できる緊急連絡先を設けることは、リスクマネジメント上の事前の実施事項とほぼ相関関係があった。また、事前面談については、学生から学校へ連絡できる緊急体制を持つ学校との関係性が他の項目に比べて高かった。学生重視の学校は、事前面談及び学生からの連絡体制をより整備していると考えられる。事前面談はリスクマネジメントの一部として、全ての大学では実施されているとは限られないことが分かり、個別対応は難しいと考えられる。また、現地での面談について相関関係が見られなかった理由としては、提携先の学校やエージェントによって代行されているか、教職員が同行している場合に現地面談までせずその場で対応ができるためと考えられる。

⑦ 海外教育旅行リスクマネジメントの根拠

海外教育旅行について、何故リスクマネジメントをするのかを聞いたところ、「学生のため」を選んだ学校が全体の 97.6%で最多であり、学生のことを一番に考えていることが分かる。次に、「組織のコミット」73.2%、「安全配慮義務」65.9%、「安全重視」63.4%が多かった。低い項目は、「組織のビジョン・方針」43.9%、「保護者から言われるから」29.3%、「法令順守」は19.5%で最低であった。上位の理由のうち、「組織のビジョン」、「保護者から言われるから」、「安全配慮義務」、「安全重視」について、総合 RM 得点、リスクマネジメント意識と行動得点、リスク意識と行動得点との間の相関関係を調べたところ、安全配慮義務の相関係数は、リスクマネジメント行動との間で 0.464 と最も高く、総合 RM 得点との関係性も一定程度関係性があることが分かった（図表 9-1-5）。また、安全重視は、総合 RM 得点及びリスク意識と行動との相関関係がある。このことから、安全配慮義務及び安全重視の因子が海外教育旅行のリスクマネジメント上重要であると考えられる。また、保護者については、リスク意識と行動、組織のビジョンとの相関関係が示された。大学で

図表 9-1-5 リスクマネジメントの根拠の相関係数（ピアソン）

	総合 RM 得点	RM 意識	RM 行動	リスク意識	リスク行動	ビジョン	保護者	安全配慮義務	安全重視
総合 RM 得点	1.000	—	—	—	—	—	—	—	—
RM 意識	0.330	1.000	—	—	—	—	—	—	—
RM 行動	0.811	0.384	1.000	—	—	—	—	—	—
リスク意識	0.505	0.019	0.122	1.000	—	—	—	—	—
リスク行動	0.704	-0.127	0.442	0.730	1.000	—	—	—	—
ビジョン	0.172	-0.215	0.113	0.249	0.311	1.000	—	—	—
保護者	0.297	-0.004	0.308	0.472	0.434	0.403	1.000	—	—
安全配慮義務	0.413	0.239	0.464	0.078	0.129	-0.088	0.237	1.000	—
安全重視	0.571	0.215	0.260	0.451	0.425	-0.042	0.155	0.307	1.000

も、中高校と同様に保護者からのプレッシャーを受けて海外教育旅行のリスクマネジメントが履行されているものと考えられる。

⑧ 安全配慮義務と海外教育旅行リスクマネジメント

海外教育旅行のリスクマネジメントの理由として安全配慮義務をあげなかった学校の総合 RM 得点は 78～136 ポイントであったが、安全配慮義務を理由としてあげた学校は 96～142 ポイントであった。安全配慮義務を意識している学校の得点が相対的に高いことが分かる。また、安全配慮義務を意識している学校のほうが得点のばらつきが小さいことから、安全配慮義務を意識している学校において、リスクマネジメントレベルが全体として向上するものと考えられる。

「安全配慮義務」と「安全重視」を総合 RM 得点を説明する変数として意味があるかどうか回帰分析を行ったところ、「安全配慮義務」の t 値は 3.03、「安全重視」の t 値は 3.8、それぞれ有意水準の 5%未満で有意であった。従って、「安全配慮義務」と「安全重視」は海外教育旅行の総合 RM 得点を説明する変数として意味があると考えられる。

⑨ 他のステークホルダへの期待

「海外教育旅行中に発生したリスクについてステークホルダに対して対応を求めた時、期待通りであったか」を問い、「①全く当てはまらない、・・・⑤とても当てはまる」から選ぶ。まず、海外教育旅行取扱業者については、63.5%の大学がある程度以上期待通りと回答した。従って、大きな課題は顕在化していないと判断される。海外の学校・関係者については、61%の大学がある程度以上期待通りであった一方、3校に1校がどちらとも言えないと回答した。従って、日本の大学は海外の学校・関係者のリスク対応に決して満足していないと言える。一方、学生については、44.2%が期待通りであったが、残りの55.8%の大学がどちらともいえないとの回答であった。学生については大学側の期待と乖離があることが示された。従って、大学による学生に対する海外教育旅行リスクマネジメントに課題があり、学生へのアプローチが重要と考えられる。

安全な海外教育旅行をもたらすために、学生を除くすべての関係者（日本の海外教育旅行取扱業者、海外の学校・関係者）に必要なことを聞いたところ、迅速性 87.3%、判断力・行動力 80.5%、支援・協力 70.7%の順になった。海外教育旅行のリスクマネジメントにおいて重要視されることは現場で実際に即役立つ因子である。次に、信頼性 68.3%、関係性 58.5%であり、気持ち・意識 48.8%、ビジョン・コミットメント 46.3 の順で、開放性（オープンな対応）・正直は 29.3%で最低であった。抽象的で即その場で役立たない項目は全般的に低い数値である。単純回帰分析を実施したところ、ステークホルダに迅速性が必要とする学校は、必要でないとする学校より海外教育旅行総合リスクマネジメント得点が 18.2 ポイント (122.4/104.2) 高かった。また、迅速性を必要としない学校のポイントは 104.2 ポイントで最低であった。「開放性・正直」を必要とする学校は、必要としない学校よりポイントが 10.1 ポイント (127.3/117.2) 高い。また、すべての項目の中で開放性（オープンな対応）・正直を必要とした学校の海外教育旅行総合リスクマネジメント得点が一番高く 127.3 ポイントであった。さらに、リスク行動得点も第一位、リスク意識得点も第二位で、開放性・正直を必要とした学校は高いリスクマネジメント力があると考えられる。

迅速性は、一番高い比率でステークホルダに対し求められていたので当然の結果と言えるが、開放性（オープンな対応）・正直が一番低い比率であったのは想定外である。開放性（オープンな対応）・正直の因子は、大学のリスクマネジメント力との間に何らかの関係性があると考えられる。

⑩ 自由記述

経験したリスクについて聞いたところ、大きな事故は特にないと回答が多い。但し、COVID-19の流行によって2020年3月学生の帰国で苦勞したケースが認められた。海外の学校や現地の大使館等から情報収集して、その内容を学生に伝えるとともに、日本にいる家族と相談する機会を持たせ、基本的に学生の意思を尊重する形で帰国のタイミングを決定した学校があった。その他のリスクは、一般旅行者でも発生するリスクであり、海外教育旅行は現地で活動・生活をするので、一般旅行者かつ生活者としてリスクが発生することが分かる。体調不良等の病気や交通事故による怪我が多い。リスク発生の場合、現地の学校、保護者、現地にいる学生への連絡に加え、旅行業者との間でのコミュニケーションが必要になり、学校の担当者は苦勞が多い。また、強盗による怪我、財布・スマートフォン・パスポートや現金の盗難、置き引きや物損事故もある。また、環境変化によるメンタル疾患や引きこもりが発生するので、海外教育旅行中は特に学生に対して周囲によるケア（配慮）が必要であることが認められた。

海外教育旅行がCOVID-19の影響から迅速に復活するには何が必要か問うたところ、ワクチン接種等医療体制、政府による規制緩和、正確かつ生の情報、学生に対するサポートとケア、リスクと共存する覚悟、ガイドライン等の規範・ルールの確立の6つに大別できた。第一に、ワクチン接種、ワクチンパスポート、特効薬、罹患したときに国籍に関係なく対応できる医療体制である。次に、政府による海外渡航制限の解除、帰国時の検疫・隔離の緩和等の規制緩和である。また、情報についての指摘が多く、詳細な渡航先情報、特に各国の最新情報が一元的に共有されること、正しい情報や現地の生の情報を求めている。マ

スメディアはセンセーショナルなニュースを取り扱う傾向があり、学生や保護者はそうしたものに影響されやすいとの指摘がある。学生の心のケア、COVID-19 から自分自身の身を守るための対策について学生による学習、現地での日本人又は日本語での対応等、サポートが必要である。また、大学の方針、ガイドラインの作成、規範・ルールの確立、意思決定層への十分な情報と資料の提供、現地情報や今後の見通しも必要である。過去の経験に基づく有事の際のシミュレーションにより、学生、保護者、大学関係者のすべてから見て安全が保証されることを求める。その他、リスク・ゼロはありえないとし、COVID-19 と共存しウィズ/アフターコロナの時代に適した対応をすること、学生や保護者に対して海外の状況の安全性ばかりでなく危険性を伝えることでよりの確な判断に基づき参加の意思決定をしてもらうこと、学生とステークホルダがある程度リスクを覚悟できる条件が整備されるまで時期を待ちたいとする。しかしながら、COVID-19 は公衆衛生上の不安定だけでなく社会不安ももたらしたため、COVID-19 が落ち着き社会不安が緩和されたことを確認したうえで、海外渡航を再開したいとする慎重な意見もある。

アンケート調査実施時点では留学を希望する学生の声は多いが、現在（2022年3月）の日本の状況（COVID-19 の間瀬が完全に終息していない）や訪問国の状況を鑑みると、留学を推進することは難しい。オンライン留学の対応がステップになり、海外教育旅行へと繋がっていく。まだ海外渡航は控える必要があり、海外教育旅行をするのであれば、学生個人による判断に基づく。

第2項 旅行業者

次に、旅行業者の社員向けのアンケート調査を実施した。筆者の知る旅行業者の社員に対して、その上司の許可を得て、アンケート調査を実施した。以下がその貴重なアンケート調査となる。

(1) 調査要領

ある旅行業者の東京、愛知、神奈川の6か所の営業所の管理職を通じて、その営業所の海外教育旅行に携わる社員に対して、WEB アンケート調査を実施し

た。調査対象は44人（組織の意思決定に関わる役員、所長が2人、それ以外の管理職17人、一般社員24人、パート・アルバイト1人）、調査期間は2022年2月14日～同年3月31日である。なお、GOOGLE FORMSで対応していたが、途中で回答先からセキュリティ上の問題を指摘されたためMICROSOFT FORMSを併用した。両者の仕様が異なるため質問及び回答方法を一部修正した。

(2) 調査内容

基本情報として所在地、従業員数、取扱っている海外教育旅行の目的、取扱人数、取扱件数、回答者の基本属性として経験年数と職名を聞いた。その他の質問項目は、本節第1項の大学のアンケートとほぼ同じであり、海外教育旅行のリスク及びリスクマネジメントに関する意識と行動、組織の危機管理体制、ルール、リスクマネジメントの根拠や経験したリスク、COVID-19からの復活に必要なこと、安心安全な海外教育旅行について聞いた。

(3) 調査結果

海外教育旅行について、「過去のトラブルの経験を次回以降の海外教育旅行に活用する」ことを意識しているか聞いた。5段階の回答（例：全く思わない、・・・かなりそう思う）に応じて、1～5ポイントとして得点化したところ、94.5点で高得点であった。同様に、「リスク発生時、学校にいつでも迅速に連絡を取る」意識は96.8点、「海外の学校・関係者にいつでも迅速に連絡を取る」及び「保険会社にいつでも迅速に連絡を取る」意識は、両者とも93.2点、危機管理会社や医療アシスタンス会社に対しても89.5点でいずれも高得点である。他方、「学校を通じて、学生・生徒に対し自らの安全は自分で守るように伝える」意識は、84.1点で他の項目に比べると低い。これは回答者に中高校の営業担当が多かったことから、中高校生はバブルという安全弁の中で守られていることが伺える。

次に、リスクマネジメントの行動について問うた。「24時間365日危機管理対応できる体制をとっているか」、「24時間365日学校や学生・生徒が連絡できる緊急連絡先を設けているか」、「海外教育旅行中、学校や学生・生徒にいつでも連絡できているか」、「学校を通じて、学生・生徒に対し自らの安全は

自分で守るように伝えているか」についてである。それぞれ 76.4、75.0、79.1、84.1 点であり、低い数値となった。これは前述と同様に回答者の多くが中高校の営業担当のためだと考えられる。

次に、海外教育旅行のリスクマネジメントのため、学校や学生・生徒に対して以下 8 項目について実施しているか聞いた。

- i. 事前の学生・生徒向けガイダンス・オリエンテーション
- ii. 事前の教職員向け説明会
- iii. 事前のハンドブック等資料の配付
- iv. 事前の保護者向け説明会
- v. 現地滞在中の学生・生徒向けガイダンス・オリエンテーション
- vi. 現地滞在中の学生・生徒との面談
- vii. 現地滞在中に日本から直接連絡
- viii. 事後のヒアリング・アンケート

それぞれ 91.4、69.1、86.4、90.9、77.3、62.3、60.9、78.2 点とばらつきがあった。事前の学生・生徒向けのガイダンス・オリエンテーション及び保護者向け説明会は高い点数である一方、現地滞在中のガイダンス・オリエンテーション、面談や終了後のヒアリング・アンケートは、大学とは異なり、あまり実施されていない。

次に、過去を振り返って日本の学校、海外の学校及び学生・生徒に対して、海外教育旅行中に発生したリスクについて対応を求めた時、それは期待通りだったかを問うたところ、それぞれ 69.1、69.5、68.2 点であり、すべて 69 点前後で同様の期待値である。これは大学のアンケートで大学生に対して期待通りでなかったとする回答と対照的である。旅行業者は、日本の学校、海外の学校及び学生・生徒に対して、リスク対象としてほぼ同等と見ている。

海外教育旅行のリスクマネジメントについて対応する理由を問うたところ、「学校のため」「学生・生徒のため」はともに 44 人中 42 人が○を付けて、95.5%と高率である。3 番目が「安全配慮義務があるから」であり、44 人中 33 人で 75%と 4 人に 3 人が安全配慮義務を意識している。続いて、「安全を基準

として何よりも重視しているから」は 54.5%、「会社としてコミットすべきだから」が 47.7%であった。「保護者から言われるから」は 12 人、27.3%あり、旅行業者の社員でさえも保護者からのプレッシャーを受けている。次に、海外教育旅行で事故事件が起きた場合、誰にその対応を依頼するかを聞いたところ、保険会社が 93.2%で最多であり、学校 68.2%、海外の学校・関係者 63.6%、危機管理会社 43.2%は、医療アシスタンス会社 40.9%とほぼ同率である。

また、この調査とは別に、海外教育旅行の健康管理に関するヒアリング・アンケート調査を（株）JTB の支店で中高校に教育旅行の営業をする社員に対して実施した¹²¹⁾。旅行業は、健康に対しても安全配慮義務がある¹²²⁾からであり、中高校生は大学生に比べると低年齢のため病気や怪我が多く健康配慮がより必要とされているためである。過去の判例としても、旅行業者主催の南部アフリカツアーに参加してマラリアに罹患して死亡した旅行者参加者の相続人が、旅行業者のマラリアの危険性の告知及び注意喚起義務がある、と訴訟を起こした。原告の請求は却下されたが、旅行業が一定の情報提供をすることが旅行業の安全配慮義務として認められた¹²³⁾ケースがある。

調査結果として、複雑化するアレルギーの対応は、個人情報保護も含め、現状の対応において 100%満足できる状況にはなく課題がある。旅行業者は、出発前の準備段階から旅行添乗中まで、相当な注意をしている。営業担当者は、海外教育旅行において生徒の健康に関わる安全配慮義務について課題を抱え、リスク対応に時間と労力がかかるため、働き方改革の阻害要因になっている。アレルギー対応は、海外のサプライヤーへの食事提供、航空会社との対応を学校と学生・生徒の間で実施しなければならない。海外教育旅行では、季節外れのインフルエンザ対応、病院への通院対応が必要になるが、現地の医療事情に

¹²¹⁾ 古川彰洋・山田高人・岩切鉄兵・入澤孝之、2021、中高校の主催する海外教育旅行の安全配慮義務と健康リスクに係る研究、日本渡航医学会誌 15 巻 2 号、p57-62。調査対象は 13 人（営業経験 5 年以上）、調査期間は 2020 年 1 月 6 日～25 日、質問項目は 3 つで、海外教育旅行に参加する生徒の健康管理、担当者としての対応状況、苦勞する内容についてである。

¹²²⁾ 旅行業社は、旅行業法の第 1 条「旅行の安全の確保及び旅行者の利便の増進を図ることを目的とする」に基づき、旅行条件書に渡航先の衛生状況を「厚生労働省検疫感染症情報ホームページ：<https://www.forth.go.jp/>」で確認するよう表示が義務付けられている。

¹²³⁾ 廣岡裕一、2009、マラリアの危険性を告知する義務及びツアー後の注意喚起義務を怠ったことに対する旅行業者に対する損害賠償請求事件、和歌山大学観光学 2009;2、p47-52

より病院での受診が困難のこともある。COVID-19 に対する迅速かつ体系的な情報提供を学校から求められ、学校は旅行業者を信頼し期待も大きい。

第3項 その他

次に、ある中高校の教員向けのアンケート調査及び複数の高校の教員向けの健康に関するヒアリング・アンケート調査、及びある大学の教職員向けのアンケート調査を行った。

(1) 調査要領

ある1つの中高校とある1つの大学に所属する教職員が、同じ職場環境でどの程度海外教育旅行のリスクマネジメントの意識と行動が異なるのか、アンケート調査を実施した。対象としたのは、後述するインタビュー調査をした中高校と大学のそれぞれ1校ずつである。インタビュー実施前後に他の教職員のアンケート調査を依頼し、2022年3月31日（木）までに回収した。調査方法は質問紙アンケートによる。アンケート回答者は、高校10人、大学は3人である。

(2) 調査内容

基本情報、質問数、質問項目は、上述の中高校及び大学に対するアンケート調査とほぼ同じである。

(3) 調査結果

① 中高校

ある中高一貫校（東京都、教職員数約70人）の海外教育旅行に携わる英語科の教員を中心に10人からアンケートを回収する。1人が管理職で、9人が一般教員であり、海外教育旅行の経験は、1年以上5年未満4人、5年以上10年未満1人、10年以上20年未満5人と若い教員とベテランの教員の2層に分かれる。海外修学旅行、語学研修、留学（3ヵ月以上）に携わる。

若い教員らは、すべての質問に対して、5段階による回答にばらつきがなく、「かなりそう思う」あるいは「よく実施している」と回答している。5年未満

の教員は、経験が浅く、リスクに遭遇した経験がなく、質問の内容を具体的に考えて判断することができないと考えられる。他方、ベテランの教員は質問ごとに 5 段階の回答にばらつきがあり、過去の経験に基づき判断していると考えられる。海外教育旅行のリスクとして意識する 15 項目について聞いたところ、窃盗（車上狙い、乗物盗、住居対象の侵入犯、カード犯罪）が 10 人中 9 人、病気（感染症含む）は同 8 人が選択していて、多くに意識されている。その 15 のリスクを実際に注意喚起しているかと問うと、病気は 10 人中 9 人、窃盗は同 8 人とリスクマネジメントを遂行している。実際そのリスクが起こったかどうかを問うたところ、病気は 5 人、窃盗は 2 人が経験していた。以上から、過去の経験に基づいてベテラン教員がリスクマネジメントを遂行していると考えられる。また、ガイドライン（方針）・規定、マニュアル、生徒向けハンドブック、安否確認システム、危機管理シミュレーションの 5 項目について、リスクマネジメントのために整備し、定期的にチェックしているかどうかを問うたところ、ベテランの 2 人がすべてに○を付けた。これは、大学の教職員のアンケートでは、誰もすべてを整備し定期的にチェックするとの回答はなかったことと比較すると、中高のベテラン教員の海外教育旅行のリスクマネジメントに対する積極性とコミットメントが窺われる。

また、海外教育旅行のリスクマネジメントを遂行する理由を問うたところ、10 人中 9 人が「生徒のため」に○を付けたが、次は「安全配慮義務があるから」が同 8 人、「安全を基準として何よりも重視しているから」が同 7 人であり、安全に関わる概念が若い教員を含めて浸透している。「組織のビジョン・方針だから」は同 5 人であり 5 割に支持されているが、これは本節第 1 項の大学アンケート調査とほぼ同率である。なお、「保護者から言われるから」は同 2 人だけであり、大学のインタビューから確認できた保護者のプレッシャーは本アンケートからは見られない。

リスクマネジメントとしての実施事項 9 項目を聞いたところ、事前の学校によるセミナー・研修、学校によるガイダンス・オリエンテーション、ハンドブック等資料の配付は、同じ学校の教員でもばらつきがあるが、海外教育旅行後

のアンケート・面談は、ほとんどばらつきが無く、組織として対応している。海外で事故事件が発生した場合の連絡・相談先として、旅行業者が10人中9人、海外の学校・関係者と保険会社がそれに続いて同4人であり、旅行業者に対して危機管理を期待している。

一方、過去を振り返って海外教育旅行の取扱旅行業者に対して、発生したリスクについて対応を求めた時、それは期待通りだったかどうか問い、5段階評価として1~5点で得点化したところ、平均点が3.9点であり、「ある程度当てはまる」程度である。その理由については、ベテランの教員2人しか回答がなかったが、責任範囲が曖昧だったとする。同様に海外の学校・関係者の対応を聞いたところ、全く同じ3.9点で同じレベルの対応とされる。安全な海外教育旅行をもたらすためにステークホルダに必要な項目に○をつけてもらったところ、判断力・行動力が10人中9人で一番必要とされる。信頼・信用が同8人、迅速性及び支援・協力が同7人と続く。事実に基づく判断が同5人、透明性・正直・開放性もビジョン・コミットメントと並んで同4人が○を付けていることから、事実と透明性が約半数の教員から求められている。気持ち・意識は、同3人だけであり30%ではあるが、「気持ち」ではなく「意識」の上に○を付けた教員がいた。

以上から、同じ学校の教員でもベテランの教員と若い教員によって、海外教育旅行のリスクマネジメントの意識と行動に差異があることが分かった。その理由は、経験に基づいた判断、見解や対応の相違があるからと考えられ、リスクマネジメントは、一定の経験が必要となり、多くの経験をすることにより行動を規定すると考えられる。

また、別途、別の高校の教員に対して、海外教育旅行の健康管理に関するヒアリング・アンケート調査を実施した¹²⁴⁾。その結果、学校としては健康管理に一定程度対応が出来ていると認識できる。学校が法的責任者として主体的に対応していると同時に、旅行業者に一定の信頼をおいている状況が確認された。

¹²⁴⁾ 古川彰洋・山田高人・岩切鉄兵・入澤孝之、2021、中高校の主催する海外教育旅行の安全配慮義務と健康リスクに係る研究、日本渡航医学会誌15巻2号p57-62、調査対象は、海外教育旅行を実施している高校の教員10人、調査期間は2020年1月6日~25日、質問項目は5つ、健康管理の対応、対応者、困っていること、健康情報の入手先、過去発生したトラブルである。

健康管理に課題を持っていて、実際に発生している健康トラブルと符合している。公的な機関や旅行業者が情報元として認識されている一方、製薬会社・医療機関の認識は低い。インフルエンザが多く発生しているが、アレルギーは少ない。実際、アレルギー対策に一定の対処がなされた結果と考えられる。学校の保健室が機能し、対応できていて、旅行業者を信頼するものの、学校として主体的に安全配慮義務を履行している。

一方、受入れ先の海外の学校または教育エージェントは、日本側にリスク責任を押し付ける傾向が強いため、ステークホルダ間で海外教育旅行のリスクをどう共有・分担するのかは、事前に検討・協議が必要になる。中高校は、健康問題の解決に向けて、学校、旅行業者、医療従事者、学生・生徒、保護者、その他あらゆるステークホルダの協力が必要であり、そのための方策の検討が重要と考えられる。トラベルクリニックや製薬会社等医療関係者の協力も必要であり、製薬会社はワクチン接種の啓蒙に関心を持つ可能性があり、今後トラベルクリニックや製薬会社等、医療関係者との協業の可能性が考えられる。

② 大学

ある大学の海外教育センターに勤務する職員 3 人に対してアンケート調査を行った。前述①の中高校とは異なる点がある。リスクとして意識し注意する項目が中高校に比べると多く、ドラッグや大麻等薬物、性犯罪・性被害（強姦、強制わいせつ）も意識し行動している。リスクマネジメントをする理由として、全員が組織としてコミットすべきと回答し、中高校が半数程度だったのに比べると、比率が高い。

第2節 インタビュー調査

アンケート調査に加え海外教育旅行の質的調査として、インタビュー調査を実施した。学校や組織のリスク、過去に発生したリスク、特に死亡等の大きなリスク等、現場の実態を把握するため、筆者自身が関係してきた大学及び筆者

が紹介を受けたか、(株) JTB が関係する大学に対して、インタビュー調査を依頼した。日本の大学及び中高校、留学組織、海外の学校等を対象とする。前節第1項(2)のアンケート調査を質問紙として事前にインタビュー先に送付、その回答に基づいて半構造化インタビュー調査を行った。質問紙の内容は基本的に同じであるが、相手先、リスクマネジメントの内容につき、インタビュー相手により変わる点は微修正した。質問紙以外の主な質問項目は、以下の通り。

- (1) 質問紙にあった項目以外に意識、対応している点があればそれは何か。
- (2) 海外の学校の組織、人、ルール of 安全配慮義務上の課題は何か。
- (3) 保護者に対して保護者向け説明会の実施等、どのような対応をしているか。

なお、インタビューを分析するために KJ 法¹²⁵⁾を採用した。KJ 法は、文化人類学者である川喜田二郎博士が発明、開発したデータをして語らしめる科学的研究方法である。KJ 法は大きく 4 つのステップからなり、紙切れづくり(ラベルづくり)、グループ編成(ラベル広げ、ラベル集め、表札づくり)、A 型図解化、B 型文章化である。現場で取材、インタビューしたデータをカードに書いて、同じ系統のカードをグループ化して、表札を作り、系統ごとに分類されたデータを整理、分析し、図解と文章化してまとめていく。

本インタビュー調査の分析方法として KJ 法を選んだのは、より安全をもたらす海外教育旅行のリスクマネジメントを解明するためであり、大学、中高校、その他を調査した。

第1項 大学

まず、大学のインタビュー調査の概要である。

¹²⁵⁾ 川喜田二郎、1986、KJ 法-渾沌をして語らしめる、中央公論社。川喜田は、参画的組織が成り立つためには、システム・レベルでどういうデザインが創造されなければならないか巨大な課題があると指摘する。創造的な参画社会化が文明の動脈硬化を防ぎ、責任を持って問題を解決する。「それはだれかがやるはずだ。私の仕事ではない」で通常終わるが、川喜田は、「渾沌をして語らしめて本然に至る道を歩むなら、リスクは最も少なくすむ。多少の手傷は覚悟しようではないか。」p549-578 と、まさに勇気をもって真実の道を歩み説得力を持って示した。多少のリスクはある海外教育旅行だからこそ、得られる便益も多い。海外教育旅行のリスクマネジメントも、渾沌を見つめ判断する力をつけることであると考える。

(1) 概要

筆者が知っているか、または筆者が紹介を受けたか、または（株）JTB が関係する大学に対するインタビュー調査を実施した。インタビューした 8 人の大学の対象者の基本情報は、図表 9-2-1 の通りである。

図表 9-2-1 インタビュー対象者の基本情報

	大学	職名	勤続年数	性別	実施日	総合 RM 得点
1	A 大学	職員・課長（センター長）	5	女	2021/11/18	124.0
2	B 大学	職員・主任	11	男	2021/12/6	118.0
3	C 大学	教授・センター長	23	女	2021/12/8	145.5
4	D 大学	教授・学部長	6	男	2021/12/7	134.0
5	E 大学	講師	25	男	2022/1/12	122.0
6	F 大学	教授	22	男	2022/2/5	104.0
7	G 大学	准教授（センター副室長）	10	男	2022/2/18	133.0
8	D 大学	教授・副学長（国際教育担当）	20	男	2022/2/23	63.0

(2) 調査結果

① A 大学 職員・課長（センター長）

海外留学と海外語学研修を大学のカリキュラムとして提供する海外教育の専門部署の管理職経験者の職員である。事前アンケートの総合リスクマネジメント（RM）得点は 124 点で平均より高く、リスクマネジメントレベルは高いと考えられる。

海外留学は大学の正式なカリキュラムとして 10 年以上前から実施し、海外の提携校に直接連絡、プログラムを手配する。海外留学は半年か 1 年間、語学研修は夏休みと春休みを利用し海外交流提携校に 3～4 週間留学し、派遣者数は年間合計 100 人弱である。

危機管理は、24 時間 365 日対応/有事・重大事故対応とも、危機管理専門会社を利用、緊急事故や問い合わせ業務を外注化、大学自体の業務の軽減を図って

いる。直接海外の大学とのコミュニケーションがあることから、学生の危機管理についても円滑に対応できる。2020年3月、COVID-19の感染拡大時、英国、アイランド、中国等に留学中の学生は速やかに帰国させることができた。円滑なコミュニケーションが図られていること、海外留学及び研修を継続的に実施していること、過去大きな事故事件が起こっていないことから、学生の安全性は担保できるとする。但し、過去、大学のトップマネジメントからも教員からも、海外教育についてのビジョンを聞いたことがなく、リスクマネジメントに関与も関心もコミットメントもないとする。なぜ、リスクマネジメントをするのかについて問うと「学生のため」とし、「安全配慮義務のため」とはせず、外形的には安全配慮義務は認められないが、実質的に安全配慮義務が認められる。ステークホルダには、ビジョン・コミットメント、支援・協力、判断力・行動力、迅速性を求め、安心安全な海外教育旅行の大原則は、「自分の身は自分で守る」ことである。COVID-19からの海外教育旅行の復活は、大学が覚悟を持って再開することとする。回答者は以前の奉職先企業での海外研修担当の経験を活かし、学生へオリエンテーションを行い、ドラッグや性被害についても積極的に指導する。学生を大人として扱い、自分の身は自分で守ることが重要であり、学生が痛い目に少し遭っても良いとの考えで、そのため一定の知恵を授けるとする。

以上から、管理者の職員として責任をもって海外教育旅行のリスクマネジメントに取り組んできたが、大学のトップのビジョンとコミットメント及び他の教職員との関係性がないことがうかがえた。職場内では協力が得られているものの、今後、教職員の関係性が構築され、支援・協力が得られれば、海外教育旅行のリスクマネジメントの質がさらに向上するものと考えられる。

② B大学 職員・主任

中規模私立大学の国際教育センターの職員として、日本人のプログラムの企画、管理を担当している。事前アンケートの総合RM得点は118点でほぼ平均である。

長期留学（交換留学と認定留学）及び短期留学を、大学のカリキュラムとして提供する。年間短期留学が 380 人程度、長期留学が 25 人程度である。留学ハンドブックはプログラムごとにセンターの担当者が作る。資料には、留学プログラムの説明に加え、送金、セキュリティ、研修国の文化・生活、特に危機管理がボリュームとして一番多く記載されている。危機管理は、24 時間 365 日対応/ 有事・重大事故対応とも、危機管理会社に外注し、大学には 24 時間危機管理を受付する窓口機能がない。訪問地の犯罪被害のデータ等の最新のリスク情報を収集し、学生に正確に伝える。

なぜ、リスクマネジメントをするのかについては、「学生のため」とともに、「組織のビジョン・方針だから」「保護者から言われる」のためとし、外形的には安全配慮義務は意識していないが、実質的には情報提供等により一定の安全配慮義務が認められる。また、ステークホルダには、気持ち・意識、支援・協力、信頼、判断力・行動力、迅速性を求める。また、COVID-19 からの海外教育旅行の復活のためには、WHO や米国 CDC (疫病管理センター) 等、国際機関による国際渡航の容認を求める。安心安全な海外教育旅行のためには、尺度としての日本を放棄し、安心安全という願望を捨て、危険を常に意識し、共生することへのマインドチェンジを学生に促すこととする。毎年 8 月は引率する職員が現地にいるため、センターが空になる課題がある。また、危機管理に関して前例を重視する学校で、慎重すぎで組織風土としてリスクを受容する空気はないとし、今夏（2022 年夏）、プログラムを実施するかどうかは分からない。

以上から、組織のビジョン・コミットメントに基づき、海外教育旅行のリスクマネジメントを忠実に遂行しているものと考えられる。

③ C 大学 教授・センター長

中規模私立大学の国際教育センター長を務める教授として全学の国際教育を担当している。事前アンケートの総合 RM 得点は 145.5 点で点数が高く、リスクマネジメントレベルは高いと考えられる。

学部・学科によって必修の海外留学プログラムがあり、全学として海外留

学・研修に力を入れているため、海外留学・研修プログラムに全学生 7,000 人のうち 1,240 人、18.7%が参加する。海外留学・研修は、SAE (Study Abroad Experience) という全国 37 大学が利用する海外留学プログラム (4 ヶ月～1 年間) 及び海外研修プログラム (夏季・春季休暇 2～5 週間) を利用する。

24 時間 365 日対応の危機管理は学内で対応するが、有事・重大事故対応の危機管理は、危機管理会社に外注し、航空券は旅行業者、傷害保険は保険会社を利用する。旅行業者は大手ではなく、中小を利用している。その中小の旅行業者は、危機管理を含めて適切で、色々な情報が得られるためである。健康リスクとしてメンタルヘルスの問題は実際起こるが、現地での英語での対応は難しいため、その場合は学内の医師と連携し、自身が対応することで解決する。また、事前に学生のメンタルヘルスについてスクリーニングすることはできないので、海外へ行ってからの対応にならざるを得ない。なぜ、リスクマネジメントをするのかについては、「学生、組織のビジョン・方針、組織としてコミットすべき、保護者から言われる、法律として守らなければならない、安全配慮義務、安全を基準」のすべてが該当する。安全配慮義務は、外形的にも実質的にも認められる。また、ステークホルダには、「ビジョン・コミットメント、気持ち・意識、開放性・正直、支援・協力、関係性、信頼、判断力・行動力、迅速性」のすべてを求める。

以上から、教職員が業務の分散と仕分けによって協力し、学生のためすべてをやりつくし、国内外のステークホルダと適切に対応し、大学内の情報の共有及び学外のステークホルダとの間に良好な協力関係を築き、リスクマネジメントを遂行していると考えられる。

④ D 大学 教授・学部長

名門私立大学の学部長であり、事前アンケートの総合 RM 得点は 134 点で平均より高く、リスクマネジメントレベルは高いと考えられる。

アジア 2 ヶ国へ学部生全員約 200 人を 1 年間留学させることを大学のカリキュラムの柱とする。留学派遣を 2 学年次後期に集約し、1 学年次の基礎演習及

び留学準備セミナーを必修化し、実際の留学を充実させる。

危機管理は、24時間365日対応/有事・重大事故対応とも、危機管理会社に委託し、学生に大学が指定する危機管理会社の危機管理サービス加入を義務付ける。危機管理について外注しているが、海外の現場にその会社のスタッフがいるわけではないので、本当に現地にいなくて最善の判断ができるか、課題があるとする。

留学先の大学とは、リスクに対する意識のズレを感じているが、相手に良くやってもらっているので、それ以上突っ込まない。ステークホルダとは、気持ち・意識、迅速性、関係性、信頼、判断力・行動力が大事とする。また、なぜリスクマネジメントをするかについては、「組織としてコミットすべき」と「安全配慮義務」とし、基本的にこの二つはほぼイコールで最重視する。教員と職員との間には、リスクマネジメントに関して意識の差がかなりあり、学部は、リスクマネジメント体制が変わるのでレベルの維持は難しい。危機管理はそもそも教員の仕事なのか、分からないとする。職員と教員が協力しないと危機管理はうまくいかないが、職員と教員の目標が違うこと、職員は異動があることが課題である。また、リスクマネジメントの意思決定の場面が、カリキュラムを作る現場の教員から離れ、組織の上に行けば行くほど現場から離れていく。危機管理の責任は、学部であれば学部長、学部を超えると危機管理担当の副学長であり、リスクをできるだけ生じさせないことが重要であると考えている。安全配慮義務は、外形的には認められるものの、実質的には課題があることが認められる。また、危機管理会社に学生からの24時間受付等を委託しているものの現地には危機管理会社のスタッフがいないので、危機管理上の課題を指摘する。

以上から、学部長として実際のリスクマネジメントをよく理解し、正規のカリキュラムの留学は、リスクマネジメントを含めて全面的に相手の大学に任せ、海外の提携大学と信頼性、関係性、開放性があり、大学同士が組織と組織、人と人により、リスクマネジメントを遂行していると考えられる。

⑤ E 大学 講師

国立大学の教員として国際教育に携わる。事前アンケートの総合 RM 得点は 122 点で平均より少し高い。

教養学部前期教養課程（1、2 学年）の目玉として開講された国際研修では、年間の履修者数が COVID-19 感染拡大前が 150 人前後で、研究科長室と環境安全管理室が連携して対応する。教員及び学生に対するアンケート調査報告書によると、担当教員の負担が多く課題として指摘されている。協定校への 1 学期～1 年間留学（COVID-19 感染拡大前は年間平均 400 人強）及び全学の短期派遣プログラムは、本部の事務スタッフが教員と一緒にすべてを見る。専門の職員が協定校と直接連絡して内容をチェックする。

大学として自主性、独自性が強く、学生の自己管理が徹底されている。危機管理については、24 時間 365 日対応/有事・重大事故対応とも外注せず、危機管理会社の留学生危機管理サービス（OSSAM）を学生に案内するものの義務ではないため、学生の加入率は低い。傷害保険は、一部のプログラムを除き、（公財）日本国際教育支援協会の学研災付帯海外留学保険の加入を条件とする。OSSAM の危機管理体制についてある年度のアンケートによると、教員は 68% が役に立たないとし、学生は 38% が少し不安または不十分とし、その他の年度のアンケートでは、危機管理体制全般について、教員は整っていないと回答した。国際研修の履修者は毎年 100 人台であるが、毎年危機管理の課題がある。道に迷う、盗難に会う、パスポートを紛失する、といった類の事故にあわないようにするだけでなく、事故に遭った場合に自力で解決する努力をさせることが教育として重要と指摘する。

インタビューした教員は、学生が自力では解決できないレベルの危機に遭遇する可能性があるため、大学の危機管理体制に課題があるとし、大学側と認識のズレがあるとする。なぜ、リスクマネジメントをするかについては、「学生のため」と「安全配慮義務があるから」とし、ステークホルダとは関係性が一番重要であり、学内を含む全員に必要とする。

また、今後、何より学生の安心安全のために、個々の学生の危機管理意識を

高める教育がより一層必要になるとし、身近に起こり得る災害、日常生活でも直面する恐れのある事故事件等、常日頃からあらゆる危険に対する意識を高め、「自分の身を自分で守る」術をある程度学んでおくことが安心安全な海外教育旅行に繋がるとする。安全配慮義務は、外形的に認められたものの、実質的には課題があることが認められる。それは、2003 年 SARS が流行した時、学生の生命を守るために海外から帰国させるという学校の命令に従わない学生がいて、学生を帰国させるかさせないかで、大変苦勞をしたからである。

以上から、学生の自己管理が中心にあり、教員は自らの責任で海外教育を実施していることから、関係する人との関係性が最も重要とするものと考えられる。しかしながら、学生の自己管理にすべてを委ねることはできないため、学生の年齢、資質、状況等を考慮しながら学生にリスクマネジメントの遂行責任を委譲していくことが、大学に求められると考える。

⑥ F 大学 教授

大規模私立大学の英語の教授で、事前アンケートの総合 RM 得点は 104 点で平均よりかなり低いのは、自身が大学とは関係なく学生を募集して引率するためである。大学は、28 の海外の大学と交換留学を実施する。交換留学、短期海外研修は本部の国際交流課が実施、全学の学生を対象にする。それとは別に各学部は海外留学・研修、実習やフィールドワークを展開する。危機管理は、語学研修等短期間のプログラムは旅行業者に依頼し、24 時間 365 日対応/有事・重大事故対応とも危機管理会社には外注しない。留学については分からない。

教員自身が募集し、1996 年から 2001 年まで毎年夏季研修に約 1 ヶ月間、米国の州立大学へ学生を引率した。学生が英語ができないことに気がつかせて、英語学習のきっかけにするためである。その後夏季研修を止めた理由は、主として 2001 年米国同時多発テロ事件が起こった時、ロサンゼルスで事件に遭遇、研修旅行の引率が嫌になったためである。その日に帰国予定で学生約 40 人とロサンゼルス空港にいたが、半分しか予定帰国便に搭乗できないため帰国を諦め、空港の近くのホテルにそれから 1 週間泊まる。いつ帰れるかわからず多くの学

生が不安だったが、次の日ユニバーサルスタジオへチャーターしたバスで行き、予想通りガラガラであってよかった。しかし、帰りのバスが2時間待っても来ない。その時チップをドライバーに渡していたので、絶対に来ると考えその場を動かない判断をしたところ、2時間経って漸く渋滞に巻き込まれたバスが来た。過去から学生を連れていけば事故は起こるため、英語ができて頭がよく自己管理のできる学生しか連れて行かない。それが安全の3大原則である。大学自体の夏季研修は募集であり、どんな学生が来るか分からないので、自身は引率しない。自分の見える範囲で引率し、海外の大学の関係者を日本に招聘してパーティーをする等関係性を持つことも重要とする。教員としてボランティアで学生を毎年引率するのは、学生のためでもあるが、自分が学生と一生付き合うことのできる豊かな人生のためである。

なぜ、リスクマネジメントをするのかについては、「学生のため」で当然のこととし、教員として学生と保護者からの信用及び尊敬があることが大切であり、ステークホルダに対し、支援・協力、信頼、咄嗟の判断力・行動力、迅速性を求める。また、安心安全な海外教育旅行の最大の原則は、自己管理である。そして配慮、思いやり・気配り (consideration) のできる学生を連れて行く。COVID-19 感染拡大中でも海外教育旅行を復活する大学があるが、学生がしっかりしていてやる気があれば可能とする。安全配慮義務は、外形的に認められないものの、実質的には認められる。

以上から、教員が意欲と責任により、海外研修を安全に実施することに自信をもっているものと考えられる。学生に知識ではなく知恵があること、自己管理ができることが重要であるとし、教員が事前に見てチェックした学生を連れて行くことができれば、リスクは限りなく軽減される。しかし、そこまでの資質を持った学生がすべてではないこと、実際に学生を選定することが難しいことから、難しい条件である。一定のレベルまで学生を教育することや学生を選定基準を設けること等、大学に工夫が必要と考えられる。

⑦ G大学 准教授 (センター副室長)

中堅の伝統ある女子大学の教員で、国際教育センター副室長を兼ねる。事前アンケートの総合 RM 得点は 133 点で平均より高く、リスクマネジメントレベルは高いと考えられる。

世界 11 カ国 22 大学と提携し、短期語学研修（2 週間～約 1 ヶ月間、長期語学研修（約 6 ヶ月）、語学・専門研修（約 10 ヶ月間）、専門研修（12 日間～17 日間）、海外インターンシップ等、33 の多彩なプログラムを提供する。

危機管理は、24 時間 365 日対応も有事・重大事故対応も、すべて大学が行い、外注化をしていないが、2022 年度より危機管理会社に依頼する予定でいる。2020 年 2 月 COVID-19 が流行し始めた時、イタリアの協定大学に留学生を送り出す間際で、向こうの大学の関係者からも日本の大手旅行業者からも問題ないとのことで、誰もがイタリアに行くのは大丈夫とのことだった。しかし、イタリアが緊急事態宣言を発出していたため、最終的に学内の対策会議で自身が事情を説明したところ、理事長の鶴の一声でイタリア留学が中止となった。その後の状況から、その時正しい判断ができたと考えている。

大学は 100 年以上の歴史があるが、事故事件が起こるとその歴史を簡単に壊してしまう可能性がある。何かのリスクが一度発生すると学校が崩れてしまうほど脆弱な学校であることを常に考えている。従って、学生の将来を考えると学生による自己管理が重要であるが、それは本学ではできない。なぜ、リスクマネジメントをするのかについては、「学生のため」「組織としてコミットすべき」「安全配慮義務があるから」等、多くのことを意識している。ステークホルダにも、支援・協力、信頼・信用、判断力・行動力、迅速性を求めるのは他の大学と同様であるが、「事実に基づく判断」も意識している。また、安心安全な海外教育旅行の原則は、提携大学との密な連絡、コミュニケーションであり、COVID-19 からの海外教育旅行の復活のためには、渡航先の大学や所在地の正確かつ迅速な情報が重要だとする。安全配慮義務は、外形的にも実質的にも認められた。

以上から、学生が大学に在籍している間は、大学として、学生を何としても安全に守るという安全配慮義務の意識と行動が浸透していて、何かトラブルが

起こった時には先方に事実確認を要求し、的確に判断したいものと考えられる。

⑧ D 大学 教授・副学長（国際教育担当）

D 大学の副学長兼全学の国際教育担当として、国際センターを統括する。事前アンケートの総合 RM 得点は 63 点で平均よりかなり低かったのは、現場を知らないと回答できない質問が多かったためである。

学部主催以外に、全学が主催する留学（協定校、認定校）、海外語学・文化研修、インターシップ等の研修がある。2019 年度、海外の協定校は 100 校以上あり、同年度の協定校留学生数は約 100 人、認定校留学生数は約 10 人、大学主催の海外語学・文化研修参加者数は約 50 人、学部主催海外研修参加者数は約 180 人である。

国際センター主催の留学は、学生に対し海外留学保険への加入と危機管理サービス（24 時間 365 日対応/有事・重大事故対応とも）への加入を義務付ける。海外研修は旅行業者を利用するので、旅行業者に危機管理（24 時間 365 日対応/有事・重大事対応とも）を委託する。

大学の国際教育担当副学長として大学全体の危機管理を意識して行動し、海外教育旅行のリスクマネジメントの細かい点は、所属する組織の職員に委任する。留学については、海外の大学と当該大学との間の認識にズレがあるのが、問題の一つとする。例えば、ドイツは学生の責任でなんでもやる文化であるが、日本は異なり、どうしても保護者の大学に対する期待が大きい国であり、海外の大学と日本の大学の認識が異なるので、海外との文化の相違を学生に伝えることが一番重要とする。職員は 3 年で異動するが、国際センターの職員は専門的スキルが必要なので、できるだけ異動がないよう措置してもらおう。しかし、離職率の高い部署であるので大変である。

なぜ、リスクマネジメントをするのかについては、「学生のため」と「安全配慮義務があるから」とし、ステークホルダには、開放性（オープンな対応）・正直を求めているのが他の大学とは異なるが、関係性、迅速性は同様である。また、学生及び保護者が、海外教育旅行のリスクを引き受ける覚悟を持

つことが安心安全な海外教育旅行の原則とし、COVID-19 からの復活のためには、当該地域の医療機関及び教育機関の COVID-19 対応について情報が得られることとする。安全配慮義務は、外形的にも実質的にも、過去はスタッフの教員として、現在はトップマネジメントとして、認められる。

以上から、大学のトップマネジメントとして役割と責任を果たし、リスクに対処しているものと考えられる。トップマネジメントとして正確な判断をしたいため、学生やステークホルダに対してオープンな対応や正直さについて期待があるものと考えられる。

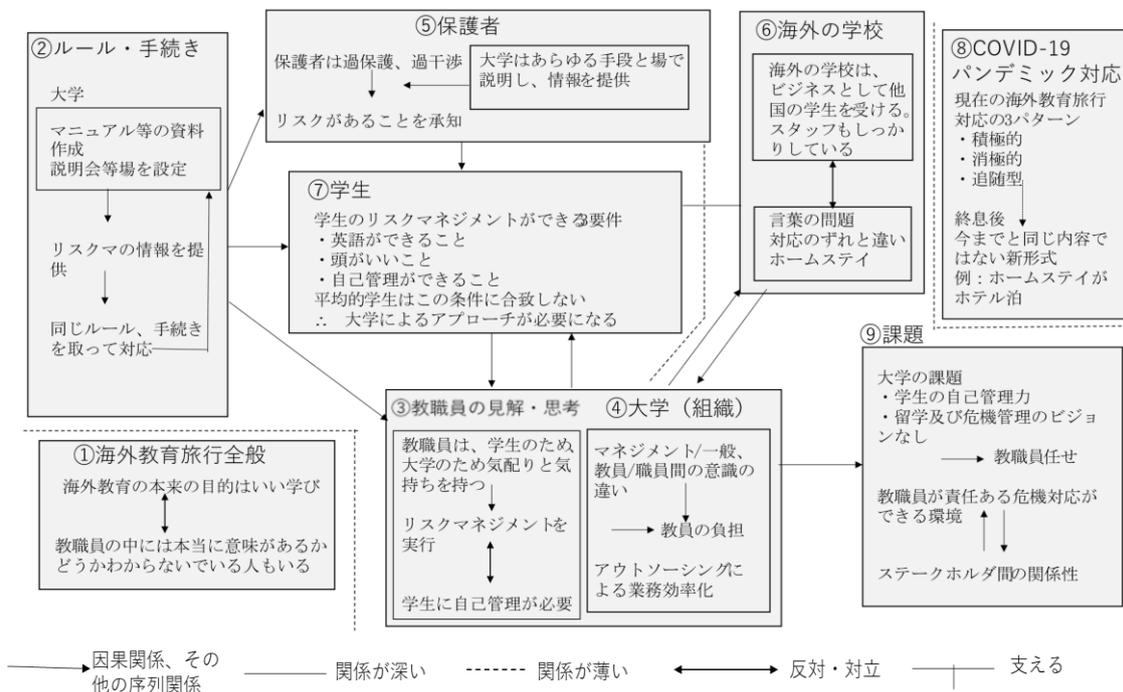
(3) 考察

大学へのインタビュー結果について、KJ 法により分析した。まず、ラベルづくりをしたところ 272 枚になった。その後、表札化をしたところ、第一段階で、128 の表札となり、第二段階で、意見と事実により表札化をしたところ、62 の表札になった。受け身や理論、創造性欠如のラベルがあることに気がついた。また、入念か、いい加減か、24 時間対応するか、全くしないか、説明会を 1 回か、6~7 回か、全く正反対の対応をしていることが認められた。また、事実と意思が混合していた。続く第三段階で 17、第四段階で 9 つの島（カテゴリー）になった（図表 9-2-2）。9 つは、海外教育旅行全般、ルール・手続き、海外教育旅行のリスクマネジメントに関する教職員の見解と思考、大学（組織）、教職員の見解・思考、保護者、海外の学校、学生、COVID-19 対応、課題である。以下、9 つの表札についてそれぞれの内容を考察する。

① 海外教育旅行全般

まず、海外教育旅行全般についてである。海外教育旅行のプログラムそのものの目的は、良い学びをすることであり、語学その他のスキルアップで、教育理論上も内的成長に意味があるとされている。一方、短期の研修でその目的が達成されないことも容易に想像でき、訪問国での言葉ができないことに気づくことや友達ができること等、実際的な効果を認識している教職員もいる。一口

図表 9-2-2 大学の海外教育旅行リスクマネジメントの構造



に効果の把握が難しいと思われる。海外教育旅行のプログラムは、大学が自ら開拓することも、SAE 等の団体を利用することもある。同じ海外の大学に日本の大学が複数校来ていることもある。大学の国際プログラムは、国内から海外まであり、全学主催から学部主催まで、大学オフィシャルなものからそうでないものまである。文科省による年間30コマ制の授業の枠があるため、夏季研修はスケジュール上設定しにくい。教職員がプログラムに引率者として同行するかどうかは、大学により教職員により変わる。学生にとって留学や海外研修は本当に意味があるのかどうか、分からないでいる教職員もいる。海外教育旅行には、教育リスクと旅行リスクを含み、それぞれにプラスとマイナスのリスクがある。一般的には教育効果のプラス（学び）と海外旅行のマイナス（危険）のバランスを考慮することが重要であることが認められる。

② ルール・手続き

実際のリスクマネジメントについて、ルール・手続きが各大学で定められている。危機管理マニュアル、手引き等の資料は、個々の学部や教員によって作

成されている一方、全学の資料は存在するものの、ほとんど教職員が認識していない。しかし、連絡体制や学生が連絡すべき箇所が記載された資料は全大学で用意されている。海外教育旅行の旅行前から旅行中、終了後まで、ガイダンス、オリエンテーション、説明会、面談等、大学内外のリソースを活用して、すべての大学が様々な場を設けて、危機管理の情報提供を行う。また、ほとんどの大学は帰国後のアンケート等によって、プログラムの改善を図っている。学生や保護者に提供するリスク情報は、訪問地における当局の統計犯罪データや日本と異なる行動様式や考え方を提供する大学もあったが、基本的には過去の病気・怪我等多種多様な海外教育旅行の基本的リスクについてである。また、近年メンタルヘルスの問題の増加に対応し、メンタルヘルスの問題について情報提供が一定程度なされている。他方、大学は学生に対して色々なリスク事例を提供するが、その事例が果たして有効に働くのかどうか、疑問の余地があるとの指摘もある。学生は色々な情報をもって海外へ出ても、日本と海外の環境や常識が違うことにより、リスクに対する認知ギャップが生じることがある。最終的に、大学は、学生に対し自己責任と覚悟をもってリスクに対処することを求める。

以上から、大学の海外教育旅行のリスクマネジメントに対する対応姿勢として、「リスクマネジメントは学生にとって学びであるが、一度危機が発生すればそれは大学の責任である」として、学生をコントロールする大学と、「学生は海外で危険に晒されるが、成人であるので学生の意見、希望、意思を尊重する」として学生をコントロールしない大学に分かれることが明らかになる。学生や保護者に対し、留学や海外研修のリスクに関する情報につき、あらゆる場面を用意して積極的に提供する大学と、学生乃至保護者から言われれば情報を提供する消極的な大学がある。大学は、大学自身のため、教職員自身のため、学生のため、保護者のため、手続きとルールを踏むが、その提供する場の数、方法、情報の内容、管理思考に基づくかそうでないか等、大学ごとに、そして細部において対応内容が異なることが分かった。

③ 教職員の見解と思考

次は、実際に海外教育旅行を動かす教職員の見解と思考である。大学のルールと手続きが教職員の見解と思考、及び大学組織に働きかける。教職員はリスクマネジメントの4つの基本原則、リスク回避、受容、移転、軽減に則することや他国の文化や複数のスタンダードを受け入れることが重要であるとする。学生の資質としては、一を聞いて十を知ることができることが重要であり、一方、教員は、自身がリーダーとして人に対する気遣いを備え、学生から尊敬、信頼される人でなければならない。教員は、学生を注意深く見ながら、基本的な読み書きができるように育て、自分でリスクに対応できるよう過保護にせず、知恵を授けるとする。教職員は手間暇をかけてプログラムを準備し、事件がないことを念頭に置き、大学の責任を高く意識して、気持ちを持ってやっている。教職員は、大学の伝統を守る気概を持ち、学生が良い学びができるよう、保護者から学生を預かっている使命感と意欲を持って対応している。

学校であれ、学生であれ、自身がリスクマネジメントを遂行することが重要である。危機に際し学生が海外にいと、日本からは学生を守ることはできないので、自分の身は自分で守るようにさせる。危機管理は自己を守ることであり、一人にいる時は自分で自分のことを守らざるをえず、何かトラブルがあれば、18歳以上は自己責任で対応しなくてはならない。そこで自らさぼったり不注意でいたりすると、自分が被害に遭い自分で責任を取ることにならざるを得ない。リスクマネジメントは日本にいる時から履行することであり、頭上に注意を払って歩いたり、緊急グッズを持ち歩いたりすることである。危機においては、すぐ判断して動かないといけない時と、じっとして動いてはいけない時がある。状況を勘案し、柔軟に対応することが肝要である。

以上から、海外教育旅行リスクマネジメントは、リスクマネジメントの4つの基本原則に則して対応することである。前提として、教員も学生も、配慮、思いやり、気配りができる資質が必要であるとされる。だが、学生は、実際にはまだ経験が少ないだけにそのような資質を備えていることはほとんどないと考えられるため、教員が学生を注意深く見ながら、知恵を授け、適切に育て、

自分でリスクに対応できるように、学生を指導、教育することがリスクマネジメント上重要である。学生は、教員からリスクマネジメントの知恵を授かり、海外では自身で自己管理できることが重要である。大学の海外教育旅行のリスクマネジメントは、学生が日常からリスクに対して準備ができるようにすること、実際の危機にあたってリスクマネジメントを臨機応変に遂行できるようにすることと考えられる。

④ 大学の組織

次は、大学の組織のリスクマネジメントである。教職員は、大学のブランドを維持するため、他の大学を意識しながら、学内では他部署と役割の整合性を図り、また自身の昇進の矛盾と葛藤しながら努力している。教員はボランティアで海外教育旅行のプログラムを作り、実際、学生に同行することもあるが、海外に行けばリスクが生じることもある。また、国際教育担当の組織の事務職員は、海外教育旅行に関する専門性が必要なため比較的長く同じ部署で担務する一方、離職率の高い職場である。職員は、教員とは異なるプライドを持って、自ら意思決定できないジレンマとあきらめがありながらも、海外教育旅行のリスクマネジメントを実行している。大学組織は全学とそれぞれの学部、大学と小中高（付属校）、教員と職員、組織のヒエラルキーがあって、縦割り組織になっていて、危機管理も組織ごとに独自性がある。統一して危機に対応するシステムを持っていない等、教職員に危機管理の課題が認識されているが、大学当局は基本的に学生が無事に行って、無事に帰ってくることが当たり前だと思っている。

危機管理については、業者に丸投げしないで大学自体で行うところと行なわないところがある。教職員が24時間365日学生からの電話受付をする大学もあるし、危機管理、傷害保険、旅行のそれぞれ業務ごとに外注し、使い分けることで、リスクの軽減と業務の効率化を図っている大学もある。大学は、長期留学は、旅行業者に航空券等の手配だけを依頼し、短期研修は、旅行業者に危機管理を含めてほとんどの業務を委任する。他方、現在の危機管理サービス内容

について現地に人が実際に入る訳ではないので、安全委関する課題意識を持っている大学もある。

以上から、教職員は教員も職員も、自身の努力で海外教育旅行のリスクマネジメントを遂行している。縦割り組織の弊害によると言えるが、大学のブランドを守り、そして自身の役割を達成、貢献するため、必死の努力をしていると考えられる。危機管理業務は、大なり小なり外注して対応する大学が多いが、危機管理、保険、旅行の各業者を上手に使い分けている。それは、昨今の教職員数削減等による一人当たりの業務量の増加をカバーするためであり、また学外の危機管理等ノウハウ、専門性への期待、学外へのリスク移転のためと考えられる。

⑤ 保護者

次は、保護者である。大学でも、中高校と同様に、親が過保護であったり、過干渉することで、海外教育旅行に行くことに反対する。また、元々親子関係に問題があつて親子間にコミュニケーションがなく海外でトラブルになるケースがある。かつては学生自身が計画し海外へ行っていたが、昨今は学校主催のプログラムに参加する学生が増えている。保護者も学校に依存する傾向がある。大学は、海外教育旅行に出発する前、保護者に対して説明を尽くし、ホームページでも情報提供を行う。しかし、家庭内のコミュニケーションが不足していること等の理由で、保護者から直接大学に問い合わせがある。大学側は、保護者に対し、学生が海外教育旅行では自己管理と覚悟が必要であり、リスクがあることを承知してもらい承諾書を収受した上で、海外留学や研修へ行ってもらう。旅行中、保護者からの電話が直接あることもあり、それは海外で子どもが困っていたり、メンタルヘルスの問題がある場合である。メンタルヘルスの問題は、現地の病院と日本の学内の医療体制により対応し、保護者からの電話にも対応する。保護者は、子どもを海外に行かせたくなかったが、結局行かせることになり、その期間中心配で心配で仕方がない。学生が困っているとその保護者から直接連絡が大学に来ることもある。海外では多種多様なリスクが生じ

るので、保護者からの苦情もある。そのために大学はトラブルを予期して予防線を張って対応するが、子どもを思う親の気持ちが理解できるので致し方ないと考えている。保護者と強い関係性があれば、本当のところを伝えることができるが、大学は、保護者との関係性は少なく、トラブル時、保護者に直接連絡して対処することはない。

以上から、大学は組織として教職員も、ルール・手続きにより、保護者と関係性を持っているが、その関係性は薄いことが分かる（図表 9-2-2）。過保護で過度の期待を保護者が子どもにするのはいつの時代も変わらないが、大学主催の海外教育旅行も増え、保護者が大学に大きく依存する傾向が見受けられる。親子のコミュニケーションがないことから、自身の子どもに直接聞けず、大学に聞いてくることも多い。教職員は、保護者に対してできるだけ説明し海外教育旅行に対する理解を求める。海外教育旅行は元々リスクがある上に、COVID-19 の感染拡大によりそのリスクはさらに増加した。大学は、保護者から収受する承諾書に COVID-19 のリスクの内容を追記することで、保護者からの苦情の回避を図る。海外教育旅行中のメンタルヘルスの問題が発生すると、海外滞在中の教職員の負担は大きい。このメンタルヘルスの問題を含め、大学と保護者が関係するケースがあるのにもかかわらず、大学及び教職員は保護者と関係性を持って関係改善を図るようには見受けられない。

⑥ 海外の学校

語学研修は海外の大学のテイラーメイドであることが多いが、語学研修以外の研修は日本の大学のテイラーメイドであることが多い。海外と日本の大学の間で関係が過去からあり、海外の大学は迅速かつ開放的に対応しており、両者間に信頼がしっかりあって、お互いに顔を突き合わせて手配の確認をしている。また、海外の学校のスタッフは真摯に対応してくれる。日本の大学は、海外の学校の教職員と他者を介さずにダイレクトコミュニケーションができていたため、顔と顔を合わせてのコミュニケーションがなくても大方問題ないとする。しかしながら、相手の担当者は変わることが多く、その場合は大変である。課

題はホームステイであって、学生とホストファミリーの間の相性があり、海外の大学は、根気と時間をかけて何とか対応している。その他に言葉の問題があり、相手側に日本語ができる人がいると情報がスムーズである。そうでない場合でも日本側からサポートするので問題はない。また、現地の学校によるメンタル問題や病院対応は、日本の大学が海外の学校に期待する内容で、たまにズレが生じる。例えば、ニュージーランドでは個人情報保護の対処が日本と異なるのでトラブルが生じた。女子学生が盗撮にあつてトラブルになり、ニュージーランドの個人情報保護法では本人の承諾なしに情報を開示することができないため、先方の大学がそのトラブルの詳細を教えてくれず、何が起こったのか日本の大学が把握できず対処もできなかった。本人も話したくないことであり、大学としての責任が果たせなかった。こういう場合は事前に海外の大学及び参加者との間で情報を開示することを例外として認めるようにしておくことも考えられるが、いずれにしても学生本人の意思が尊重される。トラブルが発生したこと自体が個人情報になり、その本人が出したくないのであればいくら日本の大学から派遣された学生であっても、その個人情報が提供されることはなくなる。日本でのトラブルでは、ほとんどありえない状況であるが、海外と法律や考え方にズレがある場合、潜在的なリスクになる。

以上から、日本の大学及び教職員は、海外の学校に対して、大きな課題はなく評価していることが分かった。ホームステイのトラブル、意識のズレや言葉の問題があるが、学生の面倒を期待通りにしてもらっているので、クレームは言わず、感謝の念が多い。日本で色々なトラブルを経験している大学及び教職員はその苦勞を知っているからであり、海外の学校に対する遠慮もある。海外の学校は、経済的理由から海外からの留学、研修を事業として推進している。従つて、海外の学校の教職員は、契約に従い業務を粛々と遂行し、海外の学校のスタッフは、日本側の期待以上に意欲が高い。

⑦ 学生

次は学生である。2020年COVID-19の流行が始まった際、学生は大学の言うこ

とに従って帰国に応じたので、殆どその点では問題はなかった。中には率先して帰りたい学生もいた。過去、引率教員をしてきたが、リスクマネジメントができる学生は、英語ができること、状況判断に優れていること、日頃から自己管理ができて、という教員がいる。お金は重要で、お金さえ持っていればどこにいても帰って来られる。自身の大学は、研究ではなく教育するための大学であり、平均的な学生を育成するので、それに対応したリスクマネジメントを行う教職員もいる。留学する男女比では、女性の比率が高く、女性は留学に積極的であり、海外教育旅行のリスクマネジメントにおいて男女を一緒に扱えないという点があると言う。

学生は、COVID-19 の感染流行に際し、大学の指示どおりに対応したことが分かる。リスクマネジメントができる学生は、自己管理ができて、熱心に人の話を聞いて、英語ができることにあるのは、当然とも言えるが、まだ成長過程にある学生全員にこれらすべてを求めるのは不可能である。国際教育を推進する日本政府、日本の大学において、資質や経験が不足する学生の安全な海外教育旅行をどう実現するかは課題であることが明らかになった。

⑧ COVID-19 対応

本研究の調査中に、ちょうど COVID-19 が流行していたため、ウィズ・アフターコロナ時代の海外教育旅行について聞いた。COVID-19 の対応が課題となり、イタリア留学を予定していたところ、現地イタリアの大学からも日本の旅行業者からも現地に行っても大丈夫だと言われた大学がある。しかし、イタリア政府が緊急事態宣言を発出したため、当該大学の理事長判断で留学を中止とした。大学は、今から振り返ってみると良い判断ができたとする。2021 年度、日本の大学は協定校には学生を送り出しているが、日本でのオミクロン株の流行により、海外からの留学生受入れはほとんどゼロである。学内の留学生と交流ができるオンラインプログラムにより、日本人の学生が海外に行けないため、海外からの留学生との交流でカバーしようとする大学もある。

大学として海外教育旅行に学生を行かせることに對し、消極的な大学、自身

で判断せず他の大学の様子を見て判断する他者追随型の大学、そして覚悟を決めて既に開始した積極的な大学、と3つのタイプに分かれた。大学は、通常、保護者から誓約書を収受してから実施するが、今回、その誓約書の内容も通常より厳しい内容になっている。しかし、大学は、その誓約書が免罪符になるとは思っていない。海外に行くのは怖いとする内向的な大学生が多い。近い将来COVID-19が終息してウィズ・アフターコロナの時代になり海外教育旅行が再開しても、今までと同じ内容ではなく、ホームステイがホテルの宿泊になる等海外教育旅行の内容に工夫が必要になってくる。

海外教育旅行は過去はオフラインで実際に海外に行くことで対応してきたが、これからの海外教育は、オンラインとオフラインが融合したハイブリッドでかつ環境や人に配慮したプログラムになってくることが予想される。日本の大学は、海外教育旅行の再開について消極的なケースが多いのは、学生の生命や身体の安全が確保できないことを危惧するためである。今、海外に行つて健康被害を生じるマイナスのリスクと、行かないで失う海外教育のプラスのリスクのバランスをとり判断することが、日本の大学、学生及び保護者にとって求められており、学生がリスクに対処でき自己管理ができることが不可欠であり、大学も家庭も学生に対するリスク教育が必要と考える。

⑨ 課題

9つの表札ができたのでその総合化を図ると、まず、大学として留学のビジョンがなく、リスクマネジメントをどうするかビジョンもない。学長や部長はもちろん、教員からも海外教育の方針を聞いたこともない職員がいる一方、教員はリスクマネジメントは元々教員が担当する仕事かどうか分からないと言う。大学は、国際センター等の専門組織を近年設けてきたので、そこにすべてを任せる。職員は、教員と異なり異動があるため、教職員間での意識や意思の決定について関与度が薄まる。また、職員は職位が上になればなるほど、時間が経てば経つほど海外教育に対する思いが薄まる。その結果、一般の大学のリスクマネジメントはお役所仕事となり、最低限のことしかやれない。単純で当

たり前のことを学生に伝える程度に終わっている。また、大学としての安全配慮義務を、危機管理会社に委任しながら対応する大学もあれば、学生からの危機管理受付窓口を設け、自身で対応する大学もある。大学は、組織として安心安全な留学をコミットすべきだと思っているため、学生の学びを尊重し、最低限のリスクマネジメントを行い、危機に当たってはしっかり教職員が対応する。欧米で安全配慮義務が当然であるのは、自己を相対化できるからであって、それは教育において他者に対する配慮を教えられるからである。海外教育旅行の安全のために重要なことは、そこに関わる人の関係性である。

次項は中高校のインタビュー調査の内容である。

第2項 中高校

(1) 概要

筆者が紹介を受けたか、または(株)JTBから紹介を受けた中高校教職員にインタビュー調査を実施した。基本的な内容は大学のアンケート調査とほぼ同じであるが、中高校は医療アシスタンス会社を直接利用しないため、利用先の質問を一部だけ修正している。インタビューした3人の中高校の対象者の基本情報は、図表9-2-3の通りである。

図表 9-2-3 インタビュー対象者の基本情報

	学 校	職 名	勤 続 年 数	性別	実施日
1	A 中高校	教員・教頭	35	男	2022/2/18
2	B 中高校	職員・国際教育センター長	1 (元留学会社、旅行業者と合わせて計30年)	女	2022/2/21
3	A 中高校	元教員・国際交流委員会委員長	43	女	2022/2/22

(2) 調査結果

① A 中高校教頭

女子大学附属中高校の教頭にインタビューした。海外留学、海外研修、語学研修、海外修学旅行のすべてを中高一貫校として実施している。長年教員として、引率者として海外教育旅行の経験があり、現在教頭の立場であるが、過去から現在まで30年以上の海外教育旅行について状況をよく理解している。30年前は海外研修のリスクは意識することなく、カナダで生徒を自由にさせていたが、現在は一変してリスクを認識しながら対応する。女子中高校であり、伝統もあることから、安全に対する意識は非常に高い。自身が付き添った過去の海外研修では、生徒が病気になり夜中病院に連れて行き苦労したことや、アレルギーの持病を持つ生徒の対応で現地で苦労したこと等、大きな事故はなかったものの、小さいリスクが多くあった。

② B 中高校国際教育センター長

中高校では数少ない中高校一貫校の国際教育センター長にインタビューした。大学では国際教育センターの職員は数多くいるが、中高校としては珍しく、国際教育に力を入れている姿勢が分かる。本人が留学専門会社に長年奉職していたことに加え、旅行業者に勤務していたため、留学関連のキャリアが長くあることから、センター長として就任することに白羽の矢が立った。留学専門会社、旅行業者、そして中高校の3者による全く異なる視点で、海外教育旅行を見ることができる。留学専門会社と旅行業者を比較すると、危機意識の差異によるリスクマネジメントに差異がある。旅行業者の専門性、知識と対応にブラッシュアップが必要であり、社員が相当若くても真摯に迅速に対応しなければならない。

③ A 中高校元教員

A 中高校での元英語科の教員で5年前に定年退職、それまで長年英語教育に携わってきた。本人は、特に、最後の10年余り、校内の国際教育委員会のメンバーとして、海外研修のプログラムを自ら作り実施、海外研修の準備から最後文集を作成するまで丸一年間、多くの時間と労力をかけて、PDCA サイクルを回し

て海外研修の有効性を高めてきた。途中までは、校長に理解がなかったためくろうしたので、重要なのはトップの理解とする。トップによって変わる。自分のことにしか関心を持たない校長では海外研修が所期の成果を出すことはできない。教員によっては遊び気分で参加することもあるが、基本的に教員は真面目に対応しなければならない。旅行業者はいくつかの訪問先から選定し、学校に提案するが、旅行業者によって、とうい、か、営業する人によって資質が異なる気がする。ホームステイでは、ホストファミリーを選べないという課題がある。

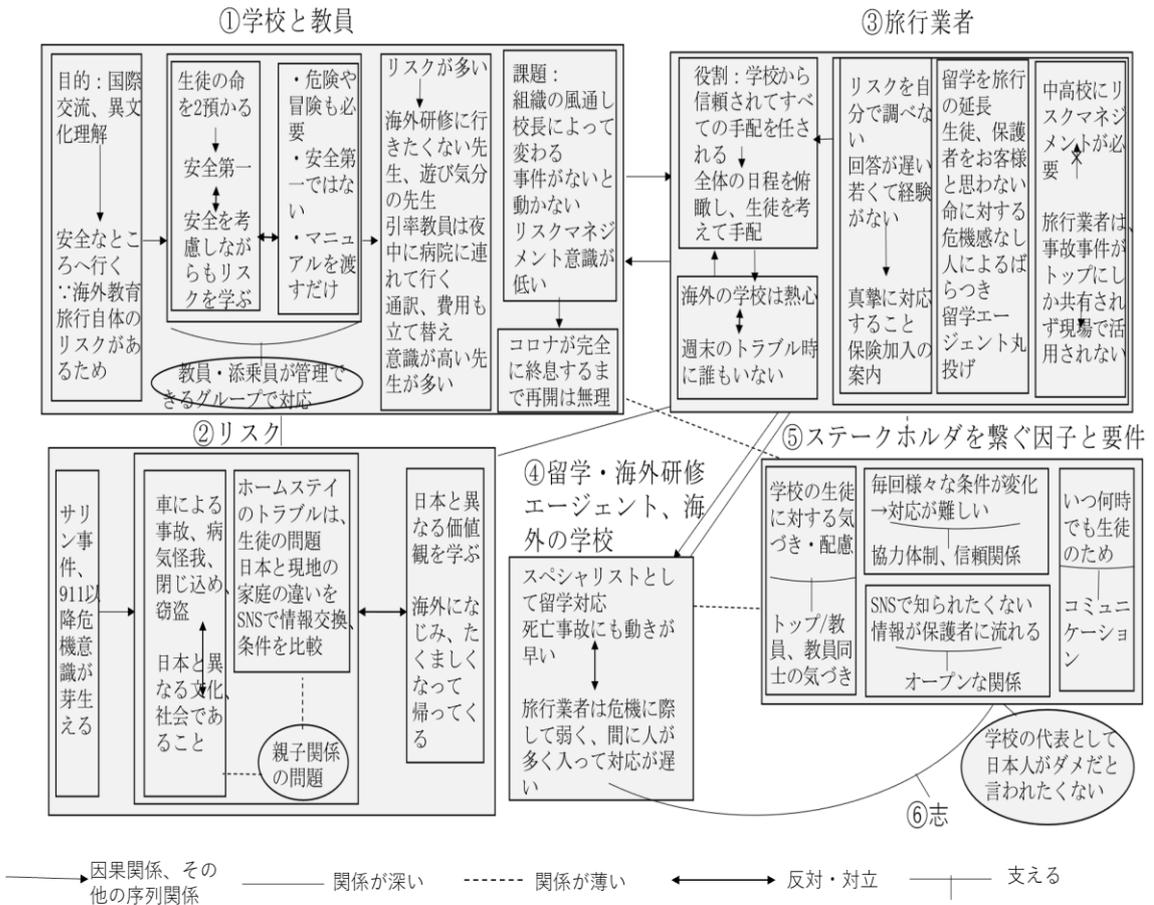
(3) 考察

大学向けインタビューと同様、KJ法を採用したのは、大学と中高校と同一の方法で両者のリスクマネジメントを比較するためである。まず、8人の逐語録をKJ法によりラベルづくり、グループ編成、表札づくり、そしてA型図解化したところ、①学校と教育、②リスク、③旅行業者、④留学・海外研修エージェント、海外の学校、⑤ステークホルダを繋ぐ因子/要件、⑥志、の6つの島（カテゴリー）に分類できた（図表9-2-4）。

最初に、学校と教員について1番目の島ができた。学校は、国際交流、異文化理解のため、海外研修、英語研修、海外修学旅行、留学を実施する。海外教育旅行にリスクがあるため、刺激が少なくなってしまうものの保護者の意見を反映して、より安全なところへ行く。ホームステイ自体もリスクがあるので、リスクヘッジする。生徒の命を24時間預かる教育旅行なので、安全第一で対応する。学校は、生徒だけではなく、保護者を含む説明会を複数回実施して、海外の学校等から求められる同意書への署名を求める等手続きを踏む。海外研修や海外修学旅行は、自己管理がまだ不十分な生徒を、教員や添乗員がある程度グループで連れて行って対応することができるので安心感がある。

他方、日本のようにできあいの体験を与えるだけでなく、海外は危険や冒険の要素があるため、安全第一を謳って実施しているわけでもない学校もある。今までマニュアルを渡すだけであって、注意することもほとんどない。少しく

図表 9-2-4 中高校の海外教育旅行リスクマネジメントの構造



らいは危険があっても、安全なうちに学ぶことが必要である。生徒とつきっきりでいられるわけではないので、生徒が自分でできることは、周りに相談しながら自覚を持って対処させなければならない。中高校は、問題が発生しないと動かず、意識も必ずしも高いとは言えないので、リスクマネジメントセミナーが必要である。学校の内部は先輩や他課の教員に気を遣わないといけないので風通しが必ずしも良くない。

2 番目の島は、リスクについての島である。以前、カナダは日本以上に環境等全般が素朴であった。ホームステイ先の子どもは、悪い友達の出入りが多く問題がありそうだったが、実際はそんなことはなく、とてもいい子どもだった。しかし、日本のサリン事件、米国同時多発テロ事件以降、日本人の親子は、海外教育旅行に対し危機意識を持つようになる。車による事故、病気や怪我、建

物内の閉じ込め、窃盗等のリスクは多く発生している。日本と異なる文化、社会であること、例えば、夜の公園に行ったり、夜 7 時以降は公共交通機関が少なくなる等、を理解して自己管理すれば防げるリスクもある。ホームステイはトラブルが一番多く、生徒の問題により、また日本と現地の家庭の在り方の違い等によって起こる。また、生徒が SNS で情報交換し、ホームステイ先の条件を比較することに起因するトラブルも多く、生徒とホストファミリーとの関係がこじれる。日本での親子の関係が海外で顕著に表れ、保護者は子どもが困っているとして、直接日本から引率教員に電話をする。服部剛丈君射殺事件（後述）のような死亡事件のような大きなリスクもあるが、たくましくなって帰る子どももいて、生活指導で問題がある生徒が海外に行くを受けがよくなじむこともある。日本人だけで集まっても海外研修の意味はないし、日本と違う価値観を知ることが大切である。

3 番目が旅行業者の島になった。大学と異なり特徴的である。学校は生徒のことを考え、旅行業者を信頼してほとんどすべてを任せている。旅行業者がワンストップで請け負えるのが、学校にとって旅行業者を利用するメリットである。旅行業者が学校のことを考えて行動することが学校の信頼に繋がるが、その信頼の中身はレスポンスの早さとその内容、何かあった時の判断、アップデートした情報の定期的提供等、になる。学校は、生徒のことを考え、旅行業者の担当者の資質、経験内容を踏まえながら、最終的に海外教育旅行の旅行業者を選ぶ。

中高校は、旅行業者に対し海外教育プログラムを含む旅行サービスのすべてについて依頼するため、旅行業者がすべて海外教育旅行の管理責任をとることになる。航空会社の手配だけであっても、夜中に寮にチェックインすることにならないよう、生徒の安全を第一に考慮して、総合的に旅行業者は空港から寮までの移動時間等を考えて旅程を手配する必要がある。しかし、旅行業者の若い営業担当者の場合にはリスクについて自分で調べないことがあった。傷害保険加入はマストであるので必ず薦めることが必要であるが、しないこともある。日本の傷害保険の補償が無制限であるが、海外は無制限でないのにもかかわら

ず、大手旅行業者の担当者は知らないため対応が甘い。それは業務内容を勉強していないからであり、旅行業者は留学を旅行の延長ととらえておらず、人命に対する危機感が希薄で、担当者による理解にばらつきがあり、留学エージェントに丸投げしプログラムの中身が分かっていない可能性も考えられる。中高校も大学と同様、リスクマネジメントが必要になってきているが、旅行業者は大学と異なりセミナー提供等対応ができていない。また、旅行業者は、事故事件の情報がトップマネジメントにしか共有されていないため、海外教育旅行の現場で活用されていない。

4 番目の島は、留学・海外研修エージェント、海外の学校等教育サービス機関に対するものである。海外の学校やスタッフは熱心にやってくれていると思っっている一方、週末のトラブル時に担当者が誰もおらず、説明会での説明と異なり、アングロサクソンの機械的にやっっていると思っっている。発生する問題も増えているが、旅行業者が海外の学校にそれを意識させていないのも課題とする。当初、海外の教員が良い教員でコミュニケーションが良く取れたが、その後教員が変わってしまうことがあり、今はコミュニケーションが悪くなってしまうケースもある。留学・海外研修エージェントは、期間の長い留学に対応し旅行業者のように添乗員が同行することはしないが、死亡事故にも驚かず迅速に対応し、スペシャリストとして動きが早い。

5 番目の島は、ステークホルダを繋ぐ因子と機能である。学校のトップにより海外教育旅行のリスクとリスクマネジメントの意識が大きく変わる。なかなか教員のやろうとしていることに理解が得られないことがあり、例えば、日程に関する関心が薄く、旅行の期間が3週間しかないのにもかかわらず観光が3ヵ所も含まれていてハードなスケジュールになっていたりする。それでも自ら改善や協力を申し出ることで、トップや他の教職員との関係が良くなることもある。また、帰国後に生徒に体験文集を書かせると、シャイな子が実は性格的に我慢していた子どもであったことが分かって、海外教育旅行の教育のプラスのリスクが出る。トップが教員に対して、教員が生徒に対して、気づき配慮し、そして教員同士が気づき合い、配慮と協働が海外教育旅行のために必要である。

現地の学校関係者、旅行者、中高校の引率教員との協力体制が大切であるが、毎回様々な条件が変化するので対応は難しい。ホームステイでは、必ずホストファミリーとうまくコミュニケーションが取れずにホームシックになったり、自己嫌悪に陥ったりする生徒がいる。最近では、携帯のLINEやメールであまり知られたくない情報も保護者に直接流れてしまうので、事実をオープンにしてそのリスクの対処を考えなければならない。中高校が、海外の学校に対し、オープンさや正直を求めるのは、危険の発生前でコミュニケーションが欠けていると、危険が起こる可能性が高いためであり、対処方法が限られているためである。一番多いトラブルはホームステイであり、トラブル時には現地の人とコミュニケーションを取るのが重要である。旅行者の社員が現地の引率教員を飛び越えて日本にいる教員や保護者とコミュニケーションを取ることがあるのは困る。旅行者の社員は、研修プログラム自体の内容が分からなくても、生徒の安全のため真剣に対応してくれることが重要であって、それは教員との信頼関係に基づく。

最後 6 番目の島は、教職員自身のことである。学校の代表として海外教育旅行を引率していくので、日本人がダメだと言われるのが嫌であるとし、志やプライドを持って海外教育旅行に取り組んでいる教職員がいる。

以上、中高校は、生徒が未成年であることから何よりも安全が第一で、日本の教職員が海外教育旅行のリスクに対処しているものと考えられる。中高校では危機管理を含めてほとんどすべてを旅行者に委任しているケースが多いのは、学校の人的資源が限られていること、学校から旅行者への管理責任の移転によるリスクの軽減によることと考えられる。教員は生徒に対する気づきや配慮（ケア）を持って対応しているが、トップは必ずしも教員に配慮しないこと、教員同士に気づきや配慮がないことから、海外教育旅行のリスクマネジメントが完全に機能していない場合もあると考えられる。中高校の海外教育旅行は、生徒の状況等毎回様々な条件が異なるため、対応が難しい。従って、中高校においては、大学より小さい組織であることもあり、トップと教職員が相互に気づき配慮すること、生徒に気づきと配慮（ケア）をもって対応することに

より、また旅行者との協働と信頼関係、海外の学校らとリスクに柔軟に対応できるオープンな関係により、いつ何時でも生徒の安全のためにリスクマネジメントが機能することが必要であり、その根底に学校の教職員の「志」が存在していると考えらる。

第3項 その他

日本の大学及び中高校に加えて他の海外の機関から見て、今後海外教育旅行はどう見られているのかを調査するため、海外の学校、旅行者及び留学団体に対して、インタビュー調査を実施した。

(1) 調査要領

筆者が紹介を受けたか、または(株)JTBから紹介を受けた海外の学校、留学機関、旅行者にインタビュー調査を実施した。基本的には大学、中高校のアンケート調査とほぼ同じであるが、役割、立場により、同じ質問では違和感があるため、若干修正している。質問紙を事前にインタビュー先に送付、その回答に基づいて半構造化インタビュー調査を行うのは、大学、中高校と同じである。

(2) 対象者

インタビューした4人の対象者の基本情報は、図表9-2-5の通りである。

図表9-2-5 インタビュー対象者の基本情報

	教育機関他	職名	勤続年数	性別	実施日
1	A 大学 (海外、豪)	校長	22	男	2022/3/29 2022/7/29
2	B グローバル教育企業 (学校経営及び留学・研修エージェント)	管理職	19	男	2022/4/21
3	C 留学団体	管理職	14	女	2021/7/28
4	D 旅行者	管理職	20	男	2022/1/6

(2) 調査結果

① A 大学（海外、豪）校長

豪州クィーンズランド州にある大学（カレッジ）で英語学校である。英語が使えれば生きていけると校長が考え、22 年前に自身が設立した。長期語学留学がメインであり、留学生は平均 1 年程度滞在する。大人の留学生のうち約 20% が日本人で平均年齢が 25～26 歳であり、長期語学留学生数で一番多いのはコロンビア人、ベトナム人である。その他、短期留学、日本の中高校の海外研修、日本人の個人の中高校生対象の研修プログラムを春季・夏季休暇に受け入れている。長期及び短期留学は、個人の手配を受けるが、海外研修は、旅行業者あるいは日本の中高校から手配を受ける。

② B グローバル教育企業（学校経営及び留学・研修エージェント）管理職

全世界 100 カ国以上に英語を中心とした語学学校を持ち、米英、アイルランドへの高校留学事業を展開し、米英でバカロレア認定全寮制高校を運営、グローバルに海外教育事業を展開するグローバル企業である。日本では、留学・研修エージェントとして旅行業者経由で語学研修を販売する等、海外教育に関わる多様な事業を展開する。日本ベースでアジア発海外の高校留学事業の総括責任者にインタビューした。グローバル企業として、グローバル教育スタンダードを推進し、日本の旧態依然とした教育スタンダード「失敗を許さず、チャレンジしない」ことを打破するビジョンを掲げる。

③ C 留学団体 管理職

米国に本部を持つ米国発祥の伝統あるボランティア団体で、世界中で相互留学を進める。その日本支部の責任者にインタビューした。日本から海外へ、海外から日本へと双方向の留学を推進し、すべてボランティアで受け入れられ、関係者の善意と協力によって長年持続的に運営されている。中高校生が現地で 1 年間ホームステイ、現地の同学年の学校に通うプログラムで、現地の学校、

ホストファミリー、現地のボランティアが密接に絡んで、全世界の生徒らの留学を支援している。

④ D 旅行者 管理職

日本の旅行者で教育旅行を担当する管理職にインタビューした。長年海外を含む教育旅行に携わり、色々なリスクに遭遇、対処してきた経験を持っている。現在は営業支店の総務管理職をしている。

(3) 考察

大学、中高校向けインタビューと同様それぞれのインタビューについてKJ法により、ラベルづくりをした。4者をまとめて分析することはしなかったのは、海外の学校、留学・研修学校、留学エージェント、留学団体、旅行者では機能が異なり、また役割が同一でないため比較ができないからである。従って、それぞれインタビュー内容について、本節第1項大学インタビュー調査と同様に、KJ法によりラベルづくり、グループ編成、A型図解化、B型文章化した。

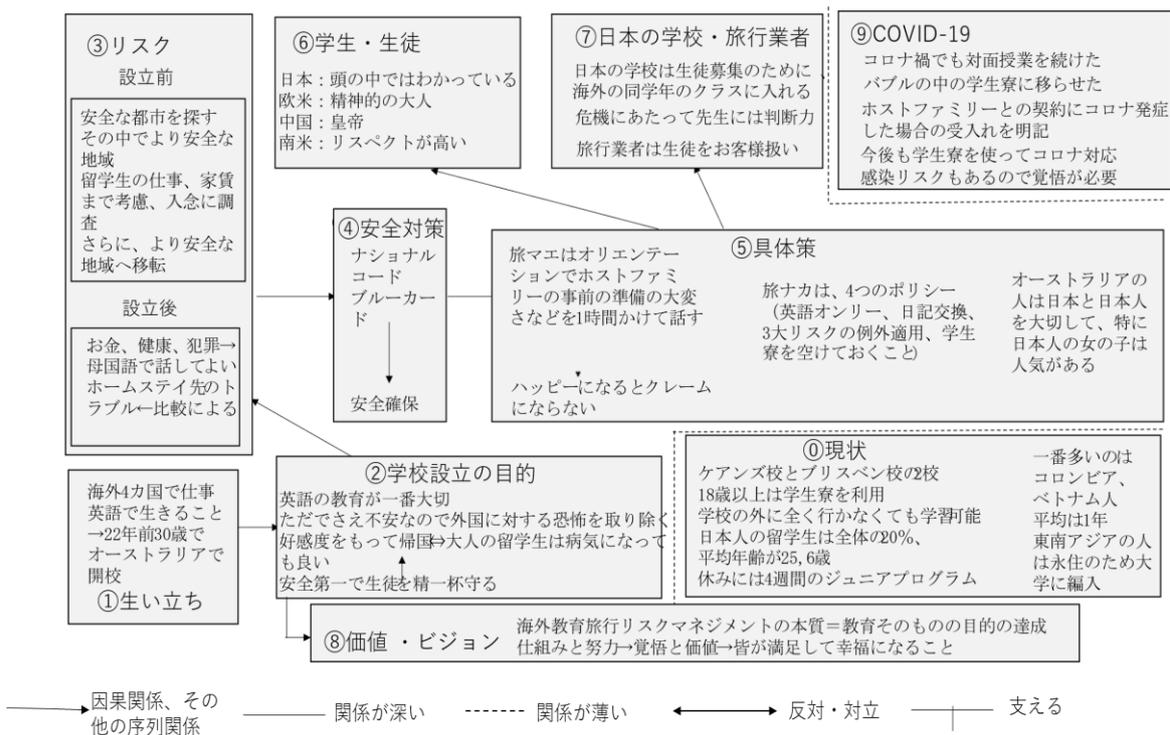
① A 大学 (海外、豪) 校長

現状、ケアンズ校とブリスベン校の2校で、ケアンズ校は18歳以上は学生寮を利用し、18歳未満はホームステイが原則である。ケアンズ校は、カフェテリア、プールやバスケットボールコートがあり、駐車スペースも広く、ハード、ソフトとも機能が充実している。留学生の平均就学期間は1年、東南アジアからの留学生は永住のためそのあと大学に編入学して学ぶ。日本からの中高校の語学研修ツアーは、20～30人が8割、残りは7～8人と100人～200人が1割ずつ、それとは別に春季・夏季休暇には中高校個人向けの4週間のジュニアプログラムを設ける。

インタビュー調査をKJ法によってA大学のリスクマネジメントを構造化した(図表9-2-6)。設立者兼校長は、海外4ヵ国で仕事をしながら豪州にたどり着いた。22年前30歳で開校、学校の設立目的は、生きるために一番大切な英語の教育であり、その英語を母国語でない学生・生徒に学んでもらうことであ

る。校長自身は、長年英語圏でなくても英語だけで就労、生活が可能であった経験による。但し、日本人の18歳未満の生徒にとって英語を海外で学ぶのは、ただでさえ不安なので、外国に対する恐怖を取り除き、好感度をもって帰国してもらうことを目標としている。一方、大人の留学生は病気に一度ぐらいいなくても良いと、苦しい経験も大切だと対照的に考えている。

図表 9-2-6 A 大学の海外教育旅行リスクマネジメント



学校の設立の目的は、英語を学ぶことであるから、安全はその目的を達成するための手段であって、生徒の安全を守ることを校是としている。従って、ブリスベンに加えて都会でないケアンズに設立したのは、シドニー等の大都市と比較すると、安全であるからである。豪州の国のサイトに地域別の犯罪別発生率が掲載されていて、それを調べたところ、ケアンズが比較的安全であり、その中でも現在のエリアがより安全であったからである。美しいビーチが近くにあるが、観光客が入れないレジデンシャルエリアのビーチであり、高級住宅地のため危険性が少ない。また、安全性以外にも、家賃の妥当性や留学生が仕事を見つけることができるかどうかも考慮したという。当初ケアンズのダウンタ

ウンにあった学校を12年前、現在のビーチエリアに移した。ケアンズの語学留学のリスクは、お金と健康と犯罪（パスポートとデジカメの盗難）の3つであり、この3つについてとりわけ注意する。英語オンリーがポリシーの大学であるが、この3つのリスクについてのみ、母国語即ち、日本語で話してよいとする。このことは何度もオリエンテーションで生徒に伝えて間違いがないようにする。未成年はホームステイであり、トラブルはあるが、本大学はそれほどないとする。日本の子どもの精神的健康によるものであって、それはホームステイ先を気に入るかどうかであり、それは他のホストファミリーとの比較によって起こることが分かったため、ある対策を取ることは後述する。

安全第一を実現するために、国が定めて国家規則¹²⁶⁾と州が定めらブルーカード¹²⁷⁾により安全確保を図っている。国家規則にはDOCよりも明瞭かつ具体的に書いてあるが、国家規則をどう読むかが重要である。例えば、郊外から送り迎えなしで電車通学してよいか、ランチタイムに外出してよいかについて、具体的な内容は記載されていない。ケアンズ校では、車の送り迎えでホストファミリーの車はすべて学校の中に入れてもらい、スタッフが確認する。また、ランチのため、敷地外のビーチへ行くことを許可するのは、車が殆どその時間には通らないため安全であるからである。状況に応じて臨機応変に安全第一で対応する。また、クイーンズランド州では、未成年を相手にする仕事に関わる18歳以上は、ホストファミリーを含めてブルーカードを持っていないなければならないルールがある。ブルーカードは飲酒運転や交通事故等の犯罪歴があると取得できない上に、一年毎の更新である。ホームステイも子どもが18歳以上であればブルーカードが必要になり、ホームステイの質の高さを保証する。

大学としての具体的な安全対策としては、豪州へ海外研修へ来る直前にオリエンテーションをする。ホストファミリーが渡航、来校する全員のために事前に準備をしていること、ボランティアで受けることを意識してしんみりと真面

¹²⁶⁾ 国家倫理綱領 2007 (National Code) のことで、豪州で留学生を受入れる教育訓練機関は、施設内での支援、通学や食事、福祉、法律、救急、苦情対応、学生ビザ等について助言する等、留学生の安全を含む支援を義務付けられている。

¹²⁷⁾ 豪・クイーンズランド州で18歳未満の子どもに携わる仕事をする18歳以上の大人に不可欠な証明書である。過去の犯罪歴、運転違反歴等がないことが要件であり、子どもが犯罪被害にあわないようにすることが目的である。

目に約 1 時間かけて話す。その時、ホストファミリーの名前を生徒に聞くと、覚えていない生徒が約 8 割いる。しかし、「ホストファミリーはあなたの名前を 10 日前から覚えている」と伝える。他の学校や旅行業者は、オリエンテーションで案内する、プールがないとか、ペットがいる、一人親であるとかは一切話さない。ホームステイはお金を払って泊まるのではなく、ボランティアとして泊めてもらうことを理解してもらう。感謝の気持ちを持ってもらう、自分がそのホストファミリーのために何ができるか、考えてもらう。ホストファミリーを気にしてもらい、また研修する子どもたちがハッピーであるとクレームにはならない。

また、生徒たちが豪州に来て、初めて会うホストファミリー宅へ宿泊して、初日にホストファミリーが生徒を車で送ってくる時、大学の職員たちがその生徒らに声をかける。何というだろうか？それは” How are you?” はない。” Did you sleep well?” である。何故かという、生徒たちが「元気である」わけがないからという。即ち初めて外国に来て初めて会った外国人と分からない英語で過ごして後だからである。「元気ですか？」は、滅入っている時にわざわざ聞くことではないことから、ストレスになることを聞くのではなく、其れとは関係ないことでコミュニケーションを図ると言う。挨拶を励行し徹底しているが、学生・生徒のそれぞれのその時の気持ちを配慮して対応している。

その他、4 つの基本ルールがある。一つ目が学生・生徒は英語オンリーポリシーであり、英語のみしか話させない。二つ目が日記をつけることで、本人が食事の量、睡眠時間等をチェックする他、学校やホストファミリーが健康状態等をチェックすることで情報共有する。三つ目が海外教育旅行の 3 大リスクのお金、健康、犯罪について英語オンリーポリシーは適用されず、母国語を話してよいことである。受ける側は母国語を聞くと、それで緊急事態、リスクが発生したことが分かる。大人の留学生は、追加で精神的な健康も入れている。最後四つ目が学生寮の部屋を緊急事態のためにわざと空室にして確保しておくことであり、ホストファミリーが近親の葬儀等緊急事態時でホームステイができなくなる場合、また生徒の緊急時の場合の場合に備えて用意する。また、引率の

教員も学生寮からすぐ駆けつけることができるよう、学生寮に泊まるようにする。それは、生徒のトラブルに何よりも迅速に対処できるようにするためである。

ボランティアとして受け入れる豪州の人は、日本及び日本人を快く思っていて、多くのホストファミリーに日本人の女子生徒は人気がある。それは、礼儀正しく、部屋をきれいに使ってくれるからであるが、最近では礼儀正しいのは嘘八百と言われることもある。しかし、日本人の学生・生徒は、頭の中では礼儀や作法はわかっている部分が多い。現在、同国に滞在中の大学生はホストファミリーのお婆さんが COVID-19 に感染したが、自身がそのままホストファミリー宅に滞在して面倒を見ている。自分が感染するリスクもあるし、学校にも行けなくなるにもかかわらずである。校長によれば、海外の生徒について比較すると、欧米の生徒は精神的に大人、中国の生徒は「皇帝」、日本の生徒は子どもである。

課題としては、日本の学校は、国内での生徒募集のために生徒が授業についていけないことは分かっているのに敢えて同学年のクラスに入れること、教員が危機に際しては判断力がない場合があること、旅行業者は、生徒をお客様扱いしていること（「海外教育旅行のしおり」に生徒に対する敬語表現に表れる）である。海外教育旅行のリスクを軽減するためには、生徒の心構えや価値観を変えることが大切であり、マネジメントとして教育への関わり方について覚悟がいるとする。しっかりその仕組みをつくっていくためには、自分たち教育サービス提供事業者に必要な努力が必要である。生徒の帰国後、引率教員でない英語科の教員から、生徒の英語への学習の取組みが全く変わったと言われると、やったという感じになる。皆ハッピーになれるし、特に、教育という特性から、ステークホルダが業務にプライドをもって取り組める。

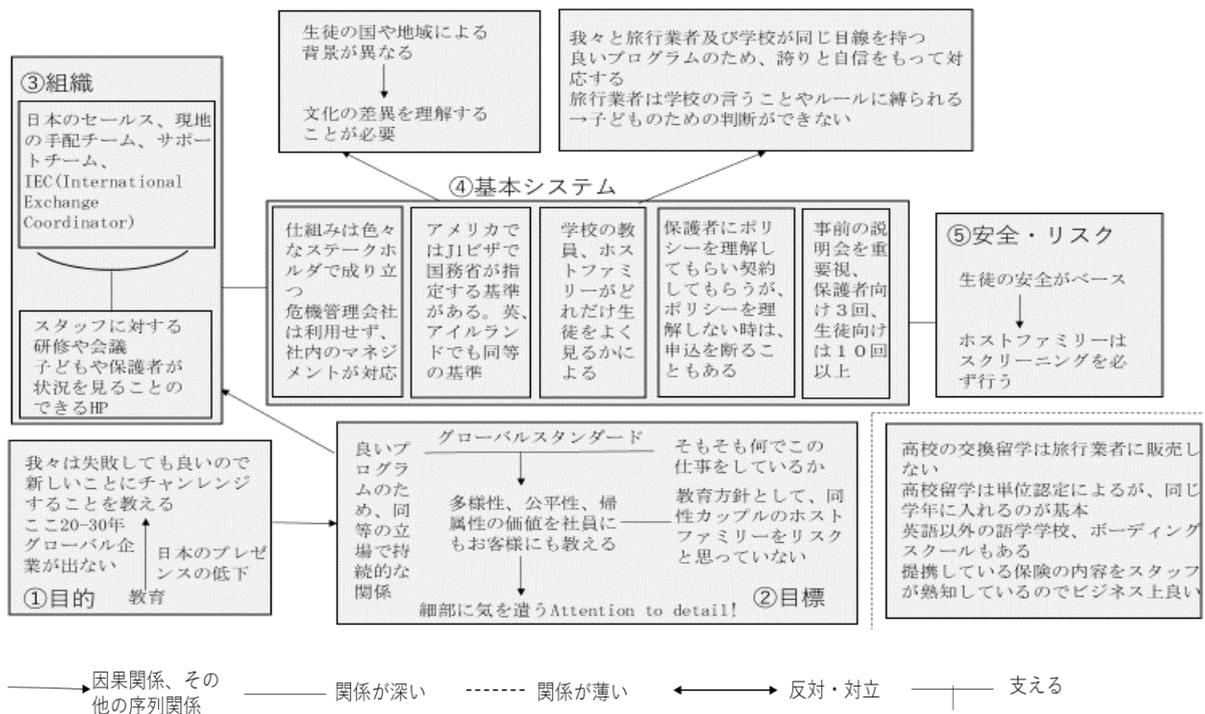
今、ウィズ・アフターコロナの時代にいるが、当校は生徒をホームステイやアパートから学生寮に移らせてコロナ禍でも対面授業を続けた豪州で唯一の大学であるという。今後も学生寮を使って COVID-19 の感染に対応する。ホストファミリーとの契約に COVID-19 が発症した場合の生徒の受入れ方について具体的

に明記した。生徒もホストファミリーも学校のスタッフも COVID-19 感染リスクはあるので一定の覚悟は必要である。

② B グローバル教育企業

最近の 30 年間、日本からグローバルに通用する企業があまり出ていないこともあり、日本のプレゼンスが落ちてきているのは、教育が原因とする。グローバル展開する教育企業として、その教育目的は、子どもたちは失敗しても良いのであって、新しいことにチャンレンジすることを教えることである。命にかかわること以外、何でもやって良いとする。図表 9-2-7 が KJ 法による当該企業のリスクマネジメント構造である。

図表 9-2-7 B グローバル教育企業の海外教育旅行リスクマネジメントの構造



企業のビジョン及び目標は、日本のスタンダードではなく、グローバルスタンダードをお客様（学生・生徒）に教えることである。それは、多様性、公平性、帰属性を大事にして受け入れることであり、社員にもお客様に対してもそう教育する。従って、同性愛カップルのホストファミリーを斡旋してもリスクとは

思っていない。同性カップルも一人親についてもホストファミリーとして問題ないとする。企業としてのコアバリューの一つが「Attention to detail!」であり、細部に気を遣うことである。企業として、留学・研修エージェントとして、日本のセールスは生徒を見つけることである。現地の手配チームは、アウトソースせず、自分でホストスクール、ホストファミリーを見つけて、スクリーニングを行う。日本のサポートチームは、世界中のどこでも学生・生徒に何かあった時にサポートすることである。また、IEC(International Exchange Coordinator)が、生徒とホストファミリーの間に入り日常の問題を調整する。何かあった時は IEC に連絡、相談がきてサポートチームが対応するが、何もなくても IEC は 3 ヶ月に一回生徒にコンタクトするのがルールである。スタッフに対する研修やスタッフが一堂に会した会議（サミット）によりサービスの向上を図る。また、生徒の誰がどこにいて、誰が担当しているのか、生徒も保護者も HP 上で見るができるようになっている。

危機管理については、管理会社を利用せず、社員が電話で対応する。学校の教員、ホストファミリーがどれだけ生徒をよく見るかが重要であり、コミュニケーションミスに繋がらないようする。米国の J1 ビザには国務省が指定するホストファミリーの基準がある。英国、アイルランドでも同様な基準で対応している。未成年だと保護者が契約者になるのできちんとポリシーを理解し、契約してもらおうが、保護者がポリシーを理解しない時は、その生徒を受け入れると関係者が不幸になるので、申込を断ることもある。高校留学では、事前の説明会を重要視していて、保護者向け 3 回、生徒向けは 10 回以上開催する。セミナー形式で、文化の違いやセクハラ、現地の規則等を学ぶ。それにプラスして英語の勉強もある。1泊2日の日程でホテルで実施する説明会の規模は社内で最大規模である。

生徒は出身国によって文化の違いがあるのでそれを理解しておく必要がある。日本の文化はハイコンテクスト（暗黙の了解）であるが、米国はローコンテクストで、はっきりもの言う文化である。アジアの生徒は従順な生徒が多いが、英語力は全体的に低い。タイは裕福な生徒ばかりなので、普通の米国の家に行

くための価値観を準備する。欧州の生徒は英語力は高いが、マリファナや飲酒の問題が多い。

ステークホルダの課題は、いくつかある。まず、旅行業者は、ホストファミリーが生徒にあわないので寮に移そうとすると、旅行業法上に旅程保証があつて補償しなければならないので、寮への変更はNOと言う。本人がハッピーでも、旅行業者や保護者がハッピーではないのが、日本のおかしな点である。一般向け募集型企画旅行でホームステイを宣伝すること自体は課題が少しあると考える。また、旅行業者のホームステイに対する期待値が高いためにトラブルになるため、旅行業者向けにホームステイについて研修をすることもある。旅行業者も担当者によっては上から目線で、怒鳴り散らしてくる大手旅行業者もある。外務省のHPにホームステイ先として指定されている地域は危ないと書いてあったため、そこは当社の現地スタッフも住んでいて安全であると伝えたにもかかわらず、旅行業者からダメと言われてホストファミリーを変えざるを得ないこともある。

日本の学校については、我々が誇りと自信をもって良いプログラムと言えなければ参加生徒に対して失礼であると、上から目線だった校長に言ったことがある。学校は20歳、30歳代の教員が50歳代の教員に抑えつけられていて満足な仕事できていない。我々教育企業と学校はお互い尊重しあう立場であるべきであって、そもそも教育企業を下にみていると良いプログラムはできないし、一方的な相手方からの上から目線の対応は、持続的な関係ではない。社員にも何故この教育事業に取り組んでいるか常々言っている。

③ C 留学団体

世界展開するC留学ボランティア団体の日本支部で留学プログラムの管理者にインタビューを行う。日本から年間数百人の高校生留学生派遣だけでなく、世界各国からも留学生を受け入れ、相互交流を図っている。COVID-19の感染拡大により2020年3月すべての日本人留学生を帰国させた。本部及び各支部、外務省、在海外大使館等の協力のもと、安全かつ迅速に対応できた。支部自らが

危機管理を行い、本部は危機管理会社と提携して専門的な情報によりグローバル基準を策定する。その基準に基づいて日本を含む各支部が行動する。グローバルに統一された行動基準があること、留学生一人ひとりにボランティアの担当者を配していることが特徴的である。そのボランティア担当者が留学生はもちろん、ホストファミリーからの相談にも応じる。

なぜ海外教育旅行のリスクマネジメントをするかを問うと、安全が何よりも重要であるとのことだった。過去1992年に大きな事件（服部剛丈君射殺事件）があり留学生が殺されたことが契機となっている。ハロウィンパーティーのため訪れる予定の家を同行したホストファミリーの米国人高校生が間違えて他の家の敷地に入り、日本人留学生が射殺された悲惨な事件である。この事件を契機として組織全体で安全第一を規範として留学対応することになる。従って、安全が大前提であり、安全へのコミットメントが組織全体に貫かれている。傷害保険による補償も手厚く、留学生を対象とする二次的旅行医療保険に全世界の組織として加入、受け入れ国により1件50万～150万米ドルを上限とする医療費を補償し、それに加え、日本支部は自身が保険契約者となる傷害保険に加入する。

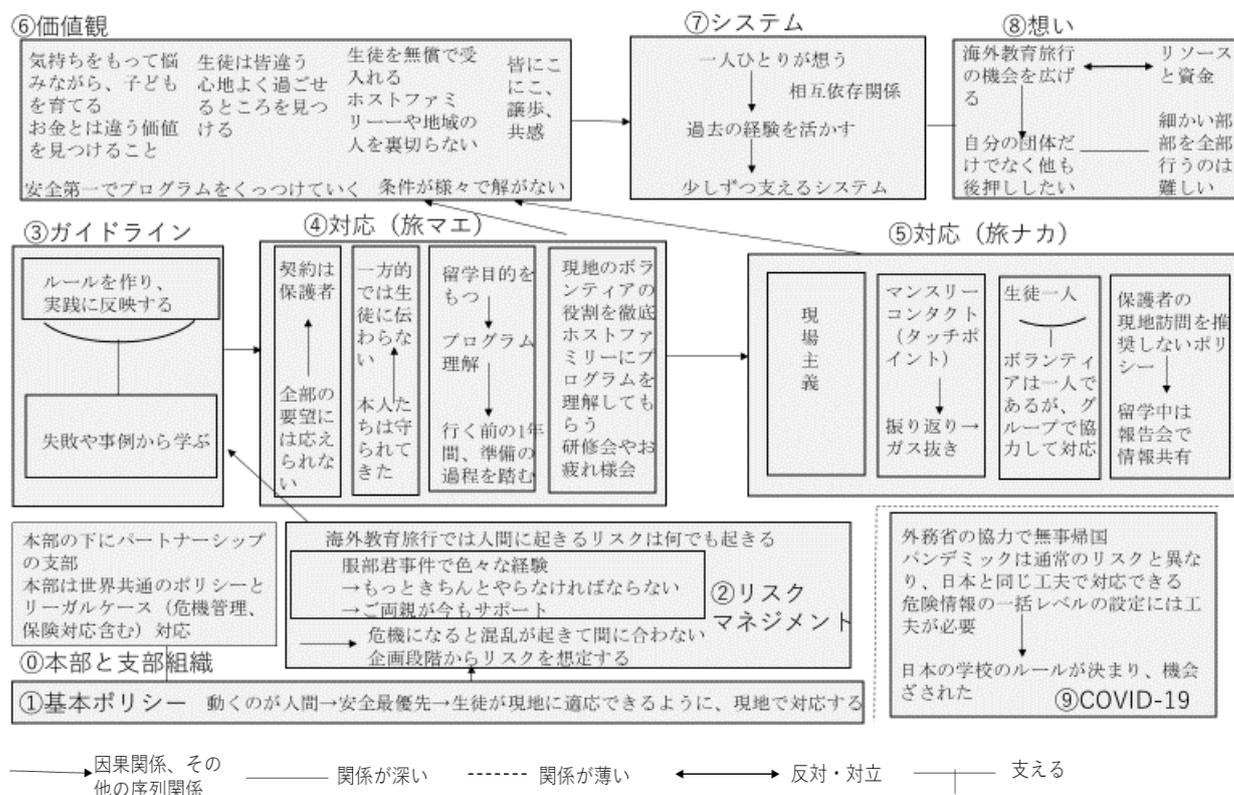
2020年以降すべての留学プログラムが停止していたが、2021年1月から2月にかけて日本からイタリア、スイス、ドイツに9人の高校生を送り出す。独自の判断で既に海外教育旅行を開始する。組織内で規定するグローバルスタンダードを満たした場合にのみ、留学プログラムを実施し、留学プログラム開始後も継続して安全確認を行っている。プログラム参加中にCOVID-19の感染状況が悪化した場合、留学中の参加者自身がCOVID-19に罹患した場合、ホストファミリーがCOVID-19に罹患した場合等、リスク発生の場面に対応した対処方法を策定し、外部にも公表している。過去の経験に学び、規範を重視し、外部と情報共有する取組は、海外教育旅行のリスクマネジメントとして学ぶべき点が多い。

図表9-2-8がKJ法による当留学団体のリスクマネジメント構造である。まず、基本ポリシーの島があり、組織は本部と全世界に配置する支部に分かれていて、傷害保険は本部と支部がそれぞれ加入する上に、参加者には任意保険を推奨す

る。本部は専門の危機管理コンサルタントからアドバイスをもらう。プログラムの最優先事項は生徒の安全であるという共通認識であり、危機管理は本当に外せないとする。生徒が安全で安心して学べる環境を作り、安全を約束できない場合はプログラム実施を中止する。安全第一のうえでプログラムを付加的に増やすことで対応し、人間は壊れやすい性質だから、何よりも安全最優先であり、生徒が現地に適応するために基本的にすべて現地に対応する（図表 9-2-8 の①基本ポリシー）。

海外教育旅行において、参加者にはどんなリスクでも起こりうる。怪我、疾病、自動車事故、器物破損、台風で雨漏り等は起こる時には起る。だから団体保険に加入する。多くの人が死亡したフィリピンのタクロバン台風では、生徒、ボランティア、ホストファミリーとずっと連絡が取れなかった。また、独立運動がある国ではホストファミリーとデモに参加するだけでもリスクである。ホームシックになる生徒もいる。

図表 9-2-8 C 留学団体の海外教育旅行リスクマネジメントの構造



服部剛丈君射殺事件では、選んだ場所が悪いとかマスコミからも批判され、子どもに衝撃が走り心のケアが必要になる等、色々な経験をした。もったきちんとやらなければならないと組織として影響を受けたが、今でもご両親がこのプログラムをやめてほしくないと言われサポートして下さる。

旅行中（旅ナカ）で危機が発生すると混乱が起こり間に合わないため、プログラムの企画段階からリスクを想定するが、場合によってはそれでも手遅れになる。失敗や事例から学び、ルールを作り、実践に反映し、オリエンテーションの中身も異文化適応等概念的なことから実践的なことへ以下のように変更した。

・生徒向けセーフティチップスをブックレットやオリエンテーションに反映する

- ・安否確認はネット上で行う
- ・病気、怪我、天災等は事前に共通認識を持つ
- ・地震の場合、安否確認を自主的に行なう（震度幾つ以上）

留学前、未成年のため保護者との契約をする。その時保護者に対してすべての要望には応えられないことを理解してもらう。飲酒等早期帰国の対象になる項目は参加規程に記載がある。危険なアクティビティ、例えば、スキーであってもその生徒にとっては初めてかもしれないので、事前にリスクを説明して保護者から同意書を取る。本人たちはずっと親の元で守られてきたので気楽に考えていて、一方的な説明や資料を渡すだけでは、生徒に伝わらない。また、生徒は全部を覚えているわけではないので、何回も何回も言わないといけない。留学する前の1年間の準備が最も重要であり、留学の目的意識を持ち、プログラムを理解してもらうことが何よりも重要である。そのことを生徒に浸透させるために機会ときっかけを作ることに工夫をし、大学生のボランティアとのディスカッション等により話しやすい雰囲気を作る。ルールを守らなくてはいけないということを時間をかけて参加者本人に納得させる過程を踏む。現地のボランティアは、ホストファミリーとの間に入って調整し、中立な立場で生徒とホストファミリーにアドバイスする。ボランティアのための研修があり、先輩

からの指導が盛り込まれたハンドブックを渡される。また、ホストファミリーのために研修やお疲れ様会をすることでコミュニケーションを図る。

留学中は、ボランティアが生徒の近くにおいて一番よく分かるため、その受入れ国の支部でトラブルを解決するのが基本である。現場の感覚が重要である。留学がうまくいってもいかなくても、ボランティアによるマンスリーコンタクトがシステム化されている。そこで生徒に自らの体験を振り返らせ、現地でのトラブルは、ボランティア、ホストファミリー、ホストスクール（受入れ校）の教員、学校の友達が相談相手になって生徒を助ける。ホストファミリーに何も言ってこなくても問題がないということではないと現地に伝えている。ボランティアは同じ支部のグループと一緒に BBQ パーティやキャンプをして、生徒とのタッチポイントを設ける。ボランティアが一人に対応するのではなくグループで対応する。留学生一人ひとりに担当のボランティアが付いて、そこからホストファミリー、ホストスクール、事務所に連絡するルートが構築されている。生徒の状況を一覧できるシステムにより、組織でサポートする。保護者には現地を訪問することを推奨しないポリシーであるため、一年の留学している間に報告会を催し保護者と情報を共有する。

当留学団体で、最後にやはり頼りになるのは、ボランティアが人を育てる気持ちをもって面倒を見ることにある。少しでも生徒に良い経験をさせたいという面倒を見る気持ちがシステムを支える原動力である。こういう子を育てることが長期的に社会に必要であると思っており、長年ボランティアの気持ちを受け継ぎながら本当によくやってきた。たまに何故やっているんだろうと考える時が誰にもあるが、自分のやっていることを有意義なものにするにはどうすればよいのかは自分で考えるしかない。ボランティアとしてお金ではなく、そうではないところに価値を置く。また、生徒は一律ではなく、ちょっと癖のある生徒もホストファミリーによっては大いにマッチするケースもある。心地よく過ごしていけるところに落とすところを見つける作業が重要になる。生徒は、無償で受入れて一緒に異文化体験をさせてくれようとするホストファミリーや地域の人を考えれば、彼らが良く思わないことをしない、期待を裏切らない、

これが生徒に伝わる。日本の保護者にもいつでも緊急連絡が受け取れるように最初から伝えていて、気持ちを共有している。現地で生活している人のファミリーの誰もが不満をためることなく、譲歩しあうことのできる落としどころを見つける。ファミリーがニコニコしていればまあいい。

何かあれば、ボランティアが長い時間生徒の話聞いてくれて共感してくれる。何が事実で何が解釈された内容か、情報を受けた日本ではバイアスがかかって分からない。日本の価値観でも海外の価値観でもどちらかに 100%合わせることはない。現地の文化、本人の性格、ホストファミリーの意向、家庭のポリシー等が複数入り込んでいるので、答えがどこかにあるというわけではない。一方、日本人だからということではなく、ボランティアは留学生を無償でかつ公平に受け入れてもらっている。

支えるステークホルダーが相互依存関係にあり、一人ひとりが思うことの集合体としてのシステムを作る。ボランティアはグループでケアしているので、一人と連絡が取れなくても問題はない。プログラムを支える賛同者とサポーターがちょっとずつ支える。歴史と経験から、前広に生徒にコンタクトすることで事前にリスクを軽減するようにシステム化する。但し、誰かがもうやらないと言ったらすぐ壊れてしまう脆弱なシステムである。

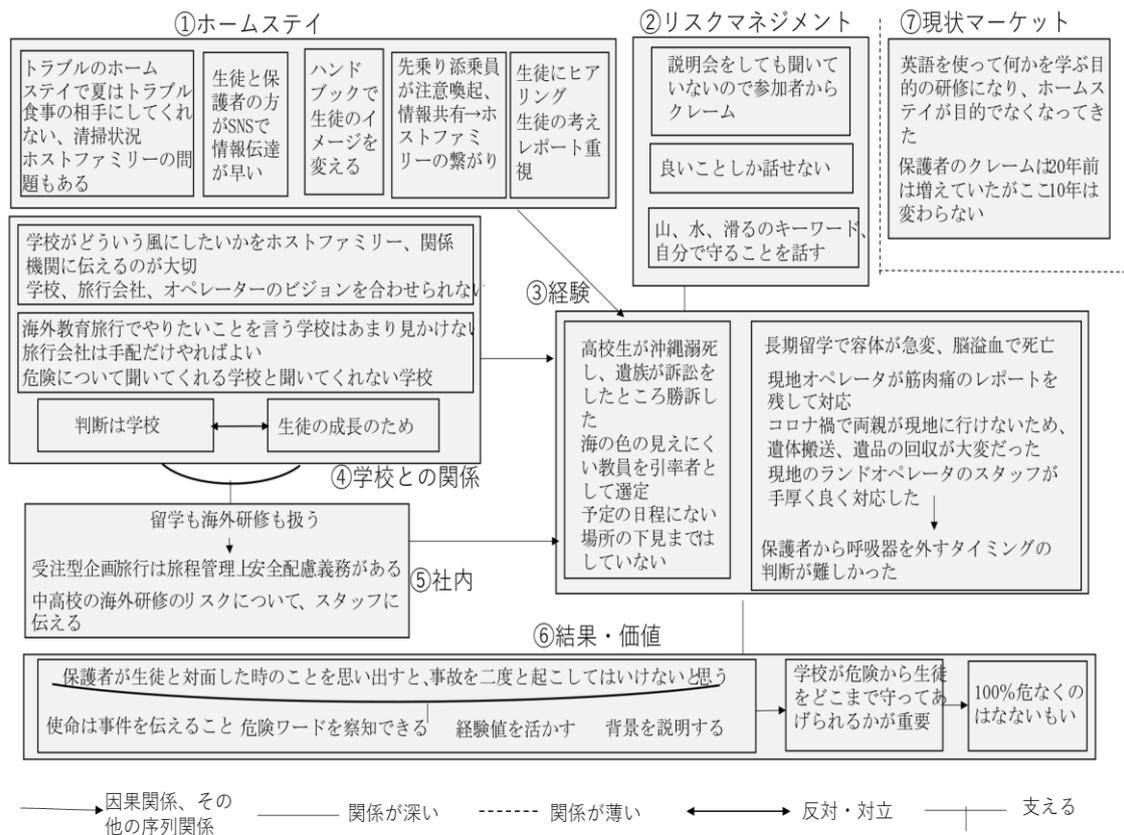
海外教育旅行の機会を広げるために一団体としてだけでなく COVID-19 の影響を受けている団体、企業を後押ししたい思いでいる。それぞれの団体、企業にはリソースと資金があるため、細かい部分を各々が全部行うのは難しいからである。

④ D 旅行者

旅行者で長年教育旅行を担当する管理職へのインタビューである。海外研修は、近年、英語を学ぶだけでなく英語を使って何かを学ぶ研修になり、ホームステイもそれ自体が目的でなくなってきた。留学（3 ヶ月以上）も扱っているが、メインは海外研修旅行と海外修学旅行であり、KJ 法による旅行者 D の海外教育旅行リスクマネジメントの構造である（図表 9-2-9）。

7つの島になるが、今までのインタビューではなかったホームステイの島ができる。トラブルの殆どはホームステイで、必ず夏はトラブルになるが、大学の寮に入れば問題はない。ホームステイでのトラブルの原因は、ホストファミリー宅での食事の内容、ホストファミリーの対応、部屋の清掃であることが多いが、生徒側の問題もある。

図表 9-2-9 D 旅行業者の海外教育旅行リスクマネジメントの構造



対策としては、旅行前では、保護者及び生徒にハンドブックを手交し説明し、ホームステイに対する生徒のイメージを変えることが重要とする。直前には、先乗り添乗員がホストファミリーに注意喚起、情報共有をし、ホストファミリーとの強い繋がりをもたらすようにする。旅行中は、トラブルがあれば生徒にヒアリング、生徒がどうしたいのかを聞き、現地のレポートを重視する。現地の旅行業者のランドオペレータに、母親代わりになってもらい、コミュニケーションとヒアリングをし、長期の場合は週一回のフォローを依頼する。

実際のトラブル解決方法としては金銭しかないこともあるが、解決が厳しかったり、クレイマーの保護者もいたりするので気を付けるしかない。ホームステイ中には色々な事象が起こる。ホストファザーが生徒の女子にドラッグを薦めたことが1年後本人からの通知で発覚したこともある。学校は保護者に説明する必要があり、学校から求められてドラッグを薦めたホストファミリーを調べたが、本人は黙秘し、逆に訴えられる可能性があったため、それ以上の追及を諦めた。200人のファームステイで帰国後セクハラのクレームもあった。生徒と保護者の間でLINE等SMSによる情報伝達が早く、トラブルは旅行者や学校より先に、保護者に伝わる。

リスクマネジメントは、まず、留学、語学研修の説明会を生徒、保護者に対して行うが、一回では終わらない。事前説明会で生徒、保護者が聞いていないこともありクレームになる。学校が選定した海外の姉妹校、提携校について、旅行者からわざわざ治安上のリスクがある等、教員に伝えることはなかなかできない。自分の身は自分で守るように何度でも話すが、殺人とかレイプのような刺激のあるリスクは話さない。「山、水、滑る」の3つの危険に関わるキーワードは学校に必ず伝えて、生徒と保護者に注意してもらうようにするが、それでも水難事故、山での滑落事故、スキーの事故は多い。

次は、海外での脳溢血死亡事故であり、生徒が長期留学中、容体が急変、脳溢血で死亡したことがある。現地オペレータが直前に筋肉痛のリポートを残し対応していた。コロナ禍で両親が現地に行けないため、遺体搬送、遺品の回収に苦労したが、現地のランドオペレータースタッフが手厚く良くやってくれた。呼吸器を外すタイミング等難しい判断もあった。また、国内修学旅行で予定にない海水浴を高校生が勝手にして溺死した事故もある。保護者が学校を訴えて勝訴したのは、引率者としての選定責任とされたためであった。元々訪問する予定にない場所であるところを下見することはなかなかあり得ないが注意することになる。

次に学校との関係が島として表れ、学校のビジョンとして海外研修をどうしたいのか、ホストファミリーや現地の関係機関に伝えるのが重要である。学校、

旅行業者、オペレータのビジョンは、微妙に異なるので、自分のビジョンを他に強制することはできないためそれぞれが他のビジョンにベクトルを合わせ、しかし本質はずれないようにする。しかしながら、学校のビジョンに基づき海外教育旅行で達成すべき目標を旅行業者に伝える学校は殆どない。旅行業者は手配だけやればよいスタンスの学校と異なる学校、リスクについて聞いてくれる学校と聞いてくれない学校、危機管理をしっかりしている学校としない学校と、学校も様々である。いずれにしろ、海外教育旅行について最終的な判断するのは学校であり、旅行業者は学校に対して最大限情報提供をするが、学校が生徒や保護者に伝えるかどうか、伝える場合どう伝えるかは、学校が判断する。旅行業者の社員は、生徒の成長のためにやっている気概があり、クレームを言う保護者がごく一部いるからと言って、保護者目線でやっているとは生徒のためになる良い仕事はできない。

受注型企画旅行は、旅行業者に安全配慮義務があり、中高校の海外研修のリスクについて部下に注意する。海外修学旅行のホームステイは、期間が2日か3日なので案内の仕方を変える。事故事件を経験をすると、安全に対する価値観が変わる。当社に責任がない事故の場合でも保護者や家族の悲しみを見るのはつらい。説明会でも単にそれをしてはいけないと言うだけではなく、なぜNOなのかその背景を説明し、過去の事故事件の経験を活かして学校に説明する。旅行業者は、危険に関するキーワードを察知し、生徒を危険から守れるかが重要である。スタッフは過去の事故事件のことは聞きたくないが、情報としてスタッフと共有するのは、100%リスクのない海外教育旅行はないためである。

引用文献・参考文献

- (1) 川喜田二郎、1986、KJ法-渾沌をして語らしめる、中央公論社
- (2) 川喜田喜美子・高山龍三編著、2010、川喜田二郎の仕事と自画像、ミネルヴァ書房

参考文献一覧

A

- 芦部信喜、1987、『憲法判例を読む』、岩波書店
- 芦部信喜、1992、『憲法学 I - 憲法総論』、有斐閣
- 芦部信喜、2019、『憲法』 第七版、岩波書店

B

- 坂東弘美・服部美恵子、1996、『海をこえて銃をこえて』、風媒社
- ベック・ウルリヒ、1998、『危険社会』、法政大学出版局、東廉・伊藤美登里訳

C

- Claus Lisbeth、2009、*Duty of Care of Employers for Protecting International Assignees, their Dependents and International Business Travelers*、International SOS
- Claus Lisbeth、2011、*Duty of Care and Travel Risk Management Benchmarking Study*、International SOS
- Clifford K.M., Brander R.W., Trimble, S. & Houser, C.、2018、“Beach safety knowledge of visiting international study abroad to Australia”、*Tourism Management* 69、p487-497

D

- ドラッカー P.F.、2007、『非営利組織の経営』、ダイヤモンド社、上田惇生訳
- ドラッカー P.F.、2001、『マネジメントー基本と原則ーエッセンシャル版』、ダイヤモンド社、上田惇生訳

F

- Flaherty G.T., Leong S.H. & Geoghegan R.、2018、“Learning to travel: Reducing the health risks of Study abroad opportunities”、*Journal of Travel Medicine* 11、2018、p1-2
- 古川彰洋、2009、「新型インフルエンザ対策に見た旅行会社とトラベルメディスンの課題について」、『日本渡航医学会誌』3巻1号、p46-50

- 古川彰洋、2018、「学校法人が実施する中長期留学や海外研修旅行の海外受注型企画旅行契約における旅行業法上の安全配慮義務の課題について」、『日本国際観光学会論文集』 25(0)、p51-59
- 古川彰洋、2019、「日本とアジアメディカルツーリズム先進国との現状分析と日本のメディカルツーリズムの方向性」、『日本渡航医学会誌』 13 巻 1 号 p13-18
- 古川彰洋・山田高人・岩切鉄兵・入澤孝之、2021、「中高校の主催する海外教育旅行の安全配慮義務と健康リスクに係る研究」、『日本渡航医学会誌』 15(2) p57-62
- 古川彰洋、2022、「海外教育旅行リスクマネジメントの因子と関係性」、日本リスクマネジメント学会『危機と管理』 53 号 p148-165
- Hartjes L.B., Baumann L.C. & Henriques J.B.、2009、“Travel health risk perceptions and prevention behaviors of US study abroad students”、*Journal of Travel Medicine*, Volume 16, Issue 5,1、p338-343

H

- 蜂須賀洋一、2019、「学校事故裁判事例を活用した安全教育の実践的研究 2」『上越教育大学研究紀要』 上越教育大学編 39(1)、p63-74
- 蜂須賀洋一、2019、「学校事故裁判事例を活用した安全教育の実践的研究 1」『上越教育大学研究紀要』 上越教育大学編 38(2)、p321-332
- 濱田篤郎、2008、『歴史を変えた「旅」と「病」』、講談社
- 廣岡裕一、2012、「観光事業発展のための観光関連法制の研究」、『観光科学』 4 号、p65-68
- 廣岡裕一、2004、「旅行業務取引主任者の役割」、『政策科学』、第 11 巻 2 号 p157-168
- 廣岡裕一、2004、『「旅行」取引のための法政策』、博士論文
- 堀尾輝久・兼子仁、1977、『教育と人権』、岩波書店

I

- ISO、2021、*ISO31030 Travel risk management - Guidance for organizations*

K

- Kimble M., Flack Jr., W. & Burbridge E.F.、2012、“Study abroad increases risk for sexual assault in female undergraduates: A preliminary report. *Psychological Trauma: Theory, Research, Practice, and Policy*, American Psychological Association, 5(5)、p426-430

- 香取幸一、2012、「旅行業法と規制緩和に関する一考察」、『玉川大学経営学部紀要』第19、p1~15、玉川大学経営学部
- 亀井克之、2011、『リスクマネジメントの基礎理論と事例』、関西大学出版部
- 亀井克之、2017、『決断力にみるリスクマネジメント』、ミネルヴァ書房
- 亀井利明、1980、『リスクマネジメント理論と実務』、ダイヤモンド社
- 亀井利明、1986、「わが国におけるリスクマネジメント論の展開」、『關西大學商學論集』、31(3~5)、p323~351
- 亀井利明・亀井克之、2009、『リスクマネジメント総論増補版』、同文館出版
- 亀井利明、編著上田和勇、2017、『リスクマネジメントの本質』、同文館出版
- 賀茂美則、1993、『米国を愛した少年』、講談社
- 兼子仁、1971、『国民の教育権』、岩波書店
- 兼子仁、1992、『教育判例百選』、有斐閣
- 川喜田二郎、1967、『発想法』、中央公論社
- 川喜田二郎、1970、『続・発想法』、中央公論社
- 川喜田二郎、1986、『KJ法-渾沌をして語らしめる』、中央公論社
- 川喜田喜美子、高山龍三編著、2010、『川喜田二郎の仕事と自画像』、ミネルヴァ書房
- 木下富雄、2016、『リスクコミュニケーションの思想と技術』、ナカニシヤ出版
- 国井和郎、1984、『第三者惹起事故と安全配慮義務』、判例タイムズ 35(20)、p196-207
- 國井和郎、1989、『安全配慮義務の成立要件 現代民事裁判の課題7』、新日本法規出版、p157-184
- 國井和郎、1999、『外国を旅行目的地とする主催旅行の実施中に発生したバス転落事故と旅行業者の損害賠償責任』、判例タイムズ 41(26)No. 736、p39-47

M

- Marcantonio T., Angelone D. J., Swirsky J. & Joppa M.、2018、“An analysis of the sexual health and safety information study abroad directors present their students prior to departure”、*Journal of American College Health* 68(1)、p1-5
- Mkandawire-Valhmu L.、2012、“Study abroad as a tool for promoting cultural

safety in nursing education, Doering J.”、*Journal of Transcultural Nursing*, 23(1)、p82-89

- ヘンリー・ミンツバーグ、2007、『H. ミンツバーグ経営論』、ダイヤモンド社、DIAMOND ハーバード・ビジネスレビュー編集部（訳）
- 三浦雅生、1996、『新・旅行業法解説』、トラベルジャーナル
- 三浦雅生、2001、『三浦雅生の判例散歩&こんな時どうする！苦情対応 110 番』トラベルジャーナル
- 三浦雅生、2007、『改正・標準旅行業約款解説』、自由国民社
- 三浦雅生、2018、『改正・標準旅行業約款解説』、自由国民社
- 宮台真司、2009、『私たちはどこから来て、どこへ行くのか』、幻冬舎

N

- Nara Yumiko & Inamura Tetsuya (Editors)、2020、*Resilience of Life (Livelihood) and Natural Disasters*、Springer
- NARA Yumiko & SATA Tomiko、2016、“Construction of the practical model and learning program for risk literacy of everyday life: Based on students awareness”、*Procedia Computer Science* 96、p1258-1266
- Neef Andreas & Grayman Hession Jesse、2018、*Conceptualizing the Tourism-Disaster-Conflict Nexus*、Emerald Publishing Limited
- 奈良由美子、1996、『家庭リスクマネジメントの理論と体系』、博士論文
- 奈良由美子、1998、「ファミリー・システムにおけるリスク管理モデルの検討」、『社会・経済システム』17 巻、p93-98
- 奈良由美子、2015、「イノベーションの共創と科学リテラシーの涵養に関する一考察」、電子情報通信学会『信学技報』Vol. 115 No. 337、p29-33
- 奈良由美子、2017、『生活リスクマネジメント』、放送大学教育振興会
- 公益財団法人日本修学旅行協会、2019、『教育旅行年報データブック 2019』
- 公益財団法人日本修学旅行協会、2020、『教育旅行年報データブック 2020』
- 公益財団法人日本修学旅行協会、2021、『教育旅行年報データブック 2021』
- 野口和彦、2015、『リスク三十六景』、日本規格化協会
- 野口和彦、リスクマネジメント規格活用検討会編著、2018、『IS031000：リスクマネジメント解説と適用ガイド』、日本規格協会

O

- 大曾根寛、2018、『福祉政策の課題』、放送大学教育振興会
- 大曾根寛、2016、『社会福祉と法』、放送大学教育振興会
- 大曾根寛、2012、『新・講座社会保障法第2巻「地域生活を支える社会福祉」』、法律文化社
- 織田博子、1997、『在校契約と安全配慮義務、民法における「責任」の横断的考察』、p261-283

P

- Parsons T. & Smelser N. J.、1968、『経済と社会Ⅰ』、岩波書店、富永健一（訳）
- Parsons T. & Smelser N. J.、1968、『経済と社会Ⅱ』、岩波書店、富永健一（訳）
- Putnam D. R.、2001、『Bowling Alone』、Simon & Schuster

R

- Ritchie W. Brent、2006、『*Managing Educational Tourism*』、Viva Books Private limited
- Ritchie W. Brent、2009、『*Crisis and Disaster Management for Tourism*』、Channel View Books
- Ritchie W. Brent & Campiranon Kom、2015、『*Tourism Crisis And Disaster Management In The Asia-Pacific*』、CAB International

S

- 坂井素思・岩永雅也・橋本裕蔵、1997、『社会科学入門』、放送大学教育振興会
- 坂井素思、2017、『貨幣・勤労・代理人』、左右社
- 坂井素思、2020、『椅子クラフトはなぜ生き残るのか』、左右社
- 坂井素思、2020、『社会的協力論』、放送大学教育振興会
- ロバート・J・シラー、2021、『ナラティブ経済学』、東洋経済新報社

T

- Aven Terje & Renn Ortwin、2010、『*Risk Management and Governance*』、Springer
- 高橋弘、2016、「EU と日本における主催旅行契約（募集型企画旅行）の近況」、『広島法学』30巻1号 p1-52、広島大学
- 高橋眞、1992、『安全配慮義務の研究』、成文堂
- 高橋眞、2009、「学校事故と安全配慮義務—安全配慮義務の構造に関する準備的考察」、『大阪市立大学法学会』55巻3-4号、p1-11

- 瀧澤孝臣、1989、『安全配慮義務違反に基づく損害賠償当事者の拡大、現代民事裁判の課題7』、新日本法規出版、p206-224
- 立石麻梨子・三橋睦子・角間辰之・渡邊浩、2018、「高校生及び大学生の海外渡航における健康リスクと準備の問題」、『日本渡航医学会誌』12(1)、p8-12
- 立石 麻梨子・三橋睦子・佐藤祐佳・渡邊浩、2020、「高等学校における海外渡航時の健康管理の現状と教職員のニーズ」、『日本渡航医学会誌』14(1)、p19-24
- 辻 廣道、2020、「大学生への海外リスク教育 関西大学共通教養科目「学生生活とリスク」を担当して」、日本リスクマネジメント学会『危機と管理』51 巻、p43-63
- 露木美幸、2012、『事業の発展に伴う責任法の変容：安全配慮義務理論の有用性に関する一考察』、博士論文
- 寺前秀一、2007、『観光政策学』、イプシロン出版企画
- 寺前秀一、2014、『学生・社会人のための観光・人流概論』、システムオリジン
- 戸部良一・寺本義也・鎌田伸一・杉之尾孝生・村井友秀・野中郁次郎、1991、『失敗の本質』、中央公論社

U

- 上田和勇、2003、『企業価値創造型リスクマネジメント』、白桃書房
- 上田和勇、2014、『企業倫理リスクのマネジメント』、同文館出版
- 上田和勇(編著)、2021、『復元力と幸福経営を生むリスクマネジメント』、同文館出版

Y

- 山田希、2014、「旅行中の事故と旅行業者の安全確保義務」、『名古屋大学法政論集』254 p695-722
- Yamakawa M., Tanaka Y. & Sasai M. 2019, “Health risk management behaviors and related factors among Japanese university students participating in short-term study abroad programs”、*Journal of Infection and Chemotherapy*, 25(11)、p866-872
- 山田希、2014、「旅行中の事故と旅行業者の安全確保義務—「危険責任」原理に基づく責任の正当化と適用上の諸問題」、『名古屋大学法政論集』254、p695-722

資料編

1. 日本の教育と旅行の法制度の歴史年表

西暦	国内教育関連立法・政策時代区分	国内教育関連立法・政策	国内旅行関連立法・政策時代区分	旅行リスクマネジメントによる区分	国内旅行関連立法・政策	
1930	国家統制時代		イン 第 パ ウ ン ド	黎 明 期	鉄道局国際観光局設置	
1947	新 教 育 時 代	日本国憲法施行、国家賠償法施行、教育基本法、学校教育法			日本国憲法第22条「移動の自由」	
1948					旅館業法、温泉法	
1952					旅行あっせん業法制定、航空法、道路法	
1958		学校保健法として、施行			旅行者取締り時代	
1959		日本学校安全会法制定			航空法、道路法	
1971					国内旅行 拡大時代	「旅行あっせん業法」が改正され、「旅行業法」と改称、施行。「旅行業務取扱主任者」資格制度の導入
1978	学校安全会法を改正					
1990	教育改革時代		大旅行 時代	消費者保護黎 明期	国土交通省が、ホームステイツアーをより一層有意義なものとするため、(社)日本旅行業協会が行った「ベターホームステイツアー」キャンペーンを後援	
2002	ゆとり教育時代	独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行			外務省海外危険情報の見直しに係る取扱いについて旅行者が自己責任で渡航計画や安全策を検討	
2006	反 ゆ と り 教 育 (安 全 重 視)	反ゆとり教育	イン パ ウ ン ド 第 2 期	消費者保護成 熟期	「観光立国推進基本法」と改題、施行	
2009		学校保健法が学校保健安全法として改題され施行				
2011		政府が、グローバル人材の育成のため、高等教育機関の国際化を図るとともに、若者の留学を推進を図る等国際的視野を涵養する取組を推進				
2012		311を受けて、学校防災マニュアル作成の手引きを文科省が発表し、「学校安全の推進に関する計画の策定について」中教審が答申、閣議決定				
2013		文部科学省は、留学促進キャンペーン「トピタテ！留学JAPAN」を開始				
2015		文科省「大学における海外留学に関する危機管理ガイドライン作成検討会」を設置			観光庁は、旅行業界における危機管理体制の構築の強化に向け、パンフレット「旅行業界のための旅行安全マネジメントのすすめ」を旅行会社に配布	
2018		文科省が「グローバル化に対応した英語教育改革実施計画」を公表			旅行者取締り時代	旅行業改正及び通訳案内士法改正

2. 英米豪3カ国の教育と旅行の法制度の歴史年表

西暦	海外(英米豪)教育関連立法・政策	海外(英米豪)旅行関連立法・政策
1870	英: 教育法	
1961		米: 旅行法制定(国内外の旅行促進、賄賂のための旅行提供の禁止)
1965	米: 高等教育法米及び初等中等教育法(ESEA)発効	
1973		豪: ニューサウスウェールズ州で旅行業登録制度が開始される。その後、ノーザンテリトリーを除く全州で制定
1979		OECD: 航空主催旅行に関する情報及び旅行者の保護に関するOECD理事会の勧告
1982		英: 1982年物品サービス提供法がサービス提供責任者の安全配慮義務を規定
1984		米: カリフォルニア州商法に旅行販売規定(17550)を追加
1988	英: 改定教育法	
1990	米: 犯罪意識とキャンパス安全法	
1992		英: ATOL(航空旅行)パック旅行規則の導入
1994		米: カリフォルニア州法に旅行業ライセンス制度(17550.10)を追加
1996		豪: 旅行業基金法により旅行業基金制度が創設
1997	豪: 外国人留学生向け教育支援法(ESOS1997)制定(登録料設定)	
1998	米: キャンパス安全政策とキャンパス犯罪統計法(Cleary Act)	
2000	豪: 外国人留学生向け教育支援法(ESOS2000)制定	
2002	米: 初等中等教育改正法(NCLB—落ちこぼれ防止法)	
2004		EC: 航空機利用に関する補償規則(ATOL) 豪: オーストラリア旅行法
2007	豪: 外国人留学生向け教育サービス機関規則2007	
2012	豪: ESOS法2012改定	
2014		豪: ニューサウスウェールズ州旅行業登録制度が廃止
2015		EC: パック旅行及びその手配に関する指令 豪: 旅行業基金制度も廃止
2017	豪: 外国人留学生向け教育サービス機関統制手続き法制定	
2018	豪: 外国人留学生向け教育サービス機関規則2018改定し、2025年までの国際教育戦略を策定	英: パッケージツアー及びOTA旅行手配規則2018
2019	豪: 野外及びリクレーション活動のための公教育方針	
2020	豪: ESOS法2020改定	

既発表論文一覧

古川彰洋、2018、「学校法人が実施する中長期留学や海外研修旅行の海外受注型企画旅行契約における旅行業法上の安全配慮義務の課題について」、『日本国際観光学会論文集』 25(0)、p51-59

古川彰洋・山田高人・岩切鉄兵・入澤孝之、2021、「中高校の主催する海外教育旅行の安全配慮義務と健康リスクに係る研究」、『日本渡航医学会誌』 15(2) p57-62

古川彰洋、2022、「海外教育旅行リスクマネジメントの因子と関係性」、日本リスクマネジメント学会『危機と管理』 53号 p148-165

謝辞

本論文を纏めるにあたり、放送大学奈良由美子教授には、リスクマネジメント理論の基本から応用、研究の姿勢から博士論文の在り様まで厳しくも優しくご指導を賜りました。心より厚く御礼申し上げます。

学内副査の故大曾根寛教授には、法制度全般についてご指導賜りました。御礼申し上げるとともに、ご冥福をお祈り申し上げます。学内副査の坂井素思教授には、仮説定立から検証まで経済社会論に基づく方法論につきご指導いただき、厚く御礼申し上げます。また、学外副査の亀井克之関西大学教授には、リスクマネジメント研究の楽しさをご指導いただき、厚く御礼申し上げます。

本論文は、筆者の40年を超える旅行業でのビジネス経験に基づくものであり、示唆をいただいた先輩、同僚・後輩の皆様に感謝いたします。また、仕事をしながらも本論文を書き終えることできたのは、2020年初頭からCOVID-19感染拡大によって、海外教育旅行が完全に中止になったこと、そして何よりも休業日があり、在宅勤務の増加によって通勤時間が無くなったことによる恩恵を受けたこと、によります。

本研究の執筆にあたって、中高校及び大学の同級生、友人、家族のアドバイス及び支援をいただきました。これらの後押しなしに本論文を完成させることはできませんでした。ここに厚く御礼申し上げます。

令和5年 3月

古川 彰洋